

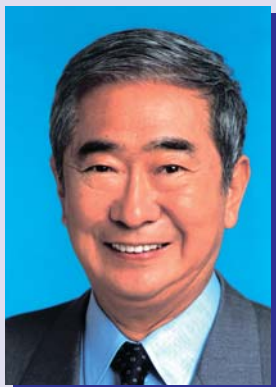
東京都環境基本計画

2008(平成20)年3月



東京都

世界で最も環境負荷の少ない都市をめざして



世界では今、熱波や干ばつなどの異常気象や海面水位の上昇、氷河の後退といった地球温暖化による気候変動の危機に対する不安が、かつてなく高まっています。温暖化はある段階を越えると加速しはじめ、この5、6年の間に相当なことを行わないと、ポイント・オブ・ノーリターンを過ぎて取り返しのつかないことになると言われていています。奇跡の星・地球の環境を次の世代に残すため、今を生きる我々の世代が、直ちに行動を起こしていかなければなりません。

東京都は一昨年12月、東京をより高い次元で成熟させ次代へと継承するための都市戦略として「10年後の東京」を策定し、「世界で最も環境負荷の少ない都市を実現すること」としました。この中で、「2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25パーセント削減する」という目標を掲げて、気候変動の危機の克服に向けた独自の取組を開始しています。

東京はこれまでも、都市の成長過程において幾多の環境問題に直面し、これを克服してきており、都民の健康を脅かす大気汚染問題では、都独自のディーゼル車規制などの施策を複合的に展開し、都民や事業者の皆さんの協力をいただいて、わが国の立ち遅れた自動車公害対策を大きく先導してまいりました。

差し迫る温暖化に対しても、国や世界を先導する明確な目標と大胆な施策を提起し、都民や事業者の皆さんとともに危機に立ち向かってまいりたいと思います。

この新たな「東京都環境基本計画」においては、こうした気候変動対策への取組をはじめとして、緑の減少への取組、資源の循環利用、より良質な大気環境の創出、土壌汚染など環境の「負の遺産」の解消に果敢に取り組み、人類・生物の生存基盤が確保され健康で安全に生活でき、そして快適で質の高い生活が享受できる都市を目指すこととしています。

今後、この計画を羅針盤として、「人を育て、緑を守り、都市を躍動させる」という2016年東京オリンピックの開催理念の具現化に向けて、都民や事業者の皆さん、区市町村、NPO等とともに、先進的で骨太な環境施策に取り組み、「10年後の東京」で描いた近未来図を着実に実現してまいります。

2008（平成20）年3月

東京都知事

目 次

第1部 新たな東京都環境基本計画の策定にあたって

第1節 策定の背景	3
第2節 東京を取り巻く社会経済の動向	4
第3節 東京が直面する環境問題についての新たな認識	8
第4節 東京が目指すべき都市の姿と果たすべき役割	9
第5節 目標設定の考え方	11

第2部 分野別目標と施策の方向

第1章 人類・生物の生存基盤の確保	15
～気候危機と資源制約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～	
第1節 気候変動の危機回避に向けた施策の展開	16
1 節電の徹底などエネルギー需要の見直しと 省エネルギー技術の全面展開によるCO ₂ の削減	22
2 再生可能エネルギーの飛躍的な利用拡大	25
3 都市づくりの中でのCO ₂ 削減	28
4 省エネ・節電に向けたムーブメントの創出と 新たな仕組みづくり、連携の拡大	30
5 その他の温室効果ガス対策	33
6 適応策の強化と総合的な気候変動対策の推進	34
第2節 持続可能な環境交通の実現	35
1 交通行動の変革（自動車への過度の依存からの転換）	37
2 自動車交通量の抑制等	39
3 環境負荷の少ない自動車使用への転換、誘導	40
4 自動車の環境性能向上（低燃費な車の開発、普及促進）	42
5 燃料施策	43
第3節 省資源化と資源の循環利用の促進	44
1 発生抑制・リサイクルの推進	46
2 健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展の促進	48

第2章 健康で安全な生活環境の確保……………49 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～

第1節 大気汚染物質の更なる排出削減……………49	
1 自動車に起因する大気汚染の更なる低減……………53	
2 大気汚染対策の更なる展開（主に自動車に起因するものを除く）……………54	
3 その他（未規制分野等）……………57	
第2節 化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 環境の「負の遺産」を残さない取組……………58	
1 化学物質の適正管理とリスクコミュニケーションの推進……………63	
2 土壌・地下水汚染対策……………64	
3 水質汚濁対策……………64	
4 廃棄物の適正処理の促進と不法投棄対策の徹底……………65	
5 その他（一般環境中のアスベストなど新たな健康影響物質等への対応）……………67	
第3節 生活環境問題の解決（騒音・振動、悪臭等対策）……………68	
1 都市・生活騒音対策……………70	
2 道路交通騒音・振動対策……………70	
3 航空機、鉄道における騒音・振動対策……………71	
4 悪臭……………71	
5 良好な「音環境」「かおり環境」の保全・創出……………71	
6 日照障害、風害、電波障害、光害等……………71	

第3章 より快適で質の高い都市環境の創出……………72 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～

第1節 市街地における豊かな緑の創出……………72	
1 既存の緑の保全など、より質の高い緑の確保……………74	
2 あらゆる都市空間での積極的な緑の創出……………75	
3 都市農地の保全……………76	
4 緑のムーブメントの推進……………77	
第2節 水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復……………78	
1 水循環の再生に向けた方策……………79	
2 うるおいのある水辺環境の回復……………80	
第3節 熱環境の改善による快適な都市空間の創出……………81	
1 多様な手法による対策（気候変動対策、緑施策とともに進める対策）……………83	
2 都市づくりとともに進める対策……………84	

第4節	森林や丘陵地、島しょにおける自然の保全	86
1	森林・丘陵地の緑の保全	88
2	多様な主体の参画による自然環境の保全	89
3	自然の生態系を守る	91

第3部 横断的・総合的施策

第1章 社会や経済を動かす基本的なルールにおける環境配慮の内在化

第1節	目標・方針の明確化とガイドラインの提示	95
	～「環境の確保に関する配慮の指針」～	
1	環境配慮原則	96
2	基本的な環境配慮項目	97
3	都市づくり、都市活動におけるあらゆる場面での 環境配慮・環境対応の内在化	97
4	都政のあらゆる施策における環境配慮の内在化 (環境施策とその他の都施策との融合)	99
	～配慮の指針〔別表〕～	100
第2節	環境に配慮するルールの確立及び実効ある取組の推進	132
1	規制的手法の活用	132
2	環境対策コストの市場内部化	132

第2章 持続可能な都市づくりを促進する仕組みの構築

第1節	都民、国民、世界の人々との連携・協働による取組の推進	136
1	再生可能エネルギー利用拡大などでの 企業、NPO、都民との連携の仕組みづくり ～戦略的な連携プロジェクトパッケージの構築～	136
2	区市町村の主体的取組への支援と連携の強化	137
3	首都圏自治体など、他自治体との施策連携と国への働きかけ	138
4	アジア、世界の都市との連携	138
5	戦略的環境広報	139

第2節	最先端の科学技術力を駆使した施策の展開	141
1	最新技術の開発促進、環境ビジネスの創出	141
2	調査研究の充実強化	141
第3節	東京の環境を引き継いでいく次世代の人材育成	143
1	児童教育（小学校）を核とした、 様々な主体との連携による環境教育の実現	144
2	埋立処分場見学会を活用した総合的な環境教育の実施	144

第4部 計画の推進

第1節	計画の推進と見直し	147
1	計画の進捗状況の点検と見直し	147
2	推進体制と財政的な措置	147
第2節	施策の具体的な展開	148
資料		
	東京都環境基本条例（抄）	169

第1部

新たな東京都環境基本計画の 策定にあたって

第1節 策定の背景

都は、2002年1月に策定した環境基本計画の中で掲げた「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する」という基本理念の基に、東京の環境の危機克服に向けた様々な施策に果敢に取り組んできた。

計画の策定から6年、都は多くの事業者や都民の協力を得てディーゼル車排出ガス対策を実施し、浮遊粒子状物質を中心とした大気汚染の大幅な改善を実現した。また、地球温暖化対策やヒートアイランド対策などにおいても、国や他の自治体に先駆けた新たな取組を開始し、少なからぬ成果を上げてきた。

しかしながら、東京の環境を取り巻く現状を見ると、二酸化窒素、光化学オキシダントなどの大気汚染や、土壌汚染など環境の「負の遺産」が依然として残されているとともに、緑の減少に歯止めがかかっていないことも明らかになっている。さらに、この間の何よりも重要な変化は、地球温暖化の顕在化であり、気候変動のもたらす危機への不安がかつてなく高まっている。これらの状況の変化は、都にこれまで以上に積極的な環境政策の展開を求めるものとなっている。

都は、気候変動に代表される環境危機に対して果敢に挑み、都民はもちろん、世界の全ての人々との共通の未来を拓くため、世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市の実現を目指して、大胆でスピード感のある戦略的な取組を展開していく必要がある。

このため都は、これまでの取組の成果や課題、さらに、国内外の社会状況の変化も踏まえ[※]、持続可能な東京の実現に向けた取組を一層強化するため、新たな環境基本計画を策定することとした。

※ 本計画は、各施策の方向を示すに当たり東京都の環境の現状や環境施策の実施状況についても明らかにしており、策定時点における都の環境白書としての役割も果たしている。

第2節 東京を取り巻く社会経済の動向

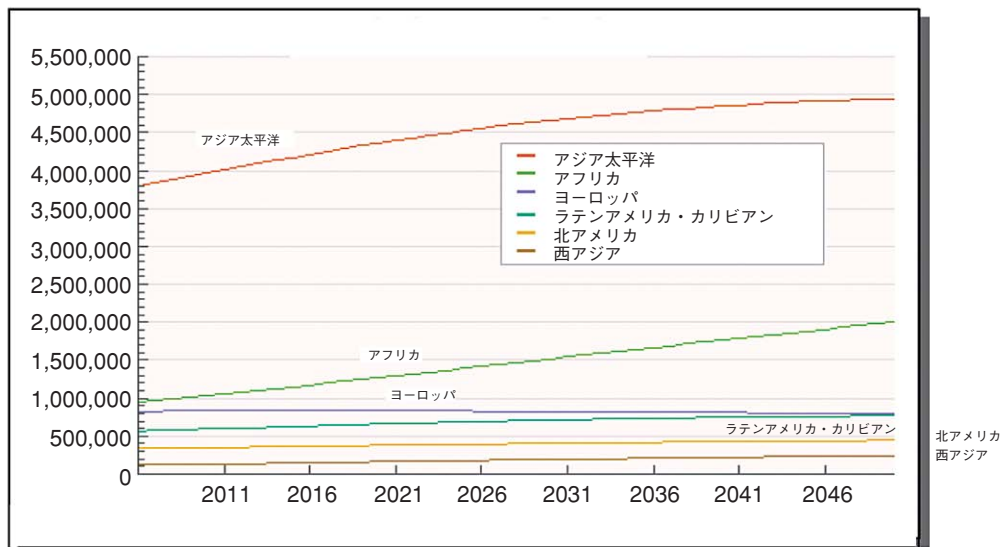
○世界人口の動向

世界人口は、2007年の67億人から25億人増加し、2050年に92億人となると予測されている。特にアジアやアフリカ等開発途上国での人口増加が著しいⁱ⁾。

また、世界の都市人口の割合は1900年には

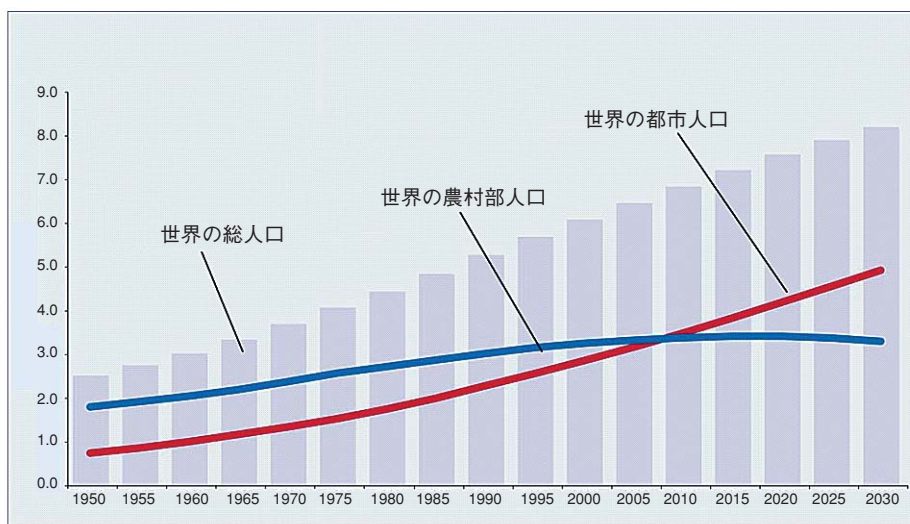
わずか13%であったのに対し、1950年には29%となり、2005年には49%となった。世界規模で引き続き都市化が進み、2030年までには世界人口の60%が都市に住むと予測されているⁱⁱ⁾。

図表1-2-1 人口予測（単位：千人）



出典：UNPD World Urbanization Prospects : 2006 Revision

図表1-2-2 世界の都市部及び農村部の人口（単位：10億人）



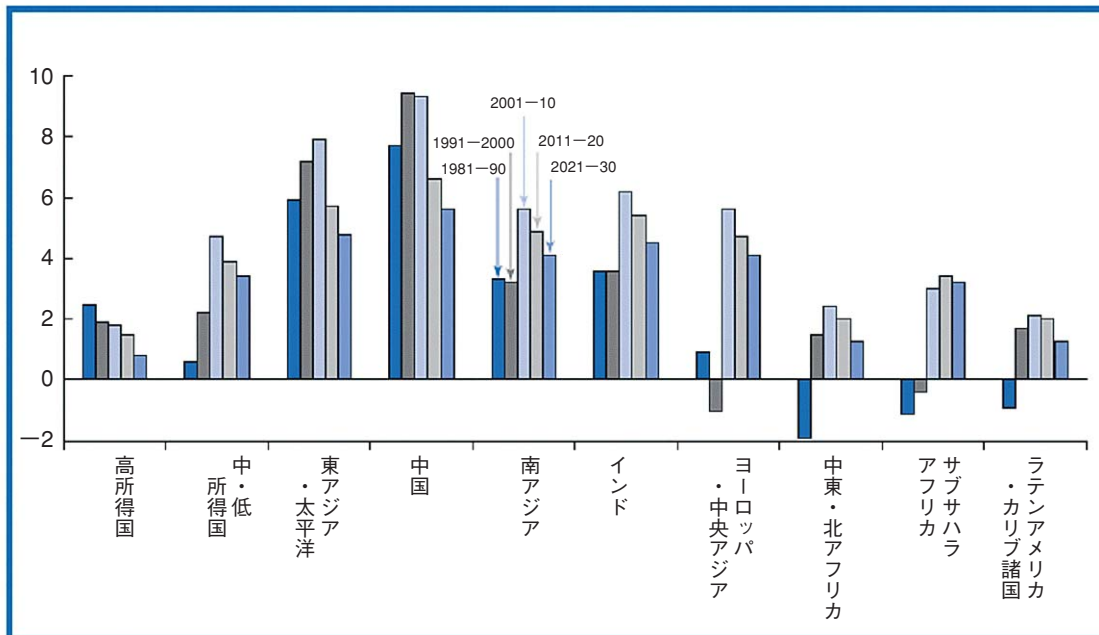
出典：UNPD World Urbanization Prospects : 2005 Revision

○世界経済の動向

今日の世界経済は、冷戦終結後のグローバル化とIT技術の進展によって、全体が一つの経済

圏に統合されつつある。また、現代のグローバル化の顕著な特徴の一つは、アジアの著しい台頭であるとされているⁱⁱⁱ。

図表1-2-3 長期経済見通し（1980-2030） 年間一人当たりGDP成長率(%)



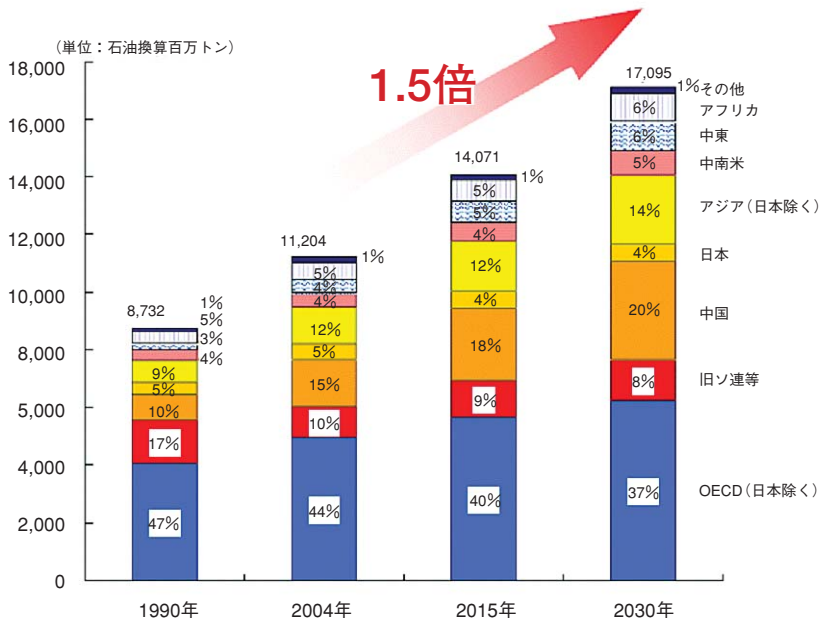
出典：Global Economy Prospects 2008

○世界のエネルギー需要の動向

世界のエネルギー需要は、中国、インドを中

心に急増しており、2030年には現在の約1.5倍に増加する見込みである^{iv}。

図表1-2-4 世界のエネルギー需要の見通し



出典：IEA Energy Outlook2006より経済産業省等作成

○我が国と東京の人口の動向

我が国は、全体として人口減少社会に移行しつつあり、東京の人口も当面は増加傾向にあるものの、次第に減少していくことが予想される。

我が国の人口は、2005年に減少局面を迎え、2015年に1億2543万人、2025年に1億1927万人と減少を続け、2046年には1億人を割り込む推計となっている。また、老年人口（65歳以上）の割合は、2005年度の20.2%から、2013年には25%を超え、2035年には3人に1人以上となる見通しである。

一方、東京の人口は、都心回帰に代表される人口流入により、区部、多摩・島しょ部ともに、当面増加を続け、2015年に総人口1300万人超のピークを迎えると予測される。その後は減少が続き、2025年には約1270万人になると推計される。また、老年人口の割合は上昇を続け、2015年には都人口の4人に1人が老年人

口となり、2025年には75歳以上の高齢者の割合が15.8%と、2005年のほぼ倍近くになると推計される^①。

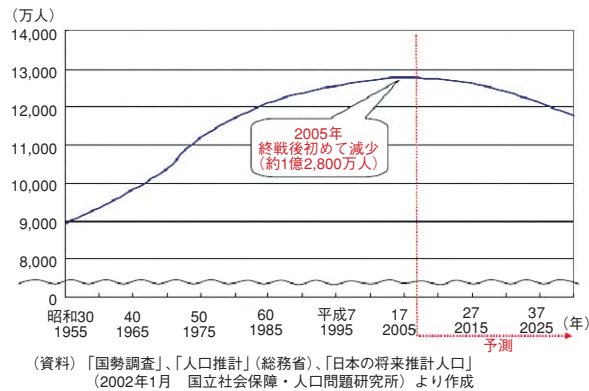
以上のように、我が国は全体として人口減少社会に移行しつつあり、東京の人口も当面は増加傾向にあるものの、次第に減少していくことが予想される。ヨーロッパでは既に人口減少を都市衰退に帰結させるのではなく、都市の質を高める契機としていく「シュリンク・ポリシー（創造的縮小政策）^②」と呼ばれる政策が展開されている。

都の今後の施策展開に当たっても、人口減少や急速な少子高齢化などの人口動向を見据えた対応が求められる。

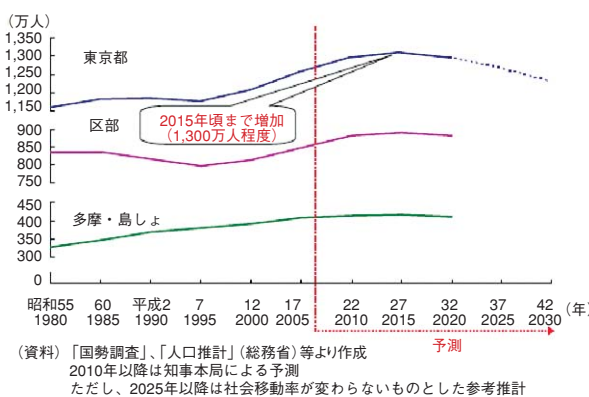
また、東京の昼間人口^③は、平成17年国勢調査によると約1500万人となっており、買物・レクリエーション人口、公用・商用人口、観光人口、通過人口等も考慮すると、更に多くの「昼間都民」が存在すると考えられている。

政治・経済・文化活動等の拠点として多くの人々が集積する東京においては、通勤・通学に伴う人の移動や、これら「昼間都民」の経済活動等に伴う、エネルギー・資源消費、廃棄物などへの対応も考慮する必要がある。

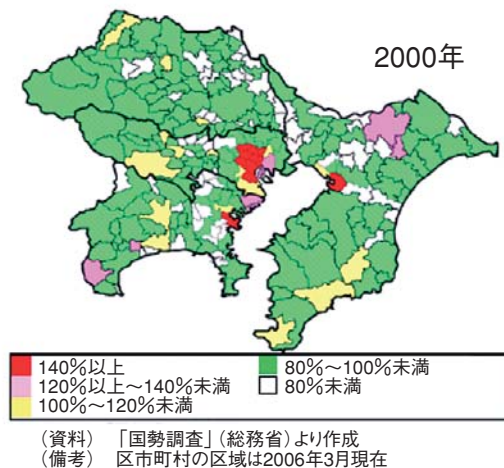
図表1-2-5 日本の総人口の推移



図表1-2-6 東京の人口の推移



図表1-2-7 東京圏の区市町村別昼間人口割合



※ シュリンク・ポリシー（創造的縮小政策）：人口減少による縮小を前提として、ゆとりある持続可能な都市づくりを進める政策。ドイツのフランクフルト市などで進められている。
※ 昼間人口：ある地域に常住する人口に、その地域へ通勤者又は通学者として流入する人口を加え、さらに、その地域から通勤者又は通学者として流出する人口を差し引いた人口。買い物や行楽などのための一時的理由による流入、流出人口は含まれない。

○日本経済と東京の産業など

日本経済は、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、新しい成長の姿を確立していく重要な時期にある。

しかしながら、日本経済の今後の10年を見通すと、中国のGDPが日本を超え、世界経済における日本の存在感が相対的に低下する懸念がある^{vi}。

東京は、国内総生産額の2割弱を占め、カナダ1国に匹敵する経済活動が展開されている我

が国最大の経済都市であり、その活力は日本全体を牽引している。また、国内の外資系企業の6割以上が立地し、訪日する外国人の半数以上が東京を訪れるなど、国内随一の国際ビジネス拠点となっている。しかしながら、東京においても生産年齢人口が2015年頃に減少に転じること、社会資本が更新期を迎えることなど、経済的には転換期を迎えることが予測されている^{vii}。

-
- i) UNPD世界人口予測（2006年改訂）
<http://www.un.org/esa/population/publications/wpp2006/English.pdf>
 - ii) UNPD世界都市化予測（2005年改訂）
<http://www.un.org/esa/population/publications/WUP2005/2005wup.htm>
 - iii) グローバル経済戦略＜要約版＞2006年4月経済産業省
<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g60802b06-2j.pdf>
（財）日本エネルギー経済研究所「アジア／世界エネルギーアウトック2007」は、2005年から2030年までの世界経済の成長率を年率3.1%、アジア（日本を除く）の経済成長率は5.3%と今後も世界経済を牽引する。中でも中国は6.2%、インドは6.1%としている。
<http://eneken.ieej.or.jp/press/teireiken/press071012.pdf>
 - iv) 「最近のエネルギーを巡る情勢について」平成19年4月経済産業省、資源エネルギー庁
<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70507b05j.pdf>
 - v) 「10年後の東京～東京が変わる～」東京都（2006年12月）より
 - vi) 世界銀行「2006年世界GDP国別ランキング」（Total GDP 2006（millions of Ranking Economy US dollars））<<http://siteresources.worldbank.org/DATASTATISTICS/Resources/GDP.pdf>>によると、世界48兆2449億ドル、8.7%増である。国別では、第1位・米国約13兆2018億ドル（千万ドル以下四捨五入）（世界の27.4%）、第2位日本約4兆3401億ドル（9.0%）、第3位ドイツ約2兆9067億ドル（6.0%）第4位中国約2兆6681億ドル（5.5%）、第5位イギリス約2兆3450億ドル（4.9%）である。地域では、BRICs（ブラジル・ロシア・インド・中国本土）5兆6290億ドル（11.7%）、中国圏（中国本土・台湾・香港）3兆2042億ドル（6.7%）である（なお、EU27国は14兆4205億ドル（世界の29.9%））。中国が先進国入りする日も近いとされている。
 - vii) 「東京都産業振興基本戦略」東京都産業労働局（2007年3月）より

第3節 東京が直面する環境問題についての新たな認識

2002年策定の環境基本計画では、今日の東京が、大気汚染、化学物質による健康被害の懸念などの「都民の健康と生活の安全を脅かす直接的な危機」と、ヒートアイランド・気候変動の危機、緑の減少などの「都市と地球の持続可能性の危機」という二つの環境の危機に直面しているととらえ、この認識のもとに、環境施策の基本理念として、「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する」を掲げていた。

この基本理念自体は、基本的に引き継ぐべきものであるが、策定後6年を経た現在、東京が直面している環境問題のとらえ方については、新たな認識が必要となっている。

第一は、気候変動の危機の顕在化である。

2002年の時点では、地球温暖化は、多くの人々にとって、将来世代への影響が懸念されるというレベルの、いわば「予感的」な危機意識であった。しかしながら、この6年間に現実に異常気象が頻発し、気候変動の危機は、よりリアルで差し迫ったものとして、多くの人々に受け止められるよう、大きく変化してきた。

2007年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書[※]は、いま現実に、気候システムに温暖化が起こっていることを断定するとともに、熱波や干ばつ、降雨量の増加といった異常気象、氷河や北極の氷の溶解、海面上昇などに見られるように、温暖化のスピードが加速していることを明確に指摘した。温暖化に伴い、地球規模の気候危機が現実に進んでいることは、もはや疑いようがない。

気候変動は、異常気象の頻発、食糧生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失など、世界中の人々にとって生活の基盤となる全てのものを脅かす、人類の直面する最も深刻な環境問題である。そして、この気候変動を

もたらしているのが、人類が消費する大量の化石燃料に起因する、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの大気中濃度の増加であることがほぼ断定されている。

気候変動は、ヒートアイランド現象の深刻化や集中豪雨の激化などの形で、都民の生活に更に直接的な影響をもたらす恐れがある。また、臨海地域、沿岸地帯を抱える東京は、地球温暖化のもたらす海面上昇などの影響を一層受けやすいと考えられる。さらに、東京の都市活動は、国内外から供給される膨大な資源や食糧に依存しており、地球規模での気候危機は、これらの資源等の確保を危うくすることにより、東京における社会経済活動の基盤そのものに対する脅威とならざるを得ない。

温暖化に伴う気候変動の危機は、局所的公害への対応というレベルをはるかに超える、東京が直面する最大の脅威である。気候変動のもたらす危機を回避し、安心して暮らせる地球環境を将来世代に引き継いでいくためには、今直ちに、温室効果ガスの大幅な削減を目指す取組を抜本的に強化しなければならない。気候変動の危機は、将来の危機ではなく、まさしく「今そこにある危機」として認識されるべきものである。

第二は、環境汚染に対する予見的かつ継続的な対応の必要性である。

前回の環境基本計画は、「都民の健康と生活の安全を脅かす直接的な危機」を克服するための最大課題として、ディーゼル車対策を中心とする自動車公害対策を位置付け、浮遊粒子状物質など大気汚染の大幅な改善を実現した。

大気汚染においては、二酸化窒素や光化学オキシダントに関し、未だ課題が残されているとともに、人体への健康影響が懸念されるPM2.5への対策強化が必要である。これに加え、2005年度に発覚し大きな社会問題となったアスベスト問題のように、その健康影響が正

[※] IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書：世界の科学者が参加する「気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change：IPCC）が、温暖化の脅威、対策について、発表した科学的な評価報告書

しく認識されず、不十分な対策のまま放置されている環境汚染が存在している可能性も否定できない。

また、都市開発の活発化に伴い相次いで表面化する土壌汚染の問題、新たな化学物質による汚染と健康影響への懸念など、化学物質などによる環境汚染は、今後とも新たに発生し、顕在化することが懸念される。

このような環境汚染への対応は、本来、汚染が深刻化し「都民の健康と安全を脅かす直接的な危機」となってしまう以前に、予見的に、また、継続的に行われるべきものである。

すなわち、環境汚染問題は、「健康を直接脅かす危機」としてだけとらえるのでは不十分であり、むしろ、環境汚染によるリスクを予見的にまた継続的に管理することを、持続可能な社会を構成する要件の一つとしても位置付けることが必要なのである。

第三は、より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上である。

かつて、東京にあふれていた豊かな緑や水辺空間は、高度経済成長の過程で市街地の拡大や大規模な宅地開発などにより失われてきたが、今日でも、その減少に歯止めがかかっていない。

緑は、人間も含めた生物の生存基盤であり、大気汚染やヒートアイランド現象を緩和する機能を有すると同時に、豊かな緑空間は、人々の心に潤いや安らぎを与え、都市の風格と魅力を高める役割を果たす。

今後は、緑の減少をくい止めるとともに、更に質の良い新たな緑を増やし、東京を一層質の高い、魅力的な都市としていくことが大切である。質の良い緑を創出する試みは、一層きれいな大気環境を実現するための施策や歩いて楽しい道路環境を創出するための施策などとあいまって、東京の都市の質を向上させるものとなる。

本計画は、東京の環境問題に関するこうした新たな認識を踏まえ、目指すべき都市像、施策の目標及び方向性を示すものである。

第4節 東京が目指すべき都市の姿と果たすべき役割

都市の存立は、当然のことながら、地球規模の人類・生物の生存基盤、いわば「環境の器」が確保され、安定しているという前提の上に成り立っている。また、都市自身の環境も、そこに住まう人々の命と健康が、汚染によって損なわれることのない水準に維持されなければならない。さらに、都市が環境面だけでなく、社会的・経済的にも持続可能であるためには、質の高い都市生活が享受できる快適性が必要である。

現代文明は、化石燃料のもたらす膨大なエネルギーを消費し、便利で豊かな生活を実現してきた。今後我々が目指すべき快適性とは、自然の風通しのよさがエアコンで制御された冷房より心地よく、適切に室内に導かれた陽の光が人の目に優しいように、また、車に頼らず楽しく散策できる歩行者空間が心をくつろがせるよう

に、低エネルギーで質の高い都市環境の中でこそ、実現するものである。

こうした基本的な認識に立つとき、東京がまず目指すべきなのは、自らの存立基盤である地球環境への負荷を極小化する、エネルギー効率の高い都市である。また、これまでの取組を継続強化し、環境汚染が完全に解消された都市を目指す必要がある。さらには、化石燃料の膨大な消費に依存することなく、緑と水にあふれた真に快適で質の高い生活を実現できる都市を目指すことである。

地球環境への負荷の極小化と快適な都市生活の両立は、都市のあり方やライフスタイルの転換とともに、高度の省エネルギー技術と再生可能エネルギーの本格的な利用によって、初めて可能になるものである。こうした社会を目指す

中で、新たな技術開発や商品・サービスの開発・普及も進み、経済的にも活力を維持することが可能となる。

国際化の引き続く進行、アジア諸都市の発展により、東京はこれまで以上に厳しい都市間競争に直面している。このような都市間競争の中で、東京がこれからも人や企業に選択され続け、グローバルリーダーとして存在感を発揮していくためにも、「少ないエネルギーで安全、快適に活動・生活できる都市」を目指す必要がある。

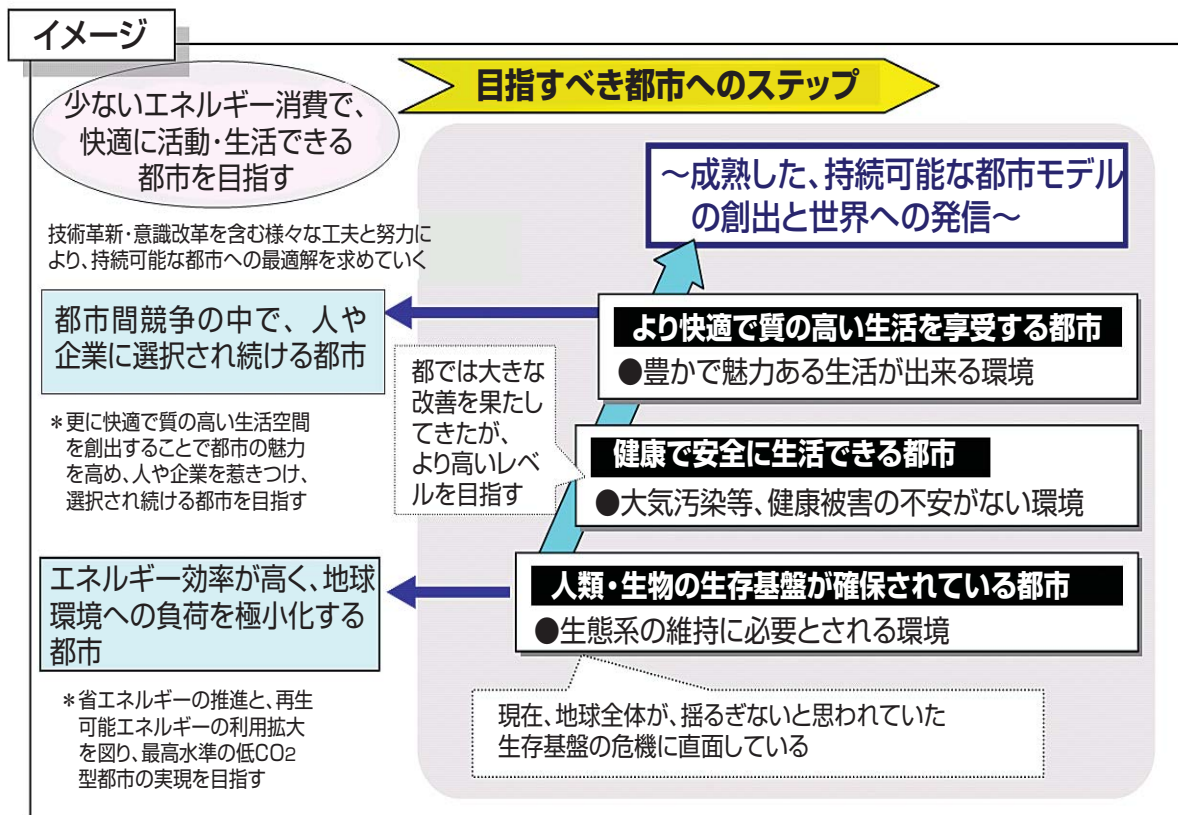
東京はこれまでも、人口と産業の集中を背景として、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下などの公害問題、下水道施設整備の遅れ、廃棄物処理の隘路など、様々な都市環境の危機にさらされてきた。こうした危機に対し、その都度、危機の実態を明らかにし、広範な都民、事業者の協力を得て、国に先駆けた創意ある施策を実現することにより、これらの危機を突破してきた。

我々自身が積み重ねてきた都市活動により、

その存続が危ぶまれる程もろいものになりつつある「地球環境の器」を守り、将来にわたって持続可能なものとしていけるかどうかは、今後数年間の我々の行動にかかっているということに認識し、早急に行動を起こしていかなければならない。

世界人口の過半が都市に住む時代、都市の未来が地球の未来を規定し、地球の未来が都市の未来を決める時代において、大都市・東京が、最先端の環境技術や政策ノウハウを用いて都市のあり方を進化させることにより、地球の健康を取り戻すための具体的な道筋を率先して示し、世界の諸都市の「範」となる持続可能な都市モデルを発信していく。

こうした都市モデルを創出することが、東京の都市としての魅力を更に高め、日本、アジア、世界から人々が集い、にぎわう、魅力ある都市として大きく発展していくこととなる。



第5節 目標設定の考え方

目標の設定と明示は、東京が目指すゴール、都市のあり方を明確化し、行政、事業者、都民、地域などがそれぞれ、そのゴールに向けどのような対応をとるべきかを示す、広く都民で共有する概念として非常に重要なものである。

都は2006年12月、今後10年間の都市戦略

である「10年後の東京」を策定し、2016年に向けて環境、安全、文化、産業など様々な分野でより高いレベルの成熟を遂げていく姿を描き出している。

本計画においては、以下の観点により目標を設定する。

●高い目標設定と戦略的施策展開により、国や他の自治体をリードする

これまで日本の環境政策を率先してリードしてきた実績を踏まえ、今後も、国や他の自治体をリードする役割を果たしていく。

●「10年後の東京」の実現に向けた取組との整合を図り、おおむね2016年に向けた目標設定を行う

●2050年など、長期的展開を見据えた目標設定を行う

ヒートアイランド化や緑の喪失は、戦後50年かけた都市づくり・都市活動の中で進行してきた問題であり、長いスパンでの取組が必要である。

また、CO₂削減に関しては、世界的にも2050年を見据えた長期的視野で議論が始まっている。着実に5年、10年先を見て施策を積み重ねていく部分と、20年、50年先を見据えた大きな展開が必要である。

ただし、長期的な目標は、現段階では見通しが立ちにくい要素も多いため、必ずしも確定的なものでなく、技術革新や社会経済状況の変化、他都市等の先進的な取組状況なども踏まえ、弾力的に見直していく。

●将来、実現されるべき社会についての高い目標を掲げ、バックカスティング*することで現在に結びつける

現状から考えられる施策の延長では環境の危機を回避するために必要な高い目標には、なかなか到達できない。達成が困難に見える高い目標であっても、バックカスティングの考え方に基づいて設定し、その実現に必要な施策を構築していく必要がある。

●目標達成への道筋や、達成状況の評価が都民に分かりやすく、行動しやすい指標を設定する

目標に向けた個々の主体の行動が、生活・経済・社会にどう反映されていくのか、それが自分の行動・生活にどういう意味を持つのかを理解されやすく、都民、事業者等を巻き込んでいくために有効な指標を設定する。

※ バックカスティング：スウェーデンの環境NGOであるナチュラル・ステップの創始者カール・ヘンリック・ロベールが提唱している考え方。将来破局に陥らないために現在何をしていけばいいのかを考える手法のこと。

第2部

分野別目標と施策の方向

人類は、化石燃料のもたらす莫大なエネルギーを消費するとともに、水資源や森林資源、鉱物資源、水産資源など大量の天然資源に依拠して、便利で豊かな現代文明を築き上げてきた。

先進国を中心に形成されたこうした現代文明は、大量生産・大量消費・大量廃棄型という特質を有しており、その成立の当初から、工場からの排出ガスや排水を原因とする公害問題を引き起こすとともに、廃棄物処理の不十分さに伴う都市内紛争や不法投棄など様々な問題を発生させた。これらの公害問題・廃棄物問題は、それ自体、緊急の対策を求められる環境問題であり、これまでその解決を目指す多くの取組を実施してきた。

だが、こうした公害や廃棄物の問題だけが、現代文明が地球と人類にもたらした環境の危機ではなかった。産業革命の時代以降、直接的に健康影響を与える硫黄酸化物や窒素酸化物などの汚染物質とともに、大気中の濃度を上昇させることによって気候変動を引き起こす、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの放出量が増加し続けてきたのである。

さらに、現代文明は、石油の供給が減少に転じる時点が間近に迫るという「ピークオイル」問題に代表されるように、その存立を支える資源の枯渇の問題が顕在化し、供給制約が生ずるという問題にも直面している。また、21世紀は「水の世紀」※と言われ、地球規模での水資源の不足※が重要な問題となっており、さらに森林資源の喪失、世界的な食糧不足時代の到来も指摘されている。

生産や消費の結果として生じる廃棄物の処理を中心とする施策から、省資源と資源の循環利用を中心とする施策への転換が今まで以上に必要となっている。

東京に求められるのは、気候変動の危機と資源の供給制約が深まる時代において、エネルギー消費を大幅に削減し、消費せざるを得ないエネルギーは、できるだけ多く再生可能エネルギーによってまかなう、低炭素型の社会へと転換していくことである。

同時に、資源供給が制約される中でも、都市活力を失わずに持続していくことのできる循環型の都市社会を率先して構築していく必要がある。

※ 「水の世紀」：1995年、当時世界銀行の副総裁であったイスマル・セラゲルディン氏は「20世紀の戦争が石油をめぐって戦われたとすれば、21世紀は水をめぐる争いの世紀になるだろう」と予測した。

※ 地球規模での水資源の不足：「世界水会議」（世界銀行、国連開発計画、国連教育科学文化機関などの国際機関や国際水資源学会、国際水学会などの国際学会等をメンバーとする）が主催した2003年第3回世界水フォーラムでは「安全な飲料水を手でできない人は5人に1人」「年間約200万人の子供が水関連の病気で死亡している」としている。

第1節 気候変動の危機回避に向けた施策の展開

2007年に発表されたIPCCの第4次評価報告書は、地球温暖化が進行し、大気や海洋の平均温度の上昇が生じていることは疑う余地がないことを断定するとともに、それが人間活動に起因するものであることをほぼ断定した。また、熱波や干ばつ、降雨量の増加といった地球規模の気候変動の影響が極めて深刻なものであることを明確にした。

さらに、既存の技術及び今後数十年で実用化される技術により、温室効果ガス濃度の安定化は可能であるが、排出量削減に向けた今後20～30年間の努力と投資が鍵となることを指摘するとともに、世界全体で2015年から20年までには、温室効果ガスの排出量を減少に転じさせなければならないことも示した。

しかしながら、現在の我が国の気候変動対策は、危機を回避するために必要な規模とスピードからすれば、全く不十分であると言わざるを得ない。

都は、これまで公害との戦い、廃棄物問題などの環境施策で、我が国全体を牽引する先駆的な役割を果たしてきた。世界を見ると、それぞれの国で中心的な位置を占める大都市が、次々と意欲的な気候変動対策を公表し、行動を開始している。

我が国の首都として、また世界有数の大都市として、都は、積極的な施策を展開し、我が国の気候変動対策を牽引するとともに、海外の大都市とも連携し、世界的な対策の強化にも貢献していく。

現状

○都内の温室効果ガス排出量の動向

都内の温室効果ガス排出量の動向を見ると、2005年度は1990年度比で、3.3%の増加となっている。(2002年度以降に生じた原子力発電所の長期停止の影響を除いた場合。なお、

影響を含めない場合11.2%の増加となる)このうち、96.3%は二酸化炭素(CO₂)であり、その排出量は90年度比で、5.7%増加している。エネルギー消費量で見ると、2005年度は90年度比で13.3%増加している。

また、2000年度比で見ると、CO₂排出量では2.4%の減少、エネルギー消費量で、1.5%の減少となっている。

図表2-1-1-1 温室効果ガス排出量の状況(電力のCO₂排出係数[※]を2001年度(0.318t-CO₂/MWh)に固定した場合)

		排出量(万t-CO ₂)				伸び率(%)		
		基準年度	2000年度	2004年度	2005年度	基準年度比	2000年度比	2004年度比
二酸化炭素(CO ₂)	産業部門	984	680	540	553	-43.8%	-18.6%	2.4%
	業務部門	1,571	1,890	2,018	2,093	33.2%	10.8%	3.7%
	家庭部門	1,300	1,433	1,416	1,504	15.7%	5.0%	6.3%
	運輸部門	1,485	1,766	1,584	1,496	0.8%	-15.3%	-5.6%
	その他	99	118	94	101	2.1%	-14.8%	6.9%
	CO ₂ 計	5,439	5,886	5,652	5,747	5.7%	-2.4%	1.7%
CO ₂ 以外の温室効果ガス計		342	293	230	222	-34.9%	-24.1%	-3.2%
合計		5,780	6,180	5,882	5,969	3.3%	-3.4%	1.5%

注1：東京が取り組む気候変動対策は、都内の都市活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を対策の対象とするため、運輸部門における排出量については、自動車では都内の自動車交通量、鉄道では、都内の乗降客数、航空、船舶では、都内運航量を基準に算定している。なお、参考として航空、船舶について、都内での給油に伴う排出量を含めた場合の数値を示した。

注2：各項目を四捨五入しているため合計値が一致しない場合がある。

※ CO₂排出係数：1キロワット時当たりの電気の供給に伴い排出されるCO₂の量

図表2-1-1-2 (参考) 航空・船舶について、都内での給油に伴う排出量を含めた場合

		排出量 (万t-CO ₂)				伸び率 (%)		
		基準年度	2000年度	2004年度	2005年度	基準年度比	2000年度比	2004年度比
	運輸部門	1,794	2,167	1,990	1,899	5.9%	-12.4%	-4.5%
	CO ₂ 計	5,748	6,288	6,058	6,150	7.0%	-2.2%	1.5%
	その他ガス計	345	298	234	227	-34.2%	-23.7%	-3.1%
合計		6,093	6,586	6,292	6,377	4.7%	-3.2%	1.4%

図表2-1-1-3 エネルギー消費量の状況

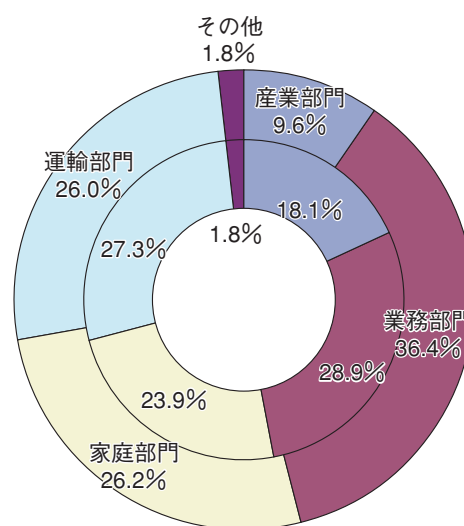
		消費量 (PJ換算)				伸び率 (%)		
		基準年度	2000年度	2004年度	2005年度	基準年度比	2000年度比	2004年度比
エネルギー消費量 (PJ)	産業部門	129.1	96.5	77.6	80.7	-37.5%	-16.4%	4.0%
	業務部門	182.6	245.2	265.4	273.4	49.7%	11.5%	3.0%
	家庭部門	171.8	202.1	202.4	217.0	26.3%	7.4%	7.2%
	運輸部門	213.2	257.7	231.6	218.5	2.5%	-15.2%	-5.6%
	エネルギー合計	696.6	801.5	777.0	789.6	13.3%	-1.5%	1.6%

部門別にCO₂排出量を見た場合、1990年度比で全体平均を大きく上回る増加を示しているのは、業務部門の33%と家庭部門の16%である。運輸部門は、わずかな増加となっており、産業部門は44%という大幅な減少になっている。

構成比で見ても、業務部門の割合は1990年度には29%であったものが、2005年度には36%まで高まっており、現在の傾向が続くならば、更にその割合を増していくことになる。

2000年度以降の動向を見ると、産業部門と運輸部門が減少傾向にあるのに対し、業務部門と家庭部門では、引き続き顕著な増加傾向にある。こうした傾向を踏まえ、今後、とりわけ業務部門と家庭部門における対策の強化を図るとともに、他の部門での削減ポテンシャルを活かす取組とあわせ、東京からの温室効果ガス発生量を確実に削減していくことが必要である。

図表2-1-1-4 部門別CO₂排出量構成比の比較



内円：1990年度 (合計 5,439万t-CO₂)
 外円：2005年度 (合計 5,747万t-CO₂)

一方、エネルギーの種類別にCO₂排出量の割合を見ると、電力が49%、次いで燃料油が28%、都市ガスが18%となっている。また、増減を見ると都市ガスの使用に伴う排出量の伸び率が最も高いが、これは、燃料油からの転換

等によるものが大きいと考えられ、燃料油やLPG、その他（石炭等）はいずれも2割程度減少している。電力については、都市ガスに次ぎ15%の伸びとなっている。

図表2-1-1-5 エネルギー消費量の状況

	二酸化炭素排出量 (万t-CO ₂)						エネルギー消費量 (PJ)					
	1990	2000	2004	2005			1990	2000	2004	2005		
	年度	年度	年度	年度	90年度比	00年度比	年度	年度	年度	年度	90年度比	00年度比
燃料油	1,961	1,935	1,676	1,599	-18.4%	-17.4%	288	285	247	236	-17.9%	-17.1%
L P G	206	192	149	157	-24.0%	-18.3%	35	32	25	26	-24.0%	-18.3%
都市ガス	680	926	965	1,047	54.0%	13.0%	137	187	195	212	54.0%	13.0%
電力	2,460	2,696	2,764	2,840	15.4%	5.3%	233	296	310	316	35.4%	6.7%
その他	132	137	98	104	-20.9%	-24.2%	4	2	0	0	-92.7%	-83.0%
合計	5,439	5,886	5,652	5,747	5.7%	-2.4%	697	802	777	790	13.3%	-1.5%

注：各項目を四捨五入しているため合計値が一致しない場合がある。

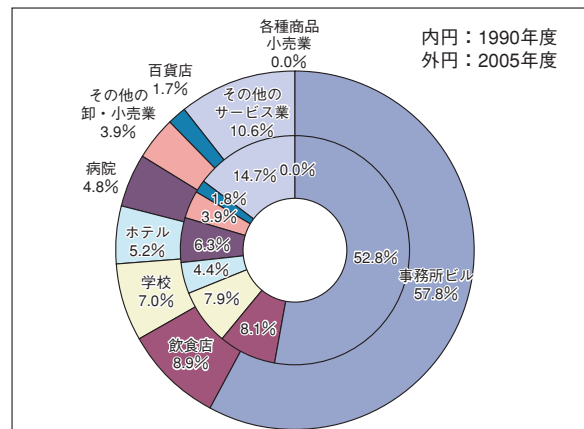
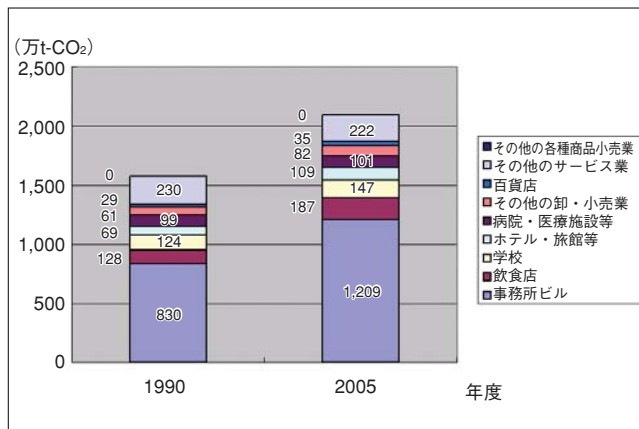
○業務部門の動向

業務部門の中でも排出量が最も多く、増加率も高いのが事務所ビルである。

2005年度における業務部門全体の排出量2,093万tの中では、その58%を事務所ビルが占め、1990年度比では46%増加している。この他には、ホテルなどの伸びが目立っている。

都では、こうした高い伸びを示す業務部門対策として、原油換算年間1500kl以上のエネルギーを使用する事業所に対して、2002年度から「地球温暖化対策計画書」の策定義務付けを開始しており、2005年4月からは、提出された計画書の内容について指導・助言し、評価公表を行う制度へと強化している。

図表2-1-1-6 業務部門の建物用途別CO₂排出量の伸びと構成比（1990年度比較）



また、大規模建築物（延床面積1万㎡超）の新築・増築時に断熱性能の向上や設備の省エネルギー化を図るなど、建築物の環境性能の向上

を図る「建築物環境計画書」の提出を義務付ける制度も実施しており、これも業務部門対策の一翼を担う施策である。

これらの取組により、先進的な省エネルギー対策を実施するトップランナーとしての役割を果たす事業所も出てきており、また、新たに建設されるオフィスビルの中には、先端的な省エネ設計を取り入れるものも生まれている。しかし、まだこうした事例は一部にとどまっている。また、中小規模事業所での取組は立ち後れている。

○家庭部門の動向

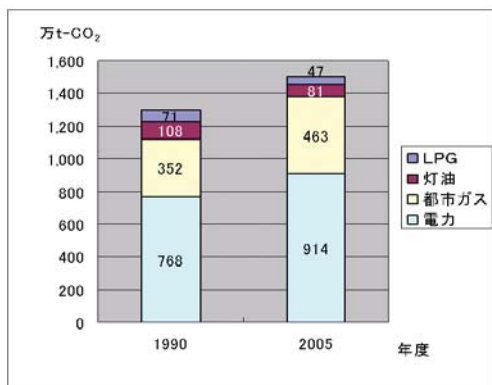
家庭部門のCO₂排出量をエネルギー種別に見ると、電力に起因するものが全体の約6割を占めている。これは家電製品の増加によるものであり、特にエアコンやパソコンなどの伸びが著しい。家庭における家電製品の消費電力量の割合を見ると、エアコン、照明器具、冷蔵庫、テレビの4品目で3分の2を占めている。

一方、家庭のエネルギー消費を用途別で見ると、給湯が最も多く32%を占め、次いで暖房

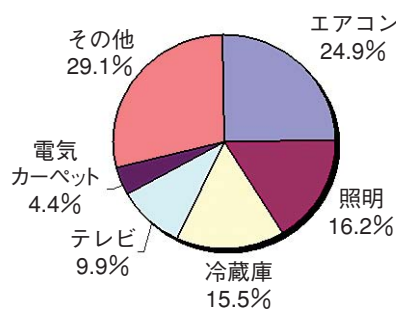
の20%となっており、こうした熱需要に対する対策の重要性を示している。

さらに、家庭部門のCO₂排出量の動向に影響を与える要因として、世帯数の増加が挙げられる。内訳を見ると、増加率の高いのは、単身世帯であり、1990年度には単身世帯は都内世帯の35%であったが、2005年度には42%にまで増加しており、さらにその割合は高まる傾向にある。

図表2-1-1-7 家庭におけるエネルギー種別CO₂排出量

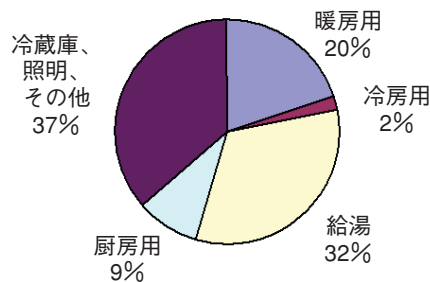


図表2-1-1-8 家庭における家電製品の消費電力量の割合（2005年度推定）

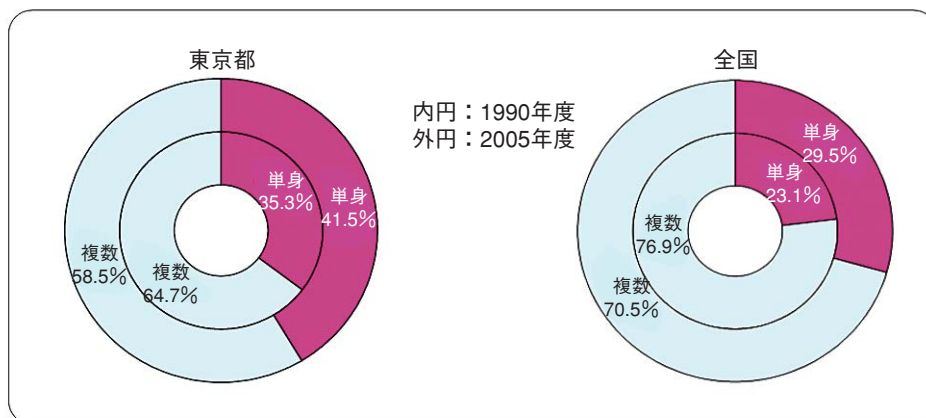


出典：資源エネルギー庁「エネルギー需給の概要」

図表2-1-1-9 家庭部門の用途別エネルギー消費構成比（東京都、2005年度）



図表2-1-1-10 世帯数の比較



出典：総務省「国勢調査報告」より作成

都は、これまで家庭部門対策として、省エネ型家電製品の普及に力を入れてきた。消費者が家電製品を購入する際に、省エネ性能の優れた製品を選択し購入できるよう、省エネ性能の相对比较ができるラベルを店頭に表示する取組を2002年度から開始した。さらに、2005年7月からは、環境確保条例*に基づき、特定の家電製品*をそれぞれ5台以上陳列販売する事業者に対して、製品本体への省エネラベルの表示を義務付けている。この省エネラベルは、その後全国に拡大し、

2006年10月からは、全国統一の省エネラベルが導入されたが、表示は努力義務にとどまっている。

また、都市の居住形態として大きな割合を占めるマンションの環境性能を引き上げるため、建築物環境計画書制度に基づき、マンションの販売広告を行う際に、省エネ性能など環境性能を示す表示を求める「マンション環境性能表示制度」を2005年10月から開始した。制度開始後、着実に高い評価を得るマンションが増えており、この制度が有効に機能していることを示している。

図表2-1-1-11 全国統一省エネラベル



図表2-1-1-12 マンション環境性能表示



あるべき姿・目標

危険な気候変動を回避するには、温度上昇を2℃以内に抑えることが必要であり、2050年には、世界全体の温室効果ガス排出量を半分以下に削減しなければならない。

化石燃料のもたらす膨大なエネルギーを消費し、便利で豊かな生活を実現した現代文明が高度に集積する先進国の大都市こそ、大幅なCO₂の削減を可能とする低炭素型社会への移行を先導しなければならない。

先進国の大都市が、こうした都市モデルを実現してこそ、急成長を続けるアジアなど途上国の都市に対しても、目指すべき、魅力ある都市の姿を実践的に示すことができる。

この認識に立って、東京は、世界の大都市に先駆けて、以下のような低炭素型の都市モデルを実現していく。

- 都市におけるエネルギー利用のあり方が見直され、エネルギーを必要最小限だけしか使わずに、快適な都市生活を送ることのできる低炭素型社会（低エネルギー社会）へと転換している。こうした社会を可能とする低炭素型の社会システムと技術、ライフスタイルが東京の都市社会の中で全面的に普及し、東京からの温室効果ガス排出量を極小化しており、2050年には、少なくとも現在の半分以上の温室効果ガス排出量を削減している。
- 需要の特質に合わせたエネルギーの最適利用が進むとともに、太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーや都市排熱などの未利用エネルギーの有効活用が進み、東京のエネルギー面での自立性が高まっている。
- 住宅などを中心に、自然の光や風、熱をそのまま活用するパッシブエネルギー利用も進み、建物単体の性能だけでなく、建物相互の関係、建物周辺の緑化との関係、地域の微気候などが十分考えられたまちづくりが進んでいる。
- 低炭素型の社会システムと技術の開発・普及が、新たな都市型ビジネスを生み出すとともに、環境への負荷を最小にするこうした社会システムと技術、ライフスタイルが、東京の都市の魅力を高め、先駆的な都市モデルとして世界に広がっている。

* 環境確保条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）
 ※ 特定の家電製品：2007年12月現在、エアコン、冷蔵庫、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）

中短期的目標

2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する

＜部門別目標＞

○2020年までに、

- 産業・業務部門全体で、2000年比10数%程度削減（業務部門では7%程度削減）
- 家庭部門で、2000年比20%程度削減
- 運輸部門で、2000年比40%程度削減

＜再生可能エネルギー利用目標＞

○2020年までに東京のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%程度に高めることを目指す。

【部門別削減目標設定の考え方】

■部門別目標の検討の前提として、まず新規の対策を想定せず、現状のトレンドで推移する場合のエネルギー消費量と、それを基にした温室効果ガス排出量のケース（いわゆるBaU -Business as Usual ケース）を推計した。

〔BaU推計結果（単位：万t-CO₂）〕

	2000年実績	2020年推計	2000年比
産業部門	680	501	-26%
業務部門	1,890	2,356	25%
家庭部門	1,433	1,542	8%
運輸部門	1,766	1,290	-27%
エネルギー起源CO ₂ 計	5,768	5,690	-1%

注：各項目を四捨五入しているため合計値が一致しない場合がある。

- 2020年という中期目標の設定であるため、現時点で内容が確定している対策の、いわゆる「積み上げ」によって部門別目標を設定するのではなく、「東京都気候変動対策方針」の基本的考え方を踏まえ、東京の各部門、各主体におけるそれぞれの役割と責任に応じて、削減量を分担した。
- 基準年である2000年から2020年までの間における、部門間の排出量の増減幅が大きく異なることから、部門別目標の設定においては、2000年の排出量からの削減率ではなく、2020年のBaU推計値からの削減率における部門間のバランスを考えた。
- エネルギー供給側の対策と需要側の対策の双方を見込む。その結果、需要側の必要対策量は、2020年のBaU推計値から、供給側の対策による削減量を差し引いたものとした。
- 需要側の各部門は、上記の需要側の必要削減量を、均等な削減率で分担するものとした。

- ◆2020年の目標排出量
2000年の排出量（5,768万トン）から
25%削減した「削減の目標値」は、
4,326万トン
- ◆2020年の推計排出量（BaU）は、
5,690万トン

- 2020年までのエネルギー起源CO₂の
必要削減量は、1,364万トン
・このうち、供給側削減量 299万トン
需要側削減量 1,065万トン

これらの試算の前提となるBaU推計には、一定の不確実性が含まれることが避けがたいこと、また、2020年という中期目標であるため、各部門で実施可能な対策が、とりわけ量的には、現時点で確定しがたいこと、等を考慮し、確定的な数値でなく、ある程度の幅をもった設定とする。また、今後施策が具体化する際に、その効果を勘案しつつ再度見直していく必要がある。

この目標を達成していくため、本計画に示す施策の方向に基づき、我が国の優れた省エネ・再エネ技術を全面的に活用するなど、排出量削減の可能性を最大限に追求していく。

また、今後、本計画に基づき施策を具体化し実行していく中で、その効果等について定期的に把握・評価し、目標達成に必要な施策の強化・見直しを図っていく。

施策の方向

地球環境への負荷の極小化と快適な都市生活の両立を可能とする低炭素型社会への転換は、決して容易な課題ではない。しかし、地球環境という、人類・生物の生存基盤そのものが維持されない限り、社会と経済の持続可能な発展はあり得ないことを忘れてはならない。低炭素型社会への転換が容易ではないからこそ、そのための努力を直ちに本格的に進めなければならない。

IPCCの報告をはじめ、最近の研究は、低炭素型社会への転換を急ぐことが必要であり、いち早い転換が経済的にもメリットをもたらすことを示している。

我々は、技術革新や意識の変革を含む様々な工夫と努力により、環境と成長を両立するための最適解を目指していかなければならない。

2007年6月、「東京都気候変動対策方針」を策定したが、その内容は、上述の問題意識に立っている。この方針では、以下の4点の「気候変動対策の基本的考え方」を示しており、これを都における今後の施策の方向とする。

第1：日本の環境技術を、CO₂削減に向け最大限発揮する仕組みづくり

我が国は、省エネルギー機器やハイブリッド自動車、世界の生産量の半分を供給する太陽光発電など、世界に誇るべき優れた環境技術を持っているが、現状ではこれらの環境技術が十分に活用できていない。これらの環境技術の効果を最大限発揮する仕組みを構築していく。

第2：大企業、中小企業、家庭のそれぞれが役割と責任に応じてCO₂を削減する仕組みづくり

気候変動対策に単一の特効薬はない。それぞれの主体が役割と責任を自覚し、CO₂削減に向けて最大限の努力をすることが必要であり、そのための仕組みを構築していく。

第3：今後の3～4年を「低炭素型社会への転換始動期」と位置づけ、戦略的・集中的に対策を実行

低炭素型社会への転換を確実に進めていくため、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの集中的な導入、世論喚起のため大規模なキャンペーンなどを戦略的、集中的に進め、低炭素型社会へ向けた流れを強固なものにしていく。

第4：民間資金、基金、税制等を活用し、必要な投資を大胆に実行

金融機関との連携、地球温暖化対策推進基金の活用、税制の活用など様々な工夫により、低炭素型社会への転換に必要なイニシャルコスト※を確実に調達し、必要な投資が行われるよう仕組みづくりを行っていく。こうした工夫を通し、先行的な施策には、必要な経費を大胆に投入し、低炭素型社会への転換を実現していく。

1 節電の徹底などエネルギー需要の見直しと省エネルギー技術の全面展開によるCO₂の削減

仕事や生活のスタイルを省エネ・節電型に転換しエネルギー需要を小さくするとともに、先

進的な省エネルギー技術を社会の隅々にまで適用していくことにより、エネルギー使用量の増加が著しいオフィス、ホテルなどの業務部門や家庭部門を始めとして都市活動のあらゆる分野で省エネルギー対策を進め、CO₂排出量を大幅に削減していく。

※ イニシャルコスト：初期投資費用のこと。

○大規模事業所での対策強化

大規模にCO₂を排出する事業所（大規模事業所）には、排出量削減に向け、その役割と責任の大きさに応じて、積極的に削減対策に取り組むことが求められる。

「地球温暖化対策計画書制度」は、このような大規模事業所に対して削減対策を求める制度として、環境確保条例の制定時に創設されたものであり、これまで、ほぼすべての対象事業所が基本的な削減対策に取り組むなど、対策の底上げを実現する成果を上げてきている。

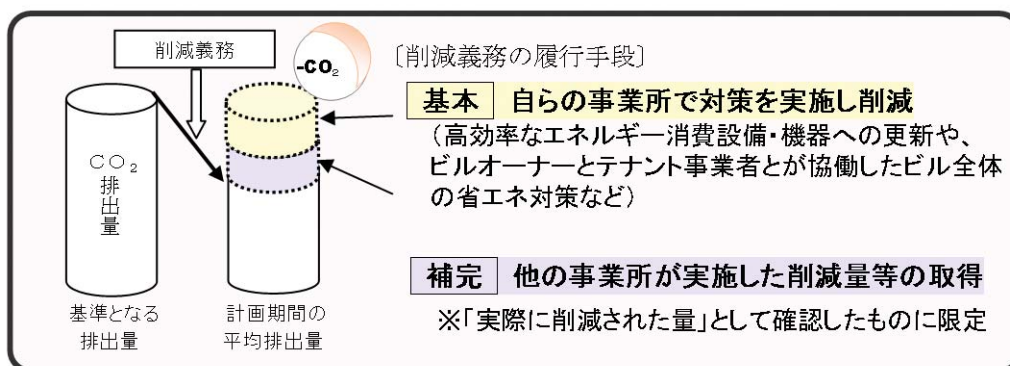
しかし、本制度は、事業所に対して、あくまでも自主的に一定の対策の実施を求める制度であり、総量削減が確実に達成できる保証がなく、また、今後、大幅なCO₂の削減に必要な、基本的なレベルを超える、より踏み込んだ対策の計画化を担保する制度とはなっていない。

CO₂排出量の大幅な削減を進めていくためには、本制度を強化し、大規模事業所に対して総量削減義務を課すことが必要である。また、自らの事業所での削減を補完する措置として、他の事業者が義務量を超えて削減した量等の取得を認める排出量（削減量）取引の導入を進める。

新制度の設計に当たっては、①総量削減の確実な達成、②取組の優れた事業者の評価、③実質的な排出量削減を可能とする排出量取引、④東京の都市の活力を高め、長期的な成長を可能とする。という4点を基本的な考え方とする。

また、排出量取引では、大規模事業所だけでなく、中小規模事業所等の実施した省エネ対策等による削減量についても売却が可能な仕組みとすることで、広く削減の取組を波及させていく。

図表2-1-1-13 削減義務の履行（イメージ）



○中小規模事業所での対策強化

中小規模事業所は、これまで都や国の制度の直接的な対象となつてこなかったこと、また、省エネに関する知識や省エネ投資を行う資金力が不十分なことなどから、省エネの推進に向けた取組が立ち後れている。これは、適切な対策が取られれば、中小規模事業所には、比較的容易に、大幅なCO₂削減を行う余地が大きいということも意味する。

中小規模事業所に、節電など省エネ対策の効

果やメリットも含めた基本的な知識、実践的なノウハウを積極的に提供していく役割を担う組織を整備し、省エネビジネス事業者制度*の活用も含めた集中的な対策の強化を図る。

また、省エネに向けた取組を動機付けるため、温室効果ガス排出量等を記載する届出制度を導入するとともに、とりわけ、中小規模事業所を多く持つ大企業等に対しては、こうした届出を義務化するなど、削減の取組を進めていく。

大企業と比較して資金力が十分でない中小企

* 省エネビジネス事業者制度：都の行う地球温暖化対策の推進に協力し、地球温暖化対策に係る知見及び技術を、温室効果ガス排出事業者に提供する事業者を、「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として都に登録・紹介する制度

業の省エネ対策等を推進するため、「環境CBO※」の活用をはじめ、中小企業制度融資※の更なる充実化や、金融機関と連携したCO₂削減支援に関する新たな環境金融商品の開発など、省エネ設備の導入や高効率機器への更新を促進するための金融支援策の構築を積極的に図っていく。

加えて、区市町村、エネルギー供給事業者、民間金融機関との連携策、さらにばい煙対策やビル管理法※での取組など他の制度との有機的な連携を進め、多面的なアプローチで中小規模事業所における省エネルギー化を推進していく。

〈ばい煙対策との連携については、第2部第2章第1節に関連記載〉

○家庭における省エネ・節電の本格的な推進

家庭における省エネ・節電は、いまだ本格的に開始されていない。東京におけるCO₂排出総量を確実に削減するため、家庭での取組を抜本的に強化していく。

このため、これまで進めてきた省エネラベル表示の義務付けによるエアコン、冷蔵庫、テレビの省エネルギー化に加え、白熱球を電球形蛍光灯に転換するなど他の電気製品についても省エネ化を推進する。また、家庭におけるエネルギー消費量の3分の1を占める給湯については、既に高効率な給湯器が実用化されているが、その普及が遅れている現状を打開し、高効率給湯器の家庭への普及を促進していく。給湯需要は低温の熱需要であり、本来太陽熱の利用に最も適していることから、家庭における太陽熱利用の拡大を図っていく。

各家庭においては、常にCO₂の排出を意識し、その削減に向けて生活のあり方、消費のあり方を見直すような取組が重要である。住まいや食事、買い物、移動など、日々の生活の中でエネルギーについて考え、低エネルギー型の生

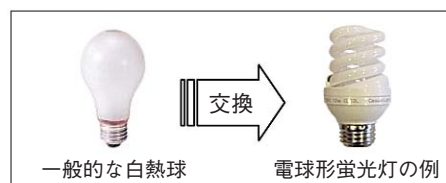
活への転換を促すような取組を進めていく。

このため、各家庭におけるエネルギー消費量や使用料金がリアルタイムで表示される機器の普及などを進めるとともに、さまざまな場面・期間ごとにCO₂排出量が分かりやすく把握できるなど、常にエネルギー消費を感じることでできる仕組みづくりを進めていく。

さらに、家電メーカーや給湯器メーカーなどと協力し、省エネ製品への買い換えや利用方法の改善によって、どの程度、エネルギー消費量及びCO₂排出量を削減できるかが、明確に示されるような方法についても検討していく。

なお、家庭部門での省エネを強力に進めるためには、住民に最も身近な区市町村の取組が有効であり、都は区市町村との連携を強化し、必要な支援等を行うことで、一体となった取組を進めていく。

図表2-1-1-14 白熱球から電球形蛍光灯への交換



○住宅自体の省エネ性能の向上

家庭部門のCO₂排出量を大幅に削減するためには、省エネ設備機器の普及促進やライフスタイルの見直しに加え、住宅自体の省エネ性能の向上が不可欠である。

東京における新築住宅の次世代省エネ基準※達成割合は、14%程度にとどまっており、全国平均の半分以下である。2015年までに達成割合を65%にまで引き上げることを目指していく。

また、既存住宅の省エネ改修は、省エネ性能の向上だけでなく、二重サッシの設置のように住まいの快適性の向上にもつながるものであ

※ 環境CBO：参加要件に、一定量のCO₂削減条件を設け、中小企業における省エネの取組を促すCBO（社債担保証券）のこと。CBOは複数の社債を束ねて投資家から資金を調達する新たな手法
※ 中小企業制度融資：中小企業の経営向上に必要な事業費の調達を円滑にするため、都、東京信用保証協会、制度融資取扱指定金融機関の三者が協調して資金を供給する制度
※ ビル管理法：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の通称。多数の者が使用する特定の建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項を定めている。「ビル管法」ともいう。
※ 次世代省エネ基準：「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、1999年に全面改正された住宅に求められる断熱性能等の基準（国土交通省告示）

る。こうした観点も踏まえ、既存住宅の省エネ改修を促進するため、設計手法や工法を募集・評価し、リフォーム業者向けのガイドを作成する。また、省エネ改修のメリットなどについて、都が実施するイベントなどの場を通じ、都民に幅広くPRするなどの取組を進めていく。さらに、マンションなどの共同住宅では、長期修繕計画に基づく大規模修繕や耐震補強などの際に、省エネ改修の実施をあわせて検討するよう求めていく。

○低エネルギー住宅の普及とゼロエネルギー住宅の実現

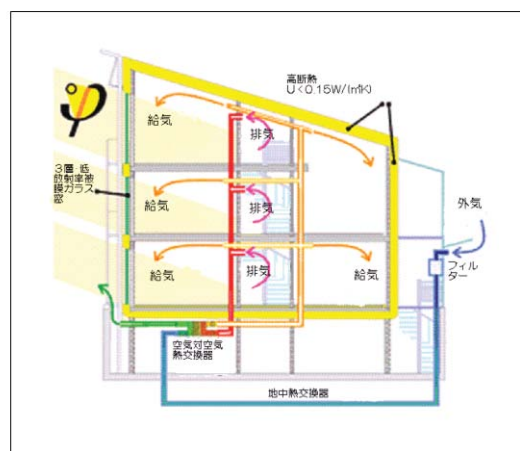
住宅で利用する冷暖房、給湯などのエネルギー需要は、低温の熱需要であり、断熱性能の向上もあわせ、太陽熱をそのまま使うパッシブな利用と機器を用いて広い用途に使うアクティブな利用により、その多くの部分をまかなうことができる。家庭部門でのCO₂削減を最大限に進めるため、太陽の光や熱、風の流れなども含め、建物周辺や地域の微気候にも配慮し、自然のエネルギーを最大限に活用することで電気やガスなどのエネルギー使用量を低減する「住宅の低エネルギー化」を本格的に推進していく。

欧米では、低エネルギー住宅を一歩進め、パッシブエネルギーに加え太陽エネルギーのアクティブ利用などにより、自らの住宅で使うエネルギーをすべて自らでまかない、一軒の家としてトータルなエネルギー消費をゼロにする「ゼロエネルギー住宅」も実用化されている。

都においても、パッシブソーラーや太陽熱・太陽光、地中熱などの再生可能エネルギーを活用したモデル的な住宅開発プロジェクトを進め、ゼロエネルギー住宅の可能性を実証していく意義は大きい。

気候変動対策に意欲的に取り組む区市町村や公的機関、民間の開発事業者、住宅メーカーやエネルギー設備メーカーなどとも連携し、低エネルギー住宅の普及とゼロエネルギー住宅の開発に向けた取組を推進していく。

図表2-1-1-15 地中熱を利用した住宅イメージ



出典：Promotion of European Passive Houses

○優れた省エネルギー技術、商品の普及に向けた集中的な取組

我が国では、使用エネルギーの大幅な削減を可能にする、多くの優れた省エネ技術が既に実用化されている。これらの技術は、初期コストが少し割高であったり、その存在が十分に知られていないことなどから、十分に普及していない。

供給メーカーや業界団体と連携した大規模なキャンペーンの実施、普及に向けた初期費用軽減策などの支援措置の導入などにより、大きな削減ポテンシャルを持つこれらの省エネ技術・商品の早期かつ大量普及を図っていく。

また、有機EL^{*}などのような次世代型の省エネ機器についても、開発と普及の動向を踏まえ必要な促進策を実施していく。

2 再生可能エネルギーの飛躍的な利用拡大

東京の温室効果ガス排出量を2020年までに2000年比で25%削減するという目標を確実に実現するため、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組を強化していく。また、2050年における本格的な低炭素型社会を実現するためには、再生可能エネルギーへの大規模な転換が不可欠である。

したがって、2020年目標の達成に向けた削減努力の中で、都内において導入ポテンシャル

^{*} 有機EL：有機エレクトロルミネッセンスのことで、携帯電話やテレビのディスプレイとして商品化されている。非常に薄くコンパクトな有機ELは、次世代の省エネ型照明としても期待されている。

の大きい太陽エネルギー等の積極的な普及を進めるとともに、東京のエネルギー需要の大きさを、全国的な再生可能エネルギーの供給拡大に結びつける取組を行っていく。

○太陽エネルギーの飛躍的な利用拡大

エネルギー消費量の増加率の大きい家庭部門のCO₂排出量の削減対策として、パッシブソーラー、太陽熱利用機器、太陽光発電の導入による住宅における太陽エネルギーの利用拡大は有効であることから、2016年までに100万kW相当の太陽エネルギーの導入拡大を目指していく。

このため、太陽エネルギー機器の初期投資を10年程度で回収できるよう、太陽エネルギー関連企業、団体等と連携し、初期導入コストの低減に努めるとともに、太陽エネルギーの生み出す環境価値を適正に評価することで、機器の設置者が経済的なメリットを得られる仕組みを構築していく。さらに、太陽エネルギー機器市場の飛躍的な拡大に向けて、都民が安心して太陽エネルギー機器を設置できるよう、設計・施工・メンテナンスなどの信頼性の確保など、市場の環境整備を早急に図っていく。

図表2-1-1-16 太陽エネルギー利用機器導入例

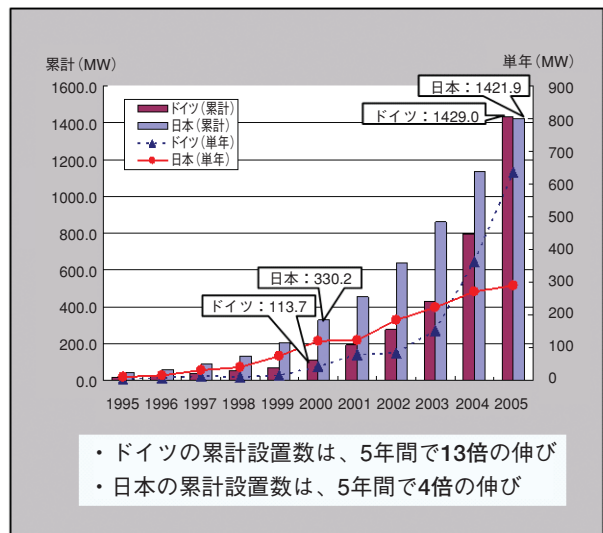


(写真提供) 太陽光発電所ネットワーク

また、これまで住宅用の太陽エネルギー利用は、主に戸建て住宅を対象として進められてきたが、今後は、新たな機器開発を促進することなどにより、集合住宅における導入拡大に向けた取組も進めていく。

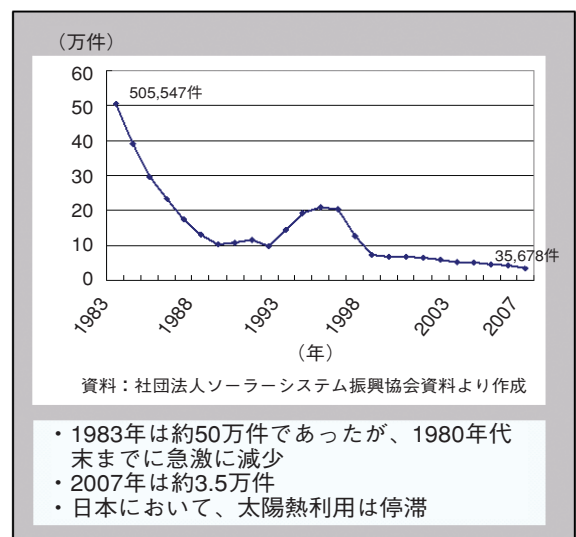
さらに、公共施設、工場、オフィスビル、ホテル、地域商店街などにおいても、それぞれの施設や建物の用途・特質に応じて、積極的に太陽エネルギーの導入が進むよう努めていく。

図表2-1-1-17 ドイツ、日本における太陽光発電導入量の推移



出典：IEA資料より作成

図表2-1-1-18 日本における太陽熱利用機器の設置件数の推移



○都市型の再生可能エネルギー・未利用エネルギー利用の推進

高密度に都市機能が集中する東京では、活発な都市活動に伴って、バイオマス資源*などの再生可能エネルギーや、下水処理施設や廃棄物処理施設などからの廃熱など、様々な形態で大量の都市型エネルギーが発生しており、この有効活用を更に進めていく。

都内の清掃工場は、今後10年の間に、多摩

* バイオマス資源：生物由来の資源のうち化石資源を除いた再生可能なもの。

地域の施設を中心に建替・更新が予定されている。そこで、この時期を逃さず、よりエネルギー効率の高い廃棄物発電・熱利用設備やバイオマス利用設備が導入されるよう、区市町村の取組を誘導していく。都は、廃棄物発電やバイオマス技術等に係るガイドラインを策定し、区市町村に普及させていくとともに、区市町村における施設整備計画の策定などに際して、ガイドラインに基づいた技術支援等を行っていく。

また、バイオマス資源の一層有効な活用が図られるよう、バイオマス廃棄物の種類や地域事情等に応じたエネルギー利用の普及などを進めていく。スーパーエコタウン事業※により整備したバイオガス発電施設などでの有効利用を促進するとともに、地域での有効利用を図っていく。

さらに、地中熱は、オンサイトで利用可能な再生可能エネルギーであり、他の熱源と組み合わせた利用のあり方について検討していく。

○エネルギーのグリーン購入の推進

事業所などで利用する電気の一定割合を、再生可能エネルギーによる電力やグリーン電力証書※によって調達する「電気のグリーン購入」は、エネルギー需要の高い東京などの大都市が率先して取り組むべき施策である。

都は、全国の自治体と連携し、各地域で大きな購買力を持つ自治体自らが電気のグリーン購入を率先して開始することで、再生可能エネルギーの需要を拡大し、再生可能エネルギーの供給量の拡大と民間への普及を進めていく。

小売電力の全面自由化が行われていない現状でより多くの需要家が電気のグリーン購入を行う手段としても、グリーン電力証書は重要な役割を担っている。

グリーン電力証書を用いた電気のグリーン購入費用の法人税における「損金化」や、グリーン電力証書によるCO₂削減量の法的な位置付けの明確化に向け、必要な取組を進めていく。

また、現時点で熱や燃料のグリーン価値の評価方法は定まっていないが、早急にこれを定め

て、グリーン熱やグリーン燃料についても、そのグリーン価値を電気のグリーン購入と併せて購入できるよう、仕組みを整備していく。

○新たな再生可能エネルギーの積極的な開発

太陽エネルギーやバイオマスなど、都内で導入可能な再生可能エネルギーの利用拡大は最優先の施策であるが、それだけでは膨大な東京のエネルギー需要には対応できない。このため、都は、グリーン電力証書の活用に加え、都外における風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの開発も積極的に推進していく。

東京のエネルギー需要を直接的に都外における風力発電開発に結び付けるようなプロジェクトを推進するとともに、洋上風車開発を促進するプロジェクトについても、今後、実現に向けた検討を進めていく。

また、波力発電など海洋エネルギーについても、国際的に開発が進んでおり、これらのエネルギー賦存量の大きい海洋再生可能エネルギーの開発についても検討を進めていく。

○エネルギー供給事業者対策

都は、都内に電気を供給している事業者にエネルギー環境計画書※の提出を求め、公表することにより、CO₂排出係数の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する施策を推進している。

東京のCO₂の大幅な削減を実現するためには、需要側の対策とともに、このようなエネルギー供給側の対策の強化が必要である。

今後、電気のグリーン購入の取組拡大を各エネルギー供給事業者のインセンティブとして用いるとともに、エネルギー供給事業者自身が再生可能エネルギーの導入を拡大するなど、CO₂排出係数の低減に向けた取組を強化するよう、エネルギー環境計画制度の有効活用など、様々な方策を検討していく。

※ スーパーエコタウン事業：東京臨海部の都有地を活用した、廃棄物・リサイクル施設の整備事業

※ グリーン電力証書：再生可能エネルギーによる電気の「環境価値」を「電気」と切り離して「証書」という形で取引することを可能にしたもの。

※ エネルギー環境計画書制度：電気事業者に対し、CO₂排出係数の削減を計画的に推進してもらうことにより、都内に供給される電気の環境性の向上を目指すとともに、この取組内容を公表することにより、電気需要者が環境に配慮した電気事業者の選択を可能とする制度

3 都市づくりの中でのCO₂削減

東京の都市活動の顕著な特徴の一つは、都心部を中心に活発な都市開発が進んでいることである。これらの都市開発の中で建設されるオフィスビルやマンションなどの建築物は、今後数十年にわたって存続するものであり、その環境性能の程度は、長期的に東京における環境負荷の大きさを規定するものになる。今後、特に求められるのは、地域の微気候*との関係を重視し、パッシブなエネルギー利用を基本に、できるだけ低エネルギーな建築物としていくことである。

都は、建築物環境計画書制度の導入など、先駆的な施策を進めてきたが、我が国の現在の都市計画制度では、エネルギーやCO₂排出量抑制の配慮に限界がある（都市計画法や建築基準法では、健康かつ安全で文化的な都市生活や都市活動を確保することを目的としているが、持続可能性という理念は明示的には盛り込まれておらず、省エネルギーについては法体系が別になっている。一方、EUでは建築法規で省エネルギーが規定されている例が多い。）。

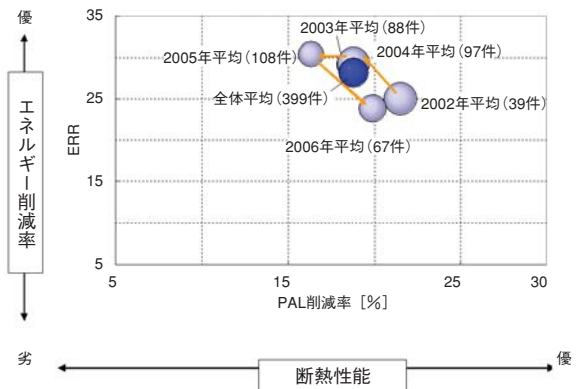
このため、これまでの都市計画の中では、都市開発に起因するエネルギー需要の増大、温室効果ガス排出量の増加を抑制するための施策には、十分な配慮が行われてこなかった。こうした状況を改め、これからの都市開発の中で、単位面積当たりの省エネ性能の向上だけにとどまらず、最大限のCO₂削減が行われる仕組みを構築することは、直ちに取り組みべき極めて重要な課題である。

また、今後、都市内の未利用エネルギー活用の観点から、上下水道などの都市基盤施設についても、そのあり方を検討していく。

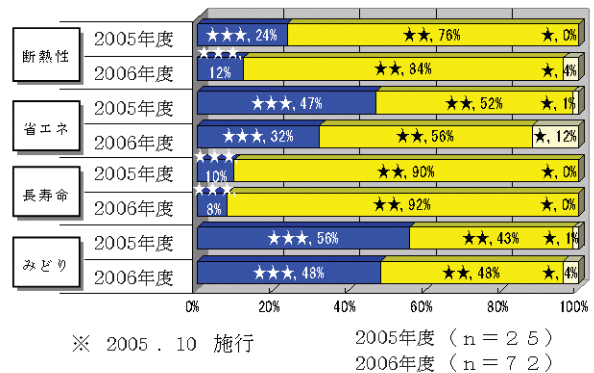
○建築物の省エネルギー対策の推進

建築物環境計画書制度は、東京における建築物の省エネ性能の向上に少なからぬ役割を果たしており、優れた省エネ性能を有する新築建築物が建設されるようになってきたが、こうした取組は一部にとどまっております。大規模な新築建築物の省エネルギー性能の全体の傾向は、目立

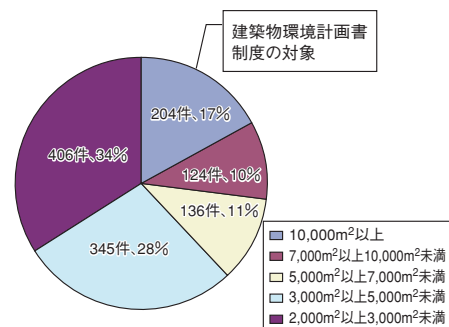
図表2-1-1-19 建築物環境計画書制度対象全用途 PAL削減率・ERRの年度別分布



図表2-1-1-20 マンション環境性能表示の評価★の推移



図表2-1-1-21 省エネ法対象 (1215件) 規模別内訳



出典：2006年版建築統計年報（東京都都市整備局）より作成

った改善が見られない状況にある。

より一層新築建築物のCO₂削減対策を推進していくため、省エネルギー性能の最低基準を設定して底上げを図るとともに、優れた取組を強力に誘導していく。

* 微気候：ビルや舗装などの人工物により作り出される、周囲の自然環境とは異なる気候

図表2-1-1-22 建築物環境計画書の提出実績（単位：件）

	住宅	事務所	学校	工場・ 倉庫等	店舗	病院	ホテル・ 飲食等	計
2002年度	79 66.4%	18 15.1%	10 8.4%	3 2.5%	5 4.2%	4 3.4%	0 0.0%	119
2003年度	104 56.8%	32 17.5%	15 8.2%	14 7.7%	12 6.6%	4 2.2%	2 1.1%	183
2004年度	108 57.8%	29 15.5%	7 3.7%	15 8.0%	10 5.3%	7 3.7%	11 5.9%	187
2005年度	103 53.9%	24 12.6%	17 8.9%	9 4.7%	16 8.4%	8 4.2%	14 7.3%	191
2006年度	109 52.2%	44 21.1%	14 6.7%	14 6.7%	12 5.7%	6 2.9%	10 4.8%	209
合計	503 56.6%	147 16.5%	63 7.1%	55 6.2%	55 6.2%	29 3.3%	37 4.2%	889

※2002年6月条例施行～2006年度実績

※複合用途の建築物については、主用途で分類

優れた取組の誘導に当たっては、マンション環境性能表示制度が、マンションの販売広告に表示を義務付けるという分かりやすい手法でエンドユーザーに訴えかけることで、マンションの環境性能の着実な向上につながっている。こうした成果を踏まえ、マンション以外の新築建築物においては、建築主が売買、賃貸借の際に相手方に省エネルギー性能を記載した書面を提示する仕組みを構築し、省エネルギー性能に関する関心を高めていく。

また、建築物環境計画書制度が対象とする延床面積10,000㎡超の新築大規模建築物は年間200件程度であり、件数においては市場へ与える影響は限定的である。環境に配慮した建築物が市場で評価されるよう、本制度の対象を拡大し、市場への影響力を強化する。

さらに、新築の大規模建築物における再生可能エネルギーの導入実績は、ごくわずかであることから、再生可能エネルギーの積極的な検討を求めて導入を促進していく。

加えて、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）※で、床面積2000㎡以上の建築物に提出が義務付けられている省エネルギーの措置の届出書を、都の気候変動対策

の中で一層有効に活用するとともに、建築確認制度との連携方法についても検討していく。

○既存の建築物における省エネルギー改修の推進

東京には、新築建築物以外に膨大な既存建築物のストックが存在する。その多くが、省エネルギー性能という点では満足すべき水準には達していないと考えられる。今後は、これらのエネルギー性能など環境性能が十分でない建物を、改修していくことが重要となる。

省エネ改修は、改修後のエネルギーコストの低減により、中長期的には初期投資の回収を見込むことができるが、当初投資の貸付や、回収が難しい部分について、既存の制度や民間金融機関との連携等を活用して支援していくことも検討する。

都内には、新耐震基準以前に建てられた建築物などをはじめ、耐震性能に課題のある建物が数多く存在している。また、事務所ビルなどでは機能向上のためのリノベーション、リニューアル工事等が多く行われている。こうした耐震性能や機能向上のための改修工事と省エネ改修を同時に行い、改修コストの軽減や期間の短縮

※ 省エネルギー法：オイルショックを契機に、エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保と工場、輸送、建築物及び機械器具のエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために、1979年に制定された法律

化を図るとともに、省エネ改修のきっかけにして、既存の建築物における省エネルギー化を実現するなど、多様な政策を検討し、既存建物の省エネルギー化を進めていく。

○地域におけるエネルギーの有効利用

土地の高度利用が行われるような都市開発では、一定の地域において大量かつ高密度のエネルギー需要が生じる。こうした都市開発においてCO₂削減を図っていくために、①建築物の省エネ性能の向上②未利用エネルギー・再生可能エネルギーの活用③開発地域に対する効率的なエネルギー供給、を実現し低炭素型の都市づくりを推進していかなければならない。

このため、個々の建築計画の具体化を図る段階よりも早い段階から、建築物に求めるエネルギー性能を含め、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画を策定する仕組みを構築する。

また、未利用エネルギー等の導入を促進していくためにも、地域におけるエネルギー供給に関わる様々な主体について、エネルギーの有効利用に関する役割を明確化し、積極的な取組を求めていく。

さらに、効率的なエネルギー供給を推進するため、現在ある地域冷暖房計画制度*を再構築し、トップランナー水準のエネルギー効率を有する地域冷暖房の導入を促進するとともに、エネルギー効率の劣るものについては、効率改善を求める仕組みを構築する。

加えて、都市開発諸制度*については、その運用ルールの中にCO₂削減対策の実施を組み込んでいくとともに、とりわけ、地域に大きな影響を与える大規模な都市再生事業では、他の都市開発をリードするような先進的なCO₂削減対策の推進を図っていく。

特に、大手町・丸の内・有楽町地区などで自主的な取組が既に始まっているように、まちづくりガイドラインなど地域のまちづくりの基準

の中に、気候変動対策の視点を盛り込むよう求めていく。

○低エネルギー住宅の推進

住宅を含め、建築の将来的な方向として、地域の微気候など立地条件を考慮して、光や風など自然のエネルギーを直接最大限に活用するとともに、断熱や設備などの性能がエネルギー需要・CO₂排出を最大限抑えることを目指す必要がある。

住宅については、利用する暖房・給湯などのエネルギー需要の多くが本来低温の熱需要であることから、パッシブエネルギーやアクティブソーラー設備を最大限活用するとともに、断熱性能を向上させ、照明・給湯などの家電設備機器の高効率化を進めていく。

〈P25に関連記載〉

4 省エネ・節電に向けたムーブメントの創出と新たな仕組みづくり、連携の拡大

CO₂をはじめとする温室効果ガスは、東京の都市活動のあらゆる側面に起因して発生している。したがって、その排出量を大幅に削減していく課題は、東京に住み働き、訪れるすべての主体の行動を変革していくことなしには実現できない。

このため、様々な制度や仕組みを構築することと同時に、東京や首都圏への具体的な影響も含め、気候変動の深刻さについて東京を構成するすべての主体が認識するとともに、温室効果ガスの削減のために、自分の日々の生活の中で何をなすべきかについての実践的な知識の普及を図っていく。

さらに、東京の取組を東京だけで終わらせるのではなく、国内の他の自治体や世界の大都市との連携に広げ、より大きな運動として広げていく。

* 地域冷暖房計画制度：一定地域に建築物が現に集中し、又は集中して建築され、相当量の熱需要が予測される場合において、地域冷暖房を導入し、公害の防止・エネルギーの節減を図る都独自の制度

* 都市開発諸制度：公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度で、総合設計、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区の4制度のこと。

○中小企業、家庭での温暖化対策の拠点整備

中小企業や家庭に対しては、地球温暖化の危機的状況や早急な対策の必要性などに関する普及啓発をこれまで以上に積極的に行うことが重要である。

そこで、「地球温暖化防止活動推進センター」の指定を契機に、CO₂削減に効果的な施策を積極的に進めていくための拠点となる体制を整備し、家庭部門にとどまらず、中小企業も含めた具体的できめの細かい普及啓発に取り組んでいく。この活動と都や区市町村が行う施策の連携により、地球温暖化防止活動を全面的に展開していく。

○省エネ・節電の重要性を提起する象徴的な取組

今日でも、家庭での省エネ・節電の取組が、CO₂削減に直接的に効果を発揮することすら十分に認識されていないため、省エネ・節電の重要性を都民に分かりやすく示す施策や運動を展開していく。

都が、2007年夏から開始した「白熱球一掃作戦」は、実際のCO₂削減効果もさることながら、白熱球から電球形蛍光灯への交換を呼びかけることにより、節電がCO₂の削減につながることを都民に周知する効果的な手法であり、更なる普及を図っていく。

都民世論の喚起を図るため、今後さらに、これまで当たり前と思われていた都市生活や都市活動のあり方の変更を、CO₂削減の観点から大胆に問題提起するなど、シンボリックな取組も工夫をこらして進めていく。

○気候危機に関する環境学習の推進

家庭における省エネルギー対策には、温暖化に関する正しい知識と最新の情報を環境学習を通じて提供することが有効であり、子どもたちへの教育を通して、親の世代に当たる大人にも情報を提供し実践を呼びかけていく。

また、子どもたちへの教育は、21世紀半ばまでに全世界で温室効果ガスの排出量を削減し

なければならないという、長期目標の実現を担う人材育成という意味も持っている。あらゆる教育の機会をとらえて環境の問題について気づき、考え、行動できる人材育成を進める制度的な枠組みの構築を早急に進めていく。

○NPOなどと連携した普及啓発活動の推進

気候変動対策の推進には、あらゆる主体がそれぞれの分野で行う取組とともに、横断的な取組も重要である。NPOやNGOと連携した普及啓発活動を実施することにより、分野の垣根を越えた取組を可能にしていく。

また、NPOやNGOは特定の得意分野を持った団体が多い。今後団塊の世代の退職に伴って、企業内で専門性を高めた人材が多数世に出ることが予想される。今後の気候変動対策を進める上で、NPOやNGOを核とした専門性の高い人材集団と安定的な協力体制を構築し、行政のみではできない対策を可能としていく。

○カーボンオフセットの利用による取組範囲の拡大

カーボンオフセットとは、日常生活や経済活動に伴って排出される温室効果ガスを、排出量に見合ったCO₂の削減活動に投資すること等により埋め合わせる手法である。

行政がその事業実施と組み合わせてカーボンオフセットを実施するのはもちろん、幅広い主体へ実施を呼びかけて、気候変動対策の取組範囲を拡大すると共に、その利用に伴う費用負担を通じて温室効果ガス削減の取組拡大を図っていく。

○費用負担の仕組みの拡大

温室効果ガス削減の取組は、地球規模での気候変動を防ぐという規模の大きな取組であることから、取組を行っていない者にも効果が及ぶ。

このため、自らの費用負担を免れ、効果だけを享受するフリーライダー*を発生させやすい。

したがって、その費用負担のあり方については、環境税制なども含め、公的な財源調達手段

* フリーライダー：ただ乗りの意味。経済学用語で、他人が費用負担をしたものを、対価を払わずに利用する人のことをいう。

の充実が重要である（また、環境税制には、財源調達手段としての機能の他に、環境に負荷をかける行為への課税を通し、そうした行為自体を抑制する環境施策の手段としての機能も有しており、この面からも活用の可能性を検討する必要がある。）。

一方、気候変動対策の重要性への認識が、世界的に金融業界において高まる中で、積極的に環境対策に取り組む企業が、投融資の対象としても高い評価を受け、資金調達の面でも優位性を持つようになってきている。

気候変動対策に積極的に取り組む企業が、結果的に、このように経済的にもメリットを受けられる傾向が定着すれば、企業の環境対策を一層促進することができる。都は、こうした潮流を促進するため、環境金融プロジェクトを推進するとともに、気候変動対策の強化により東京の企業の環境対応を推進していく。

○世界の大都市との連携

世界人口に占める都市人口の割合は、2030年には全人口の6割を占める見込みである。人口の増加に伴い、都市が消費するエネルギーも増加の一途をたどることから、温室効果ガスの排出量削減に資する都市の役割は極めて大きい。

都は、大ロンドン市などと共に「大都市気候先導グループ（C40）※」を構成し、世界中の大都市と直接連携して、各国政府の対策実施をリードしている。日本が持つ世界最先端の省エネ技術を展開して、東京から気候変動対策を進めるとともに、世界の大都市との連携を活かして、世界規模で波及効果を持つ気候変動対策の大きな運動としていく。

○アジアの都市との協力

世界のCO₂排出量を削減するためには、今後急激な成長とエネルギー消費の拡大が見込まれるアジアの都市において、経済成長と低炭素型社会の実現を両立させることが必要である。日本の省エネ技術を、地理的にも近く、歴史的

にも密接な関係を持つアジアの都市に普及する上で、東京の果たす役割は大きい。

東京が都市の成長の過程において幾多の環境汚染を克服してきた経験や、現在取り組んでいる気候変動対策の情報を、アジアの諸都市に発信することは、東京が地球の未来のために果たしうる貢献のひとつである。このため、途上国での環境プロジェクトにも豊富な経験を持つ国際協力銀行との協力や、アジア大都市ネットワーク21*などの場の活用により、アジア諸都市における環境問題の解決やCO₂削減に貢献していく。

○東京都の率先行動

都は、一事業者として見た場合でも、都内で最大級の温室効果ガス排出事業者であり、東京全体の排出ガス削減に果たすべき役割は大きい。また、これに加えて代表的な公的セクターの主体として、民間部門ではコスト面などで直ちに導入が困難なCO₂削減技術を率先して導入し、その効果を実証するとともに、価格低下を可能とする需要拡大を先導すべき役割も負っている。

こうした観点から、先駆的な省エネルギー仕様を標準化した「省エネ東京仕様2007」に基づき、都の建築物や施設整備に当たっては、最高水準の省エネ仕様にするるとともに、再生可能エネルギーについても先行的に導入していく。

特に、新宿都庁舎のような代表的な建築物においては、省エネルギー性能の向上を強力に押し進めていく。

さらに、グリーン購入や公共事業の実施などに当たっても、CO₂削減の観点を強化すること、また、公的資金の管理や運用に当たっても、環境への影響を考慮するなど、事業者として自らの活動のすべてを、気候変動対策の観点で再点検していく。なお、有効な排出源対策のためには、正確な排出源と排出量の把握が不可欠である。都は、定期的な排出量調査を実施し、排出量の増減要因の分析と効果的な対策実施のための基礎データとして活用していく。

※ 大都市気候先導グループ（C40）：ロンドン市長の呼びかけによって創設された、気候変動対策に取り組む大都市グループ。現在、世界の40都市が参加

※ アジア大都市ネットワーク21：アジアの首都及び大都市が新技術開発、環境対策、産業振興などの共通課題に取り組むため、共同して事業を推進し、その成果をアジア地域の繁栄と発展につなげていこうという、新たな国際的ネットワーク。2001年10月発足

図表2-1-1-23 省エネ東京仕様2007の概要



5 その他の温室効果ガス対策

○一酸化二窒素*

下水汚泥の処理工程で発生する一酸化二窒素は、汚泥の焼却の際の焼却温度を800℃から850℃に上げることによって約7割削減することができる。また、新技術である汚泥炭化炉やガス化炉では一酸化二窒素は更に大幅に削減される。一酸化二窒素の削減のため、老朽焼却炉は更新時に高温焼却炉や炭化炉、ガス化炉に転換し、既設焼却炉は高温焼却に対応できるよう焼却部分を改良し耐熱性向上を図っていく。

今後は、高温焼却と併せて積極的に新技術の開発導入に取り組んでいく。

○メタン*

廃棄物の最終処分場では、埋立処分された廃棄物の分解に伴い、ランドフィルガス（処分場発生ガス）が発生する。

ランドフィルガスは温暖化係数の高いメタンを主成分とすることから、現在大気中に放出されている中央防波堤外側埋立処分場のランドフ

ィルガスを、ガス井戸、パイプラインにより大量かつ効率的に回収し、ガス発電を行うよう、必要な施設整備を都が進めていく。

また、ランドフィルガスの排出を促進することにより、浸出水の水質改善も期待できるため、埋立処分場におけるランドフィルガスの発電以外の利用方策についても、幅広く検討する。

図表2-1-1-24 ガスを利用した発電機



○フロン*

フロンは、オゾン層の破壊防止の観点からCFC*、HCFC*等の生産、輸入が規制されているが、代替フロンを含むフロン類は、地球温暖化にも大きな影響を与えている。このため、業界等の取組により一部の分野でノンフロン化が進んでおり、今後も、技術や安全面における課題などの早期克服による、様々な分野でのノンフロン化を促進していく。

また、既に冷凍・冷蔵庫、エアコンなどに使用されているフロン類については、今後も、改正強化されたフロン回収・破壊法等により回収・破壊を徹底し、大気中への放出抑制を図っていく。

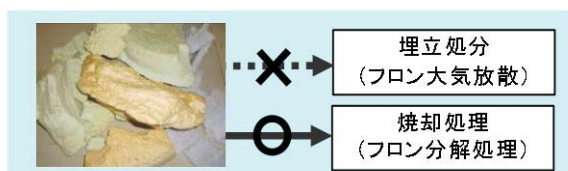
なお、建材用断熱材に残存しているフロンガスについては、残存の確認が難しいことや受入施設における処理能力等の課題があるとして、回収・破壊の義務付けがなく、その多くは廃断熱材とともに埋立処分され大気中へ徐々に放散されている。

このため、現在多く行われている廃断熱材の埋立処分を「分別回収、焼却処理」へと転換することにより、廃断熱材中のフロンガスを分

* 一酸化二窒素：廃棄物や下水汚泥の焼却処理などに伴い発生する窒素酸化物の一種であり、CO₂の310倍の温室効果を持つ。
 * メタン：天然ガスの主成分であり、廃棄物の埋立処分や家畜のふん尿、湿地や水田などから発生する。CO₂の21倍の温室効果を持つ。
 * フロン：CFC、HCFC、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF₆（六フッ化硫黄）といった化合物の総称。スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒、半導体洗浄、断熱材などに使用され、CO₂の数日から2万倍程度の温室効果を持つ。
 * CFC：クロロフルオロカーボンの略。代表的なオゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書で生産全廃（1995年）が決定された。CO₂の8,500倍の温室効果を持つ。
 * HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボンの略。CFCに比べオゾン層破壊の程度は小さいが、モントリオール議定書で段階的な生産削減と全廃が決定されている。CO₂の1,700倍の温室効果を持つ。

解・破壊し、放散を抑制していく必要がある。都は国、関係業界、廃棄物処理業界等と連携し、建材用断熱材フロン分解処理を推進していく。

図表2-1-1-25 フロン含有の建材用断熱材（廃断熱材）



6 適応策の強化と総合的な気候変動対策の推進

○適応策の強化

IPCC第4次評価報告書は、温室効果ガスの大幅な削減を進める緩和策を強化するとともに、現実に発生しつつある温暖化の影響を軽減するために、適応策の強化が必要であることを強調した。気候変動に伴うリスクを低減するためには、どちらか一方だけでは不十分であり、両者が互いに補完しあうことが必要である。

都においても、気候変動に伴うリスクを低減するため、産業・業務部門、家庭部門など、それぞれの部門におけるCO₂削減対策の強化等、緩和策を実施するとともに、都内で起こりうる直接的なリスクを想定し、適応策を講じることが重要である。

現在でも、高潮対策や都市水害対策などが着実に進められているが、気候変動に伴い自然環境や生活環境にどのような影響が生じるか、研究・把握を行った上で、その結果等を踏まえ有効な適応策を検討していく。

○他の施策との連携による総合的な気候変動対策の推進

温室効果ガスは、都市におけるあらゆる活動・消費生活に伴って発生するが、それは翻って、あらゆる都市活動・消費生活の中に解決のためのポテンシャルがあるということでもある。こうした観点から、気候変動対策を進めるに当たっては、ヒートアイランド対策、緑豊か

な都市づくり、大気汚染対策など他分野の施策とも連携し、総合的・複合的な施策展開を図っていく。

また、今後、強化すべき適応策においても、他の施策との連携により進めるべき課題が多い。都は、地域において様々な施策を統合して推進することのできる地方自治体としての特色を活かし、総合的な気候変動対策を進めていく。

○ヒートアイランド対策

ヒートアイランド対策として行う都市排熱対策などは、同時に、気候変動対策として取り組むエネルギー施策ともなる。また、熱射病などの健康被害を抑制するための施策は、今後、気候変動に対する適応策としても重要になっていく。こうした観点からも、総合的な対策を推進していく。

〈第2部第3章第3節に関連記載〉

○大気汚染対策

IPCCの報告によると、気候変動に関連して地表面オゾン濃度が上昇し、心臓・呼吸器疾患の発生率が増加するとされており、今後、温暖化も視野に入れた対策を検討していく。

〈第2部第2章第1節に関連記載〉

○緑と水にあふれた都市づくり

都市にうるおいをもたらす緑地は、都市における土地利用の中では、CO₂を発生させない用途であり、より多くの緑を増やしていくとともに、CO₂の吸収源ともなりうる多摩の森林については、より質の高い森林へと再生を進めていく。

また、気候変動の影響による水不足の深刻化が予測される中で、安定した水資源の確保は非常に重要な課題である。同時に、水を大切にする都市づくりを推進するため、節水や水の有効利用を進めるとともに、都が世界に誇る最高水準の漏水対策などにより、温室効果ガス削減の観点も踏まえつつ、水資源の保全を図っていく。

〈第2部第3章に関連記載〉

第2節 持続可能な環境交通の実現

世界で初めて量産された乗用車であるT型フォードが1908年に登場してから、今年（2008年）でちょうど100年になる。自動車の量産化は世界中で社会の変化をもたらした。国土を覆う道路網の建設、裾野の広い自動車産業を中心とした経済成長、長距離を高速に移動する手段が得られたことによる広域経済圏の発展、移動体の燃料として適していた石油の大量消費の始まり、これらが20世紀の社会経済を牽引し、人々は利便性向上の恩恵を享受した。

一方で、自動車の大量普及は、巨大な負の側面ももたらした。都市を駆け抜ける自動車の排出ガスは、人々の健康を損なう面も伴うこととなった。大量に普及した自動車が消費する大量の石油は、工場や発電所で用いられる他の化石燃料とともに、この100年で地球規模での気候変動に影響を与えるほどに大気中の温室効果ガスの濃度を高めた。

まさに、1908年からの100年間は自動車中心の100年であり、人類は利便性の向上と引換えに環境的に持続可能な社会を失いつつある。

自動車大量普及の100年目を迎える今日、我々は、次の100年に向けて、人間が中心となる持続可能な環境交通が実現した社会への転換を図っていかなければならない。

自動車のもたらした環境問題のうち、本節では、気候変動の危機回避を目指す、自動車からのCO₂排出削減のあり方について示す。

なお、自動車排出ガスによる大気汚染に関しては、「第2部第2章第1節大気汚染物質の更なる排出削減」で示すこととする。

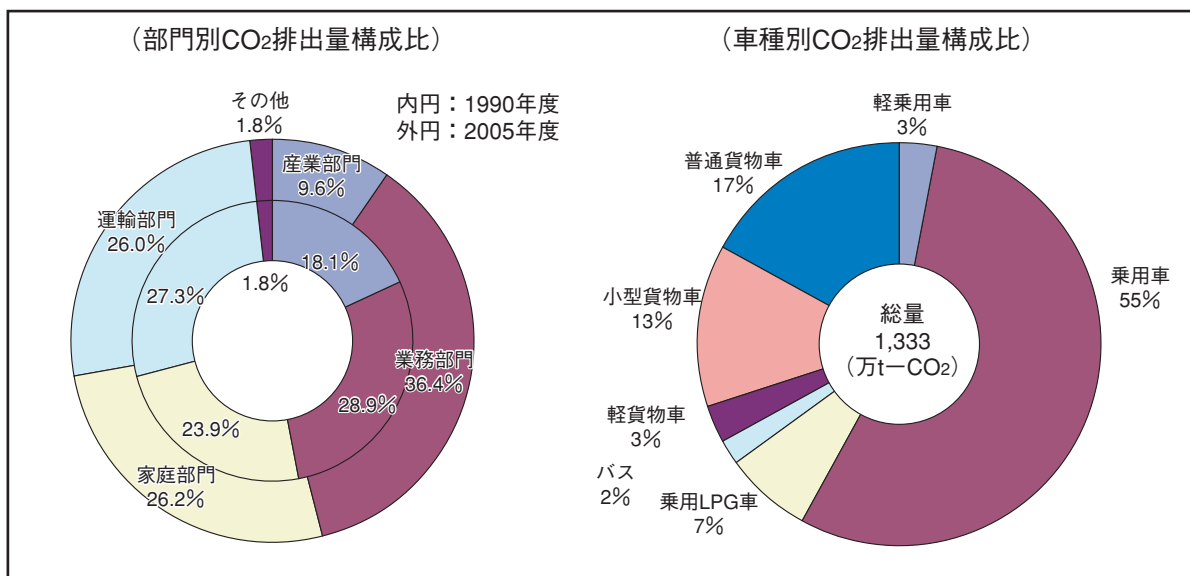
現状

2005年度における運輸部門のCO₂排出量は1,496万トンで、1990年度比では0.8%の伸びとなっている。

また、都内全体の総排出量5,747万トンと比較すると全体の26%となり、4分の1を占める高い割合となっている。

運輸部門のCO₂排出量の9割（1,333万トン）は自動車に起因するものであり、そのうち乗用車からの排出量が55%を占めている。

図表2-1-2-1 CO₂排出量構成比の比較



○走行量、平均旅行速度

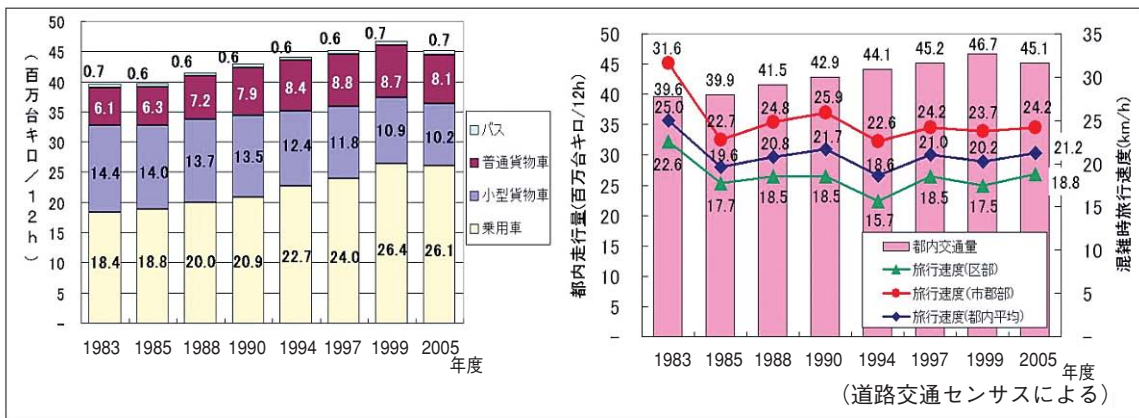
都内の自動車走行量は、これまで増加傾向にあったが、2005年度の道路交通センサス※では、減少している。

また、都内の混雑時平均旅行速度※は区部及び市部ともに、1994年度以降、向上する傾向にあるが、依然として低い状況にある。今後、首都圏三環状道路や骨格幹線道路の整備事業、

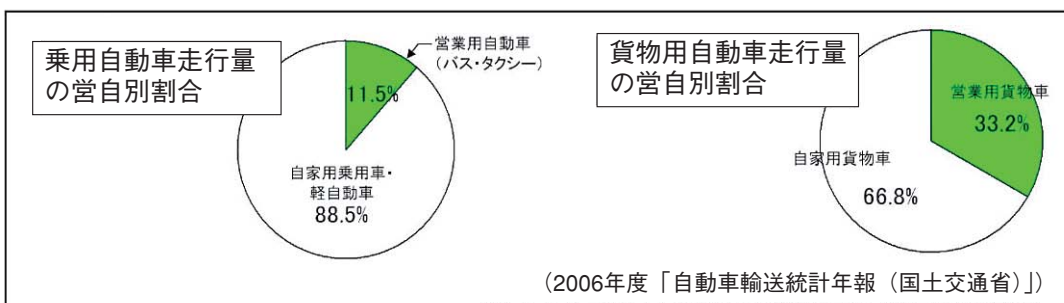
連続立体交差事業や橋梁整備など、道路ネットワーク整備の推進により、混雑時平均旅行速度の向上が図られていくと考えられる。

一方、自動車走行量では、乗用車では自家用乗用車・軽自動車が、また、貨物車では自家用貨物車の走行量割合が非常に高く、CO₂排出量においても、これらの車両の割合が高い。

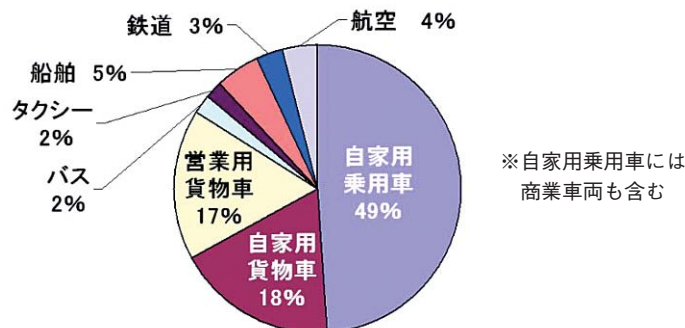
図表2-1-2-2 都内の自動車走行量の推移、混雑時平均旅行速度の推移



図表2-1-2-3 旅客部門・貨物部門における都内の営自別走行量割合 (2006年度)



図表2-1-2-4 我が国における輸送機関別CO₂排出量 (2005年度)



※ 道路交通センサス：全国の道路と道路利用の実態をとらえ、将来の道路整備の方向を明らかにするため、全国の道路状況、交通量、旅行速度、自動車運行の出発地・目的地、運行目的等を調査するもの。
 ※ 混雑時平均旅行速度：国土交通省、都道府県、政令指定都市及び道路関係公団等が合同で道路交通を調査する道路交通センサスにおいて、調査区間ごとに最も混雑する時間及び方向を実走行し測定した速度の平均値

あるべき姿・目標

- 都民や事業者が、環境負荷が低く、効率の高い自動車使用を実践し、誰もが安全で快適な移動環境を享受できる都市
 - ・ 大気汚染が解消され、低炭素型の自動車使用が実践されている都市（低環境負荷）
 - ・ 自動車使用にかかる定時性や速達性、利便性が確保されており、資源やエネルギー、都市・道路空間等が高い効率で利用されている都市（高効率）
 - ・ 自動車や歩行者等の安全で快適な移動環境が確保されている都市（安全・快適）
- 文化、観光、地域活力など都市の魅力と相まって「歩いて楽しみたくなる」交通環境の実現（自動車使用への過度の依存からの脱却）

中短期的目標

- 2020年までに、東京全体の温室効果ガス排出量を25%削減するため、運輸部門においては、2020年までに2000年比40%程度の削減を目指す。※部門別削減目標の考え方は、P21参照
- 2016年までに、積載率の向上（営業車両の比率向上）、平均旅行速度の向上（区部の混雑時平均旅行速度25km/hに向上）、慢性的な渋滞解消（都心部の通過交通減少）を図る。
- 2016年までに、公共交通利用率の向上、生活道路の通過交通の減少、交通事故減少、バリアフリー化の一層の促進を図る。

施策の方向

東京は、世界の都市でも最高水準の公共交通機関網を有しており、また、低公害で低燃費な車両を用いた高効率の輸送も、先進的事業者等により実践されている。このような都市としてのポテンシャルを、CO₂削減に向け、最大限に引き出していく必要がある。

人間が中心となる持続可能な環境交通の実現には、ライフスタイルやビジネススタイルとして自動車に過度に依存しない交通行動を定着させるための施策を構築することが必要である。

その上で、自動車交通量の抑制や交通流の円滑化に向けた施策を強力に推進し、道路空間や都市空間のゆとりを創出していくとともに、都市の社会・経済を支えるために必要な自動車の低環境負荷化、高効率化を推進させるために、自動車使用のルールづくりや自動車の燃費改善

の促進、バイオマス燃料等の普及拡大など、自動車単体にかかる施策を進めていくものとする。

1 交通行動の変革（自動車への過度の依存からの転換）

自動車に過度に依存しない交通行動への変革、定着に向けた施策を講じ、東京に住み働く人々や来訪する人々の安全で快適な移動環境の確保に努めていく。

環境負荷やエネルギーの低減はもとより、健康や安全・快適という視点も加え、地域特性に応じた交通行動の変革を図っていく。今後、道路整備やまちづくり施策とあわせ、道路空間や都市空間の有効活用策や、道路そのものの利用にかかる新たなルールづくりも視野に施策を講じていく。

○公共交通機関の利用促進

朝夕の通勤時間帯における旅客輸送をはじめ

め、東京の公共交通機関は現在でも都市活動を支える大きな役割を果たしている。

例えば山手線内の地域では、おおむね徒歩10分圏内に駅があるなど、東京の公共交通機関の整備率は極めて高く、鉄道による通勤や買い物といった日常活動に対する利便性を提供している。しかし、乗用車の都市部への集中は依然として多く、慢性的な交通渋滞の原因の一つとなっており、安全で快適な移動環境の確保が阻害されている。

このため、曜日・時間帯、交通状況に応じたパークアンドバスライド*などの導入、バス専用レーンやリバーシブルレーン*の設置などにより、乗用車利用の抑制と、移動の利便性や回遊性を確保するための施策をあわせて講じていくなど、地域特性に応じた取組を進めていく。

また、鉄道事業者や百貨店、商店街等の事業者との連携などにより、SUICAやPASMOなどのICカード乗車券の機能を活用して、公共交通機関の利用と商品購入という、交通行動と消費行動とを結びつけたインセンティブ策の構築も進めていく。

このように、世界の大都市の中でも極めて充実している公共交通機関を最大限に活用する施策を、道路整備やまちづくり施策ともあわせて推進し、自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換、定着を図っていく。

○新しい都市交通システムの導入

多様化する移動ニーズへの対応として、欧州をはじめ日本においてもBRT*やLRT*など新たな都市交通システムが導入されてきており、人や環境にやさしいまちづくりの観点からも、その効果が期待されている。

新たな都市交通システムは、特定の交通システムの導入を前提とするのではなく、BRTやLRT、コミュニティバスやミニバスなど、地域の特性や既存の公共交通機関との連携・活用などを踏まえ、幅広く検討していく。

また、営業用車両や大規模マンション等におけるカーシェアリングをはじめとした自動車共同利用の取組など、幅広く交通システムの導入を検討し普及を図っていく。

図表2-1-2-5 BRT（神奈川県藤沢市）



出典：藤沢市HP

図表2-1-2-6 LRT（富山県富山市）



出典：富山市HP

○自転車利用の促進

自転車の利用促進は、環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和などの効果が期待される。また、近年では健康増進の観点からも注目されており、こうした機運もとらえて、身近で便利な短距離交通手段という特性をアピールし、その利用の促進を図っていく。

利用促進に当たっては、安全な走行空間の確保、交通ルールの遵守・マナーの向上、放置自転車の改善などの課題を解消するとともに、自動車道や歩道の整備、まちづくりの進展にあわせ、自転車が安全に走行できる空間の創出や、環境に優しい自転車利用の促進を図り、駅周辺等の身近なエリアや業務集積地区など、地域の特性に応じた施策の展開を図っていく。

また、自転車利用の促進のため、業務ビルや

* パークアンドバスライド：郊外や都心周辺部のバスターミナルやバス停周辺などに駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステム。都心部への交通手段としてバスが選択利用されることで都心部の交通混雑の緩和、自動車事故防止、駐車需要の抑制などに役立つ。

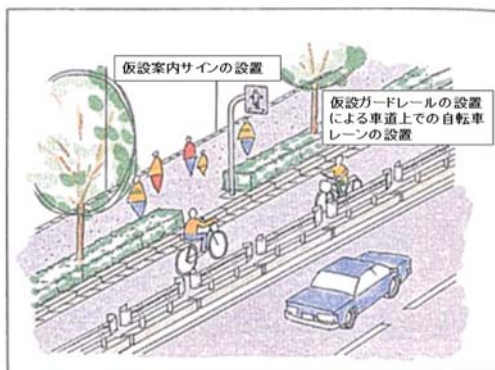
* リバーシブルレーン：時間帯や曜日によって一つの方向だけに交通量が集中する場合、時間帯等による交通量の変化に応じて道路の中央線的位置を変え、適切な車線配分を行うことによって既設道路を有効活用するもの。

* BRT（Bus Rapid Transit）：連接バス、バス専用道路等により、路面電車など軌道系システムと比較してもそんな色のない機能と柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システム

* LRT（Light Rail Transit）：乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代型の軌道系交通システム（路面電車）

観光地等での自転車駐車場の整備や自転車駐車場位置情報の提供、レンタサイクルシステムの導入などハード面での施策展開と、自転車利用による営業活動や消費行動などが社会的に評価される仕組みなどソフト面での取組を、あわせて講じていく。

図表2-1-2-7 自転車道整備のイメージ



出典：国土交通省HP

図表2-1-2-8 自転車歩行者道



出典：東京都建設局HP

○安全で快適な移動環境の確保

少子高齢化社会の到来や訪都外国人旅行者の増加など、高齢者や障害者、外国人をはじめとした観光客を含む、すべての人々にとって、安全で快適な移動環境を提供することが求められている。

バリアフリー新法[※]に基づく措置、ユニバーサルデザイン[※]のまちづくり施策、ユビキタス技術[※]を活用した移動支援などの施策、三環状道路等の整備等による道路・都市空間のゆとり空間の創出等により、安全で快適な歩行空間の

確保を進めていく。

2 自動車交通量の抑制等

東京の持つポテンシャルを活かしながら、地域の特色や種々の産業の物流実態を踏まえた物流施策、企業の営業活動で使用する乗用車の削減に向けた施策、また、公共交通機関利用促進等の人流施策を講じ、実効性のある交通量抑制策を展開していく。

また、道路施策や都市づくり施策において、既存駐車場を有効活用して路上駐車を排除したり、繁華街中心部における駐車場の配置に配慮するほか、自動車を使用した来街者に対し公共交通機関の利用を促したりするなど、一定の交通需要を生じさせている地域での自動車交通を円滑化させる方策や、自動車使用・利用を抑制する手法等を検討していく。

さらに、近年、急速に普及が進んでいるカーナビなどIT技術を活用して、ドライバーに対するより高密度な情報の提供と的確なルート誘導を行い、交通流を円滑化する施策の検討もあわせて進めていく。

○商用車両の走行量抑制

物流効率化に向けた取組が進められ、運送業で使用される貨物車（いわゆる緑ナンバー車両）の積載効率は高く、単位輸送物当たりのCO₂排出量は低減傾向にある。

一方、企業などが、営業活動、商品の集配に用いている自家用車からの単位輸送物当たりのCO₂排出量は比較的多く、こうした商用車両の走行量の抑制や高効率輸送を促していくことが必要である。

商用車両は、その使用方法が業界や業態により異なることから、それぞれの業態等における使用実態を踏まえた施策を講じるべきであり、経済性を著しく損なうことなく、事業者にとつ

※ バリアフリー新法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）公共交通機関や特定の建築物、路外駐車場や都市公園等を新しく建設する場合、それぞれの建築主等に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動円滑化基準）」へ適合するよう必要な措置を行うことが義務付けられ、また既存の施設に対しても、基準適合のための措置に努めることが義務化されている。2006年12月施行

※ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、始めからできるだけ多くの人々が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方にたって快適な環境をデザインすること。

※ ユビキタス技術：あらゆるモノや場所にコンピュータを埋め込み、いつでも、どこでも、だれでもが、最適な情報やサービスを入手できる環境のこと。

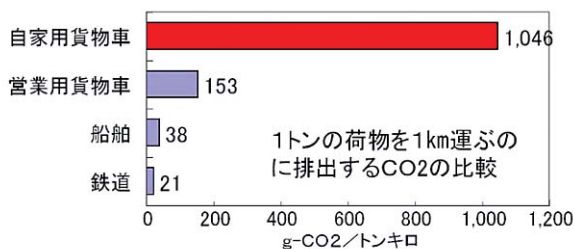
でも効率的な取組を推進していく。

商用車両の走行量を効果的に抑制させるためには、自動車使用者のみならず、当該自動車使用の発生要因となる荷主や荷受人等との連携が不可欠である。この視点も踏まえながら、特定の産業が集中している地域に着目して地区内配送車両の総走行量削減を図るためのモデル事業など、地域特性に応じた環境交通施策を推進していく。

また、商品や地域に応じた共同配送の取組を強力に推進し、事業で用いられる自動車の総走行量の削減、高効率な自動車使用の実現に向けた取組の検討を進めていく。

こうした取組を総合的に推進し、商用車両の走行量抑制と高効率な自動車使用のビジネススタイルへの転換、定着を図っていく。

図表2-1-2-9 貨物輸送機関のCO₂排出量原単位
(2005年度)



出典：国土交通省HP

○経済的手法、規制的手法による自動車交通量の抑制

国内外では、混雑解消や旅行速度向上に向けた、道路利用料金の設定による高速道路への誘導策などの経済的手法の取組が行われている。CO₂削減を更に推進させるためには、こうした交通量の抑制にも寄与する対策のほか、環境性能が優れた車に対する道路利用料や駐車場料金の割引、税制面での優遇措置並びに環境性能の悪い車に対するディスインセンティブ策などの経済的手法を講じるなどにより、自動車交通において環境性能が良い自動車が評価される施策を検討していく。

また、特定地域への侵入・走行の禁止や、特定車両の走行を禁止するなどの規制的手法の検討や、三環状道路の整備や都市づくりの進展に

あわせた大型車両の走行ルート of 適正化、時間帯別の走行ルール化、走行車線のルール化をはじめ、道路利用全体のルールづくりに向けた検討を進めていく。

○駐車空間の利活用

現在、駐車対策の推進などにより路上での違法駐車は着実に減少してきているが、バスなどの公共交通機関の円滑な運行や、都市活動に必要な物流車両について、効率的に運搬がなされている状況には至っていない。

道路施策や都市づくり施策、交通量抑制策等の展開にあわせて、駐車対策を更に積極的に推進していく。

また、事業者による共同配送等の取組を進める上で必要となる荷捌き場の確保に当たっても、高速道路の高架下の利用や公共駐車場等の有効活用を検討していくとともに、都市の再開発等においてはあらかじめ物流活動に配慮した空間・施設の確保を図っていく。

図表2-1-2-10 荷さばき可能駐車場の事例



出典：東京都都市整備局資料

3 環境負荷の少ない自動車使用への転換、誘導

自動車からのCO₂削減を早期に進めるためには、低環境負荷で高効率な自動車使用を社会に普及させていかなければならない。

このため、低環境負荷で高効率な自動車使用のあり方を都民や事業者に対して示すとともに、積極的な取組が社会的に評価される仕組みを構築していく。

また、自動車使用のもたらす環境負荷の大き

さを、都民・企業などあらゆる主体が明確に認識できるよう、教育や普及啓発活動を積極的にを行い、低環境負荷で高効率かつ安全な自動車使用のあり方を、ビジネススタイル、ライフスタイルとして社会の中に定着させていく取組を進めていく。

○低公害かつ低燃費な自動車の利用促進

乗用車をはじめとする自動車の排出ガス性能や燃費は、自動車メーカーの積極的な技術開発により、向上してきている。中でもハイブリッド自動車は、他の自動車の水準を上回る高い性能を有している。今後、自動車に起因する大気汚染やCO₂排出を削減していくためには、ハイブリッド車に代表される低公害かつ低燃費な車の大量普及を図ることが必要である。

このため、自動車を使用するすべての者に、低公害かつ低燃費な自動車の優先的な使用を求めるとともに、一定規模以上の自動車を使用する事業者に対しては、これまでの低公害車の導入義務に低燃費性も加味し、一定割合の導入を求めるなど、更なる取組を促していく。

また、自動車の生産、販売、購入、利用のすべての段階において、低公害かつ低燃費な車が優先的に扱われるような利用のあり方をガイドラインとして都民や事業者に提示し、ハイブリッド車をはじめとする環境性能の高い自動車の大量普及を誘導していく。

○自動車利用におけるグリーン調達

多くの企業がCSR活動として積極的に取り組む環境対策にグリーン購入（調達）がある。これは、割高であっても環境配慮のなされた商品・サービスを選ぶという購入（調達）行動を通じた環境対策であるが、運送サービスについては、グリーン調達の観点で選択する例は、環境意識の高い大企業等のごく一部で行われているにすぎない。

このため、都内最大の需要者である都自らが率先行動として、運送サービスのグリーン調達の取組を実施し、民間事業者による取組を強力に誘導するための新たな仕組みの構築や、優れた取組を実践している事業者が、優先され、社

会的に評価される仕組みの構築を図っていく。

また、国が自動車の燃費性能について消費者の関心と理解を深め、消費者の選択を通じて低燃費な自動車の普及を図るために実施している「燃費基準達成車ステッカー」の取組など、一目で環境性能を識別できる既存制度を活用するなどして、運送発注者が環境性能の良い車両をできるだけ使用していくよう、関係各業界への協力を求めている。

さらには、消費者が環境性能に優れた自動車を選択するように、環境確保条例で定める車両の環境性能説明義務の運用を充実させていく。

○自動車環境管理計画書制度等による取組拡大

都は「自動車環境管理計画書制度」を改正し、2006年度から、燃料別・車種別の燃料消費量やCO₂排出量の報告や、共同輸配送などの自動車使用の合理化に向けた取組状況等の報告を求めることにより、事業者によるCO₂削減対策等の計画的な自主行動を促進している。

今後、事業者の特に優れた取組内容を公表・紹介することなどを通じて、こうした取組の社会的評価の向上を図り、より積極的な行動を促していく。

また、社会全体として自動車から排出されるCO₂削減を進めるためには、自動車交通需要発生の原因となる、自動車を利用して商品の仕入れを行うなど、事業活動において自動車を使用する発荷主や荷受人（売主、買主）などによる取組の促進が不可欠である。このため、売主、買主等に自動車利用合理化の取組を求めるとともに、一定量以上の貨物を取り扱う事業所を有する事業者に対し、新たな自動車環境管理計画書の提出を義務付け、運送事業者への働きかけにより、低公害・低燃費な自動車の利用促進や、高効率輸送を促進していく。

○エコドライブの推進

急加速や急減速、空ぶかしや長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車の運転を行うエコドライブは、大気汚染物質やCO₂の削減といった環境面への寄与だけでなく、燃費向上、安全運転による事故防止という

経済面、安全面でもメリットが期待されるため、すべてのドライバーにエコドライブを求めている。

大・中規模の事業者では、ISO14001やグリーン経営認証※などを通じた組織的な取組として、エコドライブがドライバーに周知され、実践が進められているのに対し、小規模・零細事業者や個人の取組は遅れている状況にある。

今後、都民や小規模・零細事業者に幅広く普及啓発を行い、エコドライブへの関心を高め、社会に定着させていく。

図表2-1-2-11 エコドライブ10のすすめ

エコドライブ10のすすめ
エコドライブは、自動車の運転に起因して排出される大気汚染物質の削減やCO₂の削減に、さらに燃費向上や交通安全にもつながるなど、すぐれた自動車の運転方法です。
 エコドライブ10のすすめの原文をPDFでダウンロードしたい方は、[こちら](#)をクリックしてください。

- エンジンブレーキを使いましょう。**
「停止位置を予測して、早めのアクセルオフ」
アクセルから足を離すと燃料カットされ、燃料の消費を抑えることができます。先の交通状況を見て停止する位置がわかったらアクセルから足を離して、エンジンブレーキで減速しましょう。目線から自分の車のエンジンブレーキの利き具合を確認して早くもアクセルオフ。
- 荷物は必要なモノだけを。**
「不要な荷物を積まないようにしましょう」
車が重くなると、加速時にかかる抵抗が大きくなるなど、燃費が悪くなる原因となります。ゴルフバッグやキャンプ用品などは、必要な時以外は車から降ろすように心がけましょう。
- エアコンの使用は控えめに。**
「エアコンの温度設定はこまめに調節」
エアコンの使用は多くの燃料を消費します。設定温度が外気温と同じでも、スタート直後は外気温が低いため、エアコンの稼働が長くなるので、外気温の低い時は窓を開けて外気を入れながらの運転をしましょう。
- アイドリングストップ。**
「無用なアイドリングをやめましょう」
停止していてもエンジンをかけていれば、燃料は消費されます。ある程度の時間停止する場合は、アイドリングストップ機能を使いましょう。
- ふんわりアクセルをスタート。**
「発進は一呼吸おいて徐々にアクセル」
発進時はもっとも多くの燃料を消費します。発進する際は、ブレーキから足を離したら、一呼吸おいて、ゆっくりアクセルを足に乗せます。アクセルは徐々に踏み込み、なめらかに加速しましょう。
- 道法走車はやめましょう。**
「渋滞を招くので、道法走車はやめましょう」
交通の妨げになる場所での走車は交通渋滞をもたらす原因となります。マナーを守り、地球環境を守りましょう。
- ウォームアップは適切に。**
「エンジンがかけたらなるべく早く出発」
エンジンを暖めるためのアイドリングにも燃料を消費します。現在の車では長時間の暖機は必要ありません。エンジンがかけたらなるべく早く出発しましょう。
- タイヤの空気圧チェック。**
「タイヤの空気圧を適正に保つこと、確実な点検を徹底しましょう」
タイヤの空気圧が不足すると、より多くの燃料を消費します。タイヤの空気は時間が経つと自然に落ちていきます。見直しは必ず定期的に行い、ガソリンスタンドなどで、定期的にチェックする習慣をつけましょう。
- 計画的なドライブを。**
「出発前には目的地までの所要時間をチェックしましょう」
余計な距離を走らないために目的地までの経路を確認してから出発しましょう。燃費を節約するために、渋滞情報もチェックして早く出発しましょう。
- 燃費の良い加速速の少ない運転を。**
「加速時はゆっくりと、燃費を節約しましょう」
加速時の急り急りは燃料消費を増加させます。できるだけアクセルの踏み込みを一定に保つ走り方を心がけましょう。先の道路や先行車の挙動を見極め、必要に応じて加速のタイミングを見極め、燃費を節約しましょう。

公共交通が便利な場所では、電車、バスを積極的に利用しましょう。

出典：八都府市 あおぞらネットワークHP

このため、まず、既に取組を進めている企業の取組の一層の推進を図るとともに、運転免許の取得時など様々な機会を活用し、エコドライブを始めるきっかけをつくることなどを国や関係機関に対して広く呼びかけていく。

また、事業者が進める自主的なエコドライブ運動などを広げていくため、中小規模事業者等による運転者への教育訓練や検証等への取組を支援し、これらの事業者への支援策を通じて、

機器導入による一層のCO₂削減に向けた取組の充実と定着を図っていく。

さらに、マイカーへもエコドライブを促進させ、確実なCO₂削減等の効果を得るために、エコドライブ機能の標準装備化などによる普及促進や、エコドライブの客観的・標準的な評価の仕組みの構築に向けた検討を進めていく。

4 自動車の環境性能向上（低燃費車の開発、普及促進）

国の新車に対する単体規制として、乗用車及び貨物自動車は、省エネ法に基づく燃費基準（トップランナー基準）が設定されており、乗用車については、2015年度を目標に、すべての平均燃費が2010年度基準比で約3割改善されるなど、更に規制が強化されている。

自動車からのCO₂削減を加速するためには、燃費性能の技術革新の促進と低燃費車の早期普及を実現することが不可欠である。

これまで、自動車に関わる環境施策では、「低公害車」という概念を用いてきたが、今後、ポスト新長期規制に対応して登場してくる新車のほとんどすべては、現在の基準では、低公害車に該当することとなる。一方、気候変動対策の観点からは、燃料消費の削減がますます重要な課題となっており、更なる自動車の環境性能向上が必要となる（次ページ★参照）。

このため、国やメーカーに燃費基準の前倒し達成に向けた取組の推進等を求めるとともに、都民、事業者に対しては、より環境性能の高い自動車を優先的に選択するよう誘導していくなど、一層の代替促進を図っていく。

特に電気自動車、プラグインハイブリッド※など外部電源からの充電が可能な自動車については、今後、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合が大きくなれば、運輸部門での再生可能エネルギーの利用拡大につながるものであり、積極的に評価していく。

また、低燃費な自動車の大量普及に当たって

※ グリーン経営認証：一定レベル以上の環境保全の取組を行っている運輸事業者に対し、国土交通省の所管団体である交通エコロジー・モビリティ財団が審査の上、認証・登録を行うもの。
 ※ プラグインハイブリッド：従来のハイブリッド自動車と比べて大容量のバッテリーを搭載することで、コンセントから充電して走行することも可能にした自動車

は、CO₂や排出ガスに関する自動車単体の究極的な環境性能の向上に向けた自動車メーカーとの連携等により、電気自動車や燃料電池車の開発・普及促進や、電気や水素等の供給インフラの整備などの取組もあわせて推進していく。

- ★ 自動車の環境性能向上のため、排出ガスが出ずCO₂削減効果のある電気自動車の普及に向けた電池性能の向上や、低公害かつ低燃費で既に普及の目途のあるハイブリッド技術の更なる進歩、またクリーンディーゼル車については現在市販されているガソリン乗用車と同等の排出ガス性能を有する車の早期市場投入が重要である。

5 燃料施策

○バイオマス燃料の利用促進

バイオマス由来の燃料には、バイオディーゼル燃料（BDF）*のほか、バイオエタノール（ガソリン代替燃料）*等がある。石油燃料からの代替燃料として、温室効果ガスの排出削減に寄与するものであり、世界的にその利用が進められている。一方、日本では、揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正により、2007年1月から、BDF混合軽油の製造販売に当たっての性状が規格化され、利用拡大に向けた法整備が整った。

今後、都自らによるバイオマス燃料の率先利用を通して、排出ガス性能や燃費性能等の効果検証や利用のあり方などに関し課題を整理していくとともに、国に対しては、バイオマス燃料の製造や利用にかかる優遇措置等を更に求めていく。

また、自動車燃料等の製造者や販売者に対して、普及促進に向けた取組を求めるとともに、自動車燃料を使用する都民、事業者に対しても、CO₂削減に寄与する自動車燃料等の使用を求めていく。

さらに、バイオマス燃料の普及拡大に向けて、

東アジア等の途上国における環境破壊や食糧供給への影響などにも配慮した原料調達のあり方や、生産、製造、販売に至る仕組みづくりの検討を進めていく。

○次世代自動車燃料の開発・普及促進

バイオディーゼル燃料やバイオエタノールのほか、エネルギー源の多様化、脱石油化を推進する上で将来的に有望なものとして、BTLやGTLといったFT合成油*があり、欧米各国やカタール、中国、インドにおいても開発・研究、商業プラント建設計画などが進行している。

これらのFT合成油は、技術面やコスト面などで克服すべき課題はあるが、石油や農産物以外の原料からの自動車燃料製造を可能とし、エネルギー安全保障、経済発展、地球環境配慮のいわゆる「3E」の同時達成を図るためにも、その導入に向けた取組の検討を進めていく。

都は、これまでサルファフリー軽油*の早期導入やBHD*の実証など、先進的・先導的な役割を果たしてきており、今後のバイオマス燃料の普及拡大をはじめ、FT合成油の技術開発等に当たっても、石油業界や自動車業界との連携による取組を進めるなど、先導的な役割を果たしていく。

図表2-1-2-12 BHDを使用した都バス



出典：環境局HP

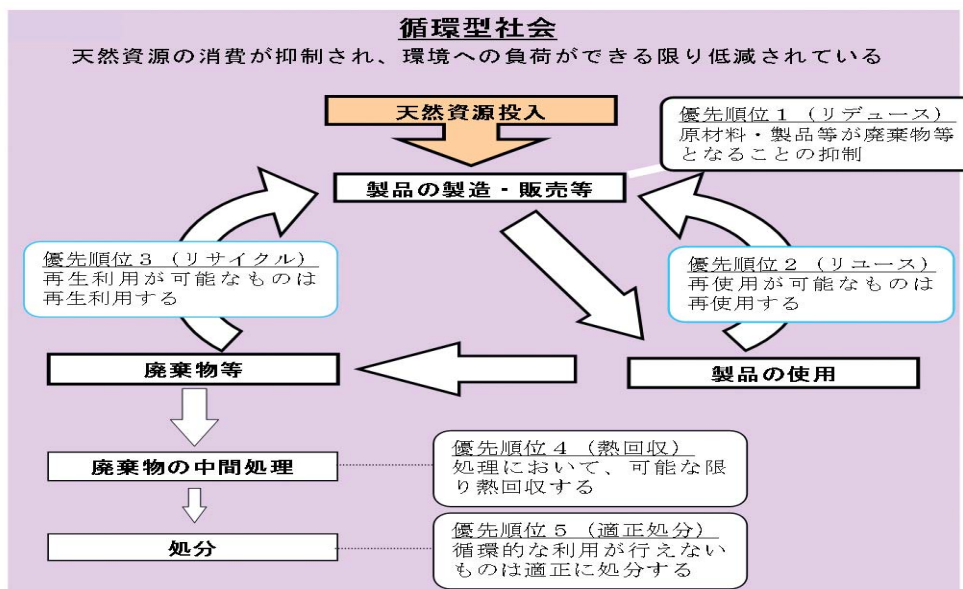
* バイオディーゼル燃料（BDF）：バイオマス（生物資源）を主原料とするディーゼル燃料。化石燃料からの代替により温室効果ガスの排出削減に寄与する。植物油が原料の第一世代は品確法の規格により、軽油に5%まで混合が可能。第二世代は、獣脂を含む油脂を原料に水素化処理を行い、軽油と同一性状に精製したもの。
 * バイオエタノール（ガソリン代替燃料）：農作物や木材・古紙等の植物由来の多糖から作られるアルコールで、ガソリン代替利用又はガソリンとの任意の濃度での混合利用が可能である。ガソリンへのバイオエタノールの混合率によって、E3（バイオエタノールをガソリンに3%混合した燃料）やE10（10%混合したもの）と表記される。
 * FT合成油：Fischer-Tropschによって開発された触媒反応により一酸化炭素と水素から液体燃料を合成する方法で、バイオマスを原料としガス化し合成されたものを、BTL（Biomass To Liquid）、天然ガスを原料とする場合はGTL（Gas To Liquid）と呼ばれる。
 * サルファフリー軽油：軽油に含まれる硫黄分を低硫黄軽油よりも1/5に低減させた軽油。今後の排出ガス規制の強化に対応した、より高性能なPM減少装置等の排出ガス低減装置の性能を維持するのに必要となる。
 * BHD：バイオ原料油の水素化処理油（Bio Hydrofined Diesel）

第3節 省資源化と資源の循環利用の促進

これまでの社会経済システムは、私たちに物質的な豊かさを提供した反面で、地球温暖化や天然資源の枯渇、貴重な自然環境の喪失などの問題を引き起こしてきた。

私たちの社会が持続可能な発展を遂げていくためには、できる限り環境に負荷を与えずに、資源を無駄なく利用し、循環利用していく社会への変革を目指すことが必要である。そのためには、廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進していくことが重要な課題となっている。

図表2-1-3-1 循環型社会の概念図



現状

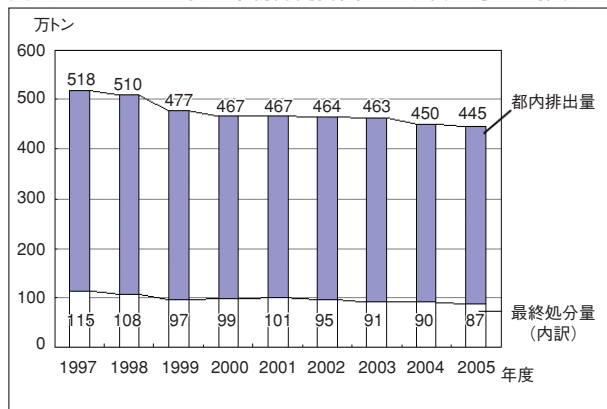
○廃棄物の状況

2005年度の都内の一般廃棄物の排出量は、445万トン（最終処分量は87万トン）、2005年度の産業廃棄物の排出量は2,072万トン（最終処分量は118万トン）である。容

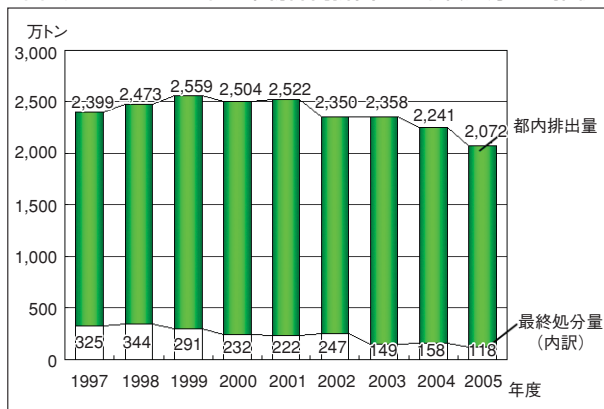
器包装廃棄物や建設廃棄物などのリサイクルで一定の成果が現れてきているが、発生抑制には大きな前進は見られず、依然として大量の廃棄物等が発生している。

都内人口の増加傾向と都内経済の回復基調ならびに多くの建築物が今後更新期を迎えることを踏まえると、今後、都内の廃棄物等の発生量は更に増加していくと予測される。

図表2-1-3-2 一般廃棄物都内排出量、最終処分量の推移



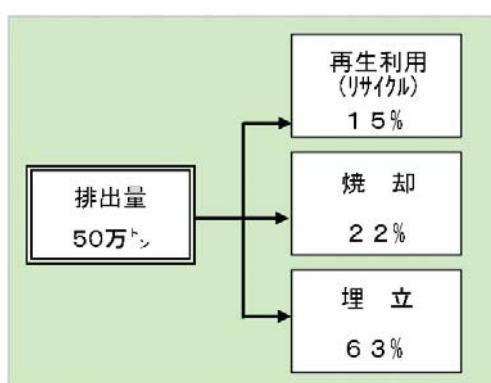
図表2-1-3-3 産業廃棄物都内排出量、最終処分量の推移



○廃プラスチック

東京から排出される廃プラスチック類については、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、その多くが埋立処分されている。また、海外への輸出も増加しているが、適正にリサイクルされていないおそれも指摘されている。可能な限り廃プラスチック類の発生抑制を促進するとともに、リサイクルを促進し、埋立処分量を削減する必要がある。

図表2-1-3-4 都内の産業廃棄物の廃プラスチック類処理動向（2005年度推計値）

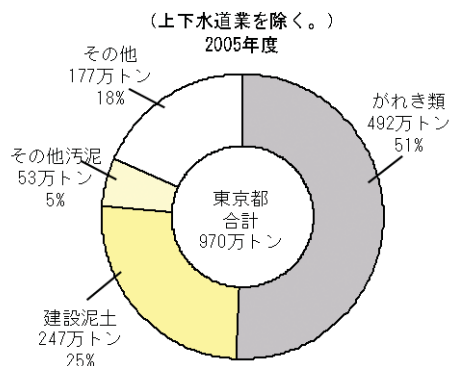


注：再生利用（リサイクル）には固形燃料化や廃棄物発電を含む。

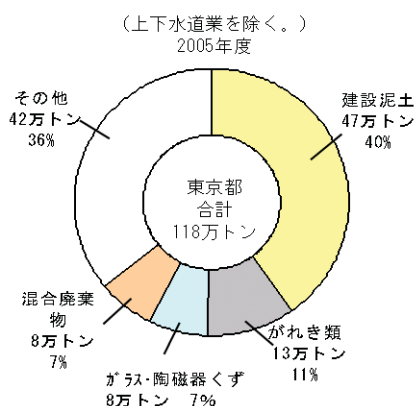
○建設泥土

首都圏における高速ネットワーク整備や都市開発など、社会資本整備に伴う地下空間の利用が拡大している。今後も都内において様々な都市基盤の整備事業が予定されており、こうした工事から大量の建設泥土（建設汚泥）が発生する。2005年度に都内から排出された産業廃棄物の最終処分量のうち、約4割は建設泥土であった。建設廃棄物の中でも、がれき類等は建設資材などへの再利用が進んでいるが、建設泥土の再利用は進んでいない。

図表2-1-3-5 産業廃棄物の種類別排出量



図表2-1-3-6 産業廃棄物の種類別最終処分量



※四捨五入のため、合計値が合わない場合がある。

○排出事業者・処理業者の意識

近年の数次にわたる廃棄物処理法の改正と罰則の強化にもかかわらず、産業廃棄物の不適正処理が後を絶たない。これは、適正処理に係る排出事業者の認識不足と、適正処理に必要な費用が支払われていない場合があること、さらには信頼できる処理業者を選ぶための情報が不足していることなどが要因と考えられる。

産業廃棄物を排出する企業にとって、法令を遵守した適正な処理やリサイクルに最大の努力を払うことは企業の社会的責任の中核的要素である。また、処理業者は施設や事業の状況などを透明化し、信頼性の高い産業として社会的な評価を受けていくことが重要である。

あるべき姿・目標

- 省資源化と資源の循環利用により天然資源消費量と廃棄物排出量が抑制され、廃棄物処理に係る環境への負荷が最小化された循環型社会が構築されている。
- 廃棄物等の発生を抑制する取組が進められているとともに、経済性と環境への負荷を勘案した上でリユース（再利用）及びリサイクルの取組が一層推進されている。
- これまで埋立処分に依存してきた廃プラスチック類や有効活用されていなかった大量の建設泥土のリサイクルが促進されている。
- 不適正な処理を行う事業者が市場から排除されており、環境への負荷の少ない優れた取組を行う事業者が市場で評価を受け、発展できる社会システムが構築されている。

中短期的目標

- 都内から発生する廃棄物の最終処分量を、2016年度までに2000年度比55%削減する。
- 廃プラスチック類のリサイクルを促進し、2010年度までに埋立処分量をゼロにする。
- 建設泥土の再生利用量を、2016年度までに2005年度比25%増加させる。
- 優良な産業廃棄物処理業者が市場価値を高めていくことができる仕組みを構築する。

施策の方向

1 発生抑制・リサイクルの推進

循環型社会への変革を進めるためには、まず、廃棄物の発生そのものを抑制することが重要である。また、天然資源の消費量を抑制するため、貴重な資源を徹底的に有効活用していくことが重要である。

○発生抑制・リサイクルに係る都民、事業者の社会的責任の徹底

廃棄物等の発生抑制やリユース、リサイクルに努めていくことが、都民、事業者の社会的責任であるという意識を定着させていく必要がある。また、都民、事業者も生活や事業活動に伴って生じる廃棄物等について排出者としての責任があることから、発生抑制やリユース及びリサイクルに要する費用を適切に負担するように徹底していく。

都は、製造事業者が当該製品のリサイクルや処理について一定の責任を負う拡大生産者責任の考え方に基づき、事業者等による回収・リサイクルの仕組みの構築や環境に配慮した製品の開発や提供を促していく。また、製品やサービス等を購入する都民、事業者に対してできるだけ環境に配慮したものを選択するよう誘導していく。

さらに、環境に配慮した事業活動やライフスタイルへの変換を促すため、国、近隣の縣市、事業者等と連携した取組を進めていく。

○事業者の自発的取組を促進する仕組みづくり

事業者にとって、廃棄物等の発生抑制、リユース及びリサイクルを推進していくことが市場において競争上優位になる仕組みの構築などにより、事業者の自発的取組を促していく。

○廃プラスチック類のリサイクル促進

貴重な資源であるプラスチック廃棄物のうち、再資源化しやすく、分別や異物の除去等が容易なものについては、できる限りマテリアルリサイクル*を進めていく。一方で、プラスチックの種類別に分別することが困難なものや汚れが付着しているものなど、マテリアルリサイクルに適さない場合には、固形燃料化や廃棄物発電等のサーマルリサイクル*を進めていく。

このため、都が産業界と連携して策定した「プラスチック廃棄物排出事業者5原則」を排出事業者に広く周知する。

また、積極的に廃プラスチック類のリサイクルに取り組む排出事業者や処理業者と都が協定を締結し、その名称や取組内容を公表するなど、事業者のリサイクルを一層推進するような施策を講じていく。

さらに、都の処分場で受け入れる廃棄物は、有効利用に適さないものに限るという趣旨の徹

底を図り、事業者のリサイクルへの取組を強力に促しながら、段階的に受入量を減らし、2010年度末までに、都の処分場で受け入れる廃プラスチック類の受入量をゼロにする。

○建設泥土の広域的な有効利用の促進

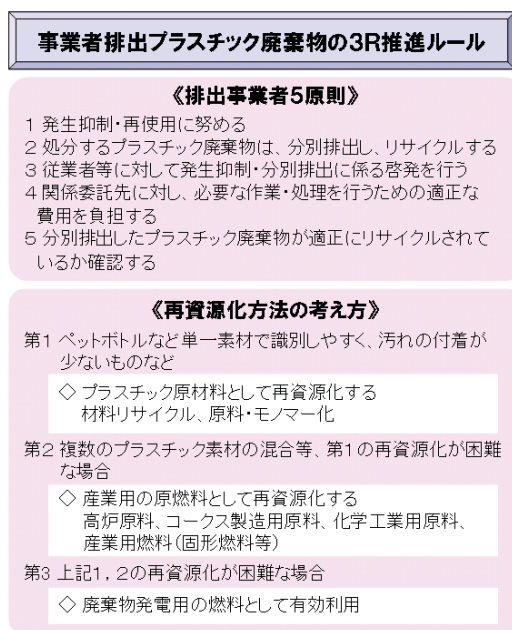
シールド工法*によるトンネル工事やくい基礎工事等から発生する建設泥土について、廃棄物処理法の特例措置である知事の再生利用指定制度の活用等により、他の公共工事等での利用を促進するとともに、首都圏域における広域的な有効利用を検討していく。

○広域自治体としての区市町村への支援の充実

区市町村によるリサイクルが一層進むよう、都はリサイクル施設の整備等に対する技術的支援を行うとともに、今後集中する多摩地域の廃棄物処理施設の建替え時の安定的な処理を確保するため、広域的な相互支援体制の構築に向けた調整を図っていく。

また、熔融スラグ*、エコセメント*の公共工事等における有効利用を一層進めるとともに、島しょ地域における一般廃棄物管理型処分場の整備を促進するための支援を行っていく。

図表2-1-3-7 事業者排出プラスチック廃棄物の3R推進ルール



* マテリアルリサイクル：物質素材として回収することを目的としたリサイクル方法のこと。プラスチックのマテリアルリサイクルには、材料化やモノマー化のほか、高炉やコークス炉の原料としての利用がある。
 * サーマルリサイクル：廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収し、発電や地域冷暖房などに活用すること。
 * シールド工法：地盤中にトンネルを構築する方法で、「シールド」と呼ばれるトンネル掘削機を地中に掘進させ、土砂の崩壊を防ぎながらその内部で安全に掘削作業を行いトンネルを築造していく工法のこと。
 * 熔融スラグ：ごみ焼却灰を高温で熔融した後に、冷却して固化したもの。舗装用骨材や埋戻材等に利用される。重金属の溶出が抑えられるとともに、高温で処理されるため、ダイオキシン類が分解されるという効果がある。
 * エコセメント：ごみ焼却灰等に石灰石、粘土、石工などを補充して成分を調整したのち、約1350度以上で焼成して製造されたセメントのこと。エコセメントとは、エコロジーとセメントを合わせた造語であり、土木建設資材として日本工業規格（JIS）に定められている。多摩地域では、ごみ焼却施設から排出されている焼却灰等を「エコセメント」に再生するエコセメント化施設が稼働している。

2 健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展の促進

廃棄物の処理やリサイクルを行う事業者には、都民から信頼される事業を行うことはもとより循環型社会を実現していく原動力として大きな役割が期待されている。

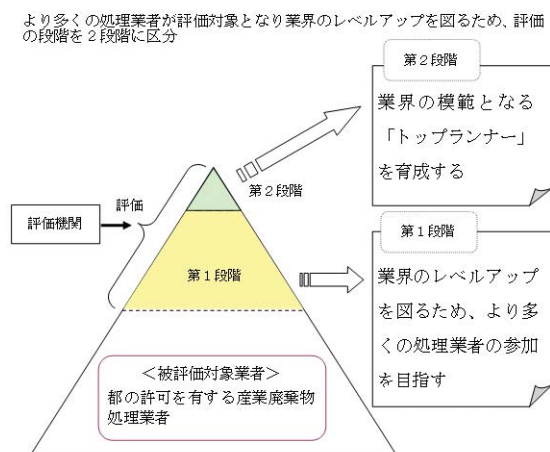
都は、環境に与える負荷の少ない優れた取組を行う事業者が市場で評価を受け、発展できる社会システムを構築していく。

○優良な取組を行っている処理業者を評価する仕組みづくり

産業廃棄物の「排出事業者・処理業者の報告公表制度」を活用し、排出事業者の自覚を促すとともに、排出事業者や地域住民の信頼感を醸成し、産業廃棄物の処理に対する社会的な理解と信頼性を高めていく。

また、優れた取組を行っている処理業者を第三者が評価する「産業廃棄物処理業者に係る第三者評価制度」を導入し、優れた取組を行う事業者の育成を促進していく。

図表2-1-3-8 産業廃棄物処理業者に係る第三者評価制度の骨格



○廃棄物処理・リサイクル施設の整備促進、技術の高度化促進

都は、首都圏の廃棄物問題の解決と新たな環境産業の立地促進を目的に、東京臨海部において、民間事業者による先進的で信頼性の高い廃棄物処理・リサイクル施設を整備するスーパーエコタウン事業を進めてきた。今後、スーパーエコタウン事業の成果を先進的な取組事例として東京から広く発信するとともに、産業廃棄物処理やリサイクルなどの技術開発を支援するセンター機能を整備し、事業者等との共同実証研究、情報発信や処理業者に対する技術指導等を行うことにより、先進的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備促進や環境への負荷の少ない優れた技術開発や経営に取り組む業者の育成に努めていく。

都はこれまで、健康で安全に生活できる都市の確立を目指し、先駆的な環境施策の推進により、健康被害に直結する環境汚染等の大きな改善を果たしてきた。

今後は、すべての都民が安心して質の高い生活環境を享受し、実感できるよう、更にレベルの高い、良質な環境を創出する施策を推進していくことが求められる。

自動車や工場、事業場などからの排出ガス抑制対策の更なる展開、有害化学物質による環境リスクの低減、アスベストや土壌汚染などの環境の「負の遺産」の解消により、将来にわたって安心、安全な社会の実現に向けた施策を展開していく。

さらに、日常生活に支障を及ぼす騒音・振動、悪臭などの改善に取り組み、快適な都市生活を実感できる生活環境を確保・創出していく。

第1節 大気汚染物質の更なる排出削減

東京の大気環境に大きな影響を及ぼしている自動車への対策を更に強化していくとともに、工場・事業場など固定発生源対策、東京港沿岸部の大気環境に影響を及ぼすと考えられる船舶等の排出ガス対策など、大気環境の一層の改善に向けた施策を展開していく。

また、微小粒子（PM2.5）や、今後新たに健康への影響を及ぼす可能性のある未知見物質等に対しても、予防原則の観点も踏まえ、都民の安心・安全を守るため、迅速・的確に対応していく。

現状

○大気汚染状況の測定

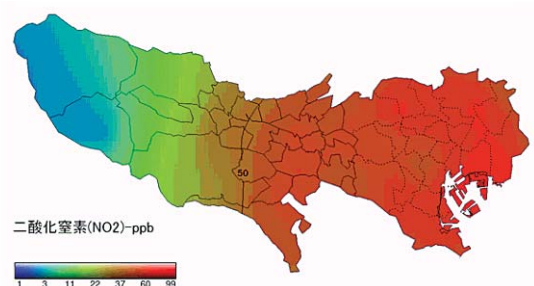
都では、都内の大気汚染の状況を把握するため、住宅地域等に設置している一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）47局と、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）35局で大気汚染状況の常時監視を行っている。

また、ベンゼン、トリクロロエチレン等26物質の有害大気汚染物質の濃度を把握するため、都内15地点（八王子市が実施している2地点を含む。）で調査している。

○浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質（SPM）は、2005年度に測定開始以来初めて都内のすべての測定局（一

図表2-2-1-1 都のサイトで1時間ごとに更新される大気汚染状況



般局47局、自排局34局）で環境基準を達成するなど、大幅な改善を果たしている。

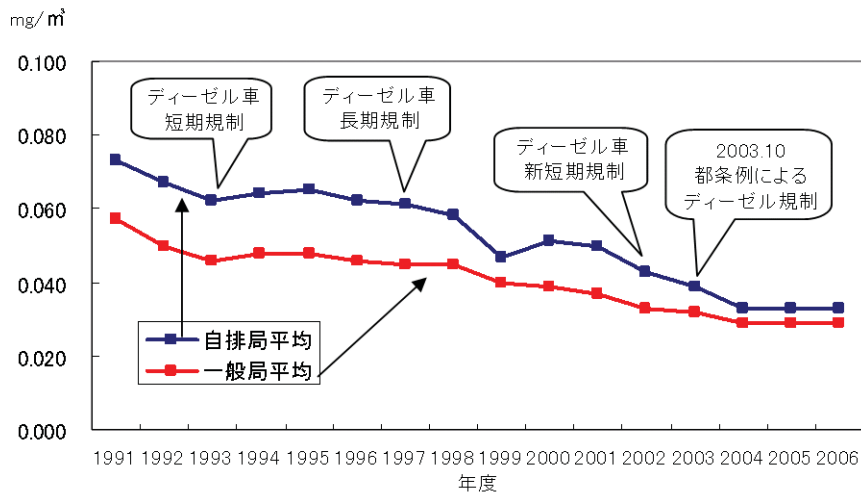
特に2003年度以降、改善傾向が顕著に現れており、年平均濃度で見ても、自排局のSPM濃度の低濃度状態が定着し、一般局との濃度差が少ない状況が続いている。

これらの改善は、2003年10月から八都県市で実施しているディーゼル車規制の効果と考えられる。

図表2-2-1-2 SPMの環境基準達成状況の推移

	浮遊粒子状物質 (SPM)							
	2003年度		2004年度		2005年度		2006年度	
	適合局数 ／測定局数	達成率 (%)	適合局数 ／測定局数	達成率 (%)	適合局数 ／測定局数	達成率 (%)	適合局数 ／測定局数	達成率 (%)
一般局	24/47	51	47/47	100	47/47	100	45/46	98
自排局	4/34	12	33/34	97	34/34	100	34/34	100

図表2-2-1-3 浮遊粒子状物質対策と年平均濃度の推移



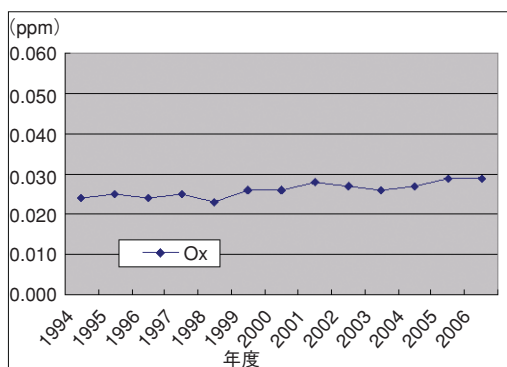
○オキシダント (Ox)

工場・事業場に対するばい煙の排出規制やディーゼル車排出ガス規制等の実施により、ほとんどの大気汚染物質の濃度が低下傾向にある。しかし、光化学オキシダントについては、いまだ環境基準を達成できないばかりか、高濃度の光化学オキシダントが出現する日数が近年増加する傾向にある。

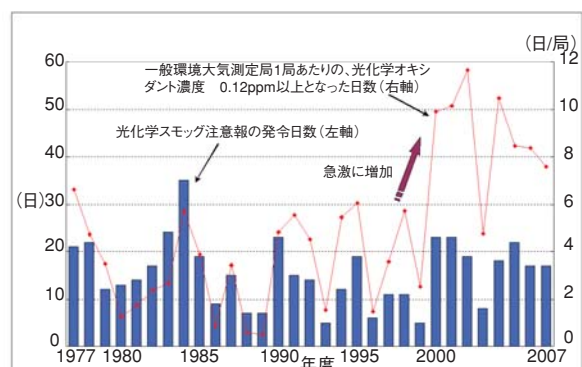
光化学オキシダントは、窒素酸化物やVOC

(揮発性有機化合物) *が太陽の紫外線を受け光化学反応により発生する大気汚染物質であるが、これらの原因物質が減少傾向にあるにもかかわらず、近年、光化学オキシダントが増加傾向にあるのは、ディーゼル車規制等の効果による窒素酸化物の減少に対してVOCの削減が不十分なためであると考えられている。また、国際的な大気の流動等による影響も指摘されている。

図表2-2-1-4 オキシダント平均濃度の推移(一般局)



図表2-2-1-5 都内における光化学スモッグ注意報発令日数と高濃度日の経年変化



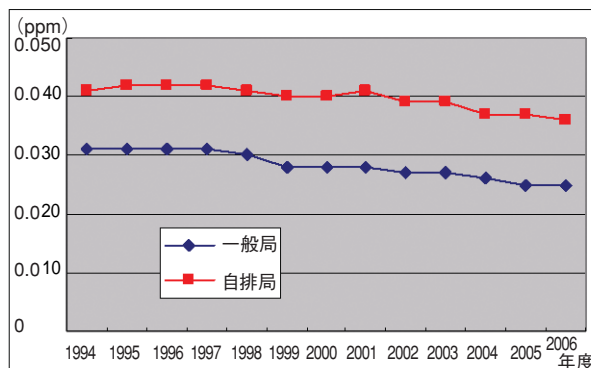
* VOC (揮発性有機化合物) : Volatile Organic Compoundsの頭文字をとったもの。詳細は52ページ参照。

○二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素濃度は改善傾向にあるものの、2006年度では、一般局で43局すべてで環境基準を達成したが、自排局で34局中21局で環境基準に適合するにとどまっている。

特に幹線道路沿いの高濃度汚染は、減少傾向ではあるが依然として深刻な状況となっており、早期に高濃度地域をなくすため、更なる自動車排出ガス低減に向けた取組を進めていく必要がある。

図表2-2-1-6 二酸化窒素 (NO₂) 年平均濃度の推移



図表2-2-1-7 NO₂の環境基準達成状況の推移

	二酸化窒素 (NO ₂)							
	2003年度		2004年度		2005年度		2006年度	
	適合局数 ／測定局数	達成率 (%)	適合局数 ／測定局数	達成率 (%)	適合局数 ／測定局数	達成率 (%)	適合局数 ／測定局数	達成率 (%)
一般局	43/44	98	44/44	100	43/44	98	43/43	100
自排局	18/34	53	16/34	47	19/34	56	21/34	62

○微小粒子、超微小粒子

粒子状物質のうち、粒径2.5 μm以下のPM2.5は、呼吸時に気管を通り抜けて気管支や肺まで達するため、健康影響の可能性が懸念されている。

都内の大気環境中のPM2.5の濃度は、米国や世界保健機構（以下「WHO」という。）の基準に比べて高い水準にあるが、いまだ日本においては環境基準が設定されていない。

米国では、97年に健康影響調査結果に基づき新たに微小粒子（PM2.5）の環境基準を設定し、WHOは、微小粒子の呼吸器疾患との因果関係が強くみられる疫学研究結果から、米国の環境基準より更に厳しいガイドラインを2006年10月にリリースしている。また、EUでは、2007年12月に、EU全域で2015年までに達成すべき基準等を定めた新たな指令を採択した。

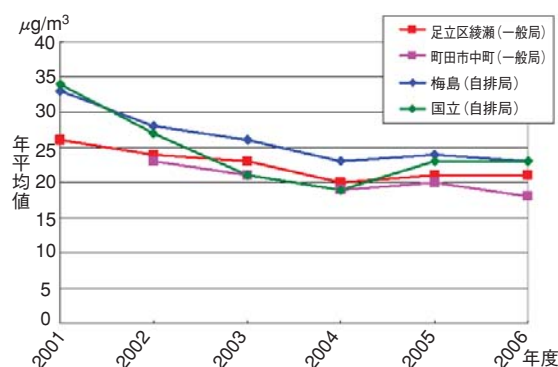
また、粒子径がナノメートルサイズの超微小粒子（ナノ粒子）は、PM2.5の粒子よりも肺や器官に取りこまれる可能性が高く、健康影響への懸念が国内外で高まっている。

自動車排出ガスの規制強化に伴い、自動車から排出される粒子状物質（PM）の排出量は近

年減少傾向にあるものの、一方で、よりナノ粒子のような超微小粒子の個数が相対的に増加する傾向にあると指摘されている。

汚染物質の重量を基準とする従来の排ガス規制においては重視されてこなかった超微小粒子についても、健康影響と排出実態の把握や測定方法の確立に関する知見を収集し、早急な対策を行う必要がある。

図表2-2-1-8 都内におけるPM2.5の経年変化



図表2-2-1-9 米国及びWHOにおけるPM2.5の基準

	年平均値 μg/m ³
米国	15
WHO	10

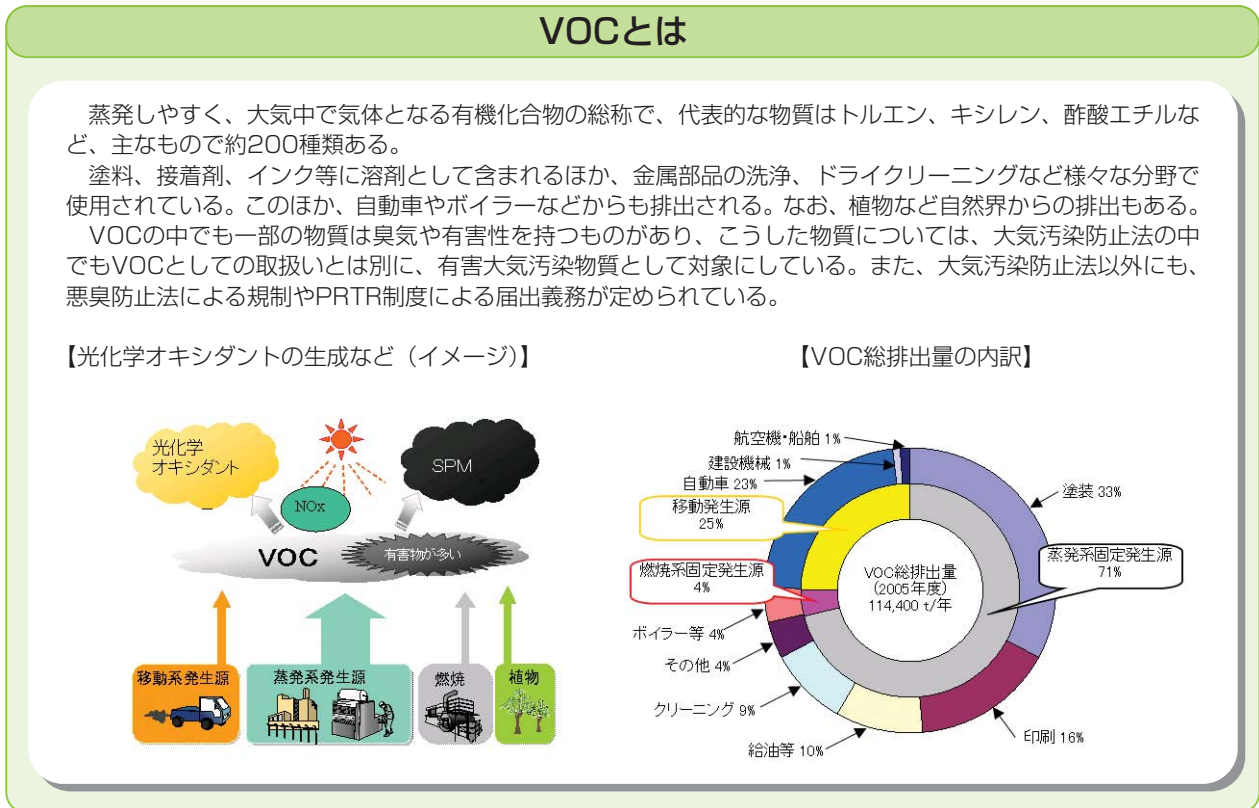
○揮発性有機化合物 (VOC)

VOCは、光化学オキシダントを生成するだけでなく、大気中で粒子化し、浮遊粒子状物質にも変化する。さらに、VOCはそれ自体が有害物質であるものも多いため、その排出削減は東京の大気環境を一層改善するための緊急の課

題となっている。

都内のVOC排出量を見ると、蒸発系固定発生源が総排出量の約7割を占め、その業種の内訳は、塗装、印刷などが主で、その多くは中小規模事業者である。

図表2-2-1-10 VOC



あるべき姿・目標

- すべての都民が、良好でより質の高い生活環境を享受するため、世界の大都市で最もきれいな大気環境を享受できる都市の姿が実現している。
- 現在、国により設定されている大気汚染物質の環境基準を達成・維持するとともに、欧米諸国と比較して対応が遅れている微小粒子などへの取組を強化し、更なる環境改善が図られている。

中短期的目標

- 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の環境基準を、2010年度までにすべての測定局で達成し、2016年までに、より低濃度で安定した状況にしていく。
- 局地高濃度汚染を、2010年度までに改善する。
- 二酸化窒素及びPM2.5の新たな環境目標値の設定を検討する。
- 光化学スモッグ注意報発令日を、2016年までに0日とする。

施策の方向

1 自動車に起因する大気汚染の更なる低減

自動車単体性能や燃料性状からの対策は、燃費対策を中心にまだ果たすべき役割を残すものの、取組を進めてきた大気汚染対策としては、2009年から実施されるポスト新長期規制を一つの到達点として、今後は排ガス性能の優れた新しい自動車を使って古い自動車による大気汚染を防ぐという自動車の使い方に対する対策の重点が移ってくる。

このため、環境確保条例で定める粒子状物質排出基準の遵守など、ディーゼル車対策に引き続き着実に取り組んでいくとともに、次世代技術により徹底的に低公害化・低燃費化された自動車の開発と普及を促進することをはじめとした施策を展開していく。

○ポスト新長期規制適合車等の早期普及促進

新車の排出ガス規制は、都をはじめとする首都圏自治体の先導的施策などがきっかけとなり、規制の前倒し実施や規制値の段階的強化を実現させてきた。現在、国は、次の段階の目標（いわゆる「ポスト新長期規制」、2009年）として、ディーゼル車については、2005年10月から適用されている新長期規制値に比べ、粒子状物質、窒素酸化物はガソリン車と同等の世界最高レベルの規制を予定している。

これまで都は、都内の高濃度汚染地域の早期解消に向け、国やメーカーに対して最新技術、次世代自動車の開発、早期市場投入、普及促進に必要な燃料供給施設の整備等を働きかけるとともに、中小事業者等を対象とした融資・あっせん制度を構築するなどにより、自動車使用者が環境性能の高い車両を選択するよう誘導する施策を実施してきている。

今後も、ポスト新長期規制に適合する自動車の早期市場投入を国やメーカーに対して引き続き働きかけていく。

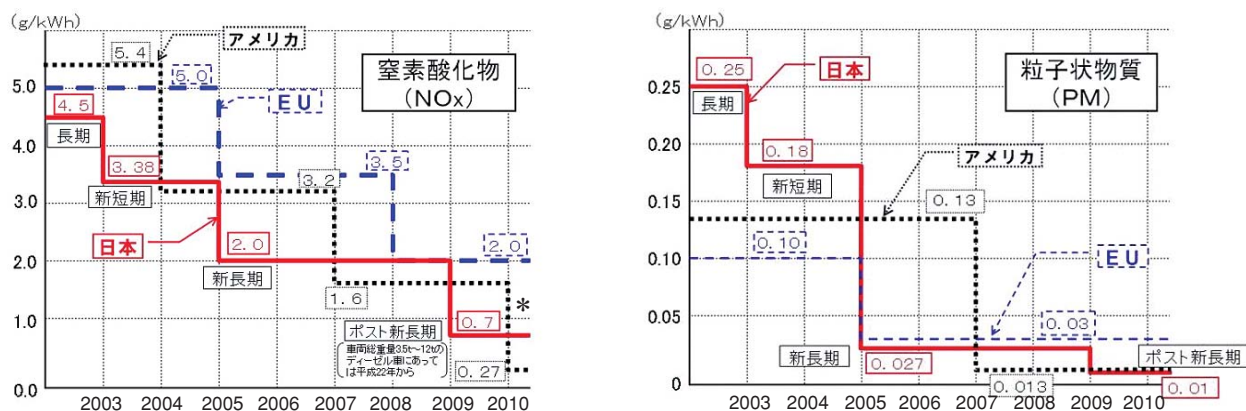
○低公害車等への代替促進

都はこれまで、環境確保条例に基づく低公害車の指定や低公害車導入義務の規制対応等による普及拡大に取り組んできたが、国の新車に対する排出ガス規制が漸次強化され、今後は新車のほとんどが低公害車となることから、指定低公害車制度の改定など低公害車の概念を見直していく。

具体的には、普及を促すべき自動車を粒子状物質、窒素酸化物、非メタン炭化水素*等の大気汚染物質だけでなく、温室効果ガスの排出量、燃費など総合的に環境負荷の少ない自動車を普及させていく視点から新たなあり方を示し、自動車を保有・管理する運送事業者や、運送事業者等に委託して自動車を使用した輸送を行わせている発荷主や荷受人等による低環境負荷な自動車使用を促進させるための仕組みを再構築していく。

〈第2部第1章第2節に関連記載〉

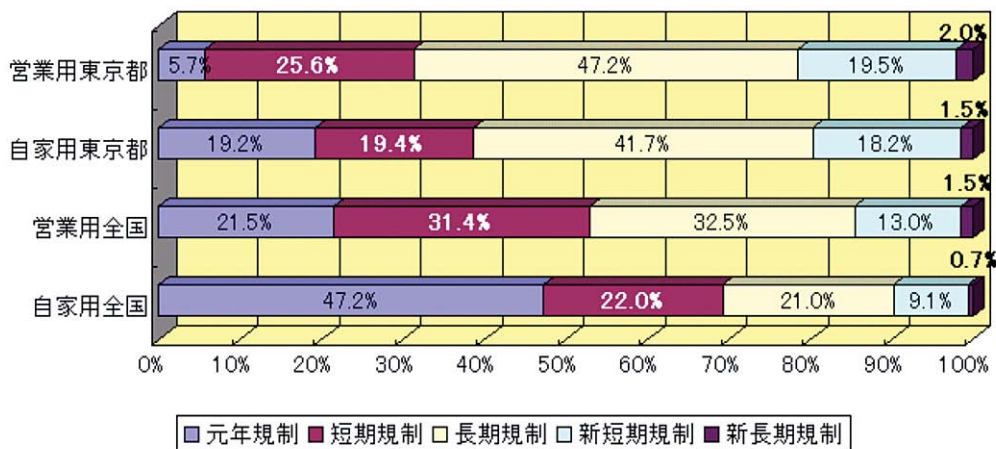
図表2-2-1-11 日本と欧米の規制値比較（ディーゼル重量車）



* 国の中央環境審議会（第八次答申）では、ポスト新長期規制の実施に当たり、NOxの「挑戦目標値」として、更に1/3程度の値とすることを提言しているが、国は、2007年度末の時点においてその詳細を明らかにしていない。

※ 非メタン炭化水素：炭素と水素からできている化合物である炭化水素から光化学反応に関与しないメタンを除いたもの。

図表2-2-1-12 普通貨物車における営業用・自家用の規制年別車両の割合（2006年3月）



*ディーゼル車規制に対応するため、都内の事業者による粒子状物質の排出の少ない新しい車両への買換えが進んだ結果、全国と比較して排出ガス性能の高い車両の割合は高い。特に営業用車両ではその割合が非常に高く、浮遊粒子状物質の削減に大きく貢献している。

○流入車対策（高濃度汚染地域の早期解消）

条例によるディーゼル車規制は流入車も対象になっており、これまで、首都圏の一都三県で、規制対応のための支援や取締りなどに連携して取り組んできた結果、NO_xやPMの年平均濃度はおおむね低減傾向となり、流入車を含めた対策の効果が着実に現れている。

しかし、都内では自動車交通量の多い交差点など例年ワースト地点の上位になる高濃度汚染地域が存在している。

今後は、これまでのPMを規制対象としたディーゼル車走行規制や、規制の適用地域を限定している自動車NO_x・PM法の保有規制*では走行を抑制等できない流入車にかかる対策が必要であり、即効性、実効性のある施策を早期に開始しなければならない。

高濃度汚染地域の早期解消に向け、都市構造や道路構造の改善、自動車NO_x・PM法の問題点の是正、適合車ステッカー制度等の徹底・強化を今後も国に強く求めていくとともに、首都圏等での広域的な取組の可能性についても検討を進めていく。

2 大気汚染対策の更なる展開（主に自動車に起因するものを除く）

工場や事業場では、従来からの規制や指導に加え、事業者や業界団体等が自主的に各種の取組を進めている。その代表例として、光化学オキシダントの原因物質でもある揮発性有機化合物（VOC）対策がある。

今後も、法令による排出規制の徹底とともに、事業者等による自主的抑制対策を支援し、様々な排出実態に合わせ、区市町村との連携を強化しつつ、都民や事業者も巻き込む持続的な対策を進めていく。

また、大気の広域的な流動の影響を勘案し、首都圏の他自治体との連携による対策の検討や、更には東アジア等の近隣諸国を含めた広域的な対策を進めていく。

○法律・条例による規制の徹底と監視の強化

固定発生源である工場・事業場等の対象事業者に対し、環境確保条例をはじめ、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の法令に基づき、排出規制の徹底と管理の強化を図っていく。

* 自動車NO_x・PM法の保有規制：自動車NO_x・PM法の対策地域内に使用の本拠の位置を有するトラック・バス等及びディーゼル乗用車に対して、特別の排出基準を定め、これに適合していない新車及び現在使用している車は登録できなくなる規制

図表2-2-1-13 NO₂の環境基準測定値の推移

	2004年度		2005年度		2006年度	
	98%値 (ppb)	全国順位	98%値 (ppb)	全国順位	98%値 (ppb)	全国順位
玉川通り上馬	74	6位	76	2位	79	1位
環七通り松原橋	83	1位	79	1位	76	3位
中山道大和町	76	3位	75	3位	76	3位
日光街道梅島	75	5位	75	3位	73	6位
北品川交差点	76	3位	74	5位	72	7位

○事業者による自主的取組の推進

光化学オキシダントの原因物質でもあるVOC対策に代表されるように、工場や事業場では、従来からの規制や指導に加え、事業者や業界団体等が自主的に各種の取組を進めている。特に中小規模事業者は、VOCの使用実態が異なることから排出形態等が様々であり、法令による一律の規制になじまない場合もある。このため、都は、事業者の自主的取組を支援・後押しすることで、より一層の排出抑制を図っていく。

○ばい煙発生施設等に係る対策の新たな展開

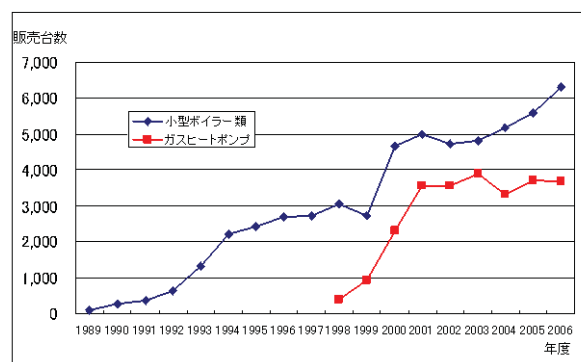
1960年代の工場のばい煙に代表される東京の大気汚染は、ボイラー等の発生源対策や良質燃料の使用等、各種施策の実施によって大幅に改善されてきた。

都では、大気汚染防止法の対象外となっている小規模ボイラー類について、1989年よりNO_x排出量の少ない機器を認定し、2006年度の販売台数が約1万台となるなど、その普及・促進に努めている。

今後は、これらの大気汚染対策の視点に加え、気候変動対策の視点も取り入れて省エネやCO₂の排出削減を進めていくため、小規模ボイラー類の認定制度を拡大し、低NO_xに加え、低CO₂型（省エネ型）のボイラー類の普及促進を図っていく。

さらに、地球温暖化対策計画書制度など、他制度との連携も図りながら、中小規模事業者の取組を誘導していくとともに、より環境への負荷の少ない熱源システムへの転換を進めていく。

図表2-2-1-14 認定燃焼機器類の都内販売台数



○オキシダント対策

光化学オキシダント濃度が依然高い水準にある原因として、VOCの大気中の濃度が窒素酸化物の濃度に対して高い比率であることが考えられている。

このため、一層のVOC排出抑制に向けた施策の充実を図るとともに、光化学オキシダントの発生機序について更に詳細な解明を行い、新たな知見を含めた対策の検討を行っていく。

また、オキシダント濃度の上昇が、国際的な大気の流動等に起因することも指摘されていることから、国に対して、大気汚染物質の越境流入等について、機構の解明及び対策を要望するとともに、近隣自治体との連携を強化し、光化学オキシダント対策を広域的に推進していく。

○VOC対策

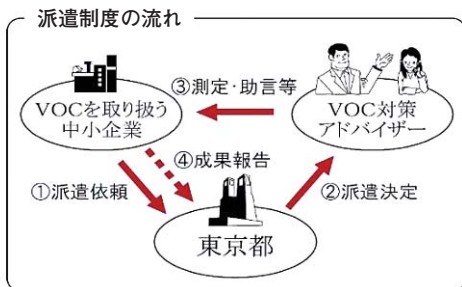
2004年5月に大気汚染防止法が改正され、法規制と事業者の自主的取組による排出抑制を組み合わせ、効果的な削減を行っていくという新たな制度（ベスト・ミックス）が始まった。

都内では、排出規制の対象とならない中小事業所の割合が高いことから、効果的なVOC排

出抑制を行うための対策ガイドの作成、事業所の実態に即した抑制策を助言するためのアドバイザーの派遣、中小企業でも導入可能な処理技術の開発・普及などにより、事業者の自主的取組を支援する。また、公共部門においては、「東京都グリーン購入ガイド[※]」や「東京都環境物品調達方針（公共工事等）[※]」に基づき、低VOC製品の優先的な使用を進めていく。

さらに、屋外塗装からの排出抑制に向けて、都民・事業者に対して低VOC塗料のPRや普及啓発を図っていく必要がある。特に公共性の高い事業者に対しては、率先して低VOC製品を使用するよう積極的に働きかけていく。

図表2-2-1-15 アドバイザー制度



○東京港に停泊する船舶からの排出ガス

東京港沿岸地域の大気汚染物質濃度は、区部平均に比べ高濃度となっており、工場・事業場や自動車などの他に船舶からの排出ガスによる影響も考えられる。

船舶排出ガスに係る規制は、マルポール条約[※]の批准・発効を受け、国内では海洋汚染防止法の施行（2005年5月19日）により開始されたところであるが、対象船舶を新造船に限るなど十分とは言えない。

国際的には、ロサンゼルス港などでコンテナふ頭における停泊船舶の陸上電源の利用が開始されるとともに、EU域内港湾においては、硫黄酸化物の排出規制海域（SECA海域）[※]の指

定や陸上電源の利用促進に関するEU勧告などの取組が行われている。

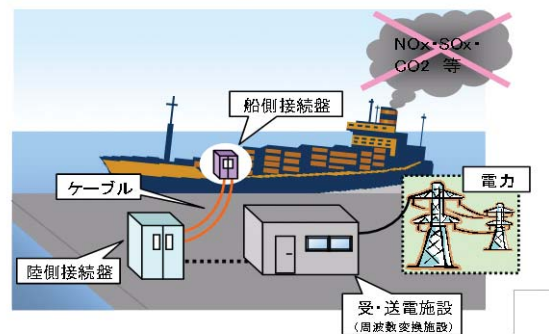
停泊中船舶の排出ガス対策としては、陸上電源の使用が最も効果的であり、CO₂削減効果も高いが、設備導入コストや港湾の国際競争力への影響などが懸念される。

導入に当たっては、国際的動向を考慮しつつ、船舶排出ガス対策に係る普及・啓発等を通じて、事業者等による理解と協力を得ながら、取組の促進を図っていく。

このため、パイロット事業などにより、対策効果の検証や実効性ある手法の検討を行うとともに、対策を実施する上でのインセンティブの検討や、東京湾岸自治体との連携、国への提案要求等を通じた全国的な制度整備等を進めていく。

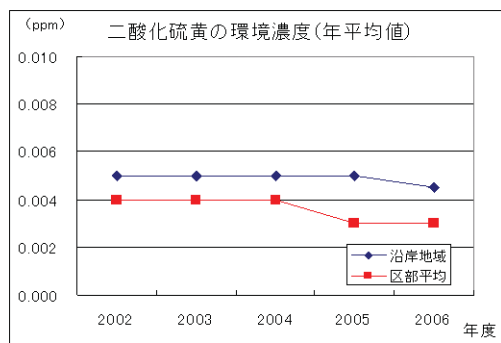
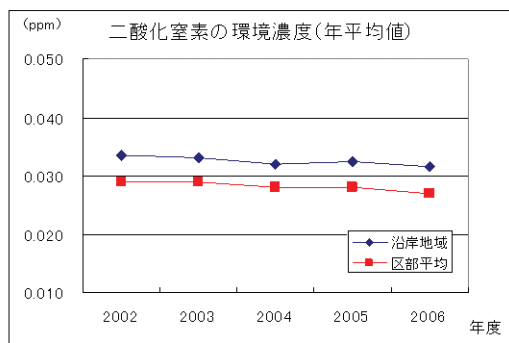
また、陸上電源に対応していない船舶に対する補完的対策として、硫黄分濃度の低い良質燃料への転換、排出ガス処理装置の装着の促進及び発電用エンジンの改善などを促進していく。

図表2-2-1-16 停泊中の船舶への陸上電源の供給



※ 東京都グリーン購入ガイド：都は、東京都グリーン購入推進方針に基づき、環境に配慮した物品調達を行い、日常業務から生じる環境負荷の低減を図ることとしており、具体的な品目・要件を「東京都グリーン購入ガイド」で示している。なお、2004年度の改訂で、地球温暖化対策として「電力」を追加した。
 ※ 東京都環境物品調達方針（公共工事等）：都が国の「グリーン購入法」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、公共工事における環境物品等（資材、建設機械、工法、目的物など）の調達方針をまとめたもの。
 ※ マルポール条約：船舶の運航やその事故による海洋の汚染を防止するための条約で、正式には「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」。2005年5月に船用ディーゼル機関からのNOxの排出と船用燃料の硫黄分等を規制する附属書VIが発効
 ※ 硫黄酸化物の排出規制海域（SECA海域）：マルポール条約で定められたSOx 排出規制海域（SOx Emission Control Areas）。SECA においては、一般海域と比較してより厳しいSOx 排出規制が課せられる。現時点では、バルティック海及び北海の海域が指定されている。

図表2-2-1-17 東京港沿岸地域と区部の環境濃度



3 その他（未規制分野等）

健康への影響が指摘されながら、欧米諸国と比較してその対応の遅れが懸念されている微小粒子（PM2.5）や、今後新たに健康影響や生態系への影響を及ぼす可能性のある未知見物質等に対して、大気汚染リスクの早期解消と大気環境の一層の改善を進めていくことが重要である。このため、このような未規制物質等について、継続したデータの蓄積などにより、新たな施策展開のための基礎資料を得るとともに、施策実施の効果を評価し得るモニタリングを行っていく。

なお、既に規制が行われてきている物質に関するモニタリング機能は、今後とも環境基準等との適合状況を評価・公表し、施策の効果を検証していくため、機能の継続と充実を図っていく。

○微小粒子（PM2.5）対策

欧米諸国では既にPM2.5の環境基準の設定及び対策が行われている。

都は、日本においても早急に環境基準の設定と対策を行うよう国に求めるとともに、海外諸都市等の知見・動向を参考に、東京の更なる大気環境の改善と都民の健康を守る観点から、排出源・監視データを収集し、都の特性を考慮した目標値の設定と対策を検討する。

○未規制車両等への対応

国は、新車に対する累次の排出ガス規制等を実施してきているが、国民の健康や生命を脅かすリスクはぬぐいきれていない。

いまだ現在の法令等で環境基準や規制等が定められていないPM2.5やナノ粒子の問題をはじめ、自動車に対する規制物質となっていないアンモニアなど、大気環境や人体に影響を及ぼす恐れがある未規制物質への対応や、法規制の対象となっていない使用過程にある旧式で排出ガス濃度の高い自動車や建設重機をはじめとしたオフロード特殊自動車などへの対策を検討していく。

○大気環境モニタリング

健康で安全な大気環境への施策を推進する上で、適正なモニタリングのネットワークにより大気環境の状況を正確に把握し、その結果の解析等を行い、的確な対策を講ずることが不可欠である。

このため、都は、測定局の配置や測定項目の適正化を進めるとともに、蓄積されたデータに基づく発生源対策により、大気環境の改善に努めてきた。

現在の都の大気汚染対策は、SPMや光化学オキシダントをはじめとする大気汚染の状況からも明らかのように、新たな局面を迎えつつある。

今後は、モニタリングデータの継続性を考慮しつつ、VOC関連物質やPM2.5など、新たな施策に応じたモニタリングの質的充実を図るなど、新たなニーズに対応できる汎用性の高いモニタリングシステムを構築していく。

また、モニタリングデータについて、教育・研究活動への提供やインターネットなどを通じた国内外への情報発信を充実していく。

第2節

化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 環境の「負の遺産」を残さない取組

化学物質は各産業分野で幅広く使用され、社会・経済的な便益がある一方、その性状や毒性、使用状況により人体や環境を脅かす有害な物質として作用するものもある。

工業的に製造され流通しているものだけで10万種にのぼるといわれる膨大な数の化学物質に関する科学的知見は十分とは言えず、健康影響などの被害と化学物質の因果関係の解明に時間を要するのが現状である。

このため、予防原則に基づく化学物質による環境リスクの低減に向けた施策を展開していくとともに、アスベストや土壌・地下水汚染、東京湾や河川の水質汚濁など、かつての経済活動から生じた「負の遺産」による被害から都民の健康と安全を守り、将来の都民に「負債」を残さないための取組を強化していく。

また、依然として東京で排出された産業廃棄物が不法投棄される実態があり、廃棄物の不適正処理の問題は解決していない。今後も、廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策の徹底を図っていく。

現状

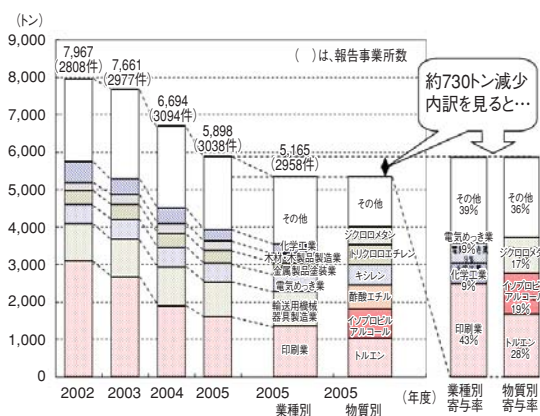
○有害化学物質

都内における化学物質の排出量は年々減少傾向にあるが、削減の寄与率は、特定の業種の大企業が高く、中小企業を含めた全体としては企業の自主的取組はまだまだ進んでいない状況にある。

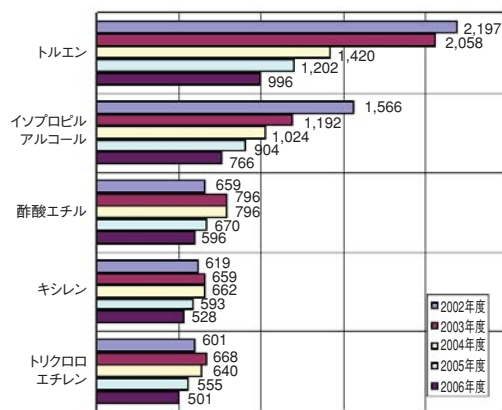
また、中小企業の工場が集積した地域などでは、地域内の環境リスクが相対的に高いため、都内における環境リスクの地域的な差をなくしていくことが課題である。

海外諸国においては、EUのREACH規制※に代表されるように、予防原則に向けた新たな化学物質対策が大きく展開している。我が国においても、化学物質排出把握管理促進法※、化学物質審査規制法※が見直しの時期を迎えてお

図表2-2-2-1 都内全体での環境への排出量の経年変化と減少量の寄与率



図表2-2-2-2 主な物質別の環境への排出量の経年変化



※ REACH規制：Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals。2007年6月1日から新しくスタートした、欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の制度（農薬や医薬品は対象外）。既存化学物質・新規化学物質という従来の規制の枠組みを越えた新たな登録等の制度を始め、リスクの観点からの化学物質管理の推進、事業者へのリスク評価の義務づけ、流通経路を通じた情報伝達、製品中に含まれる化学物質対策といった新しい考え方が盛り込まれている。

※ 化学物質排出把握管理促進法「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」：化学物質排出移動量届出（PRTR）制度及び化学物質安全性データシート（MSDS）制度を通じ、事業者による化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

※ 化学物質審査規制法「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」：新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性などについて審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制。2004年からは、化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制制度、環境中への放出可能性を考慮した一層効果的かつ効率的な措置等を導入

り、新たな化学物質対策のあり方について検討が始まっている。これらの動向を勘案しつつ、都の化学物質対策を充実・強化していく必要がある。

○土壌汚染

都内では、土壌汚染対策法や環境確保条例の適用を受け、年間約900件もの土地で土壌汚染に関する調査が行われ、汚染状況に応じた対策が実施されている。今後も、都市再開発等に伴い、土壌汚染の顕在化は増大すると予測されるが、住工混在し、狭あいな土地が多い都内中小事業者による土壌汚染対策は、技術的・コスト的に困難な場合が多く、十分な対策が行えず環境の「負の遺産」として残される懸念がある。

○ダイオキシン類

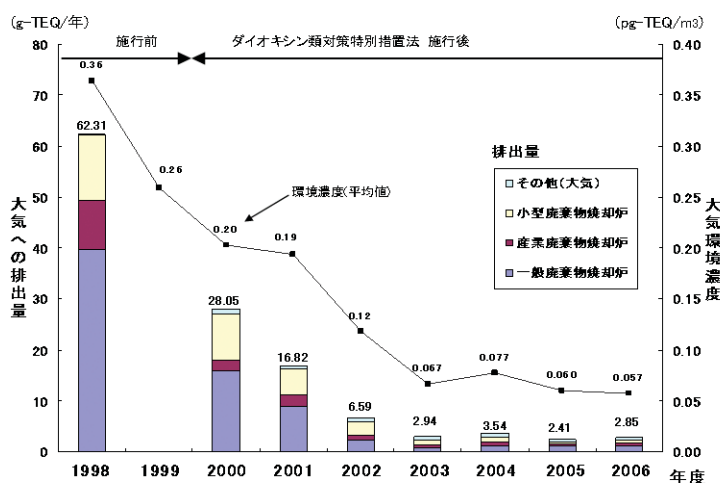
ダイオキシン類の環境基準は、大気、公共用

水域（水質及び底質）、地下水及び土壌について定められている。

2006年度のダイオキシン類調査結果によると、大気、公共用水域の水質、地下水及び土壌についてはすべての調査地点で環境基準を達成し、特に大気については、平均値が環境基準の10分の1以下となっている。公共用水域の底質では、河川の1地点で環境基準を上回っており、基準超過地点周辺の対策について検討が進められている。

一方、ダイオキシン類による土壌汚染が判明した場合、現在の法制度（ダイオキシン類対策特別措置法）においては、自治体等による対策の実施を規定しているのみであり、民間事業者等は対象外となっている。さらに、重金属などの土壌汚染物質との複合汚染の場合、対策の実施を規定する法律が異なることから、迅速・的確な対策が十分行われない懸念がある。

図表2-2-2-3 ダイオキシン類の大気への排出量及び大気環境濃度の推移



(注1) 1998年度の推計排出量は、大気基準適用施設のみの合計
 (注2) 大気環境基準 (0.6pg-TEQ/m³) は、2000年1月15日から適用
 (注3) 環境濃度平均値は、調査を実施している20地点の平均濃度

○河川及び東京湾の水質

河川のBOD*について環境基準の達成率を見ると、2006年度では96%となり、経年的には改善傾向にある。代表的な河川の経年変化も長期的に改善傾向を示している。

一方、海域（東京都内湾）の環境基準の達成状況を見ると、COD*については2006年度では4水域中1水域のみの達成となっており、経年的にも横ばいで推移している。全窒素については2005年度に初めて環境基準を達成し、

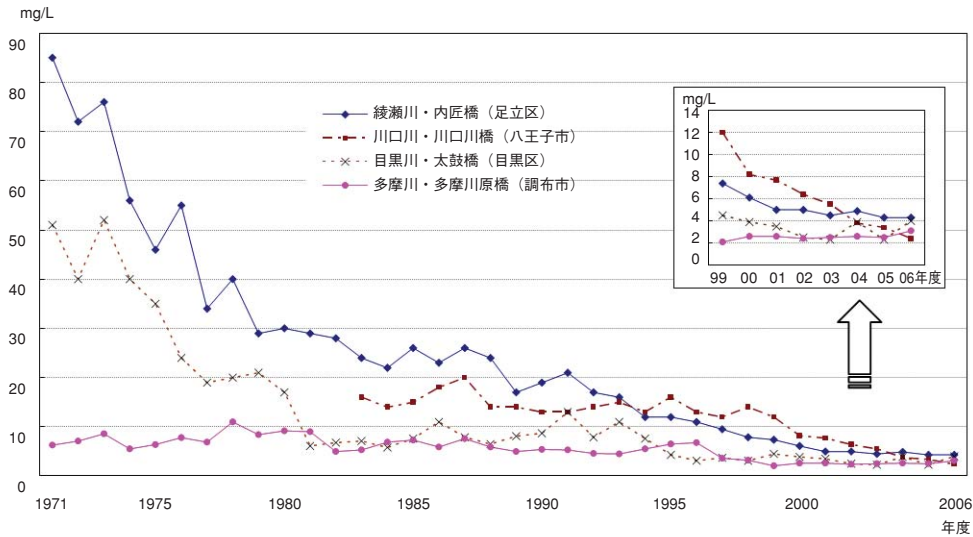
* BOD：生物化学的酸素要求量 (biochemical oxygen demand) 水中の汚濁物質について、それが微生物により酸化される際に必要とされる酸素量をもって表したもの
 * COD：化学的酸素要求量 (chemical oxygen demand) 水中の汚濁物質について、試料に酸化剤を加えて反応させ、消費した酸化剤の量を酸素量に換算した値

2006年度も引続き達成している。全りんについては2002年度以降連続して環境基準を達成している。経年的には全窒素は近年減少傾向にあるが、全りんは横ばいで推移している。

しかし、東京湾は依然として富栄養化した状

況であり、夏期には恒常的な赤潮の頻発及び下層の無酸素状態が続くなど、状況の改善は見られず、生物の生息環境としては望ましい状態にはない。

図表2-2-2-4 代表的な河川のBOD経年変化（年度平均値）



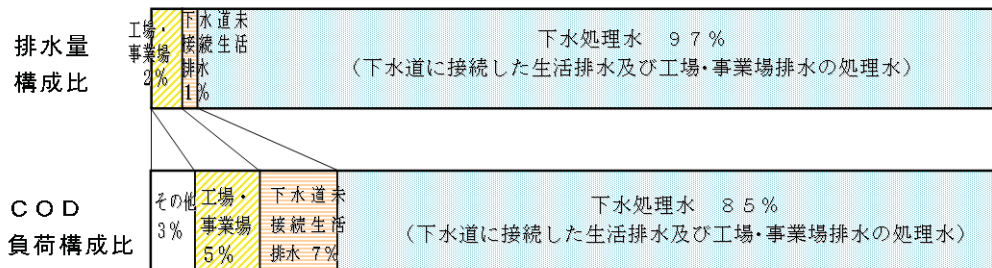
○汚濁負荷の発生源

下水道の普及に伴い、河川の水質は改善されてきたが、都内のCOD負荷は、排水の97%が下水処理場を経由しているため処理場からのものが85%を占めている。都内の下水道は、区部の80%、多摩部の25%が、汚水と雨水を同一の下水道管に収容する合流式で整備されてい

る。このため、雨天時には雨で希釈された下水の一部が公共用水域に流出し、水質汚濁や景観の悪化を引き起こしている。

また、下水道未普及区域の生活排水は全排水量の1%を占めるに過ぎないが、COD負荷量では7%であり、水質汚濁の原因の一つになっている。

図表2-2-2-5 排水量とCOD負荷の構成比



※2004年度の晴天日平均排水量に基づき作成。

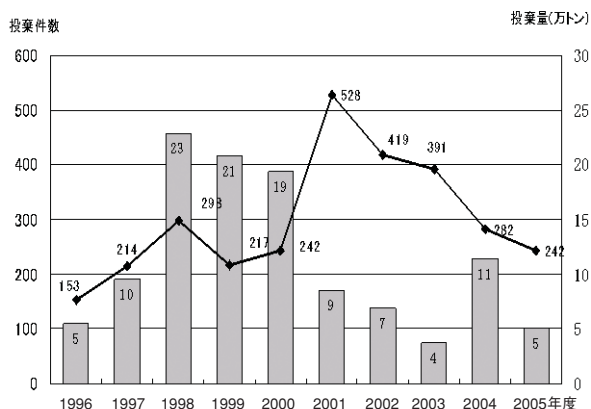
○廃棄物の不法投棄

ここ数年、不法投棄された産業廃棄物の総量は減少傾向にあるものの、小規模かつ巧妙化している特徴がある。特に、建築物の解体に伴って生じた建設廃棄物の不適正な保管や不法投棄が多く、その量は関東地方だけで約14万トンにのぼっている。

○有害廃棄物

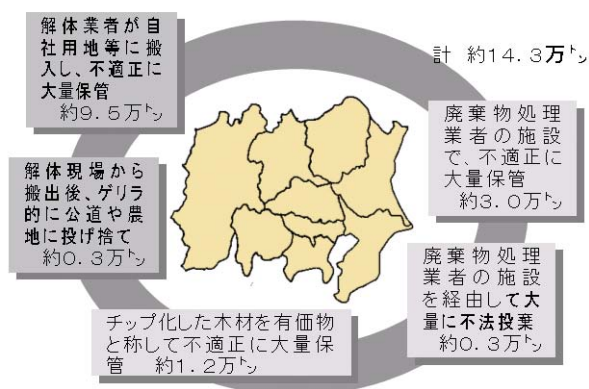
都内から排出された有害廃棄物の約7割が他県における処理に依存している。飛散性アスベスト廃棄物、感染性廃棄物、PCB廃棄物などについて、都内処理を進めるとともに、適正な処理が確実に行われるよう必要な監視指導等を行っていく必要がある。

図表2-2-2-6 関東地方（1都6県）における不法投棄



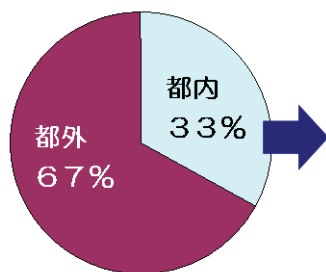
※2004年度の11万トンのうち8万トンは、茨城県鹿嶋市の残土処分場への解体業者の不法投棄
(資料：環境省)

図表2-2-2-7 関東地方における建設廃棄物の不適正処理の状況（2003年度）



資料：環境省「小口巡回回収システム構築に関する調査報告書（2005年3月）」より作成

図表2-2-2-8 有害廃棄物の処理状況（2005年度）



種類	排出量	処理割合	
		都内	都外
感染性廃棄物	3.5万トン	2.5万トン (71%)	1.0万トン (29%)
廃石綿	0.7万トン	7トン (0.1%)	0.7万トン (99.9%)
その他 ※	5.7万トン	0.8万トン (14%)	4.9万トン (86%)
合計	9.9万トン	3.3万トン (33%)	6.6万トン (67%)

※「その他」は、廃油、燃え殻、汚泥、ばいじんの4品目
(東京都「産業廃棄物処理業者収集運搬実績報告書（2005年度）」より作成)

○アスベスト※

アスベスト問題は、国の対応の遅れもあり、2005年6月、過去にアスベストを原料として使用した工場周辺の健康被害の実態等が明るみになり、全国的な広がりを見せた。

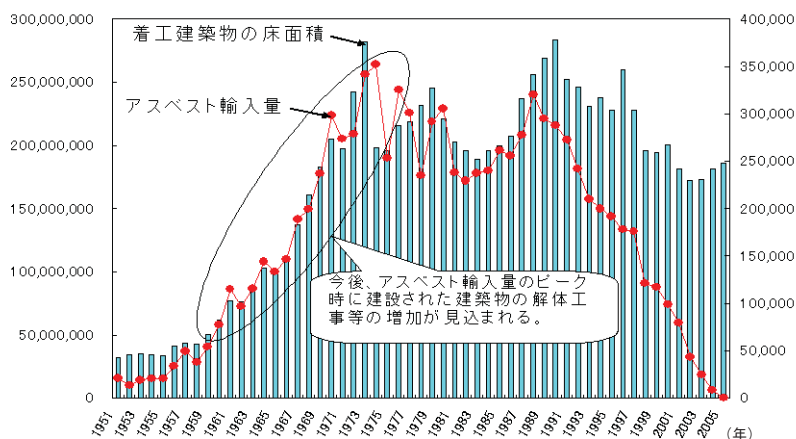
アスベストは、1995年に吹付け作業が原則禁止※され、2006年には、アスベストを含む

建材等について、一部代替が困難なものを除き、製造、輸入及び使用等の禁止措置が取られた。しかし、それ以前、特に1960年代の高度成長期において、アスベスト含有建材が多量に使用されており、今後、この時期に建設された建物の更新期を迎えるため、これらの解体工事等により飛散する懸念が生じている。

図表2-2-2-9 全国における着工建築物の床面積とアスベスト輸入量の推移

棒グラフ：全国における着工建築物の床面積（m²）

折線グラフ：アスベスト輸入量（トン）



図表2-2-2-10 防護措置を講じたアスベストの除去作業



出典：日本石綿協会

○ナノ粒子

ナノ技術は、次世代の産業基盤技術として幅広い分野で社会に大きな便益をもたらすことが期待されている一方、ナノ粒子の有害性や健康影響への懸念が指摘されているが、これらの基本的問題に対しての明確なデータは国際的にも得られていない現状にある。こうした中、2006年10月、経済開発協力機構（OECD）において、各国共通の新たな課題に国際的に調和のとれたアプローチを実施する観点から、ナノ粒子の定義や特性・安全性評価手法等の検討に着手している。

○電磁波

電磁波は、世界的にも健康影響が懸念されながら、いまだ健康被害との因果関係が明確になっていないが、WHOは、2007年6月、電磁波による健康リスク評価の結果を取りまとめた。

その中で、超低周波の電磁界に対する暴露を低減するためのガイドラインの策定の必要性などが提示された。我が国においても、その検討結果等を踏まえ、規制のあり方などが検討されている。

あるべき姿・目標

- 化学物質等の管理を徹底し、人の健康や生態系への悪影響を及ぼさない環境を確立する。
- このため、都民・事業者・行政の三者が連携し、予防原則に則った化学物質等の管理を徹底して

※ アスベスト：石綿とも呼ばれる天然の鉱物繊維であり、耐熱性等に優れていることから建材や電気製品等に利用されてきた。アスベストは、代表的なクリンタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）に加え、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトを含めた合計6種類がある。

※ 1995年に吹付け作業が原則禁止：労働安全衛生法により定められた特定化学物質等障害予防規則において、1975年にアスベストの吹付け作業が原則禁止された。その後1995年には、同規則が改正され、含有率の定義がそれまでの5%超から1%超に変更された。

いく自主的な取組が推進されるとともに、三者によるコミュニケーションが活発に行われ、化学物質等の有用性や環境影響等の正確な情報が共有化されている社会が形成されている。

- また、土壌汚染やアスベストをはじめとする環境の「負の遺産」を残さない、つくらない社会が形成されている。
- きれいになった多摩地域の中小河川などをはじめとして、都民が身近に安心して水に親しめ、多様な生物が生息する水環境を実現する。
- 東京湾の海辺では触れ合いを取り戻し、都民の憩いの場として親しまれている。
- 産業廃棄物の不法投棄撲滅への取組により、廃棄物処理・リサイクルに係る環境リスクが低減されるとともに、有害廃棄物の都内処理体制が確立されている。
- 都県域をまたがって処理されている産業廃棄物について、周辺自治体と連携した不法投棄の撲滅に向けた取組を、首都圏から先導的に展開している。

中短期的目標

- 化学物質の環境への排出量や、環境リスクの低減傾向を維持・促進する。
- 化学物質等の環境への排出量などの暴露情報だけでなく、毒性情報も含めた総合的な指標を「環境リスク」として検討し、予防原則を踏まえた目標を設定する。
- リスクコミュニケーション*推進地域モデル事業の拡大と自主的取組の推進により、2016年までに都内各地域において、地域の自治体を中心とした自主的取組を推進する。
- 2016年までに、河川のBOD環境基準及び海域（運河を含む）のCOD環境基準を100%達成する。
- 首都圏における広域連携を強化し、産業廃棄物の不法投棄をゼロにする。
- 有害廃棄物の都内処理体制の確立を目指すとともに、監視・指導により適正処理を徹底する。

施策の方向

1 化学物質の適正管理とリスクコミュニケーションの推進

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度*並びに環境確保条例に基づく化学物質適正管理制度などを通じ、事業者の自主管理による化学物質の排出抑制を今後も一層促進していく。

有害化学物質の種類は様々であることから、低濃度の長期暴露による影響や、複数の化学物質の相互作用による環境リスクなどを考慮して、地域ごとの特性に応じたきめの細かい化学

物質対策を実施し、効果的に地域の環境リスクの低減を図っていく。また、化学物質の有用性や環境影響等の情報を共有するとともに、都民に対し、化学物質に関する正確な知識の普及を図っていく。

○事業者による排出削減の促進

法令に基づく化学物質の適正管理を徹底するとともに、事業者自らの排出削減と環境リスクの低減に係る、より一層の取組を引き出す仕組みを検討する。

* リスクコミュニケーション：環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべてのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となる。

* PRTR制度：化学物質排出移動量届出制度。化学物質排出把握管理促進法により、有害性のある化学物質354種のうち一定量以上を取り扱う事業者などが、排出量、移動量を自ら把握し、都道府県を経由して国に報告する制度

○地域ぐるみによるリスクコミュニケーションの推進

住工混在地域など、環境リスクが相対的に高い地域において、地域の特性に着目した環境リスクの低減を図るため、地域でリスクコミュニケーションを推進するモデル事業を実施していく。

モデル事業による環境リスク低減の効果を評価した上で、地域における複数の事業者や住民が参加して連携・協働の関係を築いていくためのガイドを作成し、この活用などにより、モデル事業の成果を他地域へ拡大していく。また、モデル事業の推進のために、都は、区市と協力して環境リスクの低減に向けた地域ぐるみの活動を支援していく。

2 土壌・地下水汚染対策

土壌は生物の育成、水環境に重要な役割を果たすとともに、都市基盤そのものであり、健全な土壌の確保は、都市づくり・都市再開発などの都市更新の円滑な実施のためにも非常に重要である。

土壌汚染は蓄積性が強く、地下水の汚染とも密接に関連する。どちらも一度汚染されるとその影響が長期にわたることから、将来にわたる都民の健康被害を予防するためにも、新たな土壌汚染を発生させない取組や土地利用に応じた適切な対策が迅速に行われる取組の推進を図っていく。

○土壌汚染対策

土壌汚染の実態や対策に係る情報の開示や近隣住民等とのリスクコミュニケーションを推進し、土壌汚染に対する正しい知識の普及を図っていく。

また、中小事業者等の実施する対策を支援するため、土地利用に応じた適切な対策の選択肢を用意するとともに、迅速かつ適切な土壌処理を進めるための調査・処理技術の有効活用、更なる技術開発やコスト低減を促す取組などを行っていく。

さらに、政府系金融機関等による融資・助成制度の拡充、土地の適正評価に係る手法の検討・開発、施設の廃止時に備えた取組の啓発等について、国との連携により、その実現を目指すとともに、「負の遺産」の迅速かつ適切な処理を促進する。

○ダイオキシン類対策

土壌、地下水のダイオキシン類については、引き続きモニタリングを実施し、都内の実態を監視する。また、ダイオキシン類に汚染された土壌については、現行法制度に規定のない民間事業者が実施する対策について、そのルールづくりなどを行っていく。

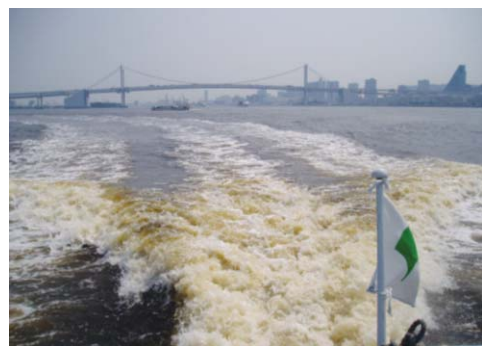
3 水質汚濁対策

東京湾の水質は、これまで発生源対策を積み重ねてきたにもかかわらず、依然として環境基準達成率が低く、しかも夏期には赤潮や大規模な貧酸素水塊*が発生しているのが現状である。

近年、都心回帰により臨海部においても多くの都民が生活するようになった。加えて、ウォーターフロントの親水性の向上もあり、都民の東京湾に対する関心が高まっている。

このため、都民が安心して水と触れ合うことができる水質の確保を目指して、広範な施策を推進していく。

図表2-2-2-11 東京湾で発生した赤潮



* 貧酸素水塊：海洋、湖沼等の閉鎖水域で発生する、魚介類が生存できないくらいに溶存酸素濃度が低下した水の塊のことをいう。

○総量規制等の着実な実施

総量規制対象事業場については、総量規制基準の遵守を徹底することによりCOD、窒素、りん汚濁負荷量の削減を図る。小規模事業場についても、排出水の実態等を考慮した汚濁負荷量削減の指導などを行う。

○下水道の未普及地域の解消と高度処理の導入推進

多摩地域の下水道整備を進め、早期に下水道計画区域における下水道普及率100%概成を目指す。また、下水処理場における放流水質の向上を図るために、窒素及びりんの除去も対象とする高度処理施設の整備を促進していく。

さらに、雨天時の合流式下水道からの越流水に起因する汚濁負荷量を削減するため、合流式下水道改善施策の推進を図る。

○しゅんせつ

河川や東京湾の底泥から窒素・りんが溶出することによる、水質の悪化及び悪臭の発生を防止するため、底泥の堆積が著しい箇所の汚泥しゅんせつを重点的に実施する。

また、汚泥しゅんせつと同程度の効果が期待できる覆砂も場所によっては有効であるため、状況に応じて実施していく。

○連携・協働

東京湾の水質改善には、東京都だけでなく東京湾流域の関連自治体の協力が不可欠であることから、発生源対策や汚泥しゅんせつ等の対策を連携して行っていく。

また、都民が、河川や東京湾を身近な自然として愛着を持ち、水環境の回復に向けた行動の主体となっていくよう、連携して啓発活動を行っていく。

○汚濁機構の解明

雨天時における下水越流水の環境影響を把握するため、河川や東京湾の水質の実態を調査する。さらに底質からの窒素、りん等の溶出実態

の把握の調査を行い、東京湾の水質汚濁機構の解明に努めていく。

4 廃棄物の適正処理の促進と不法投棄対策の徹底

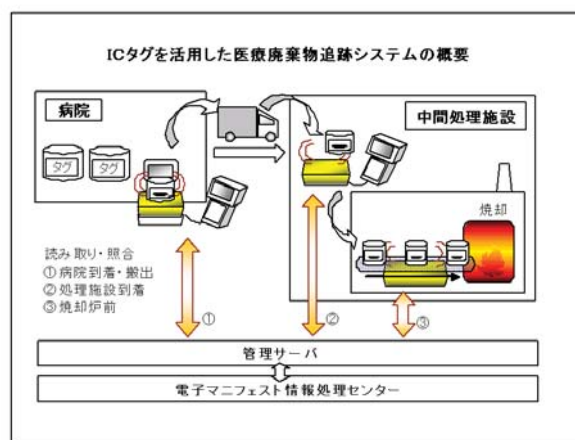
○廃棄物の適正処理に向けた事業者等の社会的責務の徹底

廃棄物の適正処理に最大限の配慮を行うことは、それを排出した者の社会的責務である。特に廃棄物を排出する事業者が処理を処理業者に委託する場合、低廉な委託費用によって不適正処理を招くことのないよう、適正処理に必要な費用が確実に支払われるよう、都は排出事業者への指導に努めていく。

○廃棄物処理の流れを透明化し管理する新しい仕組みづくり

廃棄物の適正処理のために、排出からリサイクル又は最終処分されるまでの間における廃棄物の流れを明らかにし、処理の不透明性を解消させていくことが必要である。特に有害性の高い廃棄物等については、不適正に処理された場合、生活環境の保全上重大な支障が生じるおそれがあることから、ICタグ*による感染性廃棄物の追跡システムの拡充などにより、適正処理の体制を確立していく。

図表2-2-2-12 ICタグによる感染性廃棄物の追跡システム



* ICタグ：ICチップとアンテナにより構成され、物品等に装着されるものであって、その中に当該物品等の識別情報その他の情報を記録し、電波を利用することによりこれらの情報の読み取り又は書き込みができるものをいう。

また、建築物の解体工事について、一貫した規制監視体制が構築できていないため、不法投棄や不適正な処理が後を絶たない。このため、解体工事から処分に至る廃棄物の流れを電子情報により総合的に管理するとともに適正処理に必要な費用が確実に支払われる仕組みの導入に向けて、八都府市で連携して国へ要望するなど、都は、必要な対応を図っていく。

○不適正処理の未然防止の推進

事後的対策が中心となっている不法投棄対策について、これまでの処理業者に対する規制指導に加え、廃棄物の排出段階への指導の強化などにより、不適正処理の未然防止を図っていく。特に、建設解体工事から発生する廃棄物の不適正保管・不法投棄が多いことから、解体工事の現場への立入指導を重点的に行い、分別や処分方法などを指導するとともに、不適正処理などの疑いがある場合は排出事業者や発注者に遡った追跡調査や注意喚起などを行う。

また、立入指導や追跡調査で判明した課題と解決策の検討を行い、その結果を基にして、産廃スクラム27*など周辺自治体との連携を強化して、首都圏から先導的な不法投棄対策を展開していくとともに、違法行為に対しては産業廃棄物処理業者の許可取消処分や建設廃棄物の再資源化命令などの厳格な行政処分や刑事告発を迅速に実施し、不法投棄等を未然に防止していく。

図表2-2-2-13 立入指導（例）



○有害廃棄物の適正処理

都内から排出された有害廃棄物の約7割が他県における処理に依存しているが、都はこれらを都内処理する体制の確立を目指していく。特に、飛散性アスベスト廃棄物、感染性廃棄物、PCB廃棄物などについて、都内処理を進めるとともに、適正な処理が確実に行われるよう、必要な監視指導等を徹底していく。

* 産廃スクラム27：産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止に向けた監視体制を充実するため、都が、2000年11月に近隣の21府市に呼びかけて結成した広域連携協議会のこと。2007年度現在、協議会への参加自治体は27に増え、「産廃スクラム27」として、不正軽油の製造過程で生成される硫酸ピッチ対策等の情報交換も進めている。（2008年度から参加自治体の一つ増加して28となり、「産廃スクラム28」となる予定。）

5 その他（一般環境中のアスベストなど新たな健康影響物質等への対応）

2005年のアスベスト問題の発覚は、その健康影響が正しく認識されず、不十分な対策のまま放置されている環境汚染問題があることを、改めて認識させた。

環境汚染の健康影響に関する知見の進歩により、新たに顕在化する可能性のある環境問題に対しても、国内外の知見の収集、蓄積等に努め、問題の早期把握と都民の不安払拭のための適切な情報提供や、健康被害予防を最優先とした対策を、都が率先して行っていく。

○アスベスト

都は、1989年に「東京都アスベスト対策推進会議」を設置し、都有施設の調査を実施するとともに、全庁的な対策を講じてきた。2005年にはアスベスト対策を改めて体系化し、都有施設の適切なリスク管理など、全庁的な取組を展開することにより都民の不安払拭を進めている。

都内における一般大気環境中のアスベスト濃度は、現在は低濃度で推移している。今後とも、この状態を維持していくため、区市と連携し、更新期を迎えるアスベスト含有建材を使用した建築物等の解体・改修時におけるアスベスト飛散防止対策を徹底していく。

また、アスベスト含有建材のおよそ9割を占めるアスベスト成形板についても、専門家や業界関係者からなる「アスベスト成形板対策検討会」での議論を踏まえ、現場実態に即したきめ細かな「アスベスト成形板対策マニュアル」を作成した。

今後は、区市や業界団体等を通じて、普及促進を図り、事業者等の取組強化による飛散防止対策を徹底していく。

さらに、最近使用が確認されたトレモライト等、アスベストの新たな課題については、国や業界団体等との情報交換や区市との連携を図り、適宜対応を行っていく。

○電磁波、ナノ粒子等

新たな環境リスクの可能性に対して、都民が過剰に不安を抱かないよう、今後、新たに有害性が危惧される物質等については、実態把握に努めていくとともに、国内外の知見の収集・蓄積等に努め、適切な情報提供を行っていく。

第3節 生活環境問題の解決（騒音・振動、悪臭等対策）

東京は人口が過密な上に住宅と工場等が混在した地域が多いため、騒音や悪臭の問題が発生しやすく、都民の生活環境に大きな影響を与えている。

都市生活の質の向上や快適性を考えるとき、都民の生活に密接に関わり、感覚に強く訴える騒音や悪臭などの都市公害をなくしていくことは重要な課題である。

一方で、我々の最も身近にある「音」や「かおり」をプラスにとらえ、うるおいや安らぎを与える要素としての「音」や「かおり」につつまれた環境の創出にも目を向けていく必要がある。

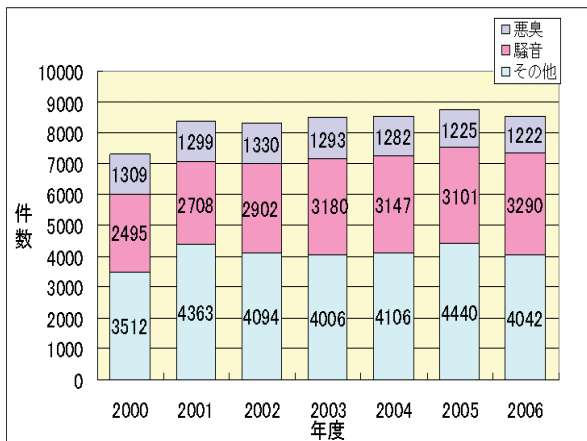
現状

○都市生活環境

苦情の中で騒音、悪臭の占める割合は、全体のほぼ半数となっており、その件数もほぼ横ばいで推移している。

- ※騒音： 2000年度：2495件
→ 2006年度：3290件
- 悪臭： 2000年度：1309件
→ 2006年度：1222件

図表2-2-3-1 公害苦情件数の推移



注：その他とは、大気汚染、振動、水質汚濁、廃棄物投棄など

出典：公害等調整委員会公害苦情調査

現在、交通騒音については、いまだ環境基準の達成率が低く、また、商業施設等の無秩序な騒音の発生、生活騒音のマナーの乱れ等、都市生活を取り巻く静寂な環境が確保されていない。

悪臭の原因については、建設業、飲食店などサービス業、野外焼却及び製造業等に係るものが多い。また、下水道局に寄せられる臭気苦情件数については、ビルピット※を原因とする苦情が多くを占めている。

○道路交通騒音・振動

騒音について、2006年度に実施した騒音の基準点調査（道路境界高さ1.2～1.5m）での環境基準の達成状況は、178地点のうち、昼間・夜間の両時間区分ともに達成していたのは、47地点で、達成率は26.4%であった。騒音規制法の要請限度※の超過地点は減少傾向にあるものの、昼間・夜間の両時間区分の一方又は両方で要請限度を超過している地点は2006年度22.7%（全体410地点）である。

一方、振動については、振動規制法の要請限度を超える地点（全体341地点）はないが、今後ともこの状態を維持していかなければならない。騒音については、地域の状況を踏まえ、可能な限り路面の平坦性を確保し、低騒音舗装の敷設等の施策を実施していくとともに、速度超過車両の取締りの徹底や、交通管制システム

※ ビルピット：建物の排水を一時的に貯留してポンプにより公共下水道に排出するための排水槽。ビル内で発生した汚水や雑排水を貯留するため、構造や維持管理が適切に行われないと、悪臭を発生させる原因となる。

※ 要請限度：区市町村長が、東京都公安委員会に対して、道路交通法の規制による車両通行の禁止、最高速度の規制、徐行などの措置を要請することのできる基準値で、基本的に昼間（75dB）、夜間（70dB）と定められている。

の高度化等による頻繁な停車・発進による騒音発生抑制策を推進していくことが必要な状況にある。

図表2-2-3-2 道路交通騒音に係る要請限度の超過状況

年 度	要 請 限 度	
	超過地点数／測定値点数	割 合 (%)
2000	194 / 484	40.1
2001	181 / 470	38.5
2002	185 / 474	39.0
2003	150 / 443	33.9
2004	137 / 434	31.6
2005	109 / 417	26.1
2006	93 / 410	22.7

○航空機騒音

航空機騒音については、東京国際空港では空港の沖合移転で騒音の影響が大幅に改善され、環境基準を達成しているが、横田基地周辺や厚木基地に隣接する町田市内において環境基準を達成していない地点が依然として多くある。また、ヘリコプター騒音については、区部を中心に都内各地から苦情が多く寄せられるなど、問題化している。

○鉄道騒音

鉄道騒音・振動の基準については、新幹線を対象に騒音の環境基準や振動の指針値が設定されており、振動については全地点で指針値を達成しているが、騒音については環境基準を達成していない地点が依然として多い。

在来線については、新設時を除き基準がないが、既設の沿線の測定結果を新設時の基準と比較すると、指針値を超えている地点がある。

図表2-2-3-3 航空機騒音調査結果（2006年度）の概要

飛行場	調査の種類	環境基準指定地域内の測定地点数	環境基準適合地点数	備 考
東京国際空港 (羽田空港)	固定	5	5	・固定調査、分布調査ともにすべての測定地点で環境基準に適合した。
	分布	4	4	
横田飛行場	固定	4	2	・固定調査は、滑走路延長線上に位置している昭島市、瑞穂町の2地点で、環境基準に適合しなかった。 ・分布調査は、12地点のうち9地点で環境基準に適合した。
	分布	12	9	
厚木飛行場	固定	1	0	・固定調査は、環境基準に適合しなかった。 ・分布調査は、6地点のうち5地点で環境基準に適合しなかった。
	分布	6	1	

※固定調査：同一地点で、通年連続して測定を実施する調査

※分布調査：騒音の影響範囲の広がりを把握するための調査

あるべき姿・目標

- 騒音・振動、悪臭の解消と良好な「音環境」「かおり環境」の創出により、快適で暮らしやすい都市、品格ある都市の姿を実現している。

中短期的目標

- 日常生活における騒音の一般環境基準を達成するとともに、都民の生活感覚に対応した都市生活環境を確保する。
- 航空機、新幹線、在来線及び道路交通の各騒音について、環境基準等を達成する。
- 道路交通騒音について、住居系地域における夜間騒音を全測定地点で要請限度以下に改善する。
- 工場・事業場等やビルピットから生じる悪臭の根絶を目指す。
- 良好な「音環境」や「かおり環境」をまちづくりの重要な要素のひとつとして位置付け、住民と行政の協働による快適な都市生活環境の創出を目指す。

施策の方向

1 都市・生活騒音対策

騒音を取り巻く環境や住民意識の変化に対応した音環境のあり方等を踏まえ、生活環境の視点から、活動・用途別に商業ゾーン、事業活動ゾーン、日常生活ゾーンなどの区域を設定し、それぞれの区域の特性にあった騒音低減対策や快適な音環境の創造への取組を検討する。

また、法令による騒音規制の徹底のため、地域や実態に即した指導マニュアルの整備や区市町村と連携した騒音発生源への対応を強化していく。さらに、都民の騒音マナー向上のための方策も検討する。

2 道路交通騒音・振動対策

道路交通騒音は、自動車自体から生じる騒音

のほか、交通量、道路の構造、沿道の土地利用など、種々の要因が複雑に絡み合って顕在化するものであり、様々な施策を総合的に実施することが必要である。このため、自動車騒音に関する単体規制の強化を国に要請していくことや、より騒音の少ない自動車及び自動車タイヤの普及促進とあわせて、各種施策の総合的・重点的な実施を図っていく。

道路交通騒音・振動の低減に向けて、可能な限り路面の平坦性を確保するとともに、地域の騒音状況を踏まえ着実に低騒音舗装を実施していく。特に「優先的対策道路区間[※]」での低騒音舗装の敷設を優先的に進め、低騒音舗装の打ち換えに当たっても、より騒音低減効果の高い低騒音舗装の敷設に取り組んでいく。

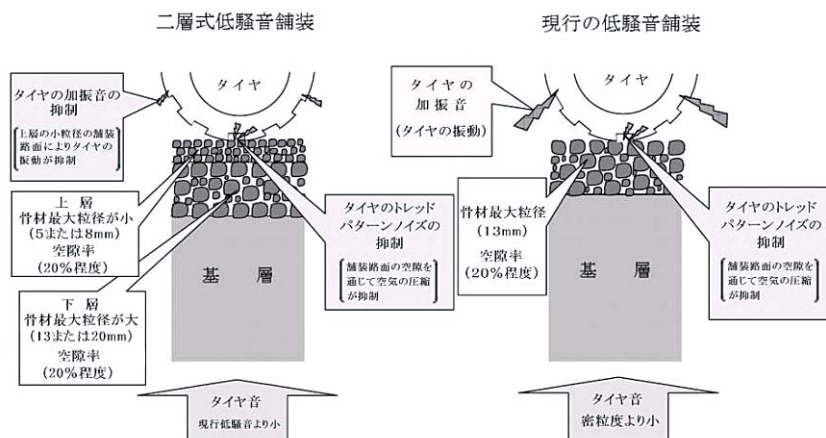
また、環境施設帯[※]等の整備や高架道路への遮音壁の設置などの施策や幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づく沿道住宅に対する防音対策の推進、緩衝建築物[※]の建築促進など、沿道にふさわしい土地利用への誘導を図っていく

※ 優先的対策道路区間：騒音の実態、沿道利用の状況等から見て、早急に総合的な道路騒音対策を講ずべきとされる道路。東京都道路沿道環境対策検討会において選定されている。

※ 環境施設帯：大気汚染防止、防災・防音対策など、沿道の良好な生活環境を確保するため、道路内の敷地を有効に活用し、歩道植樹等を整備する施設帯

※ 緩衝建築物：道路に沿ってビル等を建築するとその背後における道路騒音は小さくなる。このように、騒音が背後へ通り抜けないように建てられた建築物をいう。

図表2-2-3-4 騒音低減機能をもつ舗装



などの施策の検討を進めていく。

また、沿道騒音の測定結果について、騒音マップなどにより、都民に分かりやすい形で情報提供を進めるなどして、都民の理解を深めるための取組を推進していく。

3 航空機、鉄道における騒音・振動対策

○航空機騒音

航空機騒音については、監視体制を拡充し、国や事業者等に一層の対策を要請するとともに、ヘリコプター騒音については、高度規制等を徹底する。

○鉄道騒音

新幹線及び在来線について、低騒音車両の導入、沿線への防音壁の設置やロングレール化に加え、高架化、地下化等の機会をとらえて、更なる騒音対策を誘導していく。

4 悪臭

区市町村との連携を図り、工場・事業場等の基準遵守、発生源規制を推進する。

ビルピットから生じる悪臭については、関係局が連携を図り、「建築物における排水槽等の構造、維持管理に関する指導要綱」による指導を強化し、個別の事例に対応したマニュアルを

作成するなど、ビルピット管理についての施策の徹底を図っていく。

5 良好な「音環境」「かおり環境」の保全・創出

都市生活の中で、住民が身近にある良好な「音」や「かおり」を再発見することを通じてその源となる自然や文化を保全し、地域の特性に応じた「音環境」や「かおり環境」を創出する取組を推進する。

6 日照障害、風害、電波障害、光害等

日照障害、風害、電波障害、光害は都市部において、生活環境に影響を及ぼす問題となっているため、地域特性に応じた環境保全措置を講じ、生活環境の質の向上に努める。

また、風の道の創出や適切な環境照明は、ヒートアイランドの抑制や、防犯・夜間等の快適な活動の確保など、地域の環境を豊かにし、人々が快適性を感じるまちづくりに資するものである。今後は、快適で質の高い風環境や光環境のあり方についても検討していく。

我々が生活している環境は、自然がもたらす気候、風土の恵みを受けつつ、そのもとで生息・生育する動植物の生態系バランスの上に成り立っている。

しかし、現在、近代以降の人為的な活動や社会経済状況の変化により、その環境はバランスを崩しつつある。

東京の緑の現状としてみどり率（暫定値）*を見てみると、2003年で区部約24%、多摩部約72%となっている。1998年からの5年間で、区部で約1%分、多摩部で約2%分のみどりが減少していると算定されており、依然として東京の緑は減少傾向にある。

東京は、こうした緑の減少に対応して、これまで、公園等の公共の緑の着実な増大を図るとともに、自然保護条例による規制など、様々な施策を進めているものの、その成果は十分とはいえない。自然環境を再生し、生物多様性を確保して、豊かな生態系ともども次世代に引き継いでいくには、緑と水の回復を目指す施策をこれまで以上に強化していくことが必要である。

自然環境は、人々の生活に快適性や憩い、癒しを与えるものである。その自然は、過度の人為の影響を排除しながらも、人の手により育て、守るという活動が加わらなければ、良好な状態で保っていくことはできない。

今後の持続可能な都市づくりに向けて、緑をはじめ自然環境を保全するためには、行政だけでなく、都民、企業等多様な主体の参加を得て、自然を育て守っていくための仕組みを構築し、具体的に取り組んでいく必要がある。

都が2006年12月に策定した「10年後の東京」では、今後10年間で展望した都の目標の第一の柱として、「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」を掲げ、積極的な施策展開により、失われた水と緑の空間を再生し、美しい都市空間をつくることで、東京の価値を高めることを目標としている。

東京が、豊かな緑と水に包まれた都市として再生していくことは、そこに住み働く人々の生活の質を高める上で重要な要素であるというだけにとどまらない。東京がその経済的な活動の規模のみならず、都市の品格においても、世界有数の都市として認められていく上で不可欠の要件である。

第1節 市街地における豊かな緑の創出

都市における緑は、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全への寄与など、その役割がますます多様に、かつ重要となっている。

東京を緑豊かな都市として再生していくため、緑の保全と創出を図る施策をこれまで以上に強化していく。

* みどり率（暫定値）：ある地域における、緑で覆われた土地（公園の全体の面積を含む）と水面の面積が地域全体の面積に占める割合。2003年のみどり率については、精査中であるため、暫定値としている。

現状

○市街地の緑を取り巻く状況

区部における近年の緑の状況を土地利用現況調査※データに基づき算出すると、1996年度から2001年度の5年間で、公園・運動場等は約80ヘクタール増加しているが、農用地が約160ヘクタール、森林が約40ヘクタール減少している。

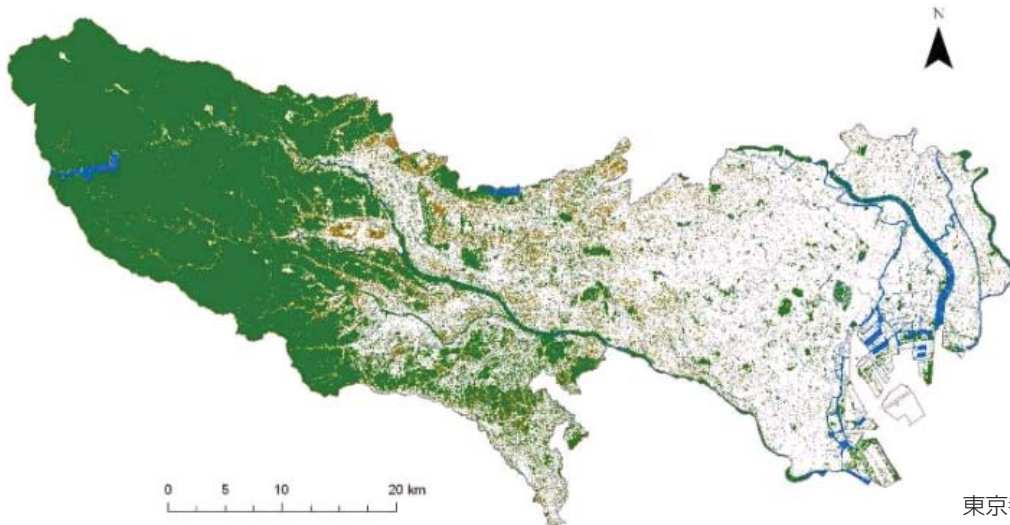
また、緑の質の面では、地域に残された既存の緑を保全することが重要である。区部の周辺

部や多摩部では、屋敷林や雑木林がまだ残されている地域もあり、希少性というだけでなく、地域の緑の質を高める意味でも保全が重要となっている。

しかし、こうした屋敷林や雑木林などが、相続などにより売却・開発され、失われる例も多い。開発に際して、既存の緑が開発許可の残留緑地の基準を大きく上回って残されるケースはあまりない。

また、市街地の緑は、個々の緑が孤立し、ネットワーク化されていないため、緑の機能を十分に発揮できないという問題もある。

図表2-3-1-1 緑の分布状況



東京都環境局資料

あるべき姿・目標

- 川と緑で東京を包み込み、「海の森」から都心の大規模緑地を幹線道路の街路樹で結ぶ、「グリーンロード・ネットワーク」が形成されている。
- 東京全体で緑のムーブメントが巻き起こり、あらゆる都市空間で緑化が進んでいる。
- 川や海からの眺望が美しく、賑わいあふれる魅力的な水辺空間が形成されている。

中短期的目標

- 2016年に向けて、新たに1,000haの緑を創出
- 2016年に向けて、街路樹を100万本に倍増
- あらゆる手法を駆使して、既存の緑を保全

※ 土地利用現況調査：都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の一部として、土地利用の現況と変化の動向を把握するために、おおむね5年ごとに実施している調査

施策の方向

市街地の緑は、多くが、都市開発や建築、都市施設整備の際に喪失する一方で、新たに創出されるものもある。したがって、市街地の緑を豊かにしていくためには、これらの機会に着目し、減少を食い止めるとともに、可能な限り開発のポテンシャルを活かして、緑を増やす方向へ誘導していくことが必要である。

市街地の緑を守るには、屋敷林や雑木林、農地など地域の緑の実態と価値を熟知する区市町村の取組が重要であり、都はこうした区市町村の取組と連携を一層強化し、必要な支援を行うとともに、国に対し、税制など緑の保全策の整備などを働きかけていく。

長期的に見れば、緑豊かな市街地へと成長していくことにより、緑の多様な機能を享受できるだけでなく、その地域・土地の経済的価値も高まる。公共部門が最大限の取組をすることは当然だが、民間においても、こうした長期的な観点から、都市で活動するものの当然の責務として、これまで以上に積極的な緑化に向けた努力を求めていく。

1 既存の緑の保全など、より質の高い緑の確保

緑の減少が続く中、区部の周辺部や多摩部に

残されている屋敷林や雑木林は、あらゆる手法を駆使して後世に引継ぐべき貴重な緑である。また、緑の量を確保することは言うまでもなく、今後は量だけでなく、質の高い緑を確保することも求められる。

生物多様性の保全、景観の改善、ヒートアイランド現象の緩和など、緑が持っている機能・効果が大きい“質の高い緑”を確保するため、ネットワーク化を図るとともに、開発に際しては、新たな植栽だけではなく、既存の緑の保全などを行っていく。

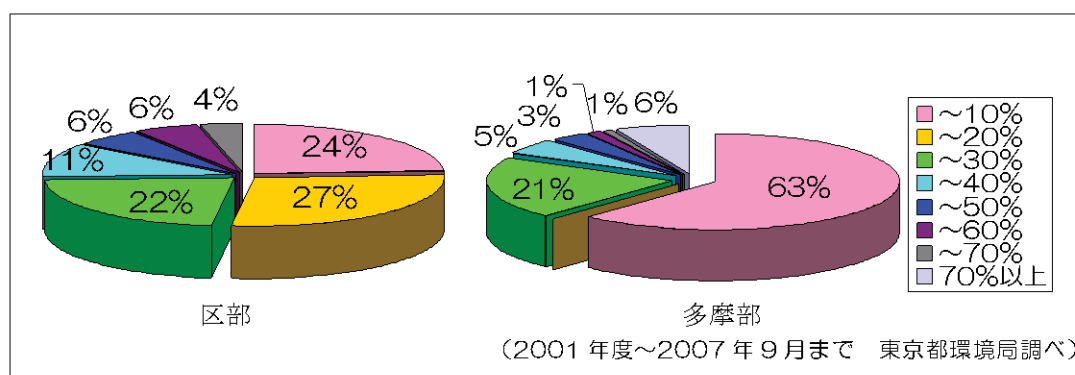
○緑化計画書制度*・開発許可制度*の強化

自然保護条例に基づく緑化計画書制度や開発許可制度は、緑の創出・保全に重要な役割を果たしてきている。2001年以降、届出を義務とした緑化計画書制度により新たに生まれた緑は、屋上緑化を含めて400haに上る。しかし、その一方で、地域の貴重な緑が失われる例も少なくない。

また、開発許可制度では、開発行為によって開発後に残る緑地面積が、開発前の自然地面積に比べ、2割にも満たないケースが多い。

このように、都市開発や建築、都市施設整備などの機会は、緑が失われる可能性も高いが、一方で、緑を創出・保全するまたとない機会でもある。したがって、緑の量を確保するとともに良質な緑が一層多く創出・保全されるよう緑化計画書制度、開発許可制度の基準等の強化を図っていく。

図表2-3-1-2 開発後緑地面積／開発前自然地面積



* 緑化計画書制度：自然保護条例（東京における自然の保護と回復に関する条例）第14条に規定する緑化計画書の届出等の制度のことで、1000m²以上の敷地で建築等を行うとする者は、規則に定める基準にあった「緑化計画書」を提出する義務がある。

* 開発許可制度：自然保護条例第47条に規定する開発の許可のことで、自然地を含む一定以上の面積の土地を開発する場合、知事の許可が必要となる。許可を得るためには、規則で定める緑地等の基準に適合していることなどが条件となる。これにより、土地が開発される際に、自然の保護、回復がなされることを目的とする。

○既存建築物における緑化の推進

開発や建築時をとらえて緑の創出・保全を進めるとともに、既存建築物の緑化を推進していくことは、市街地における緑を回復していく上で大変重要である。しかし、既存建築物に追加的に緑化していくことは、優れた事例がある一方で、費用や技術的な課題から取組が進まない状況にある。このため、税制の活用やコスト低減の方策などを検討し、既存建築物の緑化を促進していく。

○緑化の質を評価する制度の導入

緑化は、地域の自然環境のレベルを高めるだけでなく、建築物や施設自体の質を高めるといふ面からも重要となっている。こうした状況を踏まえ、緑化の優れた計画や事例を認定・表彰する緑地評価制度の創設などにより、開発事業者等による質の高い緑の創出を促進していく。緑化が建物等の市場価値を高めることを広く認識してもらうことで、開発に伴う緑化を量的にも質的にもより高いレベルに誘導していく。

○既存の緑の保全とネットワーク化

市街地に残されている大切な緑を、より質の高いものにしていくために、屋敷林や雑木林などの既存緑地を保全していくことが重要である。このため、地元区市との連携により、特別緑地保全地区や市民緑地などの都市計画的手法や保全地域制度*などを積極的に活用し、緑の保全を推進していく。

また、開発許可制度により、既存の良好な一定規模以上の樹木や樹林地の保全を進めていく。

加えて、緑の機能をより効果的に発揮させるため、自然の地形や水系、植生などを活かしながら、河川や道路の緑、公園、崖線、臨海部の緑などをつなげていく。特に都心にある、これまで整備されてきた一定規模の緑を活かし、個々の緑を有機的に結び付け、ネットワーク化を推進する。

2 あらゆる都市空間での積極的な緑の創出

緑の拠点となる都市公園、緑の軸となる街路樹、河川の緑については重点的に整備を進め、緑のネットワーク化を推進するとともに、その整備に合わせて周辺のまちづくりの中でも緑づくりを誘導することにより、厚みと広がりを持った豊かな緑空間の創出を目指していく。

○学校校庭の芝生化

公立小中学校等は地域に満遍なく配置され、市街地における貴重なオープンスペースであり、これらの校庭を芝生化することにより、緑化の推進、熱環境の改善や砂ぼこり防止という効果だけではなく、子どもたちの運動意欲の増進や情緒安定、環境を考えるきっかけづくり、さらには地域のコミュニティの形成促進といった効果がもたらされている。

今後は、子どもたちや地域の身近なところに新たな緑を創出するため、公立小中学校の校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくりを積極的に進めるとともに、より多くの主体が校庭芝生化を通じて緑を育む活動に取り組む体制をつくり、区市町村や学校・地域へ芝生の維持管理等に対する支援を行うなど、区市町村が校庭芝生化に継続的に取り組みやすい仕組みを構築していく。

また、公立小中学校、都立学校はもとより、同様のオープンスペースを持つ幼稚園、保育所、私立学校等の校庭・園庭の芝生化を進めていく。

図表2-3-1-3 芝生の校庭で走り回る子どもたち
(目黒区立下目黒小学校)



* 保全地域制度：自然保護条例第17条に定める制度で、知事が指定する区域において、保全計画を策定するとともに、行為の制限等を課すことで、当該区域の自然の保護・回復を図るもの。自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域がある。

○街路樹の倍増

道路新設や無電柱化等の既設道路改修にあわせた植栽、景観に配慮した街路樹の充実、区市町村道の植栽、面整備や臨港道路などの整備に伴う植栽により、100万本を目標に街路樹を倍増する。

このため、新設道路への高木の植栽や既存道路改修に伴う中木の高木間への植栽など、地域特性に応じた多様な緑を創出することにより、豊かな街路樹の育成・保全に努めていく。

○都市公園・海上公園の整備

国営公園との一体的整備や、河川・道路事業と連携した整備、借地公園*を活用した丘陵地の整備を推進するなどして、緑の拠点となる都立公園を整備する。また、区市町立公園についても開園に向けた支援を行う。

海上公園については、「海の森」の整備推進や、臨海副都心のまちづくりに伴う公園の整備などを行っていく。

○水辺の緑化

水辺の緑化は、水辺空間の魅力をより一層高め、快適でうるおいのある環境を創出するものである。このため、低地河川整備にあわせた堤防緑化や中小河川整備にあわせた緑化、改修済河川においては、堤防護岸のほか、管理用通路や遊歩道の緑を充実させるなど、緑化を推進していく。また、東京港運河についても、整備にあわせた緑化を進めていく。

○すきま緑化

市街地には、遊休地や鉄道敷、駐車場など、緑化手法の工夫によっては、緑を生み出すことのできる空間が存在する。今後は、都が率先して都施設や都有未利用地を活用し、新たな緑空間を創出していくとともに、民間施設において更なる緑化空間を創出するため、都市空間のすきま緑化を進めていく。

3 都市農地の保全

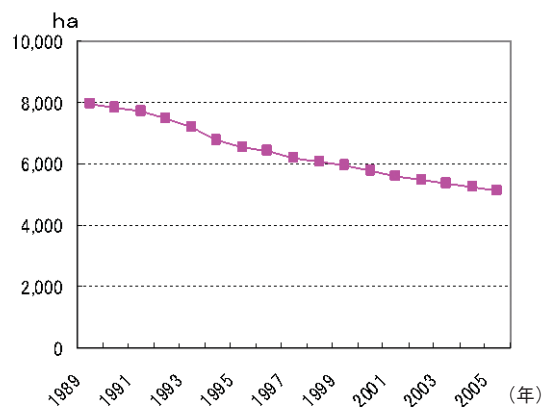
環境や防災が都市政策の大きな課題となっている今日、農地は農業生産の基盤であるとともに、都市農地ならではの公益的・多面的機能を発揮している。

農業体験農園や市民農園を通じて都会の中に新たなコミュニティが形成されたり、観光農園がレクリエーションや食育*を推進するフィールドとして活用されたりしている。また、災害時の避難場所ともなっており、観光、教育、防災など、実に多様な機能を有している。

農地は、緑地が減少している東京において、代替不能で貴重な緑地空間として、快適で安全な都市環境を担う存在となっている。

しかしながら、東京の都市農業は、農業者の高齢化や後継者不足、相続を契機とした土地処分等が進んでおり、農地の減少に歯止めがかからない状況にある。

図表2-3-1-4 減少の続く農地（市街化区域内農地面積の推移）



このため、農業者の意欲的な取組を支援する農業振興政策を進めていくとともに、都民と農業者との連携を深めながら、都市農地の持つ多面的機能を重視したまちづくり政策にも取り組み、農政とまちづくりの両面から、都市農地の保全を図っていく。

* 借地公園：土地を取得するのではなく、借地により公園等緑地を整備していくこと。財政的な負担が軽減できるとともに、無償での貸出には土地所有者にとっても税負担が軽減されるという利点がある。借地公園の一層の活用を図るため、土地所有者の抵抗感を減らすために、都市緑地法（2003年度～）により、借地期間の終了を明確化する規定が加わった。

* 食育：「食育」は、「食」に関する知識と「食」を選択する判断力並びに実践する実行力を身に付けるための取組

○市街地における農地の保全

農業体験農園、農業用水路の親水化、散策路の整備などの支援策を検討し、都民と農業者が連携して農業・農地を活かしたまちづくりに取り組んでいく。

○生産緑地の活用による保全

都市の農地の保全に向けて、区市との連携により、生産緑地地区*の拡大に向けた取組を進めていく。

こうしたことから、緑に関する参加型イベントや、緑に触れ合えるスポットなどの情報を発信するとともに、暮らしに緑を活かす工夫として、例えば宅地内の緑化などの普及啓発を行うことにより、「緑と触れ合うライフスタイル」を定着させ、緑の大切さがより多くの都民に実感を持って受け止められるようにしていく。

4 緑のムーブメントの推進

緑あふれる東京の実現には、都民や企業など社会のあらゆる主体が協働して緑の保全・創出に取り組み、社会全体に緑のムーブメントを起こしていかなければならない。

○都民、企業など様々な主体による緑のムーブメントの展開

「海の森」の整備や、公園の維持管理など、様々な場面で、都民、企業、NPOなどとの協働をより一層展開し、緑と触れ合い、親しむ機会を拡充していく。

また、行政と都民、企業との新しい協働の仕組みとして開始した「緑の東京募金」への幅広い参加を促し、緑を植え、育て、守る運動につなげるとともに、企業等による自主的な緑化の取組を促していく。

○緑を身近に楽しむライフスタイルの普及

コミュニティの中で協力し合って維持管理してきた身近な緑も、近年では樹木の創る日陰や落ち葉、発生する昆虫などを厭う近隣住民にとって迷惑な存在ともとらえられ、屋敷林や雑木林など樹林地の所有者が、その維持に苦慮する事態ともなっている。

その一方で、市民農園などは、園芸を楽しむ人々の間に定着し、また緑地の保全活動にボランティア参加する人々も年々増加するなど、緑に親しむ活動への参加気運が高まっている。

* 生産緑地地区：都市計画法に基づく地域地区のひとつで、市街化区域内にある農地等のうち、良好な生活環境の確保に効用があり、かつ公共施設等敷地として適している土地として定められた区域

第2節 水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復

本来、東京は、水の豊かな都市であり、河川は、レクリエーション、景観面だけでなく市民の生活に欠かせない水運や水供給をも担っていた。しかし、時代の流れの中で、堀は埋められ、河川にふたがかけられるなど、水域や水辺空間が都市の中の「裏の空間」へと追いやられ、市街化が進められてきた。今日では、こうした市街地整備の弊害が都市の温暖化、うるおいのない水辺・都市空間への変容という形で現れている。下水道の整備などにより水質等は改善されてきたものの、いまだ街は水辺に向かって開かれていない。

いま一度、東京の中に、豊かな水循環とうるおいのある水辺空間を取り戻していかなければならない。

現状

○地下水位の回復と地盤沈下の沈静化傾向

高度経済成長期を中心に、地下水が過剰に揚水されていたため、都内のほぼ全域で地下水位が低下し、特に区部低地部では激甚な地盤沈下が発生した。このため、揚水規制を強力に推進し、都内全域における一日当たりの揚水量が1970年の約150万 m^3 から、2005年には約55万 m^3 まで削減された。多くの地域で地下水位は回復し、地盤沈下の状況は沈静化傾向にあるが、完全に収束したわけではなく、都内の多くの地域においていまだに年間数ミリ程度の地盤沈下が継続して観測されている。

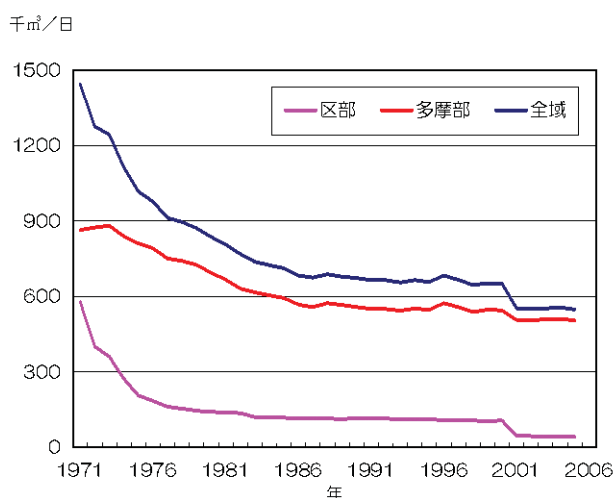
○中小河川の流量及び都市水面の減少

かつて、下水道が普及していなかった頃は、家庭からの生活排水等が直接都内の中小河川に流入し、河川水質は著しく悪化していたが、流量は比較的多かった。その後、下水道が普及して排水が直接流入しなくなったことにより、中小河川の水質は大幅に改善された反面、流量が大幅に減少し、一部の河川では暗きょ化*によって水面が喪失した。

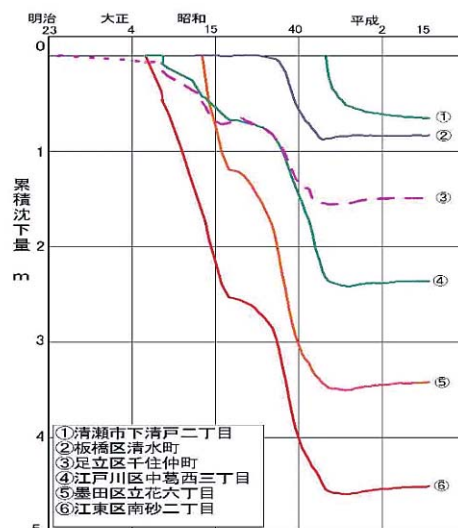
また、都市化が進み、地表が建築物やコンクリートなどで覆われた結果、雨水が地面に浸透しない「不浸透域」が拡大したことも、湧水の枯渇や湧出量の減少につながり、湧水が流入する中小河川の流量減少の主な原因になっている。

* 暗きょ化：都心の小河川、水路に蓋をして地下水路とすること。

図表2-3-2-1 地下水揚水量の経年変化



図表2-3-2-2 都内6地点の累積地盤沈下量



あるべき姿・目標

- きれいになった多摩地域の中小河川などをはじめとして、都民が身近に安心して水に親しめ、多様な生物が生息する水環境を実現する。
- 東京湾の海辺では触れ合いを取り戻し、都民の憩いの場として親しまれている。
- 河川や海からの眺望が美しく、賑わいあふれる魅力的な水辺空間が形成されている。
- 自然の恵みである地下水を大切に守りながら、その恩恵を受けられる社会を実現する。
- 限りある水資源を環境に配慮して有効に利用し、利用した水はきれいな形で環境に戻されるような、健全な水循環が形成された社会を実現する。

中短期的目標

- 地下水位が安定し、地盤沈下が抑制されている状態を継続する。
- 建築物等の新築・改修や都市づくりに当たって、雨水浸透を着実に進めるための方策を構築するとともに、雨水や再生水等の有効利用を促進していく。

施策の方向

水は絶えず循環し、自然環境の重要な構成要素の一つとして、生物を育み、多様な生態系を支えている。

都市化が進んでいる東京において、失われつつある自然の水循環を再生し、うるおいのある水辺環境の回復に向けて、多様な取組を行っていく。

1 水循環の再生に向けた方策

水質の改善が進む一方、水循環に関しては、いまだ様々な課題がある。

水循環が様々な要因により阻害されることで生じる問題を改善するため、水循環の現況を把握するための調査を定期的実施する。その結果を踏まえ、都と区市町村が水循環の視点に立って、本来の自然が持つ水循環の回復に向けた広範な取組を連携して進めていく。

○水の挙動の解明

都市化の進展により、都内の水循環は変化している。このため、水の挙動に関する調査として水収支調査*を実施し、その結果を踏まえて、水循環の回復に関する施策に取り組んでいく。

○地下水の適正管理と地盤沈下の防止

都内の多くの地域で、いまだわずかではあるが地盤沈下が継続して観測されていることから、地盤・地下水の観測を継続し、調査結果を検証しながら、適切な揚水規制を進め、地盤沈下の再発防止と地下水の保全を図っていく。

○大都市における温泉掘削の適正化

温泉に対する規制や指導を適切に進めることにより、温泉掘削の活発化に伴う温泉揚湯量の増加による地盤沈下の再発や温泉資源の枯渇の防止を図るとともに、温泉に関する科学的情報や知見を収集し、温泉の規制方法について検討していく。

また、2007年6月に発生した渋谷区内の温

※ 水収支調査：雨水の地下への浸透量、蒸発散量、河川・下水道への雨水流出量、井戸による地下水の揚水量など、水の挙動に関する様々な要素を定量的に明らかにし、地下に入ってくる水の量（収入）と地下から出ていく水の量（支出）を評価し、地下水の状況を把握する調査

泉施設における可燃性天然ガスによる爆発事故を受け、都は同年10月に「東京都可燃性天然ガスに係る温泉施設安全対策暫定指針」を策定した。今後、事故原因の究明や温泉法等の改正内容等を踏まえて本格的な指針を策定し、温泉の掘削から採取、廃止に至るまでの安全対策を徹底する。

○都市づくりと連携した雨水浸透の推進

雨水浸透の推進は、地下水のかん養や湧水の保全対策だけでなく、合流式下水道越流水対策や浸水対策としても有効である。このため、都や区市町村が行う都市づくりにおいて、雨水浸透施設の設置にとどまらず、透水性舗装や緑化等を含めた幅広い雨水浸透対策を行うよう誘導していく。

また、大規模な地下構造物による地下水の流れの阻害を防止するため、建設工事時に必要な措置が講じられるよう検討する。

○森林の水源かん養機能の確保

健全な森林は、洪水緩和、水量調節、水質浄化等の水源かん養機能を有している。しかし、多摩地域の人工林の多くは、間伐などの手入れが実施されず、荒廃した状態にある。多摩の人工林の水源かん養機能など森林の持つ公益的機能を高めていくためにも、森林再生事業を進めていく。

〈第2部第3章第4節に関連記載〉

○水の有効利用の促進

家庭や事業場での節水を進めるとともに、下水再生水や貯留した雨水を水道水の代わりにトイレ洗浄水や植栽散水等の雑用水用途に利用するなど、雨水や再生水等を有効に活用し、環境と調和した水利用を進めていく。

2 うるおいのある水辺環境の回復

○河川流量・都市水面の確保

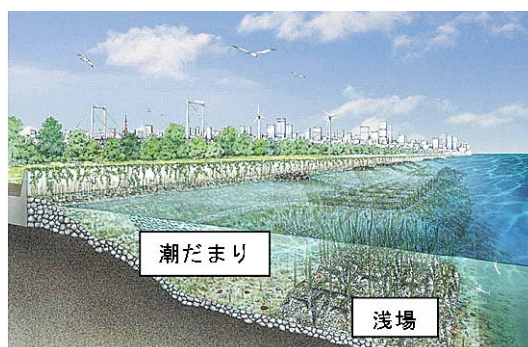
湧水の保全を進め、流量が減少した河川の流量の回復に努めるとともに、水質や生物の生息環境への影響、景観、地域の特性等に配慮しつつ、下水再生水や漏えい地下水などを中小河川や用水、池などに導水して清流を復活するなど、水の流れや水面を確保する施策を進め、うるおいのある豊かな水辺環境の整備を図る。

近年、多摩川などの大規模河川では、市民参加による流域計画の策定などが進んでおり、東京の市街地内の中小河川や運河でも、都民や区市等と連携して水辺を活かしていく取組が始まっている。こうした創造的な市民活動を、より質の高い水辺空間の形成につなげていくため、一層の推進を図っていく。

○水辺の自然環境の保全・再生

水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出するため、海浜や浅場等の整備を行うとともに、自然の浄化機能を活かした水辺環境の保全・改善を図る。また、河川の整備に当たっても、多自然川づくり*の視点に立って、多様な生態系の維持に配慮した整備を行う。

図表2-3-2-3 中央防波堤沖（磯浜の造成）イメージ図



* 多自然川づくり：河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する川づくりのこと。

第3節 熱環境の改善による快適な都市空間の創出

東京の平均気温は、この100年で約3℃上昇しており、地球温暖化による影響といわれる約0.7℃の上昇を大幅に上回っている。東京の著しい気温上昇をもたらしているヒートアイランド現象は、長い時間をかけて進行してきたものであるが、近年は、地球温暖化による気候変動の危機ともオーバーラップして、そのもたらす影響への懸念が高まっている。

いまや、ヒートアイランド現象は東京や大阪など国内の都市だけではなく、ニューヨークなど世界の大都市でも、その進行が注目され、都市の熱環境の改善（「熱汚染の解消」）は、環境施策の重要な課題のひとつとして明確に認識されるようになってきている。

ヒートアイランド現象は、都市を冷やす役割を担ってきた水や緑の空間の減少、熱を蓄える人工的地表面や建築物の増大、都市の高密度に伴う風の流れの障害、大量の排熱を発生させるエネルギー使用量の増加など、都市存立の前提となる自然との共存・調和の視点を欠いた都市化の進展の結果として生じてきたものであり、これまでのまちづくりのあり方に警鐘を鳴らすものである。

ヒートアイランド現象が引き起こす問題は、①熱中症の増加など健康被害のリスクの増大、②ビルの谷間など都心空間の高温化や熱帯夜の増加に代表される、都市の快適性の障害、③夏の冷房需要の増加によるエネルギー使用量の増大、④冬の気温上昇による感染症増加のリスク拡大、という4点に集約される。

ヒートアイランド現象がもたらす、こうした問題への対応策を考える際には、この現象をもたらした都市づくりのあり方を転換する視点に立つことが必要である。夏の高温化に対して、単に冷房の完備といった対症療法を進めることは、排熱の増大や、エネルギー使用の増加を引き起こし、更なる温暖化の加速をもたらす。

ヒートアイランド化の抑制を目指す熱環境対策は、地球全体を視野に入れた気候変動対策、水と緑空間の回復を目指す緑の都市づくりとともに、東京を持続可能な都市として再生させる総合的な環境政策の一環として位置付け、進めていく必要がある。

現状

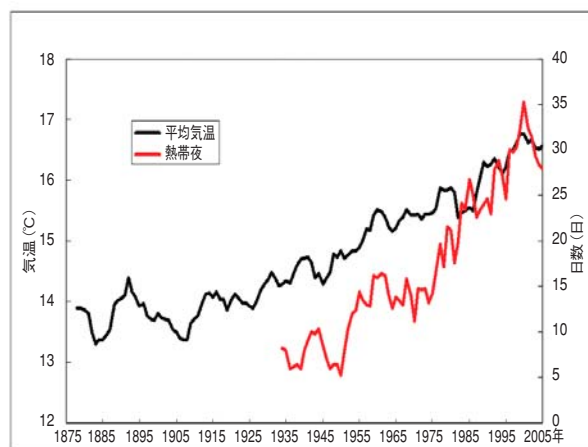
○継続する東京の気温上昇

東京のヒートアイランド現象に改善の傾向は見られず、2005年（5年移動平均）で、平均気温16.6℃、熱帯夜は28.0日となっている。

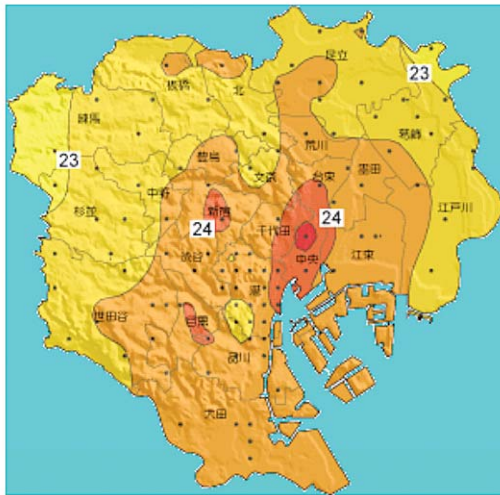
○地域によりばらつきのある現象

詳細なモニタリングの結果により、ヒートアイランド現象も地域により差があることが明確になってきている。地域とその特性に応じた対策が必要である。

図表2-3-3-1 東京の年平均気温と熱帯夜日数（5年移動平均）

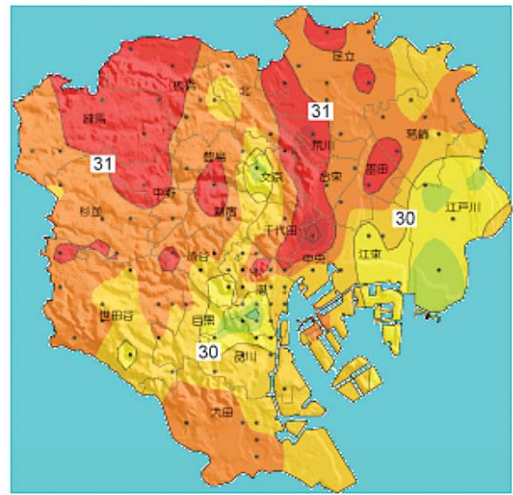


図表2-3-3-2 日最高/最低気温の平均（2005/7/20～2005/9/30）



<日最低>

都心部を中心に、気温の高い地域が広がっている。これらの地域では地表面のコンクリート化やアスファルト化、緑地の減少といった「地表面被覆の人工化」により、日中蓄えられた熱が夜間に放出されることと、夜間も続く「人工排熱の発生」により、（日最低）気温が下がりにくくなっている。



<日最高>

日最高気温の分布は、区部中央部から北部にかけて高い傾向が認められる。

区部中央部では主に、「地表面被覆の人工化」や、建物、自動車などからの「人工排熱の発生」により、高温化がもたらされらものと考えられる。北部については内陸であることから、日中高温となりやすいと考えられる。

○都の先駆的なヒートアイランド対策の展開

都は、2002年策定の環境基本計画において、初めてヒートアイランド問題を環境施策の主要な柱の一つとして位置付け、その後、2003年3月に策定した「ヒートアイランド対策取組方針」に定めた、①都市づくりと合わせた対策の推進、②都庁内外の総力を結集する総合的な施策の展開、③最新の研究成果を取り込んだ施策展開という基本的な考え方の下に、以下のような施策を進めてきている。

①都における率先行動

道路の保水性舗装や都施設の緑化、校庭芝生化など

②民間と共同した施策の推進

熱環境マップ*とヒートアイランド対策ガイドラインの提示による地域特性に応じた建物の新築や改修時の対策の推進、ドライミスト**や

クールルーフ*の推進、大規模開発におけるガイドラインの策定など

③施策に直結する調査研究の推進

METROS観測網*を構築し、よりきめ細やかなモニタリング実施、屋上緑化や高反射性塗料による効果の実証実験、面的・集中的対策のシミュレーションによる効果把握など

* 熱環境マップ：2003年に都が作成した、東京都区部における人工排熱や地表面被覆等が大気へ与える影響を分析し、ヒートアイランド現象の要因を10分類し、500mメッシュで地図にプロットしたもの。

** ドライミスト：人工的に微細な霧を発生させ、気化熱で周辺気温を下げる仕組み

* クールルーフ：夏の冷房消費エネルギー量削減やヒートアイランド対策を図ることを目的として建築物の屋根や屋上に、屋上緑化の設置や高反射率塗料の塗布を行うこと。

* METROS観測網：Metropolitan Environmental Temperature and Rainfall Observation System（首都圏環境温度・降雨観測システム）東京都区部のヒートアイランド現象の正確な把握を行うため、2002年からの3年間、約120箇所に気象観測機器を設置し、気温や風などの連続測定を行った観測網

あるべき姿・目標

- 市街地の中に豊かな水と緑が回復し、風の流れや都市内の微気候に配慮にした都市づくりが進んでいる。パッシブなエネルギー利用や省エネルギー化、被覆の改善などが進み、ヒートアイランド現象が緩和され、真夏日や熱帯夜の日数が減っている。
- アスファルトやコンクリートに覆われていた地表面が、緑などの自然に近い被覆状態に替わり、緑の木陰などで涼しさを感じる場所が多く形成され、真夏でも快適に歩けるまちとなっている。

中短期的目標

- 2016年に向けて、新たに1,000haの緑を創出（再掲）
- 2016年に向けて、街路樹を100万本に倍増（再掲）
- あらゆる手法を駆使して、既存の緑を保全（再掲）
- 2016年度までに、ヒートアイランド対策推進エリアの全地域で、被覆状態の改善や排熱の減少、風の道の形成などにより、熱環境の改善がなされている。また、多摩地域の市街地においては、現況に比べ熱環境の悪化が防止されている。

施策の方向

東京における今日のヒートアイランド現象は、戦後数十年間の都市づくりの結果として生じているものであり、その緩和や解消という課題を達成するためには、長期的で継続的な取組が必要である。このため、水と緑の空間の回復を目指す緑施策の展開、エネルギー利用のあり方を転換する気候変動対策の推進とともに、都市内での排熱の抑制や局地的な気候に配慮した建築や市街地整備、地表面の蒸散機能の向上など、熱環境対策の視点を都市づくりのあり方の中に内在化させていく。

同時に、ヒートアイランド現象が特に強くあらわれている地域などを対象とした集中的な対策を実施し、局所的に高い気温低減効果、特に体感温度の緩和を図っていく。

1 多様な手法による対策（気候変動対策、緑施策とともに進める対策）

○都市排熱の軽減

気候変動対策として取り組むエネルギー施策は、同時に、都市排熱を減らし、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与するため、強力に推進する（具体的には第2部第1章第1節参照）。また、固有のヒートアイランド対策として、より効果的に排熱からの影響を減らすよう回収を促進したり、排熱の場所や方法の配慮を行っていく。

○熱環境対策としての緑化の推進

緑の都市づくりは、ヒートアイランド対策にとっても重要な柱であることから、市街地における緑と水の回復を目指し、今後一層力を入れて進めていく（具体的には、第2部第3章第1節参照）。

加えて局所的に効果の高いヒートアイランド対策として、緑の量の確保だけでなく、道路や建物周辺、広場等において、より広く快適な木

陰を創出するような樹種や植栽方法の選択を行う。

○被覆対策の推進

地表面や建物の被覆を熱環境に配慮したものに変わっていくことも重要な対策である。敷地や人工地盤上においても、緑化に適したところでは積極的に緑を増やしていくが、構造上人工的な舗装が必要なところでは、保水性舗装や遮熱性舗装などの環境対策型舗装の活用を推進していく。また、クールルーフ実験で効果が検証された高反射性塗料も、耐荷重の低い屋根など、場所やタイプに応じて活用していく。

2 都市づくりとともに進める対策

○熱環境を考慮した都市構造への転換

都市の熱環境の改善に当たっては、個々の建物での配慮や、緑地の増大、被覆対策に加え、

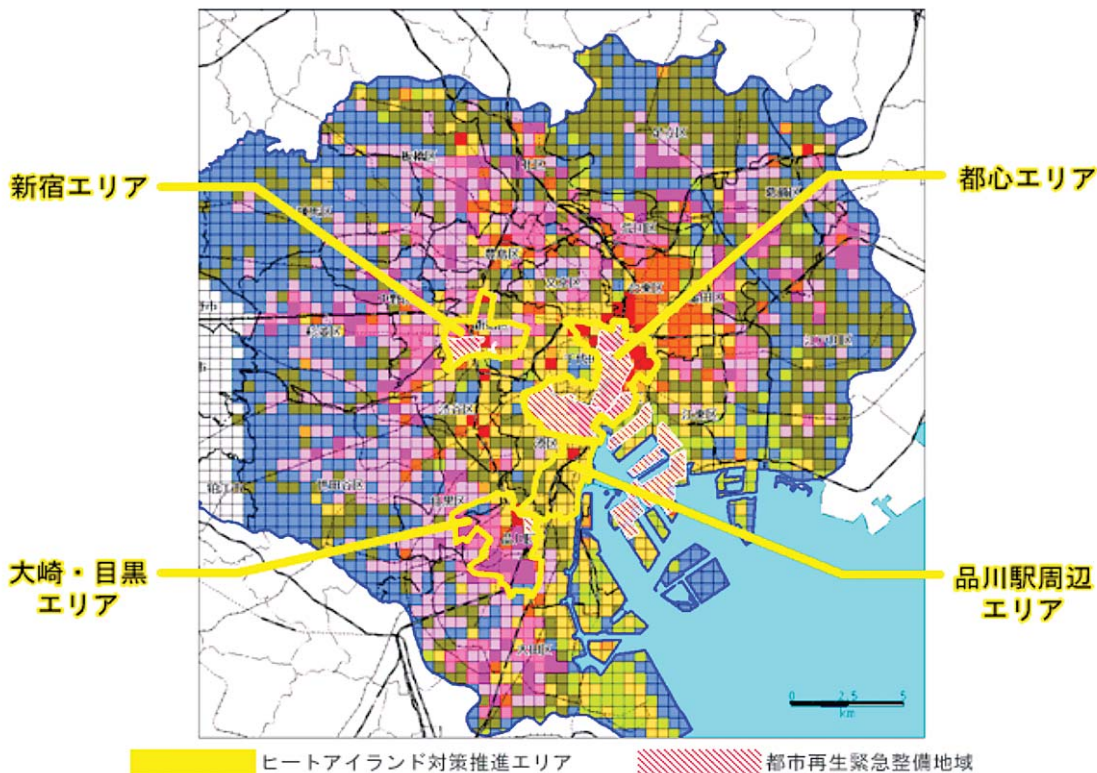
卓越風*を阻害しないような建物の配置や高さへの配慮、大きな緑をクールスポットとして確保するなど、都市構造自体を熱環境が悪化しないようにしていくことが重要である。

面的な開発や、大規模な公共事業などで十分な配慮をするよう指導していくとともに、個々の大規模建築物で緑を配置する場合に、「公開空地等のみどりづくり指針」に基づき、緑の広がりや厚みを持った良好な空間形成を誘導するなど、周辺の地形や建物の関係を考慮して、連続性を確保していくための指導を引き続き進めていく。

○地域特性を踏まえた対策

東京においては、緑の分布など被覆状態や排熱量の違いが地域によって異なることから、都内全域で同質的にヒートアイランド対策を講じていくのではなく、区市町村や公共物管理者による地域・地点特性に応じた環境施策展開、民

図表2-3-3-3 熱環境マップ



※ 卓越風：ある地域、ある期間（季節など）に吹く、最も頻度の多い風向の風

間事業者や住民など身近な主体によるまちづくりを進めていくことが重要である。

そのために、熱環境マップとそれに基づくガイドラインなどを活用し、地域の特性に応じた対策を広く普及し、特に熱環境の悪化している地域では、地元自治体、民間関係権利者などと連携して集中的対策やモデル事業を進めていく。

また、多摩地域においては、駅前市街地周辺などで今後の開発により緑の減少が懸念される地域がある。このような地域においては、ヒートアイランド現象が顕著に現れないよう、あらかじめ積極的に対策を施していく。

地域的には、以下のような分類例を踏まえ、適正な対策を進める。

●現にヒートアイランド現象が顕在化・深刻化している地域（区部都心部など）

集中的対策やモデル事業などの実施により、身近な生活空間において暑さに適応する対策を推進し、快適に歩けるまちを構築していく。

●今後、深刻化するおそれがある地域（区部周辺・多摩地域の中心市街地など）

現在、一定程度の緑地が確保されている周辺区部や多摩地域の中心市街地において、ヒートアイランド現象を食い止めるため、その予防策をあらかじめ検討し、事前に対応していく。

●ヒートアイランド現象は顕著に発生していないが、クールスポットとして機能している地域（多摩地域の郊外など）

引き続き、クールスポットの機能を守るため、緑の保全などを図っていく。

第4節 森林や丘陵地、島しょにおける自然の保全

東京の森林は、総面積の約4割を占め、都の西部に位置する多摩の山地と丘陵地及び伊豆諸島、小笠原諸島に分布している。森林は、水源かん養や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収、レクリエーション利用など、多くの重要な役割を果たしている。森林は、森林所有者の財産であると同時に、都民全体がその恩恵を享受する共通の財産でもあることから、その適切な管理と整備が重要である。

そのため、まず、森林の空間や景観の活用、間伐材などの利用を促進し、山を身近なものとすることで森林の公益的な機能の重要性を広く都民に理解してもらう必要がある。

また、丘陵地の緑は、丘陵地公園などを核に連坦し、森林や自然公園へとつながっている。一方で、人口が密集した市街地に近接し、住宅開発や商業開発の最前線に位置しているため、保全地域制度などによる保全、ボランティアなどによる緑地保全の活動が求められる地域でもある。

さらに、自然公園の多様な自然を適正に保全し、利活用を進めていくためには、エコツーリズムの取組と、利用の適正化を図る東京都レンジャー等の活動が欠かせなくなっている。

本来あるべき自然は、植物だけでなく、生態系というひとつの輪のつながりであることから、多様な生物の存在が不可欠である。生物多様性が保全されるよう、生物とその生息環境である緑地とを結びつけて自然の生態系を保全することが重要である。

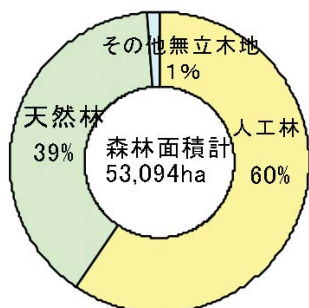
現状

○荒廃する森林

多摩の森林面積は、約53,000haとなり、その約6割はスギやヒノキなどの人工林である。昭和30年代をピークに新たな植林は減少しており、現在の樹齢分布を見ると、間伐など手入れの必要な30年生以上の樹木が全体の約8割を占めている。

しかし、木材価格の低迷や高い生産コストなど林業採算性が悪化していることから、補助金に頼らなければ間伐もままならず、手入れが行き届いていないのが現状である。

図表2-3-4-1 多摩地域の森林面積（2005年）



加えて、近年急増したニホンジカ（以下「シカ」という。）の食害により森林の荒廃が深刻化している。

図表2-3-4-2 ニホンジカによる樹木の食害



○谷戸、里山の喪失

谷戸の田んぼや畑を中心に、溜池や用水路、雑木林などで構成される里山は、多くの日本人の原風景であり、自然と共生する農耕の伝統的姿を体現してきた。また、多くの生物の生息基盤としても重要である。しかし、耕作放棄や、宅地造成による開発などで、里山は依然、喪失の危機にさらされている。1987年から2000年の間に少なくとも70箇所の谷戸が開発により消滅しており、また、2000年当時現存した谷戸の9割で地形、土地利用の改変が行われている。

○丘陵地公園の現状

多摩の丘陵地公園は、丘陵地において市街化の拡大を抑制し、都市近郊の緑の保全とレクリエーション活用等の拠点となることを目的とした都市公園であり、自然環境を活かした整備を行っている。

○自然公園の現状

多摩及び島しょの自然公園では、豊かな自然環境を観光資源として利活用しているが、その魅力は、都民に十分認知されてはいない。自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るための制度であるが、一部の地域ではオーバーユース*の弊害や不適正な利用が見られ、監視や指導が必要となっている。また、原則として国が直轄して行うべき都内の国立公園の施設整備、改修が滞っている。

○野生鳥獣による被害状況

近年、シカによる樹木の食害、サルやイノシシによる農作物被害など、野生鳥獣による多様な被害が発生している。森林の荒廃により野生鳥獣の生息の場を狭めたことなどが、結果的にシカやイノシシなどの獣害を招いていると考えられる。

○小笠原諸島

小笠原諸島は、世界に誇るべき地形・地質、生態系、生物多様性が存在しており、世界自然遺産登録を目指しているが、外来生物により固有の生物が生存の危機にさらされている。また、父島の南西1キロメートルにある南島は、世界的に希少な沈水カルスト地形*で、島の中央には、石灰質の白色の砂浜が、扇池と呼ばれる紺碧の入り江を囲み、人気のある観光スポットになっている。無秩序な利用により、かつて裸地化が進行するなど荒廃したが、東京都版エコツーリズム*を導入したことにより自然環境が回復してきている。

図表2-3-4-3 小笠原諸島南島



あるべき姿・目標

- 森林の荒廃を食い止め、公益的機能の高い森林への再生が進んでいる。
- 丘陵地を中心に残された貴重な谷戸や里山、雑木林などの環境を守り、人との関わりを回復する中で、質の高い自然環境が維持されている。
- 東京におけるシカの生息数を適正に管理するとともに、自然植生や農林業への被害を軽減し、人とシカが共存できる豊かな森となっている。
- 丘陵地公園の整備を進めるとともに、自然公園を保護し、ともにその魅力が広く認識され、利活用されている。
- 希少な野生動植物の生息域の保護等のため、自治体やNPO等との連携による、保護に向けた取組が進んでいる。
- 小笠原の自然の素晴らしさを後世の人々も体験できるよう引き継いでいる。

* オーバーユース：自然公園などの過剰な利用状況のこと。観光客、登山客が多く訪れる場所では、しばしば踏圧による登山道の裸地化や廃棄物の増大などにより、自然環境を損なうような状況が生じている。

* 沈水カルスト地形：地表で生成された石灰質の溶食による地形が、隆起・沈降により海面に沈んだ状態の地形をいう。南島は、サンゴ礁の隆起、沈降によりできた、典型的な沈水カルスト地形である。

* エコツーリズム：自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。都では、小笠原諸島南島、母島石門一帯および御蔵島で東京都版のエコツーリズムを進めている。

中短期的目標

- 荒廃した多摩のスギ・ヒノキの人工林について、針広混交林への転換を拡大する。
- 保全地域の新規指定等を拡充する。
- 小笠原諸島を世界自然遺産に登録する。

施策の方向

1 森林・丘陵地の緑の保全

景観はもとより、生物多様性の保全や、公益的機能の確保などからも、森林・丘陵地の緑の保全が求められる。中でも、いまだ開発が進む丘陵地では、雑木林や谷戸などの自然地を確保することが重要である。このため、森林・丘陵地とも、適切に維持管理を行うなどして、自然を回復させ、量と質の両面から緑の保護と回復を図っていく。

さらに、地元市町村との連携を一層強化するとともに、都民、NPO、企業など、様々な主体が協働して、それぞれができることを実施していくことで、より一層の保全を進めていく。

○針広混交林の森づくり

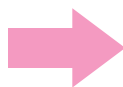
森林再生事業は、荒廃した多摩のスギ・ヒノキの人工林を、都が公益的見地から間伐し、針広混交林に誘導していくものである。荒廃した森林への間伐により、林内に光を入れ、下草や広葉樹の芽生えを促し、育成して、水源かん養、土砂流出防止など森林の持つ公益的機能の回復が図られてきた。事業開始後、徐々に森林所有者や地元市町村等に事業内容が理解されてきてはいるが、まだ十分とは言えない。

今後は、さらに地元市町村等との連携を強化し、事業を推進していく。加えて、施策の効果を高める枝打ち事業を併せて実施し、針広混交林への誘導を推進していく。

図表2-3-4-4 針広混交林への誘導



荒廃したヒノキ林



針広混交林

○保全地域の拡充

都内46箇所、面積740haに及ぶ保全地域は、市街地のスプロール化[※]の防波堤として大きな役割を果たしてきた。しかしながら、多摩地域では、いまだ良好な里山や樹林地が開発により失われているのが現状である。

都は、残された貴重な里山、樹林地を次世代に引き継ぐため、保全地域の新規指定を進めていく。また、緑を保全していく上では、地元自治体の参画が重要であるため、一定の役割分担のもとで連携を図りつつ、里山保全地域をはじめとして新規指定に積極的に取り組んでいく。

[※] 市街地のスプロール化：市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

○開発許可制度の見直し

多摩地域の緑は、都市化の進展により依然として減少している。このため、自然保護条例に基づく開発許可制度について、自然環境への負荷を最小限にとどめる観点から、緑地基準の強化を図るなど、より多く緑を残す方向で見直しを行う。

○丘陵地公園の整備及び利活用の推進

身近な自然とのふれあいの場である丘陵地公園の整備を推進するとともに、管理や利活用に当たって、ボランティア等広く都民と連携した取組を進め、整備と管理運営の両面から魅力ある公園づくりを推進していく。

○自然公園の保護、利活用の推進

自然公園の魅力を高めつつ、自然保護と利用増進の両立を図るため、自然公園が有する景観や自然環境の素晴らしさを広くアピールしていく。また、自然公園の整備、維持管理に当たっては、地域の意見を取り入れた施設の整備や自然公園利用のルールづくり、地元自治体を実施する事業等との連携により、地域を巻き込んだ、自然公園全体の魅力を向上させる方策を推進していく。

○ビジターセンターの一層の活用

自然公園の適正な利用を進めていくためには、ビジターセンターの果たす役割は大きい。

自然公園についてより多くの都民が関心を持ち、足を運び、自然を保護しながら楽しんでもらうため、ビジターセンターでの自然解説や利用ルールに関する情報発信の内容の充実が不可欠である。今後は、ビジターセンターへの指定管理者制度の導入などにより、来訪者に対するより一層のサービス向上を図っていく。

○東京都レンジャー※活動の充実

都が展開しているレンジャー活動を通じて、自然を保護していくという機運が高まってきた。今後は東京都レンジャーが培ってきたノウ

ハウを活かし、地元住民や関係機関を巻き込んで、自然保護に向けた取組が一層促進されるよう、東京都レンジャー制度の強化や、サポートレンジャー※の充実を図っていく。

2 多様な主体の参画による自然環境の保全

○ボランティア指導者の育成等

団塊世代の大量退職等により、都民の緑のボランティア活動に対する要望はかつてないほどの高まりを見せている。ボランティア経験のない都民が参加しやすい契機を提供するため、情報提供や活動機会を充実させていく。また、都民のボランティア活動を支援するため、都民やボランティア団体などの求めに応じて、指導や助言を行うボランティア指導者の育成を一層充実させていく。

このため、都民ボランティアにとって分かりやすく、かつ効率的に質の高い指導者を育成できるように、現在の講習体系の見直しを行う。

また、都民のボランティア活動の活性化を促進するため、緑地保全活動等の企画・運営などを行い、行政とボランティア団体等を結びつけるボランティアである「緑保全コーディネーター」を設置する。

○保全地域における保全活動の活発化

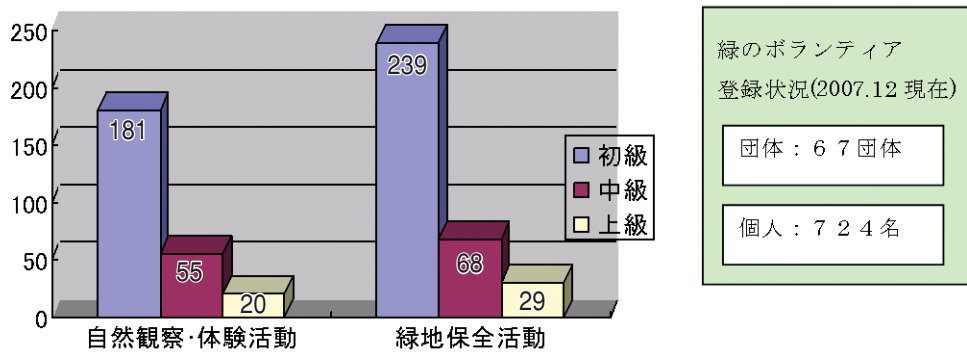
森林や雑木林などの緑は、継続的な人の手入れがあってはじめて、その質を維持、回復させることができる。このため、行政だけではなく引き続き都民、NPO、企業など多様な主体との協働により、これらの緑の保全活動を積極的に展開していく。今後は、保全活動を一層充実させていくため、教育・研究機関として豊富な知見や人材を有する大学との連携も進めていく。

あわせて、自然観察学習などを通じて、子どもからお年寄りまでの幅広い都民の利活用を一層活性化させ、都民に自然との触れ合いの機会を広く提供する。

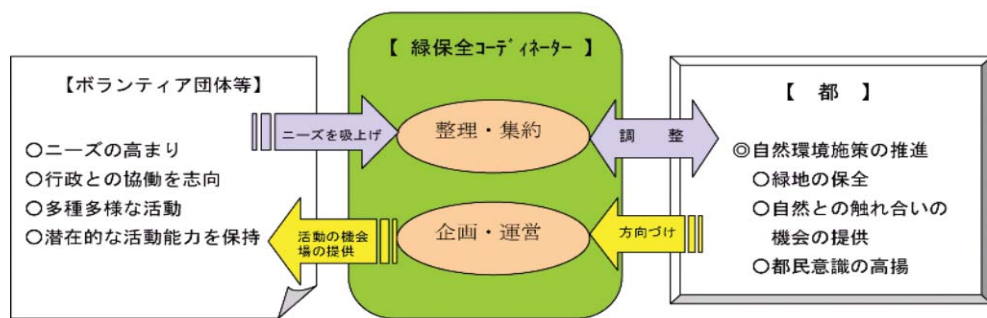
※ 東京都レンジャー：東京都内の自然公園を中心とした地域における、自然の保護と適正な利用・管理を行う目的で2004年度に設立されたもので、地域を巡回して、観光客や登山客などの利用者に対する利用マナーの普及啓発及び指導などを行っている。(2007年度現在：小笠原諸島6名、多摩地域12名を配置)

※ サポートレンジャー：東京都レンジャーをサポートする存在として、2006年度から設置された。都が実施する養成講座を受講した後に、高尾及び奥多摩の各地域で活動している。

図表2-3-4-5 緑のボランティア指導者認定状況（2007年12月現在）



図表2-3-4-6 緑保全コーディネーター概念図



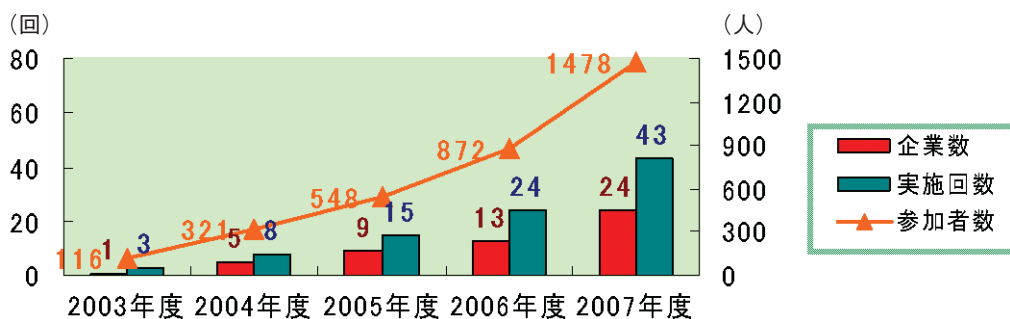
○東京グリーンシップ・アクションの拡充

近年、企業の社会貢献活動に対する意欲は年々高まっている。このような社会的要請に呼応して、2003年度から始めた企業、NPOと連携した保全活動である「東京グリーンシップ・アクション」は、多様な主体との協働による緑の保全という観点から有意義な取組である。その実績も年々着実に伸びており、参加企業の評価も高い。

引き続き、参加企業や運営するNPOの増加に努めるとともに、より多くの保全地域において実施できるようにしていく。

また、東京グリーンシップ・アクションをひとつのステップとして、より自主的に保全活動を行おうとする企業が現れることも想定される。そのような企業に対しても、指導者やボランティアを紹介するなど、様々な側面から支援をしていく。

図表2-3-4-7 東京グリーンシップ・アクションの実施状況（2008年3月現在）



○民間主体による都有地活用型緑地保全モデル事業

近年、緑地に対する都民のニーズが多様化しており、保護的な視点だけでなく、「自然に触れる・感じる」という利活用を重視した手法への期待が高まっている。

また、企業の社会的責任（CSR）*が広く認知されるようになり、民間企業の環境貢献活動への意欲が増大するとともに、環境に対する社会的関心の高まりから、緑地保全等の分野で活躍するNPOが増えている。

こうした背景を踏まえ、都民が求める自然へのニーズに応え、企業などの民間活力を導入した利活用に軸足を置いた新たな仕組みとして、都有地を活用し、企業やNPO等が主体となって管理運営を行う緑地保全のモデル事業を実施する。

○自然環境保全を担う人材育成の推進

これからの自然環境保全には、持続可能な都市づくりに向けた社会動向や住民のニーズなど、従来より一層多様で学際的な知識・経験を基礎的に有する人材を育成していく必要がある。このため、首都大学東京をはじめとする各大学における、行政、NPO、企業とが連携した人材育成のプログラムに対して東京都が認定するなど、自然環境保全に関わる人材を育成する仕組みづくりを推進していく。

3 自然の生態系を守る

人間は自然界から多大な恩恵を受けているが、一方で、各種の活動を通して自然の生態系に影響を及ぼしている。

自然の生態系は、均衡を保つことによって成り立っているものである。そこで、単に自然のまま放っておくのではなく、自然に対して適切に関わることにより、自然の生態系を守り、生物多様性を保全していくことが重要である。

○生物多様性の保全

緑の減少に伴う生物の生息・生育空間の縮小や、特に里山に見られる農林業の衰退などによる生物の生息・生育環境の荒廃、さらには外来生物による生態系の攪乱などにより、都内においても生物多様性が脅かされている。

生物は、様々に関係し合いながら、自然環境の基礎となる生態系を形作っていることから、生物多様性の確保は、生態系のバランスを維持する上でも極めて重要である。

都は、緑の保全・創出に取り組むなど、生物の生息・生育空間の確保に努めていくとともに、都内の希少野生動植物のリストである「東京都の保護上重要な野生生物種」（東京都版レッドデータブック）を改定し、環境アセスメントや開発許可などの際に活用して、希少野生動植物の保護を図っていく。

また、特定外来生物については、在来の生態系を大きく変化させるおそれがあるため、駆除などの対策をより一層進めていく。

○野生動植物の保護

緑の減少とともに、野生動植物の生息域も減少・縮小し、野生動植物の生存が脅かされている。保護すべき緊急性の高い種は、自然保護条例に基づき、保全地域における野生動植物保護地区の指定や、開発許可の際の指導により、優先的に保護していく。

また、メジロなどの野鳥については、違法な密猟行為が後を絶たないため、これまでも警察と連携した取組を進めてきた。今後も密猟対策については、鳥獣保護の視点から、着実に推進していく。ツキノワグマは、個体数の減少が危惧されていることから、今後、生息状況等の実態把握に努めるとともに、安全対策を図りつつ、当面の狩猟捕獲を禁止する。

カラスについては、生活環境のみならず野鳥への被害も深刻であるため、引き続き、ごみの排出方法の工夫と捕獲などによって、生息数を適切に管理していく。

* 企業の社会的責任（CSR）：企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、企業には、環境保護、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についての責任も問われているとされる。

加えて、ハトなど野生鳥獣への安易な餌付け防止について、普及啓発を行っていく。

○ニホンジカの保護管理

近年、多摩のシカの生息数が著しく増加し、農林業被害、自然植生の破壊、土砂の流出など、森林の生態系や人間生活に影響を及ぼす深刻な事態が生じている。

こうした被害を防止し、シカと人が共存していくためには、その生息数を適正にコントロールする必要がある。都は、生物多様性を確保し、人とシカが共存する多摩の豊かな森づくりを目指して、シカ保護管理計画を策定しており、今後は、共存のあり方について広く都民に訴えていく。また、シカが都県をまたがって移動していることから、隣接県との連携を強化していく。

○小笠原の世界自然遺産登録

小笠原諸島には、世界的にも類を見ない貴重な自然環境が存在する。この自然を将来にわたり引き継いでいくため、2007年1月、世界自然遺産登録に向け、政府が小笠原諸島を世界遺産暫定一覧表に登録した。引き続き世界自然遺産登録に向けて関係機関と連携し、ノヤギやアカギなどの外来種排除を着実に積み重ね、効果の立証や登録に向けた機運醸成を図っていく。

また、小笠原諸島では、希少な動植物も多く、引き続き、アカガシラカラスバトやムニンノボタンなどの個体数のきわめて少ない種や激減している種を対象に、保護増殖事業に取り組んでいく。

○豊かな自然を活用したエコツーリズム

島しょにおいては、多様かつ独特の自然環境が存在しており、これを求めて、多数の観光客が訪れている。豊かな自然を守りながら持続的な活用を図り、かつ地域の観光産業の振興を進めるため、小笠原諸島と御蔵島においては、引き続き東京都版エコツーリズムを展開し、地元自治体や地域住民が自主的に運営できる体制づくりを進めていく。

第3部

横断的・総合的施策

都市の存立を確保し、将来世代への持続可能性を継承していく新たな都市モデルを東京で実現していくためには、第2部に掲げた分野別の施策のあり方だけでなく、あらゆる分野、あらゆる主体による横断的・総合的な枠組みが必要である。

第1章

社会や経済を動かす基本的なルールにおける環境配慮の内在化

これまで第1部、第2部でも述べてきたように、都市の存立の前提となる「地球環境の器」は、私たち自身が行ってきた経済活動や日常生活が生み出す負荷により、地球規模での気候変動のもたらす危機が深刻化するなど、その存続が危ぶまれる程、もろいものになりつつある。

今後も、質の高い都市環境のもと、社会・経済が持続可能に発展していけるよう、この器を良好な状態で将来の世代に引き継いでいくためには、あらゆる主体が行動を起こしていくことが求められる。

環境を守り改善する取組は、様々な分野で、規制や社会的な仕組みとして具現化されており、これまで主として行政が関与して形づくられてくることが多かった。

現在、直面している環境の危機の深刻さを考えると、今後必要とされているのは、社会の一部で少しずつ環境配慮を進めたり、あるいはこれまでの行動を少しだけ環境に親和的な方向に進めたりするような、漸進的な動きではない。必要なのは、社会や経済を動かす基本的なルールの中に、また、都市を形成するあらゆる場面、あらゆる主体の行動の基本的枠組みの中に、環境への配慮を、当然の、必然的な行為として織り込んでいくことであり、環境配慮自体があらゆる主体の自律的な行動の中に取り込まれ、内在化していくことが重要である。

第1節

目標・方針の明確化とガイドラインの提示 ～「環境の確保に関する配慮の指針」～

都市づくりのあらゆる場面での環境配慮を進めるためには、社会や経済を動かす主体である、行政・都民・企業等がそれぞれ社会や経済を持続可能なものとしていくための責任を認識した上で、この責任を果たすため、各主体が社会や経済を動かす共同のルールづくりを行い、そのルールを遵守するとともに、自己を規律するより高い水準の目標を設定し、その目標の達成を目指していく必要がある。

環境基本計画では、このための基本的な事項を「環境の確保に関する配慮の指針（以下「配慮の指針」という。）」として示し、CO₂削減、資源循環、大気環境、自然環境への配慮など、分野ごとの基本的な考え方について総合的に示し、各主体の行動に応じた環境配慮の推進を図っていく。

環境の確保に関する配慮の指針

1 環境配慮原則

あらゆる都市づくりの計画や事業が前提とすべき原則として、回避、低減、修復、代償、創造が重要である。

○環境配慮の原則

- 「回避」：行為の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避すること
- 「低減」：行為の実施の程度又は規模を縮小することや適切な対策を講じることにより、行為の実施による影響が最小となるよう低減すること
- 「修復」：影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復すること
- 「代償」：損なわれる資源又は環境の有する価値について、代替の資源・環境を置換又は提供することにより影響を代償すること
- 「創造」：行為の実施により新たにより豊かな環境を創造するなど、プラス効果を創出すること

○環境配慮の進め方

- ・法令や条例、環境負荷低減のために策定された要綱や指針等を遵守する。
- ・周辺地域の環境資源や土地利用状況等の把握を行う。
- ・周辺の土地利用との整合を図り、環境への影響を極力小さくするよう、事業の規模、形状、構造等について配慮する。
- ・既定の事業計画等であっても、環境保全の視点から必要に応じ見直しを行う。
- ・都民等に対して、適切な情報の提供を行う。
- ・請負事業者等に対し、環境配慮の徹底を要請するとともに、適切な情報の提供を行う。

また、以下のような環境における原則をあらゆる主体の活動に徹底することも、環境配慮を社会経済のルールに内在化することの重要な側面である。

①**予防原則** 気候変動対策がその最も顕著な例であるが、環境や健康に影響を与える潜在的な危険性を回避するために、予防措置を行うことは最も重要な原則である。悪影響が発生してからではなく、発生前に防止すべきであるという未然防止も含め、不可逆的な悪影響を防止するために、因果関係が完璧に証明されるのを待つのではなく、早

い段階での対応が必要である。

- ②**発生源対策** 対策においては、その発生源、すなわち原因に最も近いところで対策をしていくことが影響の拡大を防ぎ、抜本的な解決を図るために必須であり、優先される。
- ③**原因者負担の原則** 汚染の除去及び汚染防止にかかわる費用については、汚染物質の排出者が負担すべきであるという原則であるが、CO₂排出や熱排出を伴うエネルギーの消費においても前提とすべき原則である。
- ④**回復あるいは再生原則** 過去の活動により損なわれた環境側面について、回復あるいは

は再生のための活動を行うことは上記の原則とともに優先されるべきである。特に東京においては、失われ、損なわれた自然環境を回復・再生させることは大きな社会的価値がある。

2 基本的な環境配慮項目

環境配慮原則を前提に、第2部で分野別に述べてきた各事項への対応を進めていく。

① 人類・生物の生存基盤の確保

- エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制
- 環境負荷の少ない交通
- 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進

② 健康で安全な生活環境の確保

- 大気汚染の防止・低減、化学物質、土壌汚染、水質汚濁などによる環境リスクの低減
- 廃棄物の適正処理
- 騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害

③ より快適で質の高い都市環境の創出

- 市街地における豊かな緑と水辺環境の創出
- 水循環の再生
- ヒートアイランド現象の緩和
- 自然環境、生物多様性、生態系
- 景観、歴史的・文化的遺産

3 都市づくり、都市活動におけるあらゆる場面での環境配慮・環境対応の内在化

環境への配慮を社会のルールとしていくための指針として、ここでは都市づくりとそれ以外の事業活動及び都民の日常生活と、大きく二つのカテゴリーに分ける。それぞれの場面、主体に合わせて、都市づくり、事業活動等に環境対応が組み込まれることを目指していく。

なお、別途示す「配慮の指針〔別表〕」において、配慮すべき具体的事項の主たるものを列挙する。

(1) 持続可能な都市づくり

環境負荷の低い、持続可能な都市・東京を実現していくため、まず、環境配慮が内在化された都市とはどういうものかという都市像を共有化していくことが重要である。その上で、都市開発や都市基盤整備など、あらゆる都市づくりの場面で、関与する主体が協力して、環境負荷の低減を進めていく必要がある。

構造物は長寿命化を進め、新築の建築物を最先端の低環境負荷にしていくこと、より環境負荷の少ない交通システムを目指すことはもとより、気候変動対策やヒートアイランド対策などの環境対策と都市政策を融合し、環境負荷の少ない都市構造に向けて、あらゆる都市政策を活用し、計画・事業化する段階から、都市づくりのルールとして多様な環境配慮を組み込んでいくことが重要である。

都市づくり自体が様々な都市活動の基盤であり、都市構造が持続可能なものとなっていなければ、その器の中で行われる都市活動はそもそも制約を負ったものにならざるを得ない。その意味で、持続可能な都市づくりは、環境対応の社会経済への内在化そのものといえる。

○ 持続可能な都市像の共有化

持続可能な都市、すなわち、自然環境との調和を保ちつつ、省資源、省エネルギー型の社会システムの中で、安定的な経済活動が営まれ、また社会的な公平性が確保され、人々が健康で安全に、かつ快適に生活することのできる都市とは、東京において具体的にどのようなものか。広大な東京においてその都市像を単一に描き出すのは不可能である。

しかし、様々な都市づくりの場面において、環境負荷を低くすること、汚染が改善されていることは共通の要素であり、加えて、東京全体として環境容量を損なわないことも重要である。

さらに、地域の特性・文化を継承し、その特質を活かした都市づくりを進めることも欠かせない要素である。歴史文化や、自然環境・生態系など、地域ごとの特性に根ざした都市像が、その他の環境側面と融合して共有され、その実

現を目指すことも、持続可能な都市づくりの重要な側面である。地域ごとの特色を豊かに持ちつつ、環境配慮を内在化する都市こそ、魅力的で持続可能な都市の姿と考える。

○土地利用、市街地整備（都市開発）などにおける環境配慮

都市開発等においては、まず土地利用自体が自然環境など非都市的土地利用※との共存を損なわないものでなければならない。東京に残された緑地や農地などを保全・再生すること、また、市街地内での自然環境が回復・再生されることは、豊かな都市環境を形成するために必要である。また、公共交通網の利用促進策を講じることで、自動車交通量の発生をできるだけ低いレベルに抑えていくこと、公共交通を考慮して土地利用・開発を計画していくことも重要である。

建築物については、長寿命建築であること、断熱や設備などの性能が、エネルギー消費・CO₂排出を低いレベルに抑えるものであることなどが求められる、また、再生可能エネルギーの利用や、自然エネルギーのパッシブ利用、

◇グリーンビルディング◇

様々な環境側面に配慮した建築物のことを、環境にやさしい建物という意味でグリーンビルディングと称する。近年、アメリカのLEED、イギリスにおけるBREEAM、日本におけるCASBEEなど、世界各国で、建築物の環境側面の性能（いわゆるグリーンスペック）を評価する指標やシステムが開発され、各地に広まっている。東京都の建築物環境計画書制度もそうした潮流の一環であり、市場を活用して、環境配慮の進んだグリーンビルディングの普及を図る取組である。環境に良い建築物がより高く評価される市場、建築におけるグリーン市場の形成を目指している。

グリーンビルディングを、環境配慮のための装置（設備）を重装備する、高性能な建物とだけ定義するのは、持続可能な都市づくりの観点からはあまり好ましくない。自然環境に溶け込み、街の微気候に考慮し、自然エネルギーをパッシブ利用するといった必ずしも高度な技術に頼らない建物も含んだ広い概念としてとらえ、地域の特性にあった様々な環境配慮の建築形態が考えられることが持続可能な都市にとって重要である。

水をはじめ資源の循環への寄与もこれからの建築には、重要な要素といえる。

このような環境に配慮した建物（グリーンビルディング）が、交通や自然地開発について十分配慮された土地利用のもとに増えていくことが、持続可能な都市の形成につながる。

○都市基盤整備（道路、鉄道、河川、上下水道、排熱利用の熱源ネットワーク、再生可能エネルギー供給施設など）

道路、鉄道、上下水道などの都市基盤施設は、低環境負荷の都市づくりを支える役割を果たす。

現在、東京の道路ネットワークにおいては、日常的に渋滞が発生する路線も多く、エネルギー効率の低下を招いているとともに、大気汚染や騒音振動など、都市住民の生活の質に関わる環境側面における課題も大きい。道路ネットワークの整備や立体交差化等の事業を推進することにより、渋滞の緩和を図り、自動車平均旅行速度の向上を図っているが、同時に、TDM（交通需要マネジメント）対策を総合的に推進することにより、その効果が十分に発揮されるようにすることが重要である。

一方、東京は世界でもトップクラスの公共交通ネットワークを有する都市であるが、更に公共交通の利用促進に向けた施策を講じることにより、誰もが快適に利用でき、環境負荷の少ない移動環境が実現するとともに、自動車からのモーダルシフト※も促される。

従来、都市基盤整備は、社会経済的なメリットを生み出すとともに、環境の汚染やエネルギー消費量の増大の一因ともなってきた。また、整備・工事期間の環境影響、その後の影響などを十分に検討し、環境への著しい影響を低減する対策が求められており、これを促す仕組みとして導入された環境アセスメント（環境影響評価）制度を活用していく。

さらに、近年では自然環境の回復や再生など、環境への好影響を積極的に付加していくことも

※ 非都市的土地利用：土地利用の中で、農地や、森林・原野など、市街地では通常稀な土地利用のこと。

※ モーダルシフト：輸送手段を変更する意味であるが、環境政策の分野では、より環境負荷の小さい交通手段に切り替える対策の総称（主としてCO₂、その他の排出ガスの抑制のために自動車による輸送から鉄道や船舶輸送に転換することを指す。）

重要となっている。河川改修や護岸工事で生物多様性に寄与するような自然型のものを採用する、道路における緑化や熱環境への配慮、水処理センターにおける未利用エネルギーの回収など、回復や再生といった環境側面へのプラスの影響、付加価値は、一層追求されるべきである。

加えて、再生可能エネルギー供給施設や未利用エネルギー・排熱利用などを含めた地域エネルギー施設のように、環境対策を目的とした新たな都市基盤整備も積極的に進めていくことが重要である。

(2) 事業活動、都民の日常生活における環境配慮

一般の事業者及び都民、NPO、行政などあらゆる主体の活動が、都市環境に大きな影響を与えており、それぞれの行動に基本ルールとして環境配慮を組み込んでいくかどうか、将来の都市環境の質を大きく左右するという重要性を認識した上で、積極的な取組を行うことが求められている。

○事業活動における環境配慮

事業活動による環境負荷は大きく、現在までも様々な規制などにより汚染物質の排出抑制や廃棄物の適正な処理などが進められている。今後は、これらの規制基準の遵守はもとより、その環境に与える影響を認識し、より環境配慮の取組を伸展かつ充実させることが必要となっている。

近年、企業の環境に対する取組は、CSR活動としての環境に対する取組やISOの取得・自主行動計画の策定など、環境負荷低減への関心が高まる中で広がりを見せているが、これをさらに広げていくとともに、より高い環境行動への取組を進めていくことが重要である。

○地域活動、日常生活（住居等建物利用、移動、消費、生活スタイルなど）における環境配慮

我々は、日常の生活において資源やエネルギーを大量に消費しており、環境に対して大きな負荷を与えている。一人ひとりの消費者としての行動が、事業活動の方向を誘導し、事業活動

からの環境負荷にも影響を与えていく。

すべての人間が環境破壊の被害者であると同時に加害者であることから目を背けてはならない。環境という器を失ったとき、我々の生活基盤も失われること、自らの行動が直接・間接的に環境に負荷を与えているという現実を見据え、その一步を踏み出し、行動しなければならない。

資源を大量に消費する物にあふれた生活、どこでも自動車を使用する生活が本当に快適で利便性が高いのか、真の快適性・利便性とは何か、ライフスタイルのあり方を含め、新しい価値観を創っていく必要がある。真に快適で人に優しい都市は、環境にも優しい都市となり、魅力ある都市、持続可能な都市として大きく発展していくこととなる。

4 都政のあらゆる施策における環境配慮の内在化（環境施策とその他の都施策との融合）

環境配慮を社会の基本的ルールとしていくために、まずは、都政のあらゆる施策において、環境配慮を内在化し、環境施策とその他の施策を融合していくことが重要である。

環境基本条例は、都の施策策定・実施に当たっては環境基本計画と整合を図るとしており、基本計画における目標の明確化や環境施策の展開は当然のことながら、都政のあらゆる施策においても、本計画に示された考え方に基づき、環境に十分配慮して取り組んでいかなければならない。

特に、都市開発、景観・防災など、都市づくりに関わる施策・事業においては、その計画の中に環境目標や環境配慮の方針を明確化するなどの対応が必要である。既に、地区整備のガイドライン等でこうした取組が進んでいる例があるが、さらに全般的な展開を図っていく。

配慮の指針（別表）

I 都市づくりにおける配慮の指針

「都市づくりにおける配慮の指針」は、民間及び公共の事業者が都市づくりに当たって、計画策定や事業実施の際に配慮すべき事項を指針として示すもので、都市づくり全般を対象とする「共通配慮事項」、東京の各ゾーンごとに示す「地域別配慮の指針」、事業の種類別に示す「事業別配慮の指針」で構成される。

この指針は、都市づくりに関わる様々な主体が、環境に配慮した持続可能な都市づくりを推進していく上で配慮すべき主な事項を列挙しており、いわば都市づくりの環境配慮を点検するチェックリストとしての機能を果たす。

また、環境アセスメント制度等においても活用していく。

1 都市づくりにおける配慮の指針－共通配慮事項

以下の「都市づくりにおける配慮の指針－共通配慮事項」では、都市づくり全般を対象とした共通の配慮事項、その指針を示している。

配慮項目は、東京都環境基本計画の章立て・内容に合わせて設定しており、後掲する「地域別配慮の指針」、「事業別配慮の指針」とあわせて活用するよう、構成されている。

配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
人類・生物の生存基盤の確保 エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー使用を削減し、低エネルギー化を図る ◆省エネルギーを進める ◆自然エネルギーのパッシブ利用を進める ◆再生可能エネルギーの施設・設備を導入する ◆再生可能エネルギーを利用する ◆未利用エネルギーを活用する ◆温室効果ガス（CO₂及びその他のガス）の削減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市づくりに当たっては、エネルギー使用、CO₂排出量が少なくなるような都市構造を目指す。スプロールを抑制するとともに、公共交通の便を考慮した土地利用を促進する。 ・都市開発に当たっては、形態、規模を検討し、建物用途別の熱需要の特質に合わせた効率的なエネルギー利用の計画を検討して最適利用を進め、低エネルギー化を図る。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用（カスケード利用）を図る。 ・建築物の建設に当たっては、配置、形状、構造を工夫し、高い断熱性能を確保して、熱負荷の低減を図る。 ・設備の設計に当たっては、高効率機器の導入、部分負荷への適切な対応を進めるとともに、適切な計量・計測機器を設置する。 ・省エネルギー性能に関する設計目標を明確化し、竣工後の性能検証に関する計画を作成する。 ・効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画の作成を行う。 ・エネルギー使用を削減した上で、更に必要なエネルギーについては、域外で作られるものも含めて、再生可能エネルギーによるものを優先して利用する。 ・地域の特性を考え、自然の光や風、熱をそのまま活用する自然エネルギーのパッシブ利用に努める。 ・太陽エネルギー（光、熱）や地中熱、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用に努める。 ・未利用のエネルギー源（清掃工場、下水処理施設、変電所、地下鉄等）についての調査を行い、未利用エネルギーの活用に努める。 ・熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 ・上記のような再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用等を推進するためにも、熱や電気の地域供給システムなどを検討し、地域における面的なエネルギーの最適化を図る。 ・再開発等に当たっては、建築物の解体時に断熱材フロンの分別回収に努め、温室効果ガスの削減を図る。

	配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
人類・生物の生存基盤の確保	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通機関の利用促進 ◆自動車利用の抑制 ◆物流の効率化 ◆環境負荷の少ない自動車使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の便を考慮した土地利用を促進する。 ・都市開発等に当たっては、自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・荷捌き場や、建物内・外の物流動線の確保など、物流の効率化が図れるような施設計画とする。 ・自動車の効率的な利用が可能となるよう、共同利用のための施設設置などの対策に努める。 ・地域の特性に応じて駐車場の設置を計画する。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆資源の循環利用 ◆廃棄物の発生抑制、適正処理 ◆資源・副産物のリサイクルや再生資材の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の計画に当たっては、長寿命化を考え、耐久性の高い資材や工法を用いる。 ・機能劣化を避けるため、改修への柔軟な対応を可能にする工夫や、スペースにゆとりを持たせるなど、可変性の高い仕様の採用に努める。 ・資材等は循環利用可能な資材を使用する。 ・再生資材を積極的に活用する。 ・建設時の副産物については、徹底的に分別し、可能な限り再利用を進める。 ・仮設の施設等は再利用ができるような資材の選択、構造、利用の仕組みを考えて計画する。

配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止・低減 <ul style="list-style-type: none"> ◆自動車による大気汚染対策 <ul style="list-style-type: none"> ・PM・NOx、VOC対策 ・高濃度汚染地域の解消 ◆工場・事業場などによる大気汚染対策 <ul style="list-style-type: none"> ・PM・NOx、VOC対策など ◆アスベストの飛散防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の発生集中交通量が增大するような土地利用、都市開発に当たっては、自動車利用の抑制を図るとともに、大気汚染の影響に配慮し、立地・施設計画を立てる。 ・開発、建築側で可能な交通需要マネジメントに取り組む（駐車場マネジメント、自転車利用の環境整備、物流効率化のための施設整備など）。 ・建設等工事期間においては、資材運搬車両、建設機械などの排出ガスによる汚染を抑制する。また工期の短縮、建設作業者の通勤等における自動車利用の抑制などを進める。 ・工場・事業場等の建設や改修に当たっては、大気汚染物質による周辺への影響を防止する対策を講じる。 ・屋外塗装を行う場合は、大気汚染物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制するため、「低VOC塗料」などを用いた低VOC塗装を行う。 ・ボイラーなどの大気汚染物質を発生させる施設・機器を設置する際には、排出のより少ない（加えてCO₂の排出も少ない）、環境性能の高い機器の導入を図る。 ・建設等工事に伴う粉じんの発生を抑制するとともに、建物の解体・改修に当たっては成形板を含むアスベスト建材について、アスベストの調査と最適な飛散防止対策を行う。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁などによる環境リスクの低減 <ul style="list-style-type: none"> ◆化学物質の適正管理とリスクコミュニケーション ◆適切な土壌汚染対策 ◆環境中への放出・漏出の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場等の建設や改修に当たっては、VOCをはじめとした化学物質の排出削減や環境リスクの低減を図る設備を導入するとともに、化学物質の使用状況や環境影響について、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図る。 ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、適切な土壌汚染対策を行う。 ・有害物質による土壌汚染の発生を未然に防止する対策を講じる。 ・建設発生土を埋め立て工事等に用いる場合は、供用後の土地利用計画を勘案した上で、法令基準を満足するよう十分に留意する。 ・下水道の未普及地域においては、下水処理計画・能力に応じた開発計画を前提とする。必要な地域では合併浄化槽の整備を行う。 ・建設等工事期間においては、排水に汚染物質が混濁しないよう管理する。
	廃棄物の適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物の適正処理 ◆不法投棄対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物を適正処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、電波障害、光害 <ul style="list-style-type: none"> ◆騒音・振動対策 <ul style="list-style-type: none"> 自動車、建設機械、工事車両 ◆悪臭対策 <ul style="list-style-type: none"> ビルピット等 ◆周辺地域への日照障害、電波障害、光害等の配慮 ◆風害と同時に風の道への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の発生集中交通量が增大する土地利用、都市開発等については、自動車利用の抑制を図るとともに、騒音・振動等の影響に配慮し、立地・施設計画を立てる。 ・建設工事等に伴い発生する騒音・振動を抑制する工法を採用するとともに、工事用車両台数の抑制などを進める。 ・ビルピットを設置する場合は、悪臭の発生を防止するための適正な構造とする。 ・土地利用や都市開発に当たっては、周辺環境を十分に調査検討し、周辺地域の様々な環境影響に配慮して、施設の立地を考える。また、影響をより少なくするよう計画する。 ・風については、風害だけでなく、風通しなど地域の微気候に配慮する。

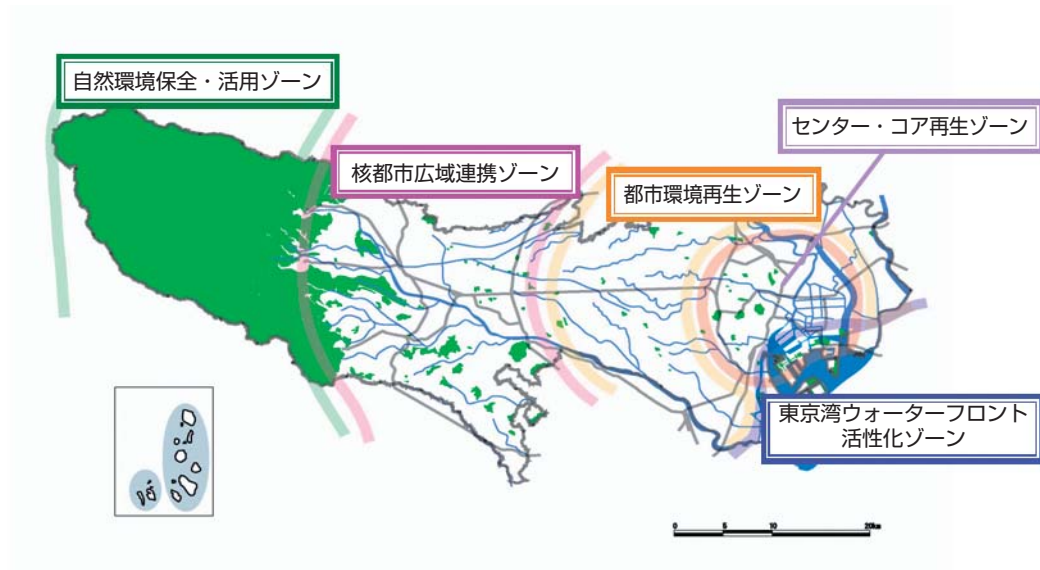
配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
市街地における豊かな緑と水辺環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存緑地の保全 ◆新たな緑の創出 ◆緑と水のネットワークの創出 ◆水辺環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地、自然地のあるところでは、できる限り保全する。開発に当たっては、既存の緑地、樹木ができるだけ残せるように計画し、そのままの保全が無理な場合でも、移植を検討するなど、既存の自然地の確保を図る。伐採が必要となる場合には、代償措置として可能な限り緑の再生、回復を図る。 ・開発等に合わせて、できるだけ周辺の緑と水のネットワークを創出していく。そのために、植栽・水の配置、樹種等を検討して緑を保全・創出する。 ・緑地等の確保に当たっては、できる限り地域の様々な主体が利用、鑑賞できるよう努める。 ・川や運河を活かしたまちづくりを推進する。河川などの周辺では、水系を軸とした水と緑のネットワークにつながるよう、緑化や水辺の整備を進めるとともに、水辺へのアクセスの確保に努める。
	水循環の再生	<ul style="list-style-type: none"> ◆雨水浸透による地下水の涵養 ◆水の循環利用 ◆水資源の有効活用
より快適で質の高い都市環境の創出	ヒートアイランド現象の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ◆地域の微気候への配慮 ◆排熱の抑制 ◆緑化 ◆被覆対策 ◆風の道への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市開発等に当たっては、地域の微気候を十分検討し、風通しや日射の確保・遮蔽を考えた施設立地、計画を立てる。 ・開発における排熱のレベルを極力抑制する。排熱量の多い地域（熱環境マップ（P84）参照）においては、特段の配慮を行う。 ・緑化を積極的に進める。人工地盤上や壁面の緑化、駐車場などの空間の緑化も積極的に進める。 ・舗装の種類に配慮し、保水性のある舗装や蓄熱の少ない舗装の使用に努める。 ・また、歩行者空間の快適性を考え、緑陰や庇（ひさし）を作る、舗装の種類を考える、適度な風通しを確保するなどの対策を取る。
	自然環境、生物多様性、生態系	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存の自然地の保全 ◆連続性の確保
景観、歴史的・文化的遺産	<ul style="list-style-type: none"> ◆景観への配慮 ◆歴史的・文化的遺産への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮して都市開発等を行う。開発に当たっては、広域的な景観、周辺の市街地、及び自然環境の景観に配慮する。特に建物の配置や形態、スカイライン、色彩などを考えるとともに、周辺の緑との連続性を確保するなどの措置を取る。 ・特に、東京都景観計画に定められた景観基本軸、景観形成特別地区、一般地域においては、大規模建築物を建設する際に、景観計画に基づき、景観に配慮した計画とする。 ・歴史的・文化的遺産が存在するところでは、開発に当たって、それらの適切な保全等を図る。

2 地域別配慮の指針

「東京の新しい都市づくりビジョン」(2001年10月)における東京全体のゾーン区分により、それぞれの地域の特性を踏まえて、「都市づくりにおける配慮の指針—共通配慮事項」に加え、当該地域において特に配慮すべき点を、「地域別配慮の指針」として示す。

ゾーン区分

- センター・コア再生ゾーン
- 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン
- 都市環境再生ゾーン
- 核都市広域連携ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン



共通配慮事項に加えて、以下の点に特に配慮する。

センター・コア再生ゾーン

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域の特徴と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務の集積が進んだ地域であると同時に、古くからの住宅地など特色のある地域で構成されている。江戸時代から開発が進み、急速に成長したことから、古い都市構造の上に、街が形成されてきている。 ・都心居住促進による中高層住宅の供給の伸びから、このエリアの居住人口は増加傾向にある。一方、就業人口は、漸減している。 ・複合的な土地利用により、柔軟に変化し発展してきたが、一方で用途混在は、住環境の質に影響を与える面もあり、デメリットを抑えてミックスユースの魅力をより活かしていく必要がある。 ・都心等での再開発、大規模跡地での新たな拠点開発が進んでいる。都心などの老朽オフィス等の適切な更新、都市の機能更新を進めることが課題となっている。地域環境の特性を活かした開発や改修等が必要となっている。 ・エリア北部や東部に分布する木造住宅密集地域では、オープンスペースの創出をはじめとして、住環境の課題解決が待たれている。 ・世界に誇れる公共交通網が充実しているが、自動車交通量は多く渋滞もある。自動車排出ガスによる大気汚染は、対策の進行により緩和されているが、局地的な大気汚染や、騒音などの公害対策は依然として課題として残っている。 ・都心部を中心に皇居や公園などの大規模な緑があるものの、開発の進行で、全体としては市街地の緑は減少しており、新たな公園緑地整備や、建物敷地、建物上の緑化など、一層の緑の創出が必要である。また、緑の質が課題となっており、既存の緑地や樹木の保全を強化すること、緑や水をネットワーク化し、より効果的な緑環境を作っていくことが必要である。開発や建築に際して質の高い緑を創出していくことが重要となっている。 ・隅田川、神田川等、多くの河川や運河、また、暗きょ化した中小河川や運河などもあり、水質改善や河岸の緑化、水辺へのアクセス、積極的に水景を活かした施設など、水に親しめる水辺空間の創出が課題となっている。 ・市街化の進行で、地表面が建築物やアスファルト等の舗装で覆われるとともに、エネルギー使用の増大で人工排熱が増加し、熱環境を改善する風の動きも阻害されることが多く、熱帯夜が増加するなどのヒートアイランド現象が進行している。地域の微気候や熱環境に配慮した都市や建築のあり方が課題となっている。 ・歴史的・文化的な環境資源の活用や地域性あふれる良好な景観の形成が課題となっている。 ・センター・コアエリアは、多くの特色ある地域で構成されていることから、エリアを一様に考えずに、その歴史的・文化的特質や自然環境、土地利用を把握し、地域の特性を十分に活かした環境整備を進めることが必要である。 							
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な配慮事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人類・生物の生存基盤の確保</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="510 1429 718 1691"> <p>エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制</p> </td> <td data-bbox="718 1429 1420 1691"> <ul style="list-style-type: none"> ・開発や建築など、都市更新の時期に合わせて、よりエネルギー効率の良い都市構造や建物へと更新していくことで、センター・コア全体のエネルギー使用、CO₂の排出量を削減していく。 ・開発等に当たっては、都市開発によるCO₂排出量や自動車交通量の低減を図る。拠点開発等を効率的に進めることで、エネルギー効率の良い都市構造としていく。 ・建物の利用に当たっては、エネルギーに十分配慮してその削減を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1691 718 1769"> <p>環境負荷の少ない交通</p> </td> <td data-bbox="718 1691 1420 1769"> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も大規模な都市開発が進行することから、高度に発達した公共交通網を十分活かして、自動車交通量に過度に依存しないよう計画する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1769 718 1881"> <p>廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進</p> </td> <td data-bbox="718 1769 1420 1881"> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項を中心に配慮を進める。 </td> </tr> </table>	<p>エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発や建築など、都市更新の時期に合わせて、よりエネルギー効率の良い都市構造や建物へと更新していくことで、センター・コア全体のエネルギー使用、CO₂の排出量を削減していく。 ・開発等に当たっては、都市開発によるCO₂排出量や自動車交通量の低減を図る。拠点開発等を効率的に進めることで、エネルギー効率の良い都市構造としていく。 ・建物の利用に当たっては、エネルギーに十分配慮してその削減を図る。 	<p>環境負荷の少ない交通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も大規模な都市開発が進行することから、高度に発達した公共交通網を十分活かして、自動車交通量に過度に依存しないよう計画する。 	<p>廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進</p>
<p>エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発や建築など、都市更新の時期に合わせて、よりエネルギー効率の良い都市構造や建物へと更新していくことで、センター・コア全体のエネルギー使用、CO₂の排出量を削減していく。 ・開発等に当たっては、都市開発によるCO₂排出量や自動車交通量の低減を図る。拠点開発等を効率的に進めることで、エネルギー効率の良い都市構造としていく。 ・建物の利用に当たっては、エネルギーに十分配慮してその削減を図る。 							
<p>環境負荷の少ない交通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も大規模な都市開発が進行することから、高度に発達した公共交通網を十分活かして、自動車交通量に過度に依存しないよう計画する。 							
<p>廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項を中心に配慮を進める。 							

センター・コア再生ゾーン		
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	・都市開発に当たっては、発生する自動車発生交通量の増大に留意する。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	・共通事項を中心に配慮を進める。
	廃棄物の適正処理	・共通事項を中心に配慮を進める。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	・共通事項を中心に配慮を進める。
主な配慮事項 より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・寺社や宅地内の緑など、地域内に残された緑をできる限り保全する。 ・開発や建築を行うときに、できるだけ多く、敷地内緑化、屋上、壁面緑化などを行い、失われつつある市街地の緑の増加を図る。 ・特に緑の少ないエリア北部や東部の木造住宅密集地域では、積極的に緑化を推進する。 ・運河や小河川の再整備、河川緑化を進めるとともに、街づくりの重要な要素として水辺空間の活用を図るため、親水性のある水辺空間やレクリエーションの場などの創出に努める。
	水循環の保全・再生	・西新宿や汐留などの広域循環供給地域の大規模開発等では、下水再生水の利用を進める。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・現にヒートアイランド現象が顕在化、深刻化している地域であることから、共通配慮事項にあるような対策を、積極的に推進する。 ・ヒートアイランド対策推進エリアでは集中的な対策を進める。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的、文化的な建造物や町並み、水辺や緑の豊かな住宅地などを活かした都市づくりを進め、地域特有の景観の保全に努める。 ・都心や副都心の業務集積、問屋街、大学などの文教地区、古くからの住宅地、また神田川軸、隅田川軸などの景観基本軸などの地域特性に応じた景観の維持・形成を図る。

共通配慮事項に加えて、以下の点に特に配慮する。

東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン	
地域の特徴と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・広域交通インフラを備え、東京の交通・物流の拠点となっている。また、物流・供給処理施設、工場等の産業集積がある。 ・都心に近接している利便性とオープンな空間の快適性、大規模敷地の存在等による整備のしやすさなどから、展示、ショールーム、アミューズメント等の機能も集積、新しい都市空間としての利用が進んでいる。 ・特に、臨海副都心、豊洲晴海地区、港・品川臨海地区を中心に都心に近接する業務・商業と住宅の整備が進んでいる。 ・海や河川等の自然環境を活かし、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーが導入されるなど、「環境」をコンセプトとした街づくりが進んでいる。 ・広域交通網や物流施設等の集積により、大気環境の改善の必要性は高い。近年、都心に近いことから住宅の立地が増加しているため、大気環境の改善が課題となっている。 ・河川や海域の水質改善は足踏み状態で、東京湾は富栄養化による赤潮や貧酸素水塊などの問題を抱えている。また、水辺へのアクセスや連続した緑化空間の確保など、水辺環境整備の課題が残されている。

人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	・臨海エリアは、空間のゆとりや、未利用エネルギーの存在など、再生可能エネルギーを導入利用しやすいという地域特性がある。こうした立地の特性を活かし、太陽光・熱や風力などの再生可能エネルギー、下水や河川の温度差を利用したヒートポンプ、廃棄物発電や下水の熱利用など、未利用エネルギーの積極的活用を図る。
	環境負荷の少ない交通	・共通事項を中心に配慮を進める。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	・共通事項を中心に配慮を進める。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	・幹線道路や物流施設などによる大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置などに努める。また、住宅等の配置に配慮する。 ・停泊中の船舶からの大気汚染の低減の取組を図る。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	・共通事項を中心に配慮を進める。
	廃棄物の適正処理	・共通事項を中心に配慮を進める。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	・このエリアでは、エネルギー対策として太陽光利用が進んでいるため、特にそれらの施設への日照障害に配慮する。
	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	・近自然型ブロックや石組みを採用した親水型護岸や、浅場、浜辺を整備するとともに水辺を連続的に緑化するなど、人が自然に親しめる場所の整備を図る。 ・水辺の構築物は、水辺空間を活かすように、水辺を遮へいしないようにする。また、水辺へのアクセス確保を極力図る。 ・開発や建設に当たっては、既存の物流などの土地利用との緩衝帯として緑地等の整備に努める。 ・海上公園等、臨海エリアの特色を活かした公園・緑地の整備に努める。
より快適で質の高い環境の創出	水循環の保全・再生	・共通事項を中心に配慮を進める。
	ヒートアイランド現象の緩和	・水辺に特有な風環境を活かしてヒートアイランド対策を進める。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	・海や河川といった自然特性やレインボーブリッジなどランドマークとなる構築物を活かした景観形成を図る。 ・水辺の構築物は、水辺を意識したデザインとし、水辺側の緑化を図る。 ・お台場や歴史的な港湾施設、歴史的建築物など、歴史的・文化的環境資源を活かした都市づくりを進め、地域に特有な景観形成を図る。

共通配慮事項に加えて、以下の点に特に配慮する。

都市環境再生ゾーン										
地域の特徴と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川、隅田川沿いに木造密集地域が広がり、中小工場が集積し、住工混在の地域も多い。防災性の向上とともに、少ない市街地の緑を増やすことなど、快適な住環境整備が課題となっている。 ・ 南西部では、主として住宅地が形成されており、特に、環状八号線周辺には、田園調布、成城学園など、伝統ある良好な住宅地が存在する。 ・ 環状六号線と七号線の間には、木造住宅密集地域が広がり、防災性の向上、緑化の推進などが課題となっている。 ・ 環状七号線や八号線をはじめ、幹線道路沿道地域では、大気汚染や騒音・振動など、自動車交通公害の防止・緩和が課題となっている。 ・ 東北部地域、環状八号線周辺の北部と南部など区部周辺部には、農地が残存しており、こうした市街地に残された農地を保全して緑豊かな住環境を維持・形成していくことが求められている。 ・ 荒川、隅田川、江戸川等の主要河川を抱えている。水質は改善傾向にあり、テラスや緩傾斜堤防等による水辺の整備も進んできているが、一層の水質改善や緑豊かな水辺環境整備が課題となっている。 ・ 神田川をはじめ、中小河川があり、河川の水質浄化や水量の確保、親しめる水辺の保全・創出が課題となっている。河川整備と一体となった街づくりや、防災性の向上、歴史的な下町の町並みやにぎわい、文化的資源を活かした街づくりを進めることが課題となっている。 ・ 農地や緑地等が残る緑が豊かな地域であっても、開発等に伴う緑の減少が進み、その保全が必要となっている。また木造密集地域などでは緑が少なく、景観や防災等の観点からも、身近な自然やオープンスペースの確保が求められている。 									
主な配慮事項	人類・生物の生存基盤の確保	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">環境負荷の少ない交通</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> </table>	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	・ 共通事項を中心に配慮を進める。	環境負荷の少ない交通	・ 共通事項を中心に配慮を進める。	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	・ 共通事項を中心に配慮を進める。		
	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	・ 共通事項を中心に配慮を進める。								
	環境負荷の少ない交通	・ 共通事項を中心に配慮を進める。								
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	・ 共通事項を中心に配慮を進める。								
	健康で安全な生活環境の確保	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">大気汚染の防止、低減</td> <td>・ 幹線道路などによる大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置などに努める。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">廃棄物の適正処理</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住宅環境を確保するため、日照確保、影響防止に努める。 ・ 荒川、隅田川周辺などに広がる住工混在地域においては、住宅部分への日照障害に配慮する。 </td> </tr> </table>	大気汚染の防止、低減	・ 幹線道路などによる大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置などに努める。	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	・ 共通事項を中心に配慮を進める。	廃棄物の適正処理	・ 共通事項を中心に配慮を進める。	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住宅環境を確保するため、日照確保、影響防止に努める。 ・ 荒川、隅田川周辺などに広がる住工混在地域においては、住宅部分への日照障害に配慮する。
	大気汚染の防止、低減	・ 幹線道路などによる大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置などに努める。								
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	・ 共通事項を中心に配慮を進める。								
	廃棄物の適正処理	・ 共通事項を中心に配慮を進める。								
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住宅環境を確保するため、日照確保、影響防止に努める。 ・ 荒川、隅田川周辺などに広がる住工混在地域においては、住宅部分への日照障害に配慮する。 								
	より快適で質の高い環境の創出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に残る緑地をできる限り保全する。 ・ 地域に残る農地について、生産緑地制度はじめ、さまざまな手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を活かした街づくりを進める。 ・ 崖線や河川沿いに残る湧水<small>ゆづ</small>を保全するとともに、その連続性を確保し、身近な自然との触れ合いの場として活用を図る。 ・ 中小河川における身近な水辺環境の復元や清流復活を進め、良好な水辺環境を形成する。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">水循環の保全・再生</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> </table>	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に残る緑地をできる限り保全する。 ・ 地域に残る農地について、生産緑地制度はじめ、さまざまな手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を活かした街づくりを進める。 ・ 崖線や河川沿いに残る湧水<small>ゆづ</small>を保全するとともに、その連続性を確保し、身近な自然との触れ合いの場として活用を図る。 ・ 中小河川における身近な水辺環境の復元や清流復活を進め、良好な水辺環境を形成する。 	水循環の保全・再生	・ 共通事項を中心に配慮を進める。				
市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に残る緑地をできる限り保全する。 ・ 地域に残る農地について、生産緑地制度はじめ、さまざまな手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を活かした街づくりを進める。 ・ 崖線や河川沿いに残る湧水<small>ゆづ</small>を保全するとともに、その連続性を確保し、身近な自然との触れ合いの場として活用を図る。 ・ 中小河川における身近な水辺環境の復元や清流復活を進め、良好な水辺環境を形成する。 									
水循環の保全・再生	・ 共通事項を中心に配慮を進める。									

主な配慮事項	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・東部の河川沿い、多摩川沿いの地域では、海からの風や、河川沿いの風の通り道確保するように、風害にも配慮しつつ、構築物や緑の配置・規模を検討する。 ・今後ヒートアイランド現象が深刻化するおそれのある地域であることから、既存の緑の保全など、予防策を講じていく。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸東京の歴史と文化を伝える建造物や町並みと、河川や運河・水路を活かした街づくりを進め、地域特有の景観の保全に努める。 ・隅田川や神田川、国分寺崖線軸などを中心に自然景観、都市景観の形成を図る。 ・寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを活かした景観形成を図る。

共通配慮事項に加えて、以下の点に特に配慮する。

核都市広域連携ゾーン		
地域の特徴と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●東部 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、商業・業務、工場など多様な土地利用がされているが、下水道、公共交通機関などの都市基盤の整備が課題となっている地域もある。 ・多摩川、玉川上水、国分寺崖線など、貴重な水辺と自然が残されている。エリア内に点在する雑木林、屋敷林、野川の清流、崖線の緑や湧水などが武蔵野特有の風景を作り出している。 ・市街地内に農地が残されており、緑豊かな住宅地を形成している。 ・残された緑の保全と、水と緑のネットワークの形成を図ることが課題となっている。 ●北部 <ul style="list-style-type: none"> ・狭山丘陵の南側や五日市街道の周辺には、農地が多く残っている。 ・立川は核都市として再開発等が進み、業務、商業の集積が進んでいる。 ・市街地に接する丘陵地などでは、開発計画が進みつつあり、良好な自然環境を保全することが課題となっている。 ・残された農地を活かして、農住が調和した街づくりが求められている。 ●南部 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地は、早くから産業都市として発展した地域と、昭和40年代以降に宅地として開発された地域とから構成される。 ・大学や研究機関、先端産業の立地が進んでいる一方で、下水道や公共交通機関など都市基盤の整備が課題となっている。 ・三浦半島に連なる丘陵には鶴見川等の源流があり、豊かな緑が残っているところも多い。良好な自然環境の保全と活用を図ることが課題となっている。 	
主な配慮事項	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	・共通事項を中心に配慮を進める。
	環境負荷の少ない交通	・共通事項を中心に配慮を進める。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	・共通事項を中心に配慮を進める。

健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場からの大気汚染物質の排出を抑制し、周辺への影響を防止する。 採石場等と運搬車両などからの大気汚染の防止に努める。 	
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 新たな先端産業工場や研究施設の立地に当たっては、有害化学物質による汚染の未然防止措置を講じる。 採石場等からの水質汚濁等の防止に努める。 下水道の普及や高度処理を推進するとともに、下水道整備計画がない地域などにおいては、窒素・燐除去型の合併処理浄化槽などの設置を進め、生活排水の処理を徹底する。 	
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。 	
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場からの騒音・振動等の周辺への影響低減を図る。 	
主な配慮事項	より快適で質の高い環境の創出	自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川の整備に合わせて、つながりのある緑を創出していく。 崖線や河川沿いに残る湧水を保全し、その連続性を確保していく。身近な自然との触れ合いの場として活用を図る。 河川沿いの緑化や隣接する公園緑地等との一体的整備を進める。 河川改修に当たっては、多自然型工法の採用により、生物の生息環境や自然景観の保全と回復に努める。 市街地に残された雑木林や農地の保全に努める。 丘陵地の谷戸や雑木林などの緑を保全、回復し、豊かな自然環境を確保していく。 丘陵地では、新規の開発を可能な限り避ける。ただし例外的に開発を行う場合には、計画的に行い、まとまりとつながりのある形で緑を保全する。
		水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
		ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 既に市街化が進行している地域では、共通事項に挙げる対策を積極的に推進する。 河川沿いの地域では、河川沿いの風の通り道を確保するなど、風害にも配慮しつつ、風環境を活かした構築物や緑の配置・規模を検討する。 今後、ヒートアイランド現象が深刻化するおそれがある地域であることから、既存の緑の保全など、予防策を講じていく。
		景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水・神田川軸、国分寺崖線軸、丘陵地などを中心に、自然環境を活かした景観形成を図る。 寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを活かした景観形成を図る。

共通配慮事項に加えて、以下の点に特に配慮する。

自然環境保全・活用ゾーン	
地域の特徴と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩西部地域 <ul style="list-style-type: none"> 東京の西部に位置し、豊かな自然環境が残る地域で、都民の大切な水源地ともなっている。 標高1,000mを超える雲取山などの山々には、貴重な自然林が残るほか、多くの動植物が生息し、生育している。 起伏に富んだ地形、渓谷があり、豊かな自然環境を有している。 森林の再生や野生動植物の保護管理に努めつつ、恵まれた自然環境を活かしながら、豊かな自然と共生する地域の形成が課題となっている。

地域の特徴と課題	<p>●島しょ地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園を含む地域である。また、我が国の領海の約12%を占める海域を抱え、火山と特有の気候条件で形成された地形と植生を有する、大小の島々からなる豊かな自然に恵まれた地域である。 貴重な自然環境の保全と、観光などによる持続可能な活用との調和が課題となっている。 	
人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の整備に当たっては、エネルギー使用を最小とするように計画する。特に、自然環境の豊かな立地特性を活かし、自然エネルギーのパッシブ及びアクティブ利用、また、地域特性を踏まえたバイオマス利用など、再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、自立的なエネルギー環境を目指す。
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道や特定環境保全公共下水道等の整備、窒素・リン除去型の合併処理浄化槽などの設置により、水源地域の湖や河川の水質を保全する。 島しょ地域では、生活排水による海洋の水質汚濁を防止するため、下水道の整備又は合併処理浄化槽の設置を行う。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
主な配慮事項	自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ブナ、ツガ等の自然林の保全に努め、貴重な野生動物の生息環境や植物の生育環境の保全を図る。 荒廃した森林については、間伐等により再生を図る。 農地や林地の保全に努める。 河川改修に当たっては、多自然型工法の採用などにより、水質浄化能力の保持と生物の生息環境の保全を図る。 施設等の整備に当たっては、自然環境に与える影響を最小限にとどめる。 島しょ地域に特有な海洋性気候や火山などに由来する自然環境を、極力保全する。 自然保護と観光との調和を図るため、自然地の適正な管理・利用の誘導を行う。 農林水産業等による自然環境の活用に当たっては、自然環境に影響を及ぼさないよう、十分な配慮を行う。 豊かな自然環境を活かし、自然と触れ合い、親しむ場の確保に努める。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 水源のかん養と災害の防止のための育林や造林などを計画的に推進する。 島しょ地域では特に、固有の野生動植物の保護と、その生育・生息環境の保全に努める。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 地域の緑等が有するクールスポットとしての機能の維持に努める。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 山地や丘陵地、島しょなどを中心に、豊かな自然環境を活かした景観形成を図る。 寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを活かした景観形成を図る。

3 事業別配慮の指針

都市づくりにかかわる事業を整理し、交通系施設整備事業、商業・業務系施設整備事業などの様々な事業について、種類ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための配慮事項の主な内容を示す。

■ 分類

	分類	例
1	交通系施設整備	道路の新設又は改築 鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良 飛行場の設置又は変更
2	河川・運河等整備	ダム、湖沼水位調節施設若しくは放水路の新築又はせきの新築若しくは改築 護岸・堤防などの設置又は改築
3	商業・業務系施設整備	高層建築物の新築 市街地再開発事業 新都市基盤整備事業 自動車駐車場の設置又は変更 卸売市場の設置又は変更
4	集合住宅・住宅団地等整備	住宅団地の新設 高層建築物の新築
5	工場系施設整備	工場の設置又は変更
6	土地造成事業	宅地造成・建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成（他に掲げるもの以外） 土地区画整理事業 新住宅市街地開発事業 住宅街区整備事業 工業団地造成事業 流通業務団地造成事業
7	廃棄物処理施設・終末処理施設の整備	廃棄物処理施設の設置又は変更 終末処理施設の設置又は変更
8	エネルギー供給施設整備	発電所又は送電線路の設置又は変更 ガス製造所の設置又は変更 石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更
9	埋立・港湾整備	埋立て、ふ頭の新設など
10	レクリエーション施設等整備	第二種特定工作物（野球場、陸上競技場、遊園地、墓苑等）の設置又は変更
11	採石事業等	土石の採取又は鉱物の採掘

配慮の指針【事業別】

前掲の共通配慮事項について十分配慮を行うとともに、次のようなことに留意して配慮を進めていく。

1 交通系施設整備		
配慮項目	主な配慮事項	
人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 道路の街路灯やその他の施設においては、省エネルギー型の街路灯を導入するなど、エネルギー使用、温室効果ガス排出量の抑制に努める。 鉄道・軌道、モノレールの整備に当たっては、省エネルギー型車両の導入、駅舎・車内の照明・冷暖房への省エネルギー型機器の使用などにより、省エネルギーに努める。また、電力使用に当たっては、再生可能エネルギーの利用に努める。 飛行場の設置、整備等に当たっては、施設内でのエネルギー消費が最小になるよう計画するとともに、施設利用者が公共交通を利用しやすいように計画する。
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> 道路ネットワークの整備に当たっては、交通流が円滑になるよう、また同時に交通が集中しないように計画する。 各施設の整備に当たっては、公共交通の利用促進、自動車交通量の抑制につながるよう計画する。また、道路整備、改修に当たっては、幅員に応じて、極力自転車道の整備を図る。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 施設や舗装、車両等の長寿命化、長期使用を図る。 再生砕石をはじめとする再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材を積極的に使用する。 資材のリサイクル率の向上等により、省資源化を図り、廃棄物の削減を図る。 施設等における廃棄物の発生をできる限り抑える。施設等で使用する資源の循環利用を図りやすいように計画する。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 道路のルートや構造を選定する際には、走行に伴う周辺地域への大気汚染に十分配慮する。 道路の地下化を選択する際には、排出されるNOx、SPM等の低減対策の導入に努める。 道路の整備に当たっては、可能な限り、植樹帯・環境施設帯の設置、低騒音舗装の実施、道路緑化、遮音壁の設置などを行う。 自動車の走行に伴う大気汚染の低減に努める。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、適切な土壌汚染対策を講じる。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 資源の再利用に努めても、なお廃棄処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
健康で安全な生活環境の確保	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 道路や鉄道のルートや構造を選定する際には、走行に伴う周辺地域への騒音・振動の防止に十分配慮する。 道路の整備に当たっては、可能な限り、植樹帯・環境施設帯の設置、低騒音舗装の実施、道路緑化、遮音壁の設置などを行う。 自動車の走行に伴う騒音・振動の低減に努める。 空港の整備、飛行ルートの設定に当たっては、周辺地域への騒音等の防止に十分配慮する。 鉄道の整備に当たっては、低騒音車両の導入やロングレール化、遮音壁の設置などの対策を図り、騒音・振動の低減に努める。 ビルピットを設置する場合は、悪臭の発生を防止するための適正な構造とする。 高架や建築物等を建設する場合は、周辺地域に日照障害及び風害を及ぼさないよう配慮する。 高架や建築物等により、電波障害が生じる場合には対策を講じる。 高架や建築物の外壁の素材や塗装、また屋外照明等について配慮し、周辺に光害を及ぼさないよう努める。 特に、住宅地に対する影響に配慮する。

より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／ 自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルートの選定に当たっては、自然地を可能な限り避けて計画し、自然環境への影響を最小限にするよう努める。 ・ 道路や鉄軌道敷地、空港敷地を、極力緑化する（敷地内の空地、沿道、中央分離帯、緩衝帯、^{のり}法面など）。特に環境軸等に位置づけられている道路等は積極的な緑化を行う。 ・ 構造物を整備する場合は、その構造物上や壁面などでの緑化について、維持管理や効果を検討し、緑化に努める。 ・ 貴重な生物の生息環境を改変したり、分断しないように配慮する。 ・ 水辺に近接する場合には、水辺への影響を極力抑えるとともに、豊かな水辺空間の創出を図るため、水辺の整備や、水辺における緑地の保全・創出を図る。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル等、地下構造物の建設に当たっては、地下水脈への影響に配慮する。 ・ 整備に当たっては、人工的な被覆部分を極力減らし、雨水浸透を図る。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等を整備する場合には、風の流れや日射の状況等、地域の微気候に配慮する。 ・ 緑化を推進し、緑陰の確保や、蒸散作用が発揮されるようにする。 ・ 保水性舗装や遮熱性舗装の実施、駐車場や鉄道敷の芝生化など、熱環境を緩和する地表面被覆の使用に努める。 ・ 歩行者空間については、特にその快適性に配慮して対策を講じる。 ・ 特にヒートアイランド対策推進エリア内では、上記の対策を積極的に行う。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・ 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。 	

2 河川・運河等整備		
配慮項目		主な配慮事項
生存基盤の確保 人類・生物の	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用・温室効果ガス排出を伴う施設等の整備に当たっては、その使用、排出が最小になるよう、計画する。 ・必要なエネルギーについては、極力再生可能エネルギーの活用を図る。
	環境負荷の少ない交通	—————
健康で安全な生活環境の確保	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材を積極的に使用する。 ・資材のリサイクル率の向上等により、省資源化を図り、廃棄物の削減を図る。
	大気汚染の防止、低減	—————
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、適切な土壌汚染対策を講じる。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の再利用に努めても、なお廃棄処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
より快適で質の高い環境の創出	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	—————
	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・運河等の整備・改修に当たっては、緑を保全・創出するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。 ・水生生物や水辺生物が生息しやすい護岸、水深、河床構造等を採用するとともに、必要なところでは魚道を整備するなど、生物の生息空間の確保に努める。 ・河川が環境の保全に果たす多様な機能に着目し、多自然川づくりを進める。 ・親水性の高い護岸の整備に努める。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水量の回復に努める。浸透性が高く、植栽可能な護岸とするなど、水循環の再生を図る。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いの風の通り道に配慮して整備を行う。 ・河川の熱環境緩和作用を活用するため、水辺の緑化に努める。
工事期間中の配慮	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・運河は、景観形成上重要な場所であり、景観基本軸はもとより、一般地域においても、水辺の特性を活かして、景観形成に努める。
		<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

3 商業・業務系施設整備、4 集合住宅・住宅団地等整備、5 工場系施設整備、10 レクリエーション施設整備

配慮項目		主な配慮事項
人類・生物の生存基盤の確保	人類・生物の生存基盤の確保 エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、規模を検討し、建物用途別の熱需要の特質に合わせた効率的なエネルギー利用の計画を検討し、最適利用を進める。工場等における生産工程でのエネルギー使用についても、同様に最小化していく。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用（カスケード利用）を図る。 ・地域の特性を考え、自然の光や風、熱をそのまま活用する自然エネルギーの積極利用を図る。 ・太陽エネルギー（光、熱）や地中熱、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用を図る。 ・当該地及び周辺に未利用のエネルギー源（清掃工場、下水処理施設、変電所、地下鉄等）がないかを調べ、未利用エネルギーの活用を図る。 ・熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 ・建築物の建設に当たっては、配置、形状、構造を工夫し、高い断熱性能を確保して、熱負荷の低減を図る。 ・設備の設計に当たっては、高効率機器の導入、部分負荷への適切な対応、適切な計量・計測機器を設置する。 ・省エネルギー性能に関する設計目標を明確化し、竣工後の性能検証に関する計画を作成する。 ・効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画の作成を行う。 ・ノンフロン断熱材を積極的に使用する。 ・解体を伴う場合には、建築物の解体時に断熱材フロンの分別回収に努め、温室効果ガスの削減を図る。
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地・計画に当たっては、公共交通の便を考慮するとともに、自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・施設計画等において人の流れを計画する際は、公共交通の利用を促進するよう努める。 ・荷捌き場や、建物内・外の物流動線の確保など、物流の効率化が図れるような施設計画とする。 ・自動車を利用する場合には、効率的な利用が可能となるよう、対策を立てる。共同利用のための施設や電気自動車への充電設備など、先進的な対策に取り組む。 ・地域の特性に応じて駐車場の設置を計画する。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。 ・建設副産物のリサイクルに努める。 ・施設等における廃棄物の発生をできる限り抑える。施設等で使用する資源の循環利用が図りやすいように計画する。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車への依存を抑制するため、なるべく公共交通機関が利用できる場所での立地を選択する。 ・施設による発生集中交通量を予測し、その影響について検討する。影響が大きい場合には、その業務形態や施設の内容等を再検討する。（特に商業業務施設） ・駐車場の整備計画やアクセス路等を十分検討し、近隣への影響を防止するよう努める。なお、地下駐車場の整備に当たっては排気口の位置や高さに配慮する。 ・施設の稼働に伴う大気汚染による周辺地域への影響が極力少なくなるよう配慮する。 ・施設の利用者や就業者等が公共交通や自転車を使用しやすいような施設の整備に努める。

健康で安全な生活環境の確保	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、適切な土壌汚染対策を講じる。 ・ディスプレイの設置に当たっては、下水道への負担のかからない処理施設を設ける（主として住宅用途）。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の再利用に努めても、なお廃棄処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルピットを設置する場合は、悪臭の発生を防止するための適正な構造とする。 ・周辺地域の土地利用や地域特性に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。住宅団地における日照の確保に努める。 ・高層建築物の建設に当たっては、周辺地域への風害に配慮する。 ・高層建築物の建設に当たっては、周辺地域への電波障害に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 ・外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。 ・特に、住宅地に対する影響に配慮する。
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・整備に当たっては、既存の緑地、樹木ができるだけ残せるように計画し、そのまま保全することができない場合でも、移植を検討するなど、自然地の確保を図る。 ・既存の樹木の伐採が必要となる場合には、代償措置として可能な限り緑の再生、回復を図る。 ・開発等に合わせて、できる限り周辺の緑と水のネットワークを創出していく。そのために、植栽・水の配置、樹種等を検討して緑を保全・創出する。 ・緑地等の確保に当たっては、できる限り地域のさまざまな主体が利用、鑑賞できるよう検討する。 ・貴重な生物の生息環境を改変したり、分断しないように配慮する。 ・緑化等により、身近な生物の生息空間を確保するよう努める。 ・水辺に近接する場合には、豊かな水辺空間の創出を図るため、水辺の緑地の保全・創出を図る。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 ・ヒートアイランド対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 ・ヒートアイランド対策に配慮した空調システムの採用に努める。 ・風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。
	工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

6 土地造成事業		
配慮項目		主な配慮事項
人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	_____
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ・立地・計画に当たっては、公共交通の便を考慮するとともに、自動車の発生集中交通を検討し、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・公共交通を最大限に活かして人や物の流れを計画し、自動車利用を抑制する。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・減量・再利用などによる建設副産物の削減・再資源化を図る
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	_____
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用に努めても、なお処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	_____
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・整備に当たっては、既存の緑地、樹木ができるだけ残せるように計画し、そのままの保全が無理な場合でも、移植を検討するなど、自然地の確保を図る。 ・既存の樹木の伐採が必要になる場合は、代償措置として可能な限り緑の再生、回復を図る。 ・貴重な生物の生息環境を改変したり、分断しないように配慮する。 ・緑化等により、身近な生物の生息空間を確保するよう努める。 ・事業に合わせて、できる限り周辺の緑と水のネットワークを創出していく。そのために、植栽・水の配置、樹種等を検討して緑を保全・創出する。 ・緑地等の確保に当たっては、できる限り地域のさまざまな主体が利用、鑑賞できるように検討する。 ・水辺に近接する場合には、水辺へのアクセスを確保するよう努める。 ・土工量は、最小限にするとともに、造成法面は極力緑化する。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に当たっては、緑地を確保するなど、人工的な被覆部分を極力減らし、雨水浸透を図る。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化面積を極力増やす。 ・風の通り道に配慮した基盤整備に努める。
	景観形成歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 ・地域の特性を活かし、周辺の景観との調和に努める。 ・自然地の保存や緑地の確保により良好な景観形成を図る。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。 	

7 廃棄物処理施設・終末処理施設整備	
配慮項目	主な配慮事項
人類・生物の生存基盤の確保 エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、規模を検討し、建物用途別の熱需要の特質に合わせた効率的なエネルギー利用の計画を検討し、最適利用を進める。処理工程でのエネルギー使用についても、同様に最小化していく。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用（カスケード利用）を図る。 ・地域の特性を考え、自然の光や風、熱をそのまま活用する自然エネルギーのパッシブ利用を図る。 ・太陽エネルギー（光、熱）や地中熱、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用を図る。 ・熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 ・建築物の建設に当たっては、配置、形状、構造を工夫し、高い断熱性能を確保して、熱負荷の低減を図る。 ・設備の設計に当たっては、高効率機器の導入、部分負荷への適切な対応、適切な計量・計測機器を設置する。 ・省エネルギー性能に関する設計目標を明確化し、竣工後の性能検証に関する計画を作成する。 ・効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画の作成を行う。 ・焼却熱や下水熱の利用による発電、地域冷暖房や公共施設等への熱供給など、周囲の施設等への供給を含め、エネルギーの有効利用を図る。 ・ノンフロン断熱材を積極的に使用する。 ・解体を伴う場合には、建築物の解体時に断熱材フロンの分別回収に努め、温室効果ガスの削減を図る。
環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地・計画に当たっては、自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、搬出入等のための自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・荷捌き場や、建物内・外の物流動線の確保など、搬出入、運搬等の自動車使用の効率化を図れるような施設計画とする。
廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。 ・建設副産物のリサイクルに努める。
健康で安全な生活環境の確保 大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通網、周辺道路の整備状況等、周辺の交通事情に合わせ、周辺への交通負荷をなるべく少なくするよう計画する。 ・施設による発生集中交通量を予測し、その影響について検討する。影響が大きい場合には、その業務形態や施設の内容等を再検討する。 ・自動車使用や施設の稼働に伴う大気汚染物質の排出を極力削減するとともに周辺地域への影響を防止する。
化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。 ・汚水処理の適正化を図り、施設からの排水等による水質汚濁を防止する。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の再利用に努めても、なお廃棄処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。 ・煙突などの施設による電波や風への影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。 ・特に、住宅地に影響を及ぼさないよう配慮する。
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・整備に当たっては、既存の緑地、樹木ができるだけ残せるように計画し、そのまま保全することができない場合でも、移植を検討するなど、自然地の確保を図る。 ・既存の樹木の伐採が必要になる場合は、代償措置として可能な限り緑の再生、回復を図る。 ・開発等に合わせて、できる限り周辺の緑と水のネットワークを創出していく。そのために、植栽・水の配置、樹種等を検討して緑を保全・創出する。 ・緑地等の確保に当たっては、できる限り地域の様々な主体が利用できるよう検討する。 ・貴重な生物の生息環境を改変したり、分断しないように配慮する。 ・緑化等により、身近な生物の生息空間を確保するよう努める。 ・水辺に近接する場合には、豊かな水辺空間の創出を図るため、水辺の緑地の保全・創出を図る。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。 ・下水処理水の有効利用を図る。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中への排熱を抑制するため、熱の有効利用に努める。 ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 ・ヒートアイランド対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 ・ヒートアイランド対策に配慮した空調システムの採用に努める。 ・風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 ・地域の特性を活かし、周辺の景観との調和に努める。 ・自然地の保存や緑地の確保により、良好な景観形成を図る。
	工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

8 エネルギー供給施設整備		
配慮項目	主な配慮事項	
人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽エネルギー（光、熱）や地中熱、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用や排熱等の未利用エネルギーなど、多様なエネルギー源を有効に活用する。 ・エネルギーの特質に応じた供給を行う。 ・エネルギーの地域供給システムを検討し、面的なエネルギーの最適化を図る。 ・効率の優れた機器や設備を導入する。 ・施設自体を維持管理するためのエネルギー使用についても、建物の特性や熱需要の特性を考慮して、最適かつ効率化を図る。 ・従来利用されていない未利用エネルギーが発生する場合など、当該地及び周辺に供給が可能かを調べ、積極的な活用を図る。 ・熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効活用を図る。 ・より効率的なエネルギー供給に向け、計画の作成を行うとともに、計量、計測を行ってモニタリングを行い、その結果を活かしていく。 ・ノンフロン断熱材を積極的に使用する。 ・解体を伴う場合には、建築物の解体時に断熱材フロンの分別回収に努め、温室効果ガスの削減を図る。
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を利用する場合には、効率的な利用が可能となるよう、対策を立てる。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。 ・建設副産物のリサイクルに努める。 ・施設等における廃棄物の発生をできる限り抑える。施設等で使用する資源の循環利用を図りやすいように計画する。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・供給設備機器の稼働に伴う、大気汚染の発生を防止する。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の再利用に努めても、なお廃棄処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や自動車使用に伴う騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。 ・施設による電波や風への影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 ・外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。 ・特に、住宅地に影響を及ぼさないよう配慮する。

	<p>市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／ 自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・整備に当たっては、既存の緑地、樹木ができるだけ残せるように計画し、そのまま保全することができない場合でも、移植を検討するなど、自然地の確保を図る。 ・既存の樹木の伐採が必要になる場合は、代償措置として可能な限り緑の再生、回復を図る。 ・開発等に合わせて、できる限り周辺の緑と水のネットワークを創出していく。そのために、植栽・水の配置、樹種等を検討して緑を保全・創出する。 ・緑地等の確保に当たっては、できる限り地域のさまざまな主体が利用、鑑賞できるように検討する。 ・貴重な生物の生息環境を改変したり、分断しないように配慮する。 ・緑化等により、身近な生物の生息空間を確保するよう努める。 ・水辺に近接する場合には、豊かな水辺空間の創出を図るため、水辺の緑地の保全・創出を図る。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
	<p>水循環の保全・再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。
	<p>ヒートアイランド現象の緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中への排熱を抑制するため、熱の有効利用に努める。 ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 ・ヒートアイランド対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 ・ヒートアイランド対策に配慮した空調システムの採用に努める。 ・風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
	<p>景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 ・地域の特性を活かし、周辺の景観との調和に努める。
	<p>工事期間中の配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

9 埋立・港湾整備		
配慮項目		主な配慮事項
人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用・温室効果ガス排出を伴う施設等の整備に当たっては、その使用、排出が最小になるよう、計画する。 ・必要なエネルギーについては、極力再生可能エネルギーの活用を図る。
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地・計画に当たっては、自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・荷捌き場や、建物内・外の物流動線の確保など、物流の効率化を図れるような施設計画とする。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・減量・再利用などによる副産物の削減・再資源化を図る。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う、大気汚染の発生を防止する。 ・停泊中の船舶からの大気汚染の低減の取組を図る。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。 ・埋立て等による海域、海流の変化により水質汚濁が生じることを防止する。 ・施設の稼働に伴う、水質汚濁の発生を防止する。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用に努めても、なお処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。 ・施設による電波や風の影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 ・外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないよう配慮する。 ・特に、住宅地に影響を及ぼさないよう配慮する。
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・海辺の立地条件にあった緑化を行う。 ・埋立て等による海域や海流の変化により、生態系に影響を及ぼさないよう努める。 ・近自然型護岸などにより、水生生物や水辺生物の生息環境の整備に努める。
	水循環の保全・再生	—
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑地を極力、確保・創出する。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 ・歴史的、文化的遺産を極力保全し、また、景観として活かす。
工事期間中の配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

11 採石事業等		
配慮項目		主な配慮事項
生存基盤の確保 人類・生物の	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	_____
	環境負荷の少ない交通	・自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、搬出入等のための自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	・減量・再利用などによる副産物の削減・再資源化を図る。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	・周辺の土地利用に合わせ、採掘、破碎等に伴う粉じんの飛散や、大型車両の走行により発生する排ガス、粉じんなどが周辺環境に及ぼす影響を防止する。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	・対象地から発生する土砂を伴った雨水及び濁水の貯留を適切に行い、河川への流出を防止する。 ・汚濁の原因となる土砂流出の防止に努める。
	廃棄物の適正処理	・再利用に努めても、なお処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	・周辺の土地利用に合わせ、採掘や破碎、大型車両の走行に伴う騒音や振動の影響を防止する。
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	・自然地をなるべく残せるように計画し、そのまま保全することができない場合でも、移植や付近の植生に考慮した植栽を行うなど、自然地の保全・回復を図る。また採掘後の残壁は極力小さくする。 ・貴重な生物の生息環境を改変、分断しないように配慮する。 ・周辺地域の生態系に配慮するため、周辺緑地との連続性を持つ、まとまった残留緑地等を確保する。 ・事業終了後は、周辺の自然環境と調和した植生の回復を図る。 ・樹木の移植や、表土の植栽用土への再利用等により、動植物の生息基盤の確保・保全を行うとともに、必要に応じて新たに動植物の生息・生育環境の創出を図る。 ・調整池はできる限り動植物の生息環境に配慮した形態とする。 ・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。
	水循環の保全・再生	・事業区域からの雨水等の流出による河川の洪水を防止する。 ・河川の源流域を保全するため、河川の流量の確保や湧水の保全を図る。
	ヒートアイランド現象の緩和	_____
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	・東京都景観計画に基づき、地域の特性に応じて景観形成に努める。 ・地域の特性や周辺環境の状況を踏まえ、地形に配慮し、採掘地域を設定する。 ・事業終了後は、早期緑化を行うことにより修景を図る。
工事期間中の配慮		_____

II 事業活動、日常生活における配慮の指針

都市で行われるあらゆる事業活動や日常生活が、都市環境に大きな影響を与えており、各主体のあらゆる場面の行動に基本ルールとして環境配慮を組み込んでいくことが必要である。

各主体がこの指針を活用し、あらゆる活動の場面で環境に配慮した行動を自主的・自律的に実行していくことが求められる。

1 事業活動における配慮の指針

事業者が日々の事業活動を行っていく上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示す。

◆事業活動でエネルギーを使用する際には

○適正な冷暖房による電気の省エネ、節約を徹底する

- ・冷暖房温度の設定を適正にする（クールビズ、ウォームビズの奨励）。
- ・換気量を適正に管理する。
 - 夏期や冬期は、換気量を絞って、冷暖房負荷を低減する（CO₂濃度に留意）。
 - 中間期（春、秋）は、外気を取り入れて、冷暖房負荷を低減する。
 - 冬期の冷房は、外気を活用する（外気冷房）。
- ・地下駐車場の換気は、間欠運転やスケジュール運転により、運転時間を短縮する（CO₂濃度に留意）。
- ・自然通風を利用する。
- ・始業時前の冷暖房のウォーミングアップ運転では、運転時間を短縮する。
- ・空調機のフィルターをこまめに清掃する。
- ・ブラインドを設置し適正に利用する。

○適正な照度管理、照明の更新による節電を徹底する

- ・照明を白熱球から電球形蛍光灯に交換する。
- ・廊下等の照明の間引き、照明の不要な時間、場所では消灯する。
- ・適正照度に減灯する（明るすぎる場所や窓際での減灯、消灯）。
- ・自然光を利用する。
- ・トイレ、非常階段等では人感センサーを設置する。
- ・蛍光灯安定器をインバータ化する（Hf型蛍光灯への更新）。
- ・水銀灯を高輝度ランプへ更新する（高圧ナトリウムランプやメタルハライドランプへ）。

○熱源機器の適正な運転、更新による省エネを徹底する

- ・低負荷時は冷凍機等の出口温度を緩和する。
- ・ボイラーの空気比を適正に管理する（都市ガス13Aは空気比1.3以下が目安）。
- ・蒸気バルブ等は保温材で断熱する。
- ・熱源機器の効率（COP）を把握する。
- ・熱源機器を、環境負荷の少ない高効率・省エネ型に切り替える。
 - 特に、小型ボイラー等を設置、更新する際には、都の認定機器を導入する。

○再生可能エネルギーを積極的に導入する

- ・太陽光発電機器など、太陽エネルギー利用機器を設置・導入する。
- ・グリーン電力証書を活用する。

◎省エネ窓口相談等の専門的知見を活用し、省エネ設備改修・設備運用の工夫による省エネ対策等に取り組む。

◆事業所等を設置、増改築する際には

○温室効果ガスの排出を抑制する

- ・建築物の建設に当たっては、配置、形状、構造を工夫して、熱負荷の低減を図る。
- ・屋根・外壁等や開口部の断熱を強化する。
- ・熱源機器、照明器具などで、高効率機器を導入するとともに、インバータ制御や台数制御を導入して、部分負荷への適切な対応を行う。
- ・自然採光、自然通風の取り入れなど、自然エネルギーをそのまま活用するパッシブ利用を行う。
- ・太陽光発電、太陽熱・地中熱利用、地域特性を踏まえたバイオマス資源の利用など、再生可能エネルギーの導入を図る。
- ・周辺の未利用エネルギー源（清掃工場排熱、下水処理施設排熱、変電所排熱、地下鉄排熱など）を調査し、未利用エネルギーの活用を図る。
- ・建物からの排熱を回収して、暖房、給湯に活用する。
- ・適切な計量・計測機器の設置やBEMSの導入により、効率的な運用ができるようにする。
- ・省エネルギー性能に関する設計目標を明確化するとともに、竣工後の性能検証に関する計画を作成する。
- ・効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画を作成する。
- ・建物躯体や配管等の長寿命化を図り、環境負荷のより少ない建築物とする。
- ・ノンフロン断熱材を使用する。
- ・冷凍空調機を破棄するときは、フロン回収登録業者に委託して、冷媒フロンの適切な回収・破壊を行う。
- ・建築物を買取、賃借するときは、省エネ性能を踏まえて建築物を評価・選択する。

○緑の保全と創出に努める

- ・新設、増改築により、自然環境、生態系に影響を及ぼさないよう、配置、構造等に配慮する。
- ・敷地内の緑の保全と創出に努める。
- ・屋上、壁面緑化など、緑の積極的な配置に努める。
- ・近隣への緑の配置に積極的に参加するなど、周辺の緑の保全と創出に努める。
- ・緑の保全・創出にあたっては、緑の連続性に配慮するとともに、量だけでなく質の確保にも配慮する。

○ヒートアイランド現象を抑制するため、人工排熱や風の道に配慮する

- ・建築設備からの人工排熱を抑制する。
- ・敷地と建築物の被覆対策、保水性能に配慮する。
- ・風環境に配慮した建築物・構造物の配置を検討する。

○騒音・振動、悪臭等に配慮する

- ・騒音・振動、悪臭を発生させない構造、配置等に努める。
- ・ビルピットを設置する場合は、悪臭の発生を防止するための適切な構造とする。
- ・近隣への日照障害、風の道を阻害しないよう配慮する。

○景観等に配慮する

◎都の「建築物環境配慮指針」を活用する。

◆事業活動に必要な物品を購入する際には

○環境に配慮した製品を購入する

- ・グリーン購入を推進する。
- ・リサイクル製品を購入する。
- ・リサイクル、リユースしやすい製品を購入する。
- ・長期間使用できる製品、部品交換や詰め替えなどが可能な製品を選択する。
- ・環境に配慮した事業活動を行っている事業者から購入する。

◆商品・サービスを製造、販売・提供する際には

◎原料調達、輸送、製造、販売、消費、廃棄の各段階で、エネルギー・資源の消費を抑制し、その情報を消費者に提供しよう努める。

○廃棄物の減量化及びリサイクルを図る

- ・長持ちする、リサイクルしやすい、廃棄したときに環境に負荷を与えにくい製品を製造、販売する。
- ・再生材を使用するなど、原材料の調達に配慮する。
- ・容器包装の減量化に努める。
- ・包装の簡素化、消費者のマイバック持参を推奨する。

○工場・事業場等からの大気汚染物質（ばい煙、VOC等）の排出を抑制する

- ・環境負荷の少ない燃料使用、熱源システムへの転換を進める。
- ・ボイラーなどの大気汚染物質を発生させる機器を設置する際には、より環境性能の高い機器を選択する。特に、小型ボイラー等を設置、更新する際には、都の認定機器を導入する。
- ・都の「VOC対策ガイド」や「VOC対策アドバイザー」などを活用し、VOCの排出を抑制する。

○化学物質の環境中（大気、土壌、河川・地下水等）への放出・漏出を防止する

- ・化学物質の排出削減や環境リスクの低減を図る設備を導入するとともに、化学物質の使用状況や環境影響等について、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図る。

○事業活動による水の使用を抑制するとともに、地下水等に配慮する

- ・節水機器の導入や、水の使い方の工夫などにより、水の使用量を減らす。
- ・再生水の利用など、水の利活用を進める。
- ・地下水使用を抑制する。
- ・雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させる。

○周辺地域への騒音・振動、悪臭等に配慮する

- ・特に、深夜や早朝においては、騒音・振動を発生させる機器や自動車（配送車等）、拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。
- ・工場、事業所等における騒音・振動及び悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。
- ・ネオンや照明などは必要最小限にし、LEDや有機ELなど省エネ・高効率機器を使用する。

○地域住民等との情報の共有に努める

- ・地域住民等への積極的な情報提供に努める（リスクコミュニケーションや環境報告書など）。
- ・緊急時等には、住民及び地元自治体等に早期に適切に情報提供を行い、適切な対策を講じる。このため、日頃から地元自治体、住民との連携の強化に努める。

◆事業活動で自動車を利用するには

○営業活動などで移動する際には

- ・自動車利用を抑制し、公共交通機関の利用、徒歩や自転車利用を進める。
- ・遠距離出張などの際には、公共交通機関を利用するとともに、カーボンオフセットを行うことに努める。
- ・エコドライブを実践する。
- ・環境負荷の少ない自動車を使用する（ハイブリッド車、電気自動車など）。
- ・石油燃料以外のバイオ燃料などを積極的に使用する。

○商品等を配送する際には

- ・共同配送や自家用車両の使用から営業用車両の使用への転換などによる高効率輸送を行う。
- ・荷捌き場の整備などにより、搬出入、運搬等の自動車使用の効率化、物流の効率化を行う。
- ・環境に配慮した自動車や燃料を使っている運送事業者などを積極的に選択する。
- ・ジャストインタイム、多頻度小口配送を見直し、必要最小限の自動車利用とする。

◆廃棄物を処理するには

○廃棄物を適正に処理する

- ・分別を徹底し、できるだけ再生利用、再資源化を考える。
- ・処理を処理業者に委託する場合には、適正処理に必要な費用を確保するとともに、委託業者による処分が適切に行われているか確認する。

◆その他（企業の環境貢献活動を推進する）

- ・地域の自然環境保全活動などに積極的に参加する（「東京グリーンシップ・アクション」や「都府地活用型緑地保全モデル事業」への参加など）。
- ・行政やNPO、地域住民との連携に努める。
- ・従業員への環境教育を進める。
- ・環境に関する情報の提供を積極的に行う（環境報告書の作成・公表など）。
- ・環境負荷を低減する技術開発を推進する（省エネルギー技術の開発、大気汚染対策技術の開発など）。

2 日常生活における配慮の指針

都民が日常生活を送る上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示す。

◆家庭で電気・ガス等を使う際には一省エネ・節電の徹底

～自然の風や光、太陽のあたたかさを、もっと身近に感じる暮らしへ～

○家庭で電気やガスを極力使わない

- ・エアコンやテレビ、照明などの家電製品の使用を抑える。使用する場合には、できるだけ電力使用量の少ない使い方（エアコンの温度設定、冷蔵庫の温度設定など）に努め、使わない時には、こまめに電源を切る。
- ・台所、洗面所等で使うお湯の温度を控える。（食器洗浄機など設定がある場合を除く。）
- ・家電製品を正しく使い、適切なメンテナンス（エアコンのフィルター清掃など）によりその性能を最大限引き出す。
- ・照明を白熱球から蛍光灯に交換する。さらには、LED照明などより電力消費量の少ない機器を使用する。
- ・家電製品を購入する（買い換える）時は、より省エネ・節電できる機器を購入する。その際には、販売店の店頭に表示されている省エネラベルなどを活用する。
さらには、太陽熱温水機器など、太陽エネルギー利用機器の設置などに努める。
- ・冷暖房の効果を高めるため、カーテン、庇（ひさし）の活用や積極的な緑の配置等を行う。
- ・省エネナビを設置して電力使用量を把握するなどにより、常にエネルギーの使用について意識し、省エネ、節電に努める。

○家庭で電気をつくる

- ・太陽光発電機器を設置して家庭の電力として使用し、余った電気を売却する。

◆買い物をし、消費する際には

～資源を大量に消費する物にあふれた生活から、必要最小限のものを大事に使うコンパクトな暮らしへ～

- ・長持ちする、リサイクルしやすい、廃棄したときに環境に負荷を与えにくい製品を購入する。
- ・リサイクル製品、リターナブル容器や詰め替え製品を選択する。
- ・ノンフロン製品を購入する。
- ・買い物には、マイバックを持参する。簡易包装を選び、過剰包装を求めない。
- ・地産地消により、より身近で生産された商品を購入する。
- ・環境に配慮した事業者の製品、サービスを優先的に選択する。
- ・使えなくなったもの、いらなくなったものの別の使い道、修理・リフォームを考える。
- ・ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に参加する。

○家電製品を購入する（買い換える）際には

- ・より省エネ・節電できる機器を購入する。その際には、販売店の店頭に表示されている省エネラベルなどを活用する。さらには、太陽熱温水機器など、より環境性能の高い機器の設置に努める。

○自動車・燃料を選ぶ際には

- ・環境負荷の少ない自動車を購入する（ハイブリッド車、電気自動車など）。
- ・使用目的などに合わせ、よりコンパクトで燃費性能の良い自動車を選択する。
- ・石油燃料以外のバイオ燃料などを積極的に使用することに努める。

◆通勤・通学・買い物など、移動する際には

～自動車に依存せず、歩いて街を楽しむ暮らしへ～

- ・徒歩や自転車で移動する。
- ・電車やバスなどの公共交通機関を利用する。
- ・パークアンド・バスライドなどの取組を積極的に利用する。
- ・車を利用する場合には、エコドライブを実践する。
- ・カーナビやITなどの技術も活用し、渋滞を回避し、運転時間を減らす。(最短時間・距離で移動する。)

○旅行の際には

- ・公共交通機関を利用し、環境に優しい観光バスを利用するツアーなどを優先的に選択するとともに、カーボンオフセットを行うことに努める。

◆住宅を建築・改築、購入する際には

～自然に親しみ、自然の風や光、太陽のあたたかさを、もっと身近に感じる暮らしへ～

- ・高断熱・長寿命など、省エネ性能が高く、環境負荷のより少ない住宅を建築、選択する。
※マンションについては「マンション環境性能表示制度」も活用する。
- ・屋根・壁等の断熱の強化とともに、複層ガラスの採用など窓等の開口部の断熱性を高める。
- ・断熱材には、ノンフロン断熱材を積極的に使用する。
- ・高効率給湯器や電球形蛍光灯など高効率機器を導入する。
- ・太陽光発電機器等の設置など再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進める。
- ・隣家等への日照障害、風の道を阻害しないよう構造、配置等に配慮する。
- ・騒音・振動、悪臭を発生させない構造、配置等に努める。
- ・既存の樹木を保全し、庭などで樹木や草花を育てる。
- ・地域の景観などへの調和に配慮する。

◆余暇を楽しむ際には

～自然に親しみ、緑の保全、創出などにより環境保全に貢献する～

○旅行の際には

- ・移手段の環境配慮を意識し、公共交通機関を利用する。さらには、環境に優しい観光バスを利用するツアーなどを優先的に選択するとともに、カーボンオフセットを行うことに努める。

○地域の緑や水辺環境に親しむ

- ・市民農園などを活用する。
- ・都市公園などに足を運び、緑に親しむ。

○自然と親しむライフスタイルを楽しむ

- ・自然公園や里山に足を運び、景観や自然の素晴らしさを体感するとともに、保全活動に参加する。
- ・御蔵島、小笠原諸島でのエコツーリズムに参加する。
- ・自然地に外来生物・植物を持ち込まない。

○自然を積極的に守る

- ・行政・企業等が行う保全活動・ボランティアに積極的に参加する。
- ・緑の東京募金などにより、緑づくりに参加する。

◆その他日常生活における環境配慮

○家庭から化学物質等を環境中に放出・漏出しない

- ・殺虫剤や農薬等の使用を抑制し、使用する場合には、より安全な製品を選択・使用するとともに、近隣にも配慮する。また、これらを廃棄する場合には適切な方法で処理する。

○水を大切にし、川や海を汚さない

- ・洗剤等の過剰使用を抑制する。
- ・油や残渣などが混ざった雑排水を抑制する。
- ・節水機器の導入や、水の使い方の工夫などにより、水の使用量を減らす。
- ・雨水の利用を進める。
- ・雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させる。

○周辺地域、隣家等への騒音・振動、悪臭等に配慮する

- ・特に深夜や早朝において、周辺への影響を伴う自動車・オートバイ等の使用を控える。
- ・その他の、騒音・振動、悪臭による近隣への影響を発生させないように配慮する。
- ・照明等による近隣への光害に配慮する。

○環境への理解を深める

- ・行政や企業、環境NPO等が実施する環境教育、環境活動の場に積極的に参加するなど、環境について学び、体験・実践する。
- ・企業等が行う事業活動に係るリスクコミュニケーションに積極的に参加する。

第2節 環境に配慮するルールの確立及び実効ある取組の推進

配慮の指針では、都市を形成するあらゆる活動に内存化すべき環境配慮とその展開の重要かつ基本的な要素について示しているが、これをそれぞれの主体・活動においてルールとして確立し、実効ある取組を図っていくこと、さらには、各々の制度の中で、独自の視点により、更なる環境配慮の強化が図られていくことが重要である。

また、我々が直面している環境の危機を回避するためには、自発的な環境配慮行動の進展を待つだけではなく、直ちに行動を開始することが求められている。環境配慮を社会経済におけるルールとして飛躍させていくためには、規制的手法により、守るべき環境水準の設定と要求を行っていくこと、環境対策コストの市場内部化、市場メカニズムを通じて環境の価値向上を図る市場のグリーン化を促進していくことが不可欠である。

【環境配慮の強化の例】

■都市づくりにおける環境配慮の強化

- ・環境影響評価（アセスメント）制度、建築物環境計画書制度、その他都市開発に関連する様々な制度における環境配慮、公共事業における環境配慮

■事業活動における環境配慮の強化

- ・地球温暖化対策計画書制度、自動車環境管理計画書制度における環境配慮

■日常生活における環境配慮の強化

- ・カーボンマイナスムーブメントなど

■都施策における環境配慮の強化

- ・カーボンマイナス東京10年プロジェクト、緑の東京10年プロジェクトなど

1 規制的手法の活用

確実に環境方針を実現するためには、規制的手法は有効かつ効果的である。あらゆる場面において高水準・一律に基準を設定することは困難であるが、最低限確保すべき環境水準のルール化を図ることは不可欠であり、様々な場面、主体ごとの役割を考慮の上、必要な基準の設定と要求を行っていくことが必要である。

特に、市場のグリーン化に必要となる環境コストの顕在化及び市場への内部化のためには、規制的手法を導入して仕組みづくりを行っていく必要性が高い。また、環境性能を評価する基準の設定や、正確な環境情報を提供するなどの

基盤づくりは、すべての事業主体に対して一定のルールのもとに行うことが必要である。

2 環境対策コストの市場内部化

経済とは、そもそも地球の自然や資源を最適にやりくりして、人間と自然とが共存共栄できるように最適なものに求めていくものである。

しかしながら、現在直面している環境の危機は、このバランスが崩れ、人間の経済活動の与える影響が大きすぎるのが一因であると考えられる。

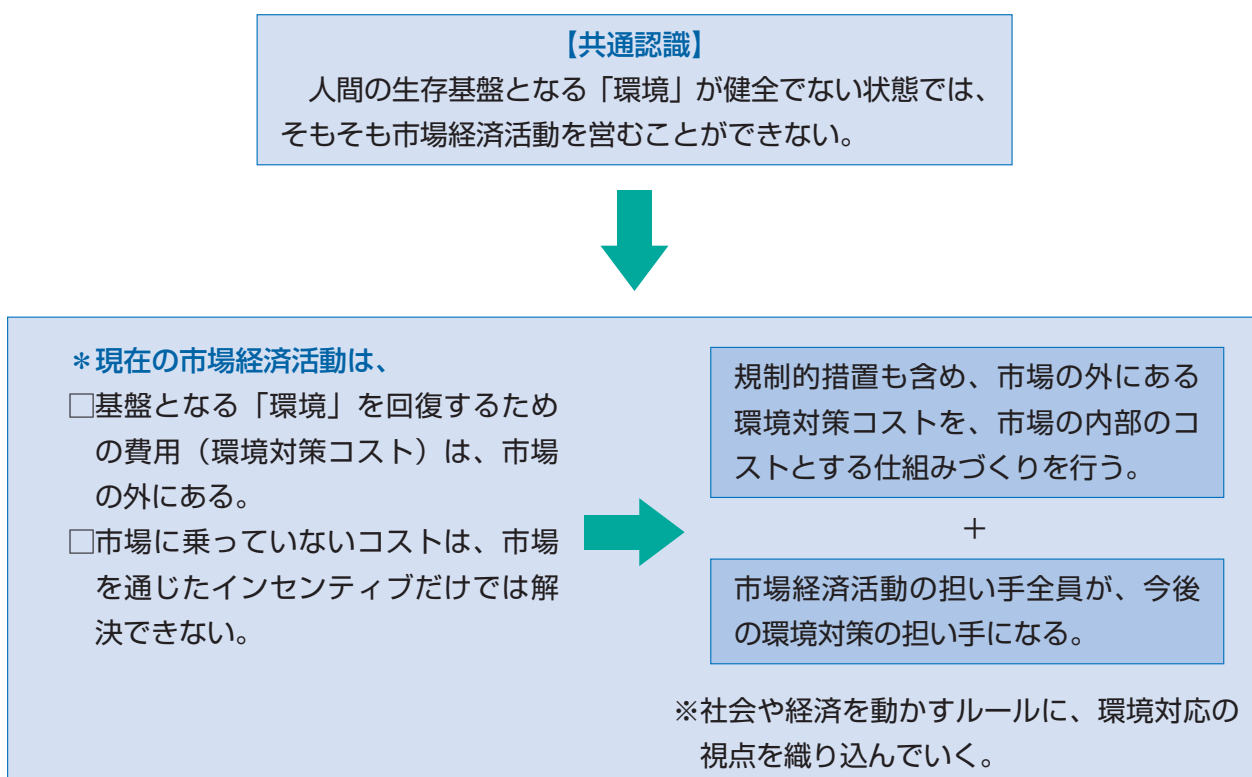
こうした状況を変えていくには、我々は、「人間の生存基盤となる『環境』が健全でない

状態では、そもそも市場経済活動を営むことすらできない」という共通の認識を改めて持つ必要がある。

そういう共通認識に立った上で現在の市場経済活動の状況を見ると、環境対策コストが市場外にあることが分かり、市場外のコストは市場を通じたインセンティブだけでは解決できないと言える。市場が効率的な関与を示さない場合には、その市場に働きかけ、最適な状態にして

いかなければならない。

このため、規制的措置も含め、市場外の環境対策コストを市場内部のコストとする仕組みづくりを行うこと、そして、市場経済活動の担い手全員が今後の環境対策の担い手になることが求められてくる。こうした措置を執ることで、社会や経済を動かすルールに環境対応の視点を織り込んでいくことができる。



○市場を活用した環境配慮の推進

環境への配慮を推進していくため、都市活動を動かす根幹の経済システムである市場を環境志向なものとしていくことで、経済のメカニズムを活用していくことが必要となっている。

あらゆる活動主体は消費行動を行い、消費は経済活動の大きな原動力である。現在でもグリーン購入（調達）をはじめ、環境配慮型と言うべき消費が形成されつつあるが、消費がグリーン化していくことに支えられて、生産・サービスのグリーン化も進行する。こうしたプロセスを活用してマーケットそのものを環境配慮型にしていくことが、環境配慮のルール化において

重要である。

市場を介した環境配慮を進めていくためには、正確な環境情報の提供と環境コストの顕在化が必要である。環境価値が明確に表示されるような基準やラベリングを検討し、消費選択の際の正確な情報の確保・提供を進めていく。

○高い環境価値を有するものに高い評価を付与する仕組みづくり

守るべき環境水準を向上させるとともに、より高いレベルを目指していくためには、積極的な環境対応がプラス評価されていく仕組みが必要である。さらに、その結果が社会経済面での

メリットと連動していくことが重要である。

そのための手段として、金利優遇や税制の活用など、環境配慮の度合いの高いもののコストを相対的に下げる方策を検討していくとともに、環境配慮の度合いの高いものを表彰するなど、高いコストに見合った満足が得られるような仕組みづくりを進めていく。

一方、環境配慮の度合いに一定の最低基準を設け、その最低基準以上のものが選択されていく仕組みづくり、規制的措置もあわせて行っていく。

こうしたことにより、貨幣全体が環境に良い方向に流通していく仕組みの構築が可能となり、社会や経済を動かすルールに環境配慮が内在化されていくことになる。

○金融機関等との効果的な連携

気候変動をはじめとする環境の危機を克服するためには、経済活動の血液ともいえる金融が、企業と個人の環境配慮行動を促進する経済的インセンティブとしての役割を一層高めていくことが不可欠である。

都は、金融市場からの資金調達手法として、「環境CBO」を新たに創設したが、今後も、金融機関に対し、中小企業や家庭のCO₂削減を促進・支援する金融商品の開発や、新たなファンドの創設等を促していく環境金融プロジェクトを推進していく。また、これらの新たなファイナンス手段や金融商品が、その効果をより一層発揮できる方策も検討していく。

さらに、金融機関が、融資残高や運用残高の一定割合を、再生可能エネルギーの利用拡大など、環境対策となるビジネスやプロジェクトに融資・投資していくなど、その経営方針の柱に「環境」の視点を盛り込んでいくよう求めている。

なお、都自らも、都内でも有数の資金運用機関として、そのお金の流れに環境配慮の視点を加えるとともに、都民一般に対する環境金融教育にも取り組んでいく。

○税制の活用について

経済的手法の活用として、税制の果たすべき役割は大きい。環境問題は都市生活と密接な関係を有する課題であるとともに、気候変動対策をはじめとする環境への取組とその効果は、広域的に、あらゆる主体に及ぶものである。都は独自の環境税制のあり方の検討を進めている*が、本来、国が行うべき取組について、大都市東京が国に先駆け、他の自治体との連携も視野に入れた取組を図っていく意義は大きい。

また、税の減免による省エネ投資や設備導入の促進、課税による省エネ促進のインセンティブ効果、安定的な財源確保による中小企業部門・家庭部門支援策の強化など、税手法の適切な活用により、多くの施策効果が期待できる。

○ムーブメント

経済的手法をより有効に機能させていくためには、経済的リターンだけでなく、環境リターンや社会的リターンも強く求める社会意識、都民意識をさらに醸成していくことが重要である。

都は、環境施策を推進するための資金を、都民からの募金などにより集め、都民一人ひとりが環境づくりに主体的に参加することを促していくことや、行動による達成感が得られ、個々の努力の環境全体への貢献度が分かるような指標の作成などにより、都民が環境に配慮することで社会的満足が得られる仕組みを構築していく。

こうした意識の醸成により、環境対応に積極的な企業等の取組が更に積極的に評価・選択されることにもつなげていく。

また、都と民間企業等との連携や、地域でのモデル的プロジェクトの実施により、実現可能性・環境対応の意義を分かりやすく示すことで、企業や都民等を巻き込み、取組の拡大を促していく。

行政・企業共に環境配慮に関する情報やしくみを積極的に提供し、広範な都民、NPO、事業者等が参加するムーブメントとして進めていく。

* 東京都税制調査会：2007年11月29日「平成19年度東京都税制調査会中間報告」。現在、2008年度の答申に向け検討中。

東京が、世界に誇れる持続可能な都市として発展していくためには、行政はもちろん、都民、企業、NPOなど、東京に集積するすべての主体が相互に連携を図りつつ、自主的かつ積極的に環境対策を進めていくことが必要であり、またそのような社会の仕組みを構築していくことが行政の最大の責務である。

都はこれまでも、先駆的な民間事業者やNPO等との連携プロジェクトの推進や、区市町村と連携した地域に根ざした環境対策、八都庁市の連携などによる広域的な取組などを積極的に進め、環境の危機への取組を進めてきた。今後は、地球規模で環境の危機を共有する世界の大都市との連携も含め、あらゆる分野、あらゆる主体のポテンシャルを最大限に引き出し、社会全体が環境保全に取り組むムーブメントを巻き起こす仕組みを構築していく。

第1節 都民、国民、世界の人々との連携・協働による取組の推進

1 再生可能エネルギー利用拡大などでの企業、NPO、都民との連携の仕組みづくり ～戦略的な連携プロジェクトパッケージの構築～

都は、企業やNPO等を環境政策を進める重要なパートナーとしてとらえ、先進的な事業者等とともに、連携プロジェクトを進めてきた。

今後も、持続可能な都市の実現に向け、民間企業・NPO・都民など多くの主体との連携プ

ロジェクトを強化していくと同時に、各プロジェクトが有機的に結びつき、より大きな効果を生み出す連携プロジェクトパッケージにより、あらゆる主体のポテンシャルを最大限に引き出す仕組みを構築していく。

○再生可能エネルギーの利用拡大に向けたプロジェクト

市民出資や地域企業の協賛による再生可能エネルギーの導入など、市民・地域参加型のプロジェクト事業を進めていく。


図表3-2-1-1 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた具体的な取組事例

市民出資による風力発電開発プロジェクト

適地における風力発電開発事業を、市民や地元企業、NPOなどと連携して支えていく。

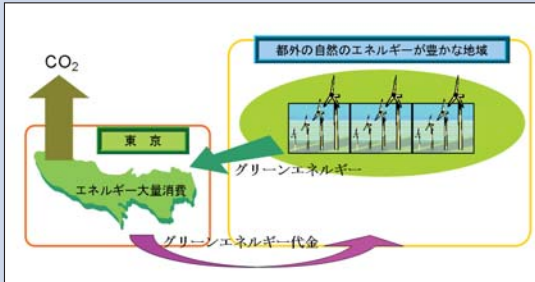
(参考) 日本初の市民風車「はまかぜちゃん」

総事業費の約8割が市民出資で賄われた「はまかぜちゃん」は、平成13年9月15日に北海道で運転開始




再生可能エネルギー地域間需給連携プロジェクト

東京都の再生可能エネルギーの需要と、国内の自然のエネルギーが豊かな地域での再生可能エネルギー供給を連携させることにより、需要と供給のバランスを図りながら再生可能エネルギーの拡大を図る。



太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト



100万kWの太陽エネルギーの導入を目指し、行政や太陽エネルギー関連企業、NGO、市民等が一体となった取組の実施


低環境・高品質・安全な製品の提供
安心な施工・メンテナンス
太陽エネルギーの普及啓発 など

ユーザー
適切な使用・メンテナンス
家庭における節電・節水等の実施 など

エネルギーのグリーン購入拡大プロジェクト

エネルギーのグリーン購入を全国自治体等に広めていくための全国的なネットワークを2006年6月に発足。2008年2月末現在79団体が参加している。

同ネットワークとして、研修会の開催、グリーン電力証書の損金化の国への要望、東京国際フォーラムにおいて全国のグリーンエネルギーによる商品やサービスの紹介を実施している。

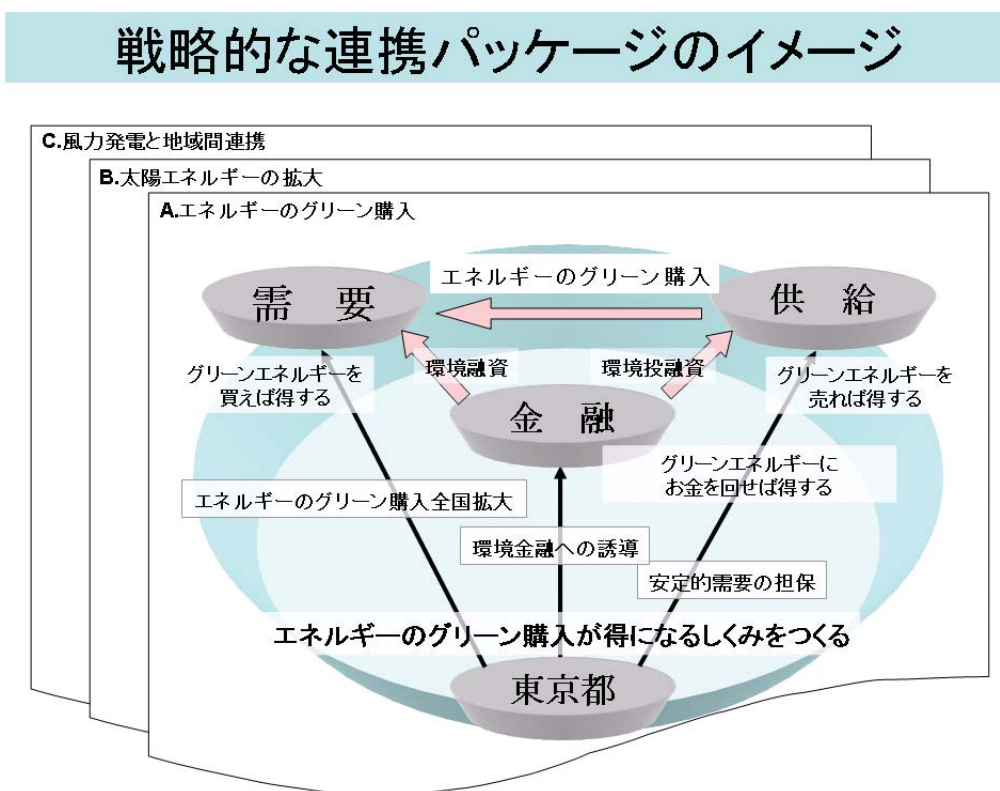


○戦略的な連携プロジェクトパッケージの構築

再生可能エネルギーの飛躍的な拡大を目指す、都は、市場を構成する需要側と供給側及び経済活動の血液ともいわれる金融機能に対し、再生可能エネルギー拡大施策などを同時に展開していく。

そうした施策をパッケージとすることで、相互により良い影響を与え、市場経済の好循環を生み出し、より高い実効性のある施策が期待できる。

図表3-2-1-2 戦略的な連携パッケージの仕組み



2 区市町村の主体的取組への支援と連携の強化

1260万人が居住し、1500万人もの昼間人口が集積・活動する巨大都市東京において、地域、家庭、個人単位でそれぞれの実情に応じた適切な対応を行い、意欲的な取組を引き出すしていくためには、地域、住民に最も近い自治体である区市町村の取組が重要である。

都の環境施策は、比較的大規模な事業者を対象とした規制や自主的対応を求めるものが主であるが、気候変動対策をはじめ、あらゆる主体が協力して進めなければ解決できない課題に関しては、大規模事業者だけではなく、中小規模事業者や家庭、個々の都民の協力が必須となる。

このため、都の環境施策も、よりきめ細やかに、中小規模事業者や家庭単位、個々の都民を対象とした施策にも重心を拡大していく。

これらの施策を進めていく際には、中小規模事業者や町内会などと密接な関係をもつ区市町村との協働が非常に重要である。

このため、区市町村の主体的取組を後押しすることで地域力を引き出し、都と区市町村が連携した施策展開を行い、地域に根ざした持続的な取組を浸透させていく。

また、区市町村においても、温室効果ガス削減に関する意欲的な目標や環境確保に関する独自条例の制定やルールづくりなど、地域の実態に即した積極的な環境施策の展開が図られている。

都は、このような区市町村における意欲的な取組に対して技術的、専門的分野をはじめとした必要な支援を行うとともに、広域的な観点から、情報連絡や自治体間の連携の促進にも十分配慮し、都と区市町村が一体となった取組を進めていく。

3 首都圏自治体など、他自治体との施策連携と国への働きかけ

○首都圏、全国レベルでの広域連携

環境問題は、他の大都市や道府県と共通するものが多く、また、住民や企業の社会的・経済的活動圏域が都県市の区域を越えている実態があることから、都県等の行政区域単位にとどまらず、より広域的に一体となって対策を実施していかなければ、抜本的な解決が困難な課題が多い。

より効果的な環境施策の展開を図るため、都が独自に施策を行うだけでなく、首都圏、さらには全国へと取組を拡大し、より高い施策効果を発揮できるよう広域的な連携を図っていく。

都はこれまで、ディーゼル車対策や産業廃棄物の不法投棄対策、気候変動対策など様々な分野で八都県市の連携などにより首都圏を視野に入れた施策を推進してきた。

今後も、新たな分野を含む多種多様な課題に迅速に対応できるよう、連携を強化していく。また、国等への働きかけや住民への情報発信・行動呼びかけ等の共同取組を進めるほか、新たな対策手法の検討・制度化など様々な場面での連携を図りながら、協働の取組を更に進めていく。

○国への働きかけ

気候変動への取組など、全国あらゆる地域での実施が求められる環境対策は、第一義的には国の責任において行われるべきものである。

しかしながら、国の取組が不十分である場合には、都民の生命・財産・健康を守るため、都自らが国に先駆けて対策を強化していかなければならない。

これは、東京だけにとどまらず、日本の首都

として、我が国の将来を見据えた施策であり、国全体の利益にもつながるものである。都は国に対して、今後も実効性ある対策の強化を強く要求していく。また、国が都と同様の制度を導入した場合には、その時点で、必要な調整を図っていく。

4 アジア、世界の都市との連携

○世界の大都市との連携

気候変動をはじめ、大気汚染、水と緑の保全などの環境問題は、世界の大都市が直面する共通の課題である。世界人口に占める都市人口の割合が2030年には全人口の6割を占めると予測され、都市人口の増加に伴う環境負荷、エネルギー消費も増加の一途が見込まれる。このような状況においては、世界の都市が経験を共有し、新たな施策形成を進め、都市環境の質を競い合う中でこそ、地球が抱えている持続可能性の危機を克服できる。また、都が世界最高水準の環境政策を実施するために、世界の環境政策の水準を知り、先進的・創意的な施策を学ぶことは必要不可欠である。

今後、都は都市と地球を救う志を有する世界の多くの都市と、様々な方法で先端的な施策の形成と実施に関する経験の交流、情報交換を強化していく。

これは、環境先進都市としての「東京の価値」を内外に示すとともに、都の持続可能な都市づくりの施策を世界に広げていき、地球規模の環境負荷低減に向けた取組に資するものである。

○アジアの都市との協力

アジアは世界の人口の半分以上を占めるとともに、経済の成長が著しく、アメリカやEUに匹敵する第三の極となりつつある。今後急激な発展とエネルギー消費の拡大が見込まれるアジアの都市において、同時に低環境負荷な社会をも実現していかなければならない。

東京が都市成長の過程において幾多の環境汚染を克服してきた経験や、現在取り組んでいる気候変動対策の情報をアジアの諸都市に発信することは、東京が、地球の未来のために果たし

うる貢献のひとつである。

今後は、国際協力銀行との連携やアジア大都市ネットワーク21などを活用してアジアの環境問題の解決に積極的に貢献していく。

図表3-2-1-3 世界、アジアの都市との連携等の取組



5 戦略的環境広報

都民、事業者、NPO等がそれぞれの役割に応じて環境保全に向けた取組に参加・協力し、実践していくためには、基礎となる的確な情報と問題意識を共有することが不可欠である。

しかしながら、今後、多くの主体を巻き込み、環境保全行動へのムーブメントを起こしていくためには、行政からの一方的な情報提供だけで

は不十分である。都はこれまでも、ディーゼル車NO_x作戦や地球温暖化阻止！東京作戦などを展開していく過程で、グリーンペーパーの発行やインターネット討論会などを行い、政策形成過程の情報や問題提起、解決策の提案を盛り込んだ双方向かつ提案型の広報に積極的に取り組んできた。

今後は、都民や事業者がそれぞれ具体的にどう取り組めばよいのかが実感できるように、都民

参加型の企画もまじえた広報活動をこれまで以上に積極的に行い、都民や事業者の理解と行動を促進していく。

あわせて、情報化社会の進展により広報媒体のポテンシャルが高度に発展していく中で、多様な広報媒体から最適な手段を選択し、様々な世代・立場の人々に都の方針・取組状況をタイムリーかつ効果的に伝え、都民・事業者等の環境保全に向けた活動を促す広報戦略を展開していく。

1 最新技術の開発促進、環境ビジネスの創出

東京には、他の追随を許さない優れた技術を持つ中小企業や優秀な人材の集積があり、巨大で洗練された市場の存在など高いポテンシャルを持っている。

都が掲げる高い目標を達成していくためには、こうした世界に誇る日本の技術力等を活かした革新的な最新技術の開発・普及が不可欠である。また、新たな環境政策の展開は新しいビジネスを生み出す。都市づくり、経済的誘導策とも連動して、開発された最新鋭の技術の普及促進施策を展開することで一層の開発を促す好循環をつくっていく。

さらに、東京で培われた最新技術を日本全国、世界に発信し、地球の直面する持続可能性の危機の克服に貢献していく。

○開発ニーズや情報の提供による最新技術の開発促進

多岐にわたる社会的課題の解決に企業の技術力を活かすためには、どのような課題やニーズがあるのかが企業に的確に伝わることが重要である。

省エネルギー、太陽エネルギー等再生可能エネルギーの利用拡大など、更なる技術革新が必要な分野について、高い目標や技術開発ニーズ、技術開発上の課題などの情報を提供することなどにより、民間の技術開発意欲を高め、技術革新を促進していく。

また、開発された技術の普及促進により更なる市場の要求を呼び起こし、技術革新の好循環を生み出していく。

○優れた民間技術の選定・普及・活用による市場拡大、先駆的な企業との連携強化

CO₂削減技術をはじめとする民間の優れた技術・製品を普及させるには、市場規模を拡大し、ビジネスとしての確立を目指すことが重要

である。

このため、優れた技術・製品について、その性能の信頼性・評価に関する情報を都民に提供していくとともに、新たな技術を活用したプロジェクト事業や、都事業への先行導入などにより、都自らが率先して普及の起爆剤となり、技術の確立、利用拡大に寄与していく。

さらに、首都圏・国内はもとより、アジアへの技術拡大や世界への普及も視野に、省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野の先駆的な取組を行う企業と連携したPR事業など、市場拡大を本格化する取組を進めていく。

○研究機関・大学等との連携

優れた技術力を持つ都の研究機関や大学、企業等の力を結集し、産学公の連携による技術開発事業を進めていく。

<参考>産学公の連携による環境課題への取組

- ・「東京都地域結集型研究開発プログラムによる環境浄化技術の開発」事業を開始（2006年度～）。東京の環境改善に貢献していくとともに、新しい環境ビジネスの創出を目指していくなどの取組を進めている。

2 調査研究の充実強化

環境の危機克服に当たっては、その危機をもたらす現象や原因物質を解明するとともに、その発生機序や実態の把握、環境・人体への影響などの科学的知見に基づく効果的な施策展開が不可欠である。また、民間の科学技術力を活かし、様々な施策課題に対応していくためには、最新の技術動向を踏まえ、技術の評価、効果検証等を行うとともに、技術の施策への最適な活用可能性を判断していくことが求められる。

これまで都は、東京都環境科学研究所をはじめとする都の試験研究機関や大学等との連携による先駆的・継続的な研究により、ディーゼル車規制の開始を可能とする技術開発や、ヒートアイランド現象の実態解明などを行い、国に先

駆けた環境施策の展開を実現してきた。

今後も、大学、国や民間等の研究機関とも連携し、施策展開の科学的裏付けとなる知見の継続した集積と、新たな課題に対する施策立案や事業執行を支える調査研究の充実強化を図っていく。

第3節 東京の環境を引き継いでいく次世代の人材育成

これまでの都の取組

～大人対象から

次世代を担う子ども重視へ～

持続可能な都市を構築し、深刻な地球温暖化問題を解決するためには、次世代を担う人材の育成は不可欠である。

これまで都は、地域における環境活動の普及や実践を進めることを目的とし、環境学習リーダー養成講座を行うなど、大人を対象とした環境教育の推進を図ってきた。今やこの成果は、地域、区市町村を中心とする環境活動への積極的な取組へと広がりを見せている。

一方、環境教育を取りまく状況も大きく変わり、全国の小・中学校では、2002年度から総合的な学習の時間が新たに導入され、その学習

課題として国際理解教育などとともに、環境教育に積極的に取り組む学校が見られるようになった。また、近年は、様々な企業がCSR活動として、自社の特性を生かした独自の環境教育プログラムを作成し、小・中学校等へ出前授業を行うなど、活発な活動が進んでいる。

このような社会の変化を受け、都でも2004年度から、NPO法人国際芸術技術協力機構が開発し世界で展開している環境教育プログラム「キッズISO14000プログラム（入門編）」を都内小学校に普及させる事業を、企業の協力のもと実施している。さらに、環境教育に先進的に取り組む企業やNPOが実施している地球温暖化出前授業を、都内小中学校に紹介する事業も行っている。

図表3-2-3-1 環境教育プログラムの普及・紹介事業による実施実績

実施内容 年度	キッズISO14000プログラム		NPO法人の出前授業	都と協働で実施している 企業の出前授業
	実施校数	人数	実施校数（都内）	実施校数（都内）
2004年度	10校（試行）	約700人（試行）	約40校	—
2005年度	110校	約8,000人	約70校	約20校
2006年度	111校	約8,000人	約50校	約10校※

※1：他に言・ろう・養護学校での実績10校

今後の人材育成のあり方

～地球規模で考え、

足元から行動できる人材の育成～

持続可能な都市を構築し、地球温暖化問題を解決するためには、現在の子どもたちが、環境問題の現状や課題、解決策について自ら気づき、考え、行動する大人になることが必要である。つまり、社会のあらゆる場面（職場、地域、家庭等）において、環境に配慮した行動を取ることができる社会人を育成する必要がある。さらに、生態系的視点と社会的視点の双方を持ち、

人間活動と自然環境との関わりについて総合的に理解し、地球規模で考え、足元から行動できる人になることが重要である。

そのためには、知識だけでなく感動、体験を重視し、子どもの自発性を引き出すような教育を実施する必要がある。

また、2006年に施行された改正教育基本法において、教育の目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」（第二条第四号）とする規定が盛り込まれ、教育現場における環境教育の重要性は、ますます高まってきている。

そこで今後は、企業・NPO、区市町村、教育委員会など、関係主体との連携をさらに密にし、環境教育を学校において効率的・効果的に実施していくための手段を講じていくこととする。

1 児童教育（小学校）を核とした、様々な主体との連携による環境教育の実現

現在、学習指導要領に基づき、多くの学校において総合的な学習の時間を活用した環境教育が実施されているが、その内容（分野）や、使用している教材などは千差万別であり、特定の分野に偏らない、年間をとおした環境教育の体系づくりや、人間の社会活動にまで結びつけた環境教育が求められている。このため、各学校が、その実情やニーズに合わせた主体的な教育を行い、総合的な学習の時間において各教科と連動した環境教育を実施するよう、学校に対して働きかけていく。

その際、校庭芝生化や家庭における温暖化対策などの環境施策とも関連付けることとし、例えば、家庭での節電等の実践学習で具体的な省エネ行動を意識づけるなど、家庭や地域と連携した実践型の学習を展開していく。

また、都内の全ての児童が、より充実した環境教育を受けられる体制づくりとして、例えば私立も含む全学校の教職員を対象とした、体系的な環境教育プログラム（指導書）に関する研修会などを実施していく。

環境教育プログラム（指導書）の内容としては、下記の点に留意する。

- ①ごみ問題や自然観察だけ、などといった偏った内容にせず、生物の多様性、水循環、温暖化問題、エネルギー問題など、すべての分野を盛り込むことにより、人間が生態系の中の一部であることを認識させるもの
- ②知識伝授型ではなく体験を重視し、自分の持つ感性をフルに活用して感動を伴うものとする
- ③最後は自分の行動に結びつくものであること。その場合、衣、食、住のすべてにおいて

て温暖化防止のための行動を起こすことができるようになること

なお、環境教育プログラム（指導書）には、これまで成果をあげてきた「キッズISO14000プログラム」や企業・NPO等による出前事業も積極的に取り入れるなど、既存のプログラムも活用できる内容にする。また、良質な出前授業の提供に向けた仕組みづくりについても検討していく。

さらに、高校や大学、研究機関、地域住民や保護者など、広く参加できるような仕組みの構築を検討していく。

2 埋立処分場見学会を活用した総合的な環境教育の実施

都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場では、23区内の中間処理施設でごみを処理した後に発生する残さを埋立処分している。ここはまた、年間5万人の子どもたちが小学校の社会科見学等で訪れる、ごみ・リサイクルについての学習の場でもある。

現在、既に埋立が終了している中央防波堤内側埋立地では、埋め立てられたごみから発生するメタンガスの有効利用施設であるガス発電施設、風力発電施設「東京かざぐるま」などが稼働しており、太陽光発電設備も設置されている。さらに、今後は「海の森」の整備も進む予定である。

このように、処分場周辺はごみやリサイクルだけでなく、再生可能エネルギーや緑等についても学ぶことができる場であるため、今後は、温暖化、廃棄物、エネルギー、自然環境など、環境について総合的に学ぶことができる場として、処分場見学会の拡充を図っていく。

第4部

計画の推進

1 計画の進捗状況の点検と見直し

本計画を着実に推進していくために、施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行っていく。また、把握した結果については、定期的に都民に公表していく。

今日の環境問題は、国内外の社会経済状況の変化等によって大きく変化していくことも予想されるが、こうした状況変化に柔軟かつ適切に対応していくため、本計画の定期的な見直しを行っていく。

2 推進体制と財政的な措置

持続可能な都市を目指す取組は、長期継続的に行われていくべきものである。同時に、気候変動の危機を始めとする現在の環境問題への対応には、大胆で戦略的な取組を加速化していくことが不可欠となっている。

本計画を着実かつ先進的に推進していくため、都は、施策立案機能を一層強化するとともに、組織の壁を越えた全庁的な推進体制を構築しながら、重層的・複合的な施策展開を図っていく。

また、計画の推進を確実なものにするため、必要な財政上の措置について適切な対策を講じるとともに、「地球温暖化対策推進基金」の活用などにより、新たな政策展開について集中的・重点的に投資を行っていく。

第2節 施策の具体的な展開

本計画により目指すべき持続可能な都市の実現に向け、都が今後、戦略的に取り組んでいく具体的事業展開について示す。

これは、「10年後の東京」への実行プログラム2008、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」及び「緑の東京10年プロジェクト」の施策化状況を踏まえたものであり、毎年度行われる各プロジェクトの実施状況の検証・ローリング（PDCAサイクルの強化・確立）の仕組みの中で、随時更新されていくものである。

都はこれを着実に推進していくとともに、本計画に掲げる「人類・生物の生存基盤の確保」「健康で安全な生活環境の確保」「より快適で質の高い都市環境の創出」の実現に向け、今後も多様な手法により施策の構築と具体化を図っていくこととする。

人類・生物の生存基盤の確保

～気候危機と資源制約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～

産業・業務部門のCO₂削減対策

【大規模CO₂排出事業所対策】（新たな制度構築）

大規模CO ₂ 排出事業所に対する削減義務と排出量（削減量）取引制度の導入	温室効果ガスの排出量が相当程度多い大規模事業所に対して総量削減義務を課すとともに、他の事業所からの削減量等の取得を認める排出量（削減量）取引制度を導入し、義務の達成を可能にする。
--	---

【中小企業CO₂削減対策】（新たな制度構築）

中小規模事業所における新たな地球温暖化対策の推進制度設計	すべての中小規模事業所が取り組める排出量や対策状況等を記載した省エネ報告書（仮称）の任意提出制度を導入する。このうち、企業単位など全体でのエネルギー使用量が一定規模以上に達する事業者については、本社等で報告書を提出することを義務付ける。
------------------------------	--

【中小企業CO₂削減対策】（金融面からの支援）

「環境CBO ^(※1) 」による中小企業のCO ₂ 削減対策の促進	東京都債券市場構想 ^(※2) に基づき2003年3月から実施しているCBOの参加要件に、CO ₂ 排出量の削減条件を新たに付加することで、中小企業のCO ₂ 削減対策を促進する。
中小企業制度融資 ^(※3) におけるCO ₂ 削減支援メニューの充実	中小企業制度融資の「産業力強化融資」の対象に、設備改善などCO ₂ 削減に資する取組を新たに追加することで、中小企業におけるCO ₂ 削減対策を促進する。

【中小企業CO₂削減対策】（業界、事業所ごとの対策）

中小規模事業所における地球温暖化対策の推進	中小規模事業所の省エネ診断や省エネ運用改善の技術支援を行うとともに、区市別の研修会において省エネルギー対策技術の紹介などを行う。また、業種別に、現場実態とマッチした省エネ手法を業界団体と連携して周知する。
省エネ型ボイラーの普及	これまでの低NOxボイラー認定制度に、新たに省エネの視点を追加してその普及促進を図り、中小企業等のCO ₂ 削減を推進する。
公衆浴場燃料のクリーンエネルギーへの転換	普通公衆浴場の使用燃料を重油等から都市ガス等のクリーンエネルギーに転換するための支援を行う。

(※1) CBO…Collateralized Bond Obligation（社債担保証券）の略称。複数の社債を束ねて投資家から資金を調達する新たな手法

(※2) 東京都債券市場構想…優秀で元気な中小企業が担保や保証人がなくても市場から資金調達できるよう、直接金融への道を拓こうとするもの。中小企業の資金調達を円滑にし、東京都の産業を活性化することを目的とする。

(※3) 中小企業制度融資…中小企業の経営向上に必要な事業費の調達を円滑にするため、東京都、東京信用保証協会、制度融資取扱指定金融機関の三者が協調して資金を供給する制度

【都市づくりにおけるCO₂削減対策】（都市づくりの制度活用）

「CO ₂ 削減」「緑化促進」に向けた都市開発諸制度（※4）の活用	大規模な都市開発において、総合設計などの都市開発諸制度の適用条件に、建築物の省エネ性能などが一定の水準であることを新たに追加し、客観的な指標に基づく評価を行う。
建築物環境計画書制度（※5）の強化	建築物環境計画書制度の対象を拡大するとともに、一定の省エネ基準の達成及び再生可能エネルギーの導入検討を義務化する。
大規模新築建築物等に対する省エネルギー性能評価書制度（仮称）の創設	新築、増築の一定規模以上の建築物（共同住宅を除く。）の建築主に対して、省エネ性能を記載した省エネルギー性能評価書（仮称）を建築物の売買、賃貸借の契約時に相手方に提示することを義務付ける。
地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度（仮称）の創設	大規模な都市開発において、建築物の省エネルギー性能の向上、未利用・再生可能エネルギーの活用、地域冷暖房の導入等によりエネルギーの有効利用を図り、低CO ₂ 型の都市づくりを推進するために地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度（仮称）を創設する。

【都市づくりにおけるCO₂削減対策】（地域における対策）

都市開発と環境の共生の観点からのCO ₂ 削減の指針作成	都市開発と環境との共生を目指し、人口や産業の動向を踏まえた将来の区部におけるCO ₂ 排出量を予測した上で、都市開発におけるCO ₂ 排出削減のための方策について指針を作成する。
品川駅・田町駅周辺地域の整備	品川駅・田町駅周辺地域において、環境負荷の少ない「環境モデル都市」の実現に向け、様々な取組を総合的に実施することにより、「まちづくりガイドライン」に基づく計画的なまちづくりを推進する。
地域特性に応じた環境対策型舗装の推進	ヒートアイランド対策推進エリア内の都道において、路面の補修にあわせて、路面温度の上昇を抑制する保水性舗装・遮熱性舗装を実施する。
清掃工場における高効率発電設備導入の促進	今後、多摩地域を中心に予定されている清掃工場の建替えにおいて、よりエネルギー効率の高い廃棄物発電設備の導入を誘導する。

（※4）都市開発諸制度…公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度で、総合設計、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区の4制度のこと。

（※5）建築物環境計画書制度…延床面積1万㎡を超える大規模建築物の新築・増築時に、建築主に省エネ対策等環境配慮の取組と評価を記載した計画書の提出を義務付ける制度

【都庁の率先行動】（施設・設備面での率先行動）

<p>都有施設における省エネ・再エネ（「再生可能エネルギー」のこと。以下同様）導入の全面展開</p>	<p>都有施設の新改築時や改修時等において、省エネ・再エネを積極的に導入し、区市町村、民間等の省エネ・再エネ導入を誘導する。</p>
<p>太陽光発電設備の導入</p>	<p>都税事務所に太陽光発電設備を導入することにより、CO₂削減を図る。</p>
<p>都立文化施設における省エネ・再エネ導入</p>	<p>都立文化施設において、設備改修による省エネ・再エネ導入により、CO₂削減に取り組む。</p>
<p>都立体育施設における省エネ・再エネ導入</p>	<p>都立体育施設において、設備改修による省エネ・再エネ導入により、CO₂削減に取り組む。</p>
<p>都営住宅の仕様見直し</p>	<p>都営住宅の建替時において、仕様を見直し、断熱性能の向上を図る。</p>
<p>太陽光発電設備の導入</p>	<p>都営住宅の建替時において、住棟ごとに太陽光発電設備を設置する。</p>
<p>自然エネルギーを活用した自然公園施設整備</p>	<p>奥多摩や八丈島などの自然公園施設に太陽光発電等を設置し、CO₂削減を図る。</p>
<p>都立福祉施設改修時の省エネ対策</p>	<p>保健所、児童福祉施設、障害者施設などの改修の機会に、省エネ対策を実施する。</p>
<p>都立福祉施設改築、再編整備に伴う省エネ等対策</p>	<p>健康危機管理センター（仮称）、子ども家庭総合センター（仮称）などの施設の改築、再編整備において、最高水準の省エネ対策、再生可能エネルギー導入を行う。</p>
<p>都立病院再編整備に伴う省エネ等対策</p>	<p>PFI^(※6)による都立病院の再編整備において、省エネルギー、省コストの一層の推進を図るとともに、環境に配慮した施設とする。</p>
<p>ESCO事業^(※7)の実施</p>	<p>広尾、大塚、墨東の各病院においてESCO事業を導入し、エネルギー消費量の削減を図る。</p>
<p>地球温暖化対策工事</p>	<p>公社病院において、照明器具のインバーター化などの取組を行うことにより、事業活動に伴うCO₂排出の削減を図る。</p>
<p>太陽光発電設備の導入</p>	<p>豊洲新市場等に太陽光発電設備を導入することによりCO₂削減を図る。</p>
<p>水族園の地球温暖化対策</p>	<p>葛西臨海水族園において、ろ過ポンプインバーター化、ガス吸収式冷温水発生機の更新など設備更新による省エネ対策等を実施する。</p>
<p>地球温暖化に配慮した都立公園等の整備</p>	<p>都立公園等において、高圧変電設備等の設備更新等による省エネ化を推進する。</p>
<p>カーボンマイナスに資する海上公園の実現</p>	<p>海上公園における再生可能エネルギーの導入とともに新たな植樹などカーボンマイナスに資する方策を集中的、複合的に実施することにより、CO₂削減を図る。</p>
<p>太陽光発電設備の導入</p>	<p>東京港の上屋の新築・改築に併せて太陽光発電設備を設置し、ふ頭で使用する電気の一部を再生可能エネルギーで調達することにより、CO₂削減を図る。</p>
<p>エスカレーターの自動運転化の拡大</p>	<p>お客様の利用が比較的少ないエスカレーターについて、利用時のみ自動運転されるよう改修し、電力消費量の削減等省エネルギー化を図る。</p>
<p>太陽光・小水力発電設備の導入</p>	<p>水道施設における太陽光発電設備や小水力発電設備の導入を進め、自然エネルギー等の有効利用によりCO₂削減を図る。</p>
<p>太陽光発電設備の導入</p>	<p>都立学校に太陽光発電を導入することにより、CO₂削減を図る。</p>
<p>駐在所における太陽熱温水器の設置</p>	<p>駐在所の新改築に当たって太陽熱温水器を設置し、CO₂削減を図る。</p>
<p>省エネ・再エネを導入した消防庁舎の建設</p>	<p>消防庁舎の新改築に当たって、省エネ・再エネを導入した施設整備を進める。</p>
<p>都有施設への省エネ・再エネ導入指針の策定</p>	<p>世界でもトップクラスの仕様である「省エネ東京仕様2007」の適用や、再生可能エネルギーの積極的な導入、設備運用時の対策などを推進するため、指針を策定する。</p>
<p>「地球温暖化対策都庁プラン」の改定</p>	<p>都庁の温暖化対策の実行計画として2005年度に策定した「地球温暖化対策都庁プラン」を改定し、さらにハイレベルなCO₂排出削減目標を設定して率行的対策を強化する。</p>
<p>街路灯や公園灯の省エネ照明への転換</p>	<p>都管理道路における街路灯や都立公園における公園灯のうち、水銀灯を消費電力量の少ない照明器具に転換し、省エネ化の取組を推進する。</p>
<p>車両用信号灯器及び歩行者用信号灯器のLED化</p>	<p>都内の車両用信号灯器及び歩行者用信号灯器をすべて省電力のLED（発光ダイオード）式に転換していく。</p>

【都庁の率先行動】（事業活動に伴う率先行動）

電気のグリーン購入（※8）の拡大	都庁における電気のグリーン購入を拡大するとともに、自治体、NPO、民間事業者等による「グリーンエネルギー購入フォーラム」を全国展開することで、再生可能エネルギーの普及促進を図る。
木質系バイオマスと下水汚泥の混合焼却事業	花粉症対策等で発生する未利用材や剪定枝の木質系バイオマス（生物資源）を、下水処理施設で発生する汚泥の焼却時に使用する都市ガス等の代替エネルギーとして有効活用する。
ランドフィルガス（※9）の効率的採取と最適利用の実施	中央防波堤外側埋立場において、現在大気中に放出されるままとまっている温室効果の高いランドフィルガスを効率的に採取するとともに、その最適な利用手法を導入する。
断熱材フロンの焼却処理	温室効果の高いフロンガスの大気への放散を防止するため、食肉市場等の冷凍冷蔵庫解体時に発生する断熱材フロンの焼却処理を行う。
アイドリング・ストップ対応外部電源設備の設置	市場における搬入搬出用の冷凍・冷蔵車両のアイドリングによるCO ₂ 排出を防止するため、豊洲新市場に外部電源設備を設置する。
新しい水供給システムの構築	水量、水圧のコントロールに加え、エネルギー効率にも配慮した新たな水供給システムを構築し、運用する。
汚泥焼却における温室効果ガス削減	汚泥焼却炉を炭化炉やガス化炉に更新していくことにより、温室効果ガスの削減を図る。
省エネルギー型脱水機・濃縮機の導入	消費電力の大きいこれまでの脱水機・濃縮機から省エネ型脱水機・濃縮機に更新していくことにより、消費電力を抑制し、CO ₂ の削減を図る。
水処理過程での電力消費量の削減	省エネルギー型のばっ気システム（微細気泡散気装置等）及び攪拌機の導入により消費電力を抑制し、CO ₂ の削減を図る。

【所管局の本来事業がCO₂削減につながる率先行動】

地形の高低差を考慮した水道システムの構築	東南幹線の整備により、これまでより高低差の少ないルートでの給水を可能とし、消費電力の低減を図る。
漏水防止による環境負荷の低減	既設管路の漏水防止作業により無駄になる水を抑制し、CO ₂ 排出の削減を図る。

（※6）PFI…Private Finance Initiativeの略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等に際し、民間部門のもつ経営ノウハウや資金を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供する手法

（※7）ESCO事業…Energy Service Companyの略称。省エネと光熱水費の削減を顧客に保証し、削減方法の提案から、改修工事、工事後の削減効果の検証までを一貫して行う事業

（※8）電気のグリーン購入…地球温暖化に配慮し、CO₂排出係数（1kWhあたりの電気の使用に伴うCO₂排出量）の低い電気を購入するとともに、CO₂を排出しない再生可能エネルギーの環境価値を購入する取組

（※9）ランドフィルガス…ごみの埋立処分場において、有機物が微生物によって分解されることにより発生するガス

家庭部門のCO₂削減対策

環境に配慮したカーボンマイナス住宅の供給促進	既存住宅の省エネ改修を促進するため、設計手法や工法を募集・評価し、リフォーム業者向けのガイドを作成する。また、住宅の省エネ対策について、都が実施するイベントなどの場を通じ、都民に幅広くPRする。
住宅供給公社住宅の高断熱化と設備機器の高効率化	公社住宅の建替えに当たり、次世代省エネ基準に適合する断熱仕様による冷暖房負荷の抑制や、高効率給湯器の採用によるガス消費量の抑制を実施する。
高効率給湯器の導入促進	家庭におけるエネルギー消費の約3割を占める給湯からの温室効果ガスの排出削減を推進するため、初期投資費用に係る低利融資などにより、高効率給湯器の導入を支援する。
太陽エネルギーの飛躍的な導入拡大	関係事業者との連携により、太陽エネルギー機器への初期投資を10年程度で回収できる仕組みづくりを進め、また、太陽エネルギーの利用拡大に向けたムーブメントを巻き起こし、太陽エネルギー100万kWの導入を図る。
白熱球一掃作戦	コンビニやスーパー、電気店などの販売店と連携し、白熱球の電球形蛍光灯への交換を呼びかけ、家庭で誰もが取り組める身近なCO ₂ 削減対策として白熱球の一掃を促していく。
環境に関するムーブメントの醸成	映像媒体や都民参加型イベントの活用、戦略的パブリシティの実施などにより、都民の気候変動対策への取組意欲を高め、実際の行動を促進する。(再掲P156)
環境学習の強化	年間約5万人の子ども達が訪れる埋立処分場見学会を、温暖化問題などについて総合的に学ぶ機会に再構築する。また、都内小学校の教職員を対象とした実践研修により環境教育のリーダー的人材を養成し、小学校の環境学習を促進する。(再掲P156)

運輸部門のCO₂削減対策

【低公害・低燃費車の利用促進】

低燃費車利用のルールづくり	自動車の生産、販売、購入、利用のすべての段階において、低燃費車が優先的に取り扱われるような「低燃費車利用ルール」を策定することで、低燃費車の大量普及を推進する。
庁有車への低公害車・低燃費車の積極的導入	最新の排出ガス規制適合車、燃費基準達成車やハイブリッド車など、環境性能の高い自動車を導入することで、庁有車のCO ₂ 排出量の削減を図る。
ハイブリッドバスの導入等	CO ₂ 削減に寄与し、省エネルギーにも効果のあるハイブリッドバスを導入する。
低公害・低燃費な消防車両の導入	東京消防庁が保有する車両を、ハイブリッド車など最新技術により排出ガスを最小限に抑えた低公害車に更新することで、CO ₂ 排出量を削減する。

【自動車燃料対策】

都バスへのバイオディーゼル燃料（※1）の先駆的導入	第一世代バイオディーゼル燃料について、都バスでの利用を拡大していくとともに、バス事業者等への導入を促していく。また、第二世代バイオディーゼル燃料についても、利用拡大に向け、燃料供給体制の整備等を進めていく。
環境自動車燃料の導入促進プロジェクトの展開	CO ₂ の削減に向け、第二世代バイオディーゼル燃料の率先導入プロジェクトを実施するとともに、BTL、GTL（※2）の活用を検討等を行っていく。

【エコドライブの普及促進】

都民のエコドライブの取組の普及啓発	安全運転講習、イベント等でのリーフレット配布等により、都民のエコドライブを喚起・誘導し、CO ₂ を削減する。
エコドライブ推進に向けた事業者団体の取組支援	事業者のエコドライブ支援機器の導入支援により、事業者のエコドライブを喚起・誘導し、CO ₂ を削減する。
「グリーン経営認証（※3）」の取得	軽油消費量の管理やエコドライブの実践により、環境に配慮した事業運営を行い、各営業所・支所において「グリーン経営認証」を取得する。

（※1）バイオディーゼル燃料…バイオマス（生物資源）を主原料とするディーゼル燃料。化石燃料からの代替により、温室効果ガスの排出削減に寄与する。植物油が原料の第一世代は品確法の規格により、軽油に5%まで混合が可能。第二世代は、獣脂を含む油脂を原料に水素化処理を行い、軽油と同一性状に精製したもの。

（※2）BTL、GTL…BTL：Biomass To Liquidsの略称。バイオマスから発生するガスから製造される合成液体燃料、GTL：Gas To Liquidsの略称。天然ガスから製造される合成液体燃料

（※3）グリーン経営認証…一定レベル以上の環境保全の取組を行っている運輸事業者に対し、国土交通省の所管団体である、交通エコロジー・モビリティ財団が審査のうえ、認証・登録を行うもの。

【交通流・交通量対策】

ハイパースムーズ作戦	単路部を含めた路線区間の交通流の円滑化のため、ITS ^(※4) 等新技術の活用も有り、渋滞の緩和を図る。このことによりCO ₂ を削減する。
地区物流効率化促進総合認定制度	繁華街等における共同荷さばきスペースの確保、荷さばきルールの確立など、地区の物流を改善し、地域交通の円滑化を図る計画を認定し支援策を講じることにより、渋滞解消、走行速度を向上させ、自動車から排出されるCO ₂ の削減を図る。
大型貨物車走行ルートの適正化方策の検討	大型貨物車を一般道路から中央環状線等の高速道路を中心とした高規格道路へ誘導することにより、輸送スピードの向上、走行時間の短縮を図り、自動車からのCO ₂ 排出量の削減を図る。
東京における交通システムのあり方検討	LRT ^(※5) やBRT ^(※6) など新たな公共交通を検討・実現することで、過度に自動車に依存しない社会システムを構築し、自動車からのCO ₂ 排出量の削減に寄与する。
地域特性に応じた環境交通施策の展開	地域や業界の特性に応じた自動車走行量抑制策や公共交通機関の利用促進策等を実施することで、持続可能な環境交通を実現し、CO ₂ の削減を図る。
物流分野での人材育成の検討	物流の効率化の実現に向け、IT等の知識やその活用のノウハウを習得し、業界にフィードバックできる人材を育成することで、CO ₂ 削減を促進する。

【環境交通の実現を支える都市基盤の確立】

東京外かく環状道路等の整備促進	外環等の早期整備を促進することで、車の走行速度の向上と渋滞の解消を図り、自動車からのCO ₂ 排出量を削減する。
市街地整備事業におけるCO ₂ 削減(環状2号線整備)	都施行市街地再開発事業や区画整理事業による環状2号線の整備を図ることで、道路ネットワークを構築し、自動車の走行時間短縮によるCO ₂ 排出量削減を図る。
区施行連続立体交差事業費補助	都が2004年に策定した「踏切対策基本方針」に基づき、都施行に加え区施行による鉄道の連続立体交差化を促進することで、踏切による交通渋滞を解消し、自動車からのCO ₂ 排出量を削減する。
道路ネットワークの整備推進	首都圏三環状道路をはじめ、都内の骨格幹線道路などの道路ネットワークや連続立体交差などを早期に整備することで、旅行速度を向上させ、自動車からのCO ₂ 排出量を削減する。
第二次交差点すいすいプラン	多摩地域を中心とした2車線道路の交差点に右折レーンの設置等を行うことで、交差点付近の旅行速度を向上させ、自動車からのCO ₂ 排出量の削減を図る。
橋梁の耐荷力向上	東京港などの物流拠点を結ぶ、主要な路線に架かる橋梁の耐荷力向上を図り、物流効率化に資することで、幹線道路の渋滞を解消し、自動車からのCO ₂ 排出量の削減を図る。
臨海地域における道路ネットワークの整備	臨海部の道路ネットワークの整備により、走行速度の向上と渋滞の解消を図り、自動車からのCO ₂ 排出量を削減する。
内貿ユニットロードターミナル ^(※7) の整備	内貿ユニットロードターミナルを整備することで、国内物流の輸送分担をトラック輸送から環境負荷の少ない内航海運に転換し、CO ₂ を削減する。
水辺の観光資源化の推進	歩行者用案内標識の設置など、水辺を活かした観光ルートの開発促進や、新たな舟運ルートの開発のための運航実験等を行うことで、自動車利用から舟運利用への転換を図り、CO ₂ の削減を促進する。

(※4) ITS…Intelligent Transport Systemsの略称。最先端の情報通信技術を用いて、人、道路、車両の情報をネットワーク化し、交通事故、渋滞などの解決を目的とする新しい交通システム

(※5) LRT…Light Rail Transitの略称。乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代型の軌道系交通システム(路面電車)

(※6) BRT…Bus Rapid Transitの略称。連接バス、バス専用道路等により、路面電車など軌道系システムと比較しても遜色のない機能と柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システム

(※7) 内貿ユニットロードターミナル…RORO船(貨物を積んだトラック等が自走又はけん引により出入りできる構造を持った船)等による荷役を効率的に行うための設備を有した国内貿易用のふ頭

カーボンマイナス・ムーブメント

【CO₂削減の機運醸成】（家庭における取組強化）

環境に関するムーブメントの醸成	映像媒体や都民参加型イベントの活用、戦略的パブリシティの実施などにより、都民の気候変動対策への取組意欲を高め、実際の行動を促進する。（再掲P153）
環境学習の強化	年間約5万人の子ども達が訪れる埋立処分場見学会を、温暖化問題などについて総合的に学ぶ機会に再構築する。また、都内小学校の教職員を対象とした実践研修により環境教育のリーダー的人材を養成し、小学校の環境学習を促進する。（再掲P153）

【CO₂削減の機運醸成】（社会全体への波及）

物品調達等におけるCO ₂ 削減対策の構築	物品調達等における、事業者の環境配慮に対する取組へのインセンティブ向上策を実施する。また、CO ₂ 削減の観点を「グリーン購入ガイド」等に反映する。
市民や地域参加型の再生可能エネルギー導入プロジェクト	市民出資によってモデル的な風車を設置することで、市民出資型風力発電の普及拡大を目指す。
「臨海副都心まちづくりガイドライン」に基づく開発誘導	「臨海副都心まちづくりガイドライン」に基づき、進出事業者の開発において、自然エネルギーの利用を誘導していく。
環境にやさしい直結給水への切替え推進	貯水槽水道方式から直結給水方式 ^(※1) への切替えを推進することにより、建物の加圧ポンプ使用に係る電力使用の削減を図る。
建材用断熱材フロンの分別分解処理の推進	断熱材に含まれる、温室効果の高いフロンガスの大気への放散を防止するため、廃断熱材の処理として現行多く行われている埋立処分から、適切な分別回収、焼却処理（フロンの分解）へ転換、誘導していく。
東京マラソン及び東京大マラソン祭りにおける環境への取組	東京マラソン及び東京大マラソン祭りの場を活用し、気候変動対策等の普及啓発を行っていく。
環境を最優先したオリンピック実現への取組	東京オリンピック環境ガイドライン等に基づき、大会開催によって排出が予想されるCO ₂ の量を上回るCO ₂ 削減対策を講じるとともに、オリンピック環境アセスメント指針に基づき、計画段階から環境アセスメントを実施していく。

【税制や金融を活用した取組】

都独自の「省エネルギー促進税制」検討	都独自の「省エネルギー促進税制」について、減免・課税の両面から東京都税制調査会において検討していく。
金融機関へ環境投融资の拡大及び実績公開を要請	都内金融機関に対し、環境投融资の拡大及び実績公開を知事名で要請し、経済的インセンティブを強化することにより、企業のCO ₂ 削減に向けた行動を促進する。
預金の引合いにおける環境配慮基準の追加	都の公金を金融機関に預金する際、引合いにおける金融機関からの提示レートが同率の場合、環境配慮基準を導入し、金融機関の環境に配慮した取組を評価して預金先を決定する。

(※1) 直結給水方式…貯水槽を経由せず、配水管から直接ビルやマンションなどの各階に給水する方式。貯水槽の水を揚水するためのポンプ使用電力を節減できる。

【先駆的な環境技術の研究開発】

セラミック系材料を活用した省エネの都市環境対策システム構築	高い断熱性能を持つセラミック系材料を活用し、断熱クロス・シート、超省エネ型床暖房システム、花粉症等の有害物質除去給排気装置など建築物の省エネ性能向上に役立つ新製品の開発を促進する。首都大学東京が複数の民間企業の技術を統合し、早期の実用化につなげる。
バイオ燃料評価技術の開発	バイオ燃料の利用をより推進するため、適正品質管理や偽装防止に活用可能な、バイオ燃料の簡易な測定技術を開発し、その実用化を図る。

【世界の都市との連携】

「世界大都市気候先導グループ」における世界の大都市との連携	世界大都市気候先導グループを通じて、都の先駆的な気候変動対策を世界へアピールするとともに、世界の気候変動に関する各種情報を収集、紹介することで、世界的規模でのCO ₂ 削減を目指す。
アジアの都市等との連携	国際協力銀行との相互協力などにより、アジア等諸都市との連携を進めていく中で、都の政策と東京や日本の企業が有する優れた環境技術を結びつけていき、国際的な気候変動対策に協力していく。

省資源化と資源の循環利用の促進

【廃プラスチックのリサイクル促進】

廃プラスチック埋立ゼロ協定の締結	リサイクルに取り組む排出事業者をはじめ、廃プラスチックの小口回収や再生利用を積極的に行う処理業者と都が協定を締結して、廃プラスチックのリサイクルを今まで以上に推進する。
都処分場の産業廃棄物の受入量抑制	都の処分場で受け入れる廃棄物をさらに限定し、都民・事業者のリサイクルへの取組を強力に促しながら、段階的に廃プラスチックの受入量を減らす。

【産業廃棄物対策の新たな取組の推進】

評価制度の普及拡大と技術開発支援センターの設置	優れた取組を行う処理業者を第三者機関が評価する制度を普及拡大し、優良な処理業者が活躍するよう誘導する。また、産業廃棄物処理やリサイクルなどの技術開発を支援するセンター機能を整備し、事業者との共同実証研究、情報発信や処理業者に対する技術指導等を行う。
-------------------------	--

【3Rの普及促進】

3Rの普及促進	八都県市による3R普及促進キャンペーンなどを実施することで、都民・事業者に対し、3R運動を普及させていく。
---------	---

健康で安全な生活環境の確保

～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～

【PM2.5、VOC対策】

大気環境の実態解明とPM2.5・VOC対策の確立	PM2.5及びVOCについて、大気中濃度や成分を測定し、都内における実態解明を進めるとともに、PM2.5の発生源や生成の仕組みなどの調査研究、将来濃度の推計を行い、目標値の設定と都独自の対策を確立する。また、VOCと光化学オキシダント発生の関係を研究し、汚染物質の発生源・削減対策につなげていく。
VOC削減対策の拡充	中小規模事業者の削減の取組を促すため、対策アドバイザーの派遣を充実させるとともに、塗料メーカーの業界団体等と連携した対策の周知などを行い、低VOC製品の普及を促進する。

【東京湾の水質改善】

底質の状況調査	東京湾の底質による水質汚濁の原因を解明し、改善策を事業化していくために、湾の底質の堆積状況・底質からの溶出状況を調査・分析する。
---------	--

【水質改善の多様な取組】

重点的なしゅんせつの推進	汚泥の堆積が著しい日本橋川や亀島川、東雲運河や高浜運河など江東地区、芝浦地区のしゅんせつを推進する。
下水道施設整備による水質改善	放流水質の規制強化等に対応するため、砂町・浮間水再生センターにおいて、高度処理施設の整備を進める。また、大雨時の汚水の流出対策として、水再生センターやポンプ所の貯留施設を整備、雨水吐口のごみ流出抑制対策なども実施する。
水生生物を活用した水質改善の取組	新たな水質改善手法を確立するため、カキによるお台場の水質浄化実験を実施する。また、水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出し、良好な水辺空間を創出するため、中央防波堤沖に磯浜を整備する。

【産業廃棄物対策の新たな取組の推進】

解体工事現場への立入指導	建物解体現場に立入指導し、解体業者への指導啓発や悪質業者の徹底追及などすることにより、不法投棄を未然に防止する。
--------------	--

より快適で質の高い都市環境の創出

～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～

都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開

【都民が大切に育てる緑】

マイ・ストリート・ツリー	一本一本の街路樹等に、寄附した方の名前などを記載するマイ・ストリート・ツリー事業を実施していく。(再掲P162)
メモリアルツリー	子どもの誕生や結婚、賀寿など、人生の喜びを緑に託す「メモリアルツリー」事業を都用地等で実施していく。
都民・企業等と協働した海の森公園の整備	多くの都民・企業・NPO等が参加する2,000人規模の植樹祭や、小学生・ボランティアによる苗木づくり、草刈や樹木の除・間伐、森の育成状況を確認するための自然観察会を実施し、あらゆる主体の協働による整備を進めていく。
地域を巻き込んだ芝生管理の展開	企業、団体、NPOなどで構成する東京芝生応援団が校庭芝生化の拡大に向け、学校や地域とともに活動していく。(再掲P164)
花粉の少ない森づくり運動の展開	「花粉の少ない森づくり運動推進委員会」を中心に、都民・企業・NPOなどの支援による森づくりを進める。(再掲P167)
緑のムーブメントに係わる普及啓発事業	東京マラソン・東京国際アニメフェアなど各種イベントとのタイアップ、シンポジウム開催などを行い、多くの都民の参加を促す。
都民との協働（現在行われている取組事例）	
緑のボランティア登録制度（都内全域）	活動してみたい個人と、受け入れを希望する団体を登録し、情報の提供を行う。登録者に対して、都が主催して体験実習なども行っている。
緑のボランティア活動に関する指導者認定講習（対象場所：都内全域）	緑地保全や自然観察などの知識・技術を持ち、個人の方やボランティアグループなどの求めに応じて指導や助言を行える人材の育成を目的として、講習の実施、指導者の認定を行っている。
海の森苗木づくりボランティア（対象場所：海の森）	海上公園の苗圃では参加した個人が、会社敷地や庭などでは企業や市民団体が、海の森植樹用の苗木づくりを行っている。
海の森剪定枝葉堆肥化事業（対象場所：海の森）	都内の公園や街路樹の剪定枝葉から、海の森の土づくりに使用する堆肥をつくる事業を民間団体と協働で実施し、無償で堆肥が海の森へ供給されている。
海上公園ボランティア（対象場所：海上公園）	海上公園の維持管理、美化清掃、自然観察教室等とおした緑の環境保全啓発活動、海浜の清掃等を実施
都民との協働（花守さん等）（対象場所：河川）	川辺のテラスでの花壇作り、維持管理活動等を実施
東京ふれあいロード・プログラム（対象場所：都道）	道路の清掃や植栽の手入れなどの道路美化活動を、地域の住民や企業などの団体等と東京都が協力しあって実施
都立公園ボランティア（対象場所：都立公園）	都立公園において花壇作りや草刈などの維持管理活動、清掃などを実施
都民との協働（対象場所：都立公園予定地）	大戸緑地、観音寺森緑地などの公園予定地において、雑木林などの維持管理を実施
自然と森林を守る大自然塾（対象場所：都立公園、多摩の森林）	水元公園及び野山北・六道山公園において、東京の自然と森林を守り育てるボランティアを育成。修了生は、多摩の森林や都立公園内の樹林地保全活動に参加
東京グリーンシップ・アクション（対象場所：保全地域）	企業・NPO等と行政が連携して、保全地域で自然環境保全活動を実施
保全地域ボランティア（対象場所：保全地域）	市民団体等が草刈、間伐等の保全活動を実施

自然公園ボランティア (対象場所：自然公園)	国立・国定公園内における自然教室の企画運営、清掃・美化活動等を実施
サポート・レンジャー (対象場所：自然公園)	東京の貴重で豊かな自然を守るため、不法行為の防止や利用マナーの向上に取り組む東京都レンジャー18名(多摩・小笠原地域)をサポートするサポートレンジャーは、多摩地域で、東京都が実施する養成講座を修了した都民が登録
多摩の森・大自然塾 (対象場所：多摩の森林)	NPOと協働して、森林ボランティア活動により、森林の整備を進めるとともに、ボランティア活動に積極的、継続的に参加してくれる人材を育成
わたしの森づくり事業 (対象場所：都有林)	八王子市裏高尾の木下沢(こげさわ) 都有保健保安林で、NPO等民間団体との協働による森づくりを実施
多摩川水源森林隊 (対象場所：多摩川上流域の民有人工林)	荒廃が進む多摩川上流域の人工民有林を緑豊かな森に再生するとともに、水道事業における森林保全の重要性について理解を得るため、ボランティア主体による植栽・下刈・間伐・枝打などの森林保全活動と住民参加による学習活動を実施

【都民・企業の参加による緑の東京募金】

緑の東京募金	都民や企業の関心を街路樹など貴重な緑の存在に向けるとともに、その緑を植え、育て、守る取組への参加を促す、行政との新しい協働の仕組みとして緑の東京募金を行い、緑のムーブメントを展開していく。 募金の広報、緑の東京募金実行委員会の運営、緑の東京募金基金への積み立てなどを行い、緑化事業を促進していく。
街路樹倍増のモデル事業による倍増イメージのPR	街路樹倍増のモデルを内堀通りや東八道路に整備し、募金活動をPRしていく。(再掲P162)

【民間事業者による自主的緑化の取組】

民間による自主的緑化の促進	都市開発事業者と自主的な緑化の促進に向けた取組を進めるなど、自主的緑化に向けた働きかけや協力体制の整備を進める。
---------------	--

街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実

【海の森の出現】

海の森公園の整備	<p>ゴミと建設発生土の埋立地を緑あふれる海の森とする。</p> <p><計画の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置：中央防波堤内側の東側部分（都心に海からの緑の風を送る東京港の玄関口） ・面積：約88ha ・樹木数：高木の苗木48万本を都民等との協働により植樹
浄水場発生土の有効利用の拡大	<p>浄水場発生土の有効利用を進めて、資源リサイクルの向上に努め環境への負荷を低減させる。（海の森にも活用）</p>
汚泥資源化の拡大	<p>スラジライトやスーパーアッシュ（改良型）の土木用資材への利用など焼却灰の資源化拡大を図る。（海の森にも活用）</p>

【街路樹の倍増】

街路樹の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新設道路での植樹、既存道路での高木間への植栽等により、街路樹の充実を図り、大規模公園など緑の拠点をつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成を図る。（再掲P160、161） ・東京マラソンのコース沿道を集中的に整備していく。 ・区市町村道の街路樹整備に緑化技術や苗木の確保などの支援をしていく。
臨港道路等における街路樹の充実	<p>海からの風を呼び込むため、臨海部から都心部の緑の拠点を街路樹でつなぐグリーンロード・ネットワークを東京港内で形成していく。</p>
無電柱化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のネットワークと連携して、無電柱化を推進し、良好な都市景観の創出、安全で快適な走行空間の確保、都市防災機能の強化を図る。 ・区市町村と連携した面的な無電柱化を推進する。

【都市公園の整備】

緑のネットワークの拠点となる都市公園の着実な整備	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然の保全や緑の骨格を形成する都立公園を2015年度末までに190ha以上を開園する。 ・身近な緑の拠点となる区市町立公園への支援を強化し、2015年度末までに110ha以上を開園する。
障害者による地域緑化推進事業	<p>区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援する。</p>

【海上公園の整備】

海上公園の整備	<p>臨海部から都心へ向かう緑の風の道をつくりだすため、海の森公園を中心とした海上公園の整備を4つの柱により進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①海の森公園の整備推進（再掲） ②海の自然再生に資する ③臨海副都心のまちづくりと連動する ④新しいネットワークの形成を図る
---------	--

【水辺の緑化】

魅力ある水辺空間の創出（水辺空間の緑化の推進）	整備済の河川や、堤防、護岸等の整備に合わせ、水辺を快適に散策できるよう、堤防、管理用通路などを緑化する。
緑の水辺空間ネットワークの創出	東京港運河における内部護岸の整備等に合わせ、水辺を快適に散策できるように、地元区と連携し、遊歩道などの緑化を推進する。

【環境軸＝みどり豊かな都市空間のネットワーク】

環境軸の形成	道路整備などに合わせ周辺のみちづくりの中で厚みと広がりのある新たな緑を創出するため、地元区市町村や関係事業者などとの検討体制を構築する。
--------	--

校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり

【学校等の校庭芝生化の推進】

公立小中学校運動場芝生化補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校校庭を芝生化するための整備費等を補助する。 ・更新作業、播種など専門的維持管理に対する区市町村への補助を実施する。
都立学校の環境改善（芝生化）	都立学校全体で2015年度までに約23haの校庭芝生化を実施する。
私立学校緑化推進補助事業	私立幼稚園、小中学校、高校へ芝生化を展開するための取組を実施する。
公立幼稚園への芝生化の展開	公立幼稚園へ芝生化を展開するための取組を実施する。
認可保育所への芝生化の展開	保育所等へ芝生化を展開するための取組を実施する。

【校庭芝生化への普及・支援策】

校庭グリーンキーパー登録・派遣、芝生リーダー養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村等への技術支援として、サッカースタジアムや競技場関係者などの芝生の専門家を校庭グリーンキーパーとして登録し、電話相談や現場の要請に基づく派遣を実施する。 ・芝生の維持管理に関する地域のとりまとめ役となる芝生リーダーを養成していく。
東京芝生応援団の結成、校庭芝生化に関する広報・普及啓発	企業、団体、NPO等の支援が学校現場に的確に反映されるよう東京芝生応援団を結成し、学校や地域を支援していくとともに、校庭芝生化の積極的な普及啓発を実施する。（再掲P160）
芝草品種の研究、校庭芝生化技術に関する資料集等作成	<ul style="list-style-type: none"> ・農業試験研究機関等と連携して、校庭芝生化に適した芝草品種等に関する調査研究を行う。 ・校庭芝生ガイドライン及び都内校庭芝生化事例集の内容を充実させる。
地域と連携した校庭の芝生化の取組	地域教育推進ネットワーク東京都協議会と東京芝生応援団との協力により、学校現場と地域との協働のしくみづくりや、子どもの体力向上に取り組む。

あらゆる工夫による緑の創出と保全

【あらゆる都市空間の緑化】（制度の強化・構築・普及）

緑化計画書制度の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築・増改築時の緑化を推進するため、緑化基準を引き上げるなど、自然保護条例に基づく緑化計画書制度の強化を図る。 ・「駐車場緑化ガイドライン」を策定し、駐車場の緑化指導を行う。
緑化計画書制度と公開空地等のみどりづくり指針との連携	緑化計画書制度と公開空地のみどりづくり指針とを更に連携させ、景観や周辺の街並みに配慮した快適で安全かつ美しい空間の創出により緑のネットワークの確保を図る。
緑地評価制度	緑化の優秀な計画や事例について認定・評価する制度を構築することにより、質の面でも高いレベルの緑を創出していく。
「CO ₂ 削減」「緑化促進」に向けた都市開発諸制度の活用	都市開発諸制度を活用する都市開発において緑化促進を誘導するため、屋上や空地の緑化の程度に応じ割増容積を増減させるなど、メリハリのある評価を導入する。

【あらゆる都市空間の緑化】（既存建築物の屋上緑化）

既存建築物における屋上緑化の先導的モデル事業	先導的なモデルとなる既存建築物における屋上緑化等に対し施工費用の一部を補助する。
都独自の政策的な税制の検討	緑地評価制度に基づき屋上緑化を促進する都独自の税制度について検討を行う。

【あらゆる都市空間の緑化】（都庁の率先行動）

未利用所有地の緑化	緑化を条件として未利用所有地を貸付するなどにより緑化を推進する。
都立施設の緑化のガイドラインの策定	「都立施設省エネ・再エネ等導入指針」において、周辺や建物構造などにも配慮した緑化のガイドラインを定め、都立施設の緑化を積極的に進める。
都税事務所等の緑化	都税事務所等の駐車場や屋上等を利用し、緑化の推進を図る。庁舎の壁面等を利用した壁面緑化の導入を検討する。
中防合同庁舎等の緑化	中防合同庁舎等の施設の壁面・屋上等を緑化整備する。
東京都監察医務院における省エネ・省コストの推進と環境に配慮した施設整備	監察医務院建替え時に屋上緑化等を実施する。
子ども家庭総合センター（仮称）の緑化	新設する子ども家庭総合センター（仮称）を緑化する。
健康危機管理センター（仮称）の緑化	健康危機管理センター（仮称）を整備する際に、外構、壁面緑化等を実施する。
都立児童福祉施設等の緑化	都立児童福祉施設等の緑化を推進する。
都立病院施設等の緑化	都立病院にプランターを設置するなど緑化を推進する。
市場施設・敷地の緑化	市場施設の屋上緑化及び接道部の緑化を図る。
港湾区域における緑の拡充	ふ頭の緑化を促進し、CO ₂ 削減に寄与するとともに、みどりある港の景観形成を促進する。
荒川線沿線の緑化	沿線各区、各種団体と協力し、軌道敷の可能な箇所について、緑化を進める。
水道局施設の屋上等緑化	浄水場等の水道局施設を対象に屋上等緑化を推進する。
水再生センター等施設内緑化の拡大	水再生センターなどの屋上緑化、壁面緑化、敷地内緑化の拡大
都立学校の環境改善（緑化）	校舎の屋上、壁面や敷地の空きスペースを活用し、23区に所在するすべての都立学校で緑化を推進する。
警察署庁舎の緑地スペースの確保	警察庁舎建築の際の緑地創出。
都営住宅の建替に併せた緑地の整備・景観施策等と連携した質の高い緑の創出	既存都営住宅の建替えに伴い、従来以上の緑を創出するとともに、周辺とのみどりのネットワークを形成する。

【緑の保全】（市街地の緑の保全）

自然保護条例に基づく開発許可制度の強化	樹林地、草地、農地等の自然地を含む一定規模の土地を開発する場合の緑地基準の強化を図るなど、自然保護条例における開発許可制度を強化する。
都営住宅建替に伴う既存樹木の活用	建替に伴い支障となる樹木について移植プログラムを構築し、建替の事業計画に盛り込み運用することで、風格ある緑の保全及び活用を図る。

【緑の保全】（農地の保全）

生産緑地地区指定の促進	都市の農地の保全に向けて、一定の条件の下、生産緑地地区の指定を拡大するため、面積要件の引き下げなどを国に提案要求するとともに、区市との連携により生産緑地地区の指定を促進していく。
身近な緑（生産緑地）の保全に寄与する小規模区画整理の推進	生産緑地等の保全を促進するため、区画整理手法による農地の集約化や地区内道路などの整備に向けた普及啓発を行う。
“東京の緑”地産地消プロジェクトの推進	緑の産直システムの整備により都内生産者からの緑化苗木の供給を拡充するとともに、新たな都市緑化技術の開発に取り組む。
緑を守る都市と農業の共生プロジェクトの推進	農業体験農園や学童農園など、都民と農業者の協働を図るため、区市の「都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン」の策定を支援する。

【緑の保全】（丘陵地・森林の緑の保全）

保全地域の指定促進	自然保護条例に基づく、保全地域の指定を促進し、丘陵地や山地等に残された貴重な緑を、地元自治体等と連携のもと、保全していく。
特別緑地保全地区の指定促進	・屋敷林など豊かな緑の維持・保全に向け、区市町村との連携により総合的な方針を定めて保全に取り組んでいく。また、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を、区市町村と連携し、促進する。 ・風致地区の現況、制度趣旨を踏まえ、良好な自然的景観の確保に努めていく。
東京都レンジャー制度の充実	東京の自然を守るために、多摩地域と小笠原地域で18名が活動している東京都レンジャーについては、地域との連携を強化し、レンジャー業務の技術・ノウハウ等の継承を確実に行うなど、レンジャー制度を充実させ、自然の適正利用・管理の実現、都民の自然環境保全に係る意識の向上を図っていく。
「自然の力・東京」事業	自然公園の整備事業などにおいて、地元自治体等と連携した取組により、都民へ良質な自然環境の提供を実現し、地域の振興、活性化を推進する。
森林の公益的機能を回復させる多摩の森林再生事業	荒廃が進んでいる多摩のスギ・ヒノキの人工林の間伐を行い、森林の公益的機能の回復を図る。
花粉を削減し針広混交林化を促進する花粉対策事業（枝打ち事業）	森林再生事業を実施した後、数年後に枝打ちを行い直接花粉を除去するとともに針広混交林化を促進する。
シカ被害地対策	・東京都、埼玉県、山梨県で森林被害協議会を設立し、シカの共同捕獲等を実施する。 ・シカ被害により崩壊の恐れが強い森林を復旧・再生するため、植栽や防護ネット設置などを実施する。
スギ花粉発生源対策	・花粉の発生源となっているスギ林の伐採と花粉の少ないスギ等の植栽により、花粉の少ない森づくりを推進する。（再掲P160） ・伐採した木材の流通を促進するため、合板工場施設や木材加工施設を整備する。
多摩産材の利用拡大	・多摩産材の良さをPRするため、提案公募による普及策（展示ルーム設置等）を展開する。 ・多摩産材の需要を拡大し森林産業の活性化を図るため、都営住宅や都庁舎において活用を図るとともに、公立小中学校の内装等での利用拡大に向け検討する。
保安林の適正管理	水源の涵養や土砂の流出防止など、公益的機能の高い森林を保安林として指定するとともに、適正な管理を通じて、良好な森林を保全していく。
水道水源林の適正管理	安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図るため、良好な水道水源林の保護、育成を行う。

【緑の仕組みづくり】

水と緑の回廊形成の仕組みづくり	屋敷林などの樹林地や里山などを維持、保全していくため、区市町村との連携のもと総合的な方針を定めるとともに、生産緑地制度や市民緑地制度等の活用による農地的空間を確保する仕組みや、特別緑地保全地区等の都市計画的な手法による樹林地等の保全・活用、公有地を活用した公園の整備促進の仕組みなどの検討を行う。
みどりの総合的なデータベースの作成	みどりデータをGIS（地理情報システム）を用いて総合的なデータベースとし、みどりの種別変化や地域別変化等を簡単に把握できるようにする。
緑の指標調査	緑の東京10年プロジェクトの推進に資するために、東京の緑の現状を把握する。

資 料

東京都環境基本条例（抄）

東京都環境基本条例（抄）

平成6年東京都条例第92号

前文

人間は、限りない自然の恵みの中で生命を育んできた。

しかし、近時の科学技術の発達により、私たちの生活が便利で活力に満ちたものとなる一方で、資源及びエネルギーが大量に消費され、自然の生態系にまで影響が及ぶこととなり、私たちの生命及び生活の基盤である地球の環境が脅かされるまでに至っている。

私たちの住む東京では、歴史的・地域的特性を生かしながら人間性豊かな都市と快適な都市環境をつくる努力が重ねられてきたが、人口の集中及び産業の集積が進み、都市活動が活発化したことに伴い、かつてない環境への負荷がもたらされてきている。

もとより、すべての都民は、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を担っている。

また、都民の福祉の向上を図ることを使命とする東京都は、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保する責務を有するものである。

東京都は、これまで、環境行政の基本として、東京における公害を防止・絶滅し、自然の破壊をくい止め、その回復を図るための施策を積極的に進めてきた。今後、さらに、環境への負荷の少ない都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐため、都民とともにより総合的・計画的な取組を行うことが必要である。

このような認識の下に、人と自然とが共生することができる豊かな環境を保全し、創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な東京をつくりあげていくために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者並びに都民の責務を明らかにするとともに、

環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（都の責務）

第4条 都は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（1）公害の防止に関すること。

（2）大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。

（3）野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

（4）人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全、歴史的・文化的遺産の保全等に関する

ること。

- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること
- (6) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 都は、環境の保全を図る上で区市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、区市町村が行う環境の保全のための施策を支援するよう努めるものとする。

(区市町村の責務)

第5条 区市町村は、環境の保全を図るため、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、都又は区市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(都民の責務)

第7条 都民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、都民は、環境の保全に自ら努めるとともに、都又は区市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(東京都環境白書)

第8条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するとともに、都民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、東京都環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 環境の保全に関する配慮の指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、都民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ東京都環境審議会及び区市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第10条 都は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 都は、都の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 都は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 都は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 都は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、都は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 都は、事業者又は都民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都は、事業者又は都民が自らの行為に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、そのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 都は、廃棄物及び下水の処理施設、自動車等の走行により発生する公害を防止する施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第15条 都は、環境への負荷の低減を図るため、都民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、環境への負荷の低減を図るため、都の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(都民の意見の反映)

第16条 都は、環境の保全に関する施策に、都民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 都は、環境の保全に資するため、第21条第2項に定めるもののほか、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(環境学習の推進)

第18条 都は、都民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、人材の育成その他の必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(都民等の自発的な活動の促進)

第19条 都は、前条に定めるもののほか、都民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第20条 都は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発及びその成果の普及に努めなければならない。

(監視、測定等)

第21条 都は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

2 都は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(公害に係る紛争の処理及び健康障害の救済)

第22条 都は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害に係る健康障害の救済を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 都は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全の推進等

第24条 都は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 都は、国等と連携し、環境の保全に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 東京都環境審議会及び東京都環境保全推進委員会

(東京都環境審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条の規定に基づき、都の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 法令の規定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の3第3項を除く。)によりその権限に属させられた事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、知事が任命する42人以内の委員で組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。
- 8 委員、臨時委員及び調査委員は、非常勤とする。
- 9 第4項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

(東京都環境保全推進委員会)

第26条 知事その他の都の機関の環境の保全に関する施策について調査等を行い、その結果を知事に報告させるため、知事の附属機関として、東京都環境保全推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員100人以内をもって組織する。
 - (1) 区市町村の長の推薦を受けた者 70人以内
 - (2) 民間の団体の推薦を受けた者 30人以内
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条、次項及び附則第3項の規定は平成6年8月1日から、第26条の規定は平成7年1月1日から施行する。

(東京都公害対策審議会条例の廃止)

- 2 東京都公害防止対策審議会条例(昭和35年東京都条例第74号)は、廃止する。
- 3 第25条の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の東京都公害対策審議会条例第3条第1項の規定による東京都公害対策審議会の委員である者は、その任期の末日までの間、第25条第4項に規定する委員とみなす。

附 則(平成12年条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第177号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。